

明治大学
自己点検・評価報告書
(「2021年度大学評価申請用報告書」)

2021年3月26日

明治大学自己点検・評価全学委員会

明治大学自己点検・評価報告書 目次
(2021年度大学評価申請用報告書)

序章	1
明治大学長 大六野 耕作	
第1章 理念・目的	
(1) 現状説明	2
(2) 長所・特色	6
(3) 問題点	7
(4) 全体のまとめ	7
第2章 内部質保証	
(1) 現状説明	8
(2) 長所・特色	22
(3) 問題点	23
(4) 全体のまとめ	23
第3章 教育研究組織	
(1) 現状説明	25
(2) 長所・特色	27
(3) 問題点	28
(4) 全体のまとめ	28
第4章 教育課程・学習成果	
(1) 現状説明	29
(2) 長所・特色	43
(3) 問題点	46
(4) 全体のまとめ	47
第5章 学生の受け入れ	
(1) 現状説明	49
(2) 長所・特色	59
(3) 問題点	59
(4) 全体のまとめ	60
第6章 教員・教員組織	
(1) 現状説明	62
(2) 長所・特色	71
(3) 問題点	72
(4) 全体のまとめ	72

第7章 学生支援	
(1) 現状説明	74
(2) 長所・特色	91
(3) 問題点	92
(4) 全体のまとめ	92
第8章 教育研究等環境	
(1) 現状説明	93
(2) 長所・特色	109
(3) 問題点	112
(4) 全体のまとめ	112
第9章 社会連携・社会貢献	
(1) 現状説明	114
(2) 長所・特色	123
(3) 問題点	124
(4) 全体のまとめ	124
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	
(1) 現状説明	127
(2) 長所・特色	139
(3) 問題点	140
(4) 全体のまとめ	140
第2節 財務	
(1) 現状説明	141
(2) 長所・特色	144
(3) 問題点	145
(4) 全体のまとめ	146
終章	147

明治大学教務担当副学長 千田亮吉
(自己点検・評価全学委員会副委員長)

序章

序章

本学は1991年の大学設置基準の改正を受けて、1992年には「教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する」ことを学則に規定する等、いち早く自己点検・評価に取り組み、1997年度には大学基準協会による相互評価認定の結果も得てきた。また、学校教育法第109条に定める認証評価機関による評価として、2007年度に引き続き、2014年度に大学基準協会へ2回目の申請を行い、評価の結果「大学基準に適合している」と認定された。2014年度の認証評価では5項目について努力課題として指摘を受け、また教育の質を保証する上での大学全体としての取り組みに対する指摘もあった。

この評価を真摯に受け止め、努力課題が付された事項及び指摘事項の改善・改革を着実に進展させる方策として、前々回の受審時に引き続き、2015年に自己点検・評価全学委員会で「改善アクションプラン（3ヵ年計画）」を策定し、前述した指摘事項について、全学的に対応方針を策定し、毎年度の改善状況を自己点検・評価全学委員会において検証してきた。その結果を2018年に大学基準協会へ「改善報告書」として提出した。翌年の大学基準協会からの検討結果通知では、本学の大学評価結果における提言に対する誠実な取り組みが評価されている。

他方、2011年には学長の下に「明治大学グランドデザイン2020」を策定し、社会に対して公表した。創立150周年を視野に入れ、建学の精神、本学の使命を再確認すると同時に、10年後の本学の将来像（ビジョン）とそれを実現するための重点施策を示すものとしてこのグランドデザインを示し、学長方針及び各組織が作成する長・中期計画書、単年度計画書等、実行計画策定の指針とするよう位置づけた。本学が果たすべき役割を、『「教育」においては、建学の精神である「権利自由、独立自治」のもと、「個」を強くし、多様な環境の中でも高度な専門的能力を発揮できる人材、多様な環境の中でもリーダーシップにより「個」を繋ぎ変革を推進できる人材の育成』、『「研究」においては、強い「個」とその連携により、専門領域において世界水準の研究成果を創造し、また学際的な研究により社会的な課題への対応』、さらには『このような知の創造と人材の育成を通じ、さらに社会連携を推進することにより、自由で平和、豊かな社会の実現』として宣言し、これらを実現するための教学重点施策を策定した。理事会は、建学の精神・教育理念に基づく教育・研究活動を永続的に発展させるため、「明治大学グランドデザイン2020」を踏まえ、法人と教学が共通の現状認識に基づく基本政策の策定および推進を図るため「学校法人明治大学長期ビジョン」を制定し、学校法人明治大学中期計画第1期（2014～2017年度）、第2期（2018～2021年度）を策定し、これらを各年度の事業計画や予算編成に連動させることで、本学の発展に効果的に作用させてきた。

そして、更なる10年後を見据え、2019年12月に「明治大学グランドデザイン2030」を策定、公表するとともに、理事会においてこのビジョンに基づいた新しい学校法人明治大学長期ビジョンの策定を検討している。

本学は、建学の精神を体現した人材の育成と知の創造を通して共創的未来へと前進する所存である。

2021（令和3）年3月20日

明治大学長 大六野 耕作

第 1 章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点 2	大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<大学の理念・目的の適切な設定>

明治大学は、1881（明治 14）年に司法省法学校にてフランス法学を修めた若き法律家である岸本辰雄・宮城浩蔵・矢代操の 3 名によって、明治法律学校として創立された。その「明治法律学校設立ノ趣旨」においては、法学の目的は「権利自由」の確立にあり、「健訟ノ具」（濫訴の手段）であってはならない旨が格調高く謳われている。その後、明治法律学校は、1903（明治 36）年、専門学校令による文部省（現：文部科学省）の認可を得て「明治大学」に昇格した。開校にあたり、初代校長である岸本辰雄は「明治大学の主義」と題する演説によって「学問の独立、自由、自治の精神」を明治大学の建学の精神として追加し、本学の教育方針を「徹頭徹尾開発主義なり、自由討究主義なり」とした。ここにおいて、本学の「建学の精神」は「権利自由」「独立自治」と確立した。すなわち、「明治法律学校設立ノ趣旨」で示された「権利自由」、そして「明治大学の主義」で述べられた「独立自治」である。「権利自由、独立自治」は、個人の権利や自由を認め、学問の独立を基礎として自律の精神を養うという理念を広く普及させることを意味している。「個」の確立を通じて近代化を図るべきであるとの視点のもと、近代市民の育成を目指し、創立以来有為な人材を数多く輩出してきた。「個」の確立を基礎とした教育方針は、「個を強くする大学」という本学の理念へと継承されている。

また、グローバル化が一段と進展する中で、時代の変化や社会の要請を先取りし、未来に羽ばたく優れた人材を育成するため、そして新しい時代にふさわしい価値を見出し、世界に向けて発信するために、建学の精神に基づく 140 年の歴史と伝統を踏まえつつ、これからの 21 世紀の世界を見据え、「知の創造と人材の育成を通し、自由で平和、豊かな社会を実現する」を本学の使命とし、教育・研究・社会貢献等に取り組んでいる（資料 1-1【ウェブ】）。

<学部・研究科における人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容>

<大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性>

「建学の精神」を頂点として、全学の歩むべき「理念」と「使命」を定め、これらに基づき学則等に「本学の目的」を明示している。大学においては、「本学の目的」として、「本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用とを教授研究して、有為な人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする」と定めている（資料 1-2【ウェブ】）。大学院については、「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、

基準1 理念・目的

その深奥を究め、又は高度の専門性の求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の発展に寄与することを目的とする」、また、専門職大学院については、「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性の求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の発展に寄与することを目的とする」と、それぞれ定めている（資料1-3,4【ウェブ】）。

これらの目的を踏まえ、各学部の学科及び各研究科・専攻は、「人材養成その他教育研究上の目的」を明文化している（資料1-2～4【ウェブ】）。例えば、商学部商学科では「「権利自由」・「独立自治」の建学の精神及び「学理実際兼ね通ずる人材の養成」という学部創設以来の基本的教育理念を継承し、専門と教養の『知の融合』を通じて、学生の内面に新たな価値観、人間観及び世界観を『創生』することで、社会において活躍できる有為な人材を育成する。」、国際日本学部国際日本学科では「国際日本学科は、明治大学の「『個』を強くする」人材育成・教育理念に基づき、個人としての競争力を身につけた国際社会で活躍できる人材の育成を目指している。」等、大学の理念・目的に沿った内容となっている。

これら大学の理念・目的と学部・研究科の目的との連関については、毎年度、「教育・研究に関する年度計画書」作成の際に、各学部等において、社会情勢や学生の学習実態に即して検証を行っている（資料1-5）。

点検・評価項目②: 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材養成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2	教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<学部・研究科における人材養成その他の教育研究上の目的の適切な明示>

大学の目的として、「本学の目的」を学則第1条に定めている。大学院については、大学院学則第2条に、また、専門職大学院については、専門職大学院学則第2条にそれぞれ定めている。これらを踏まえた各学部の学科及び各研究科・専攻の「人材養成その他教育研究上の目的」については、それぞれ学則別表、大学院学則別表、専門職大学院学則別表に明示している（資料1-2～4【ウェブ】）。

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表>

建学の精神、本学の使命、理念・目的、学部・研究科の目的等については、大学ホームページ等を通じて、学生及び教職員をはじめ、広く社会に公表している。学生に対しては、各学部便覧に掲載し、教職員に対しては、「教職員手帳」や「教員ハンドブック」に記載し周知している（資料1-6,7）。また、全てのキャンパスに建学の精神である「権利自由」・「独立自治」が刻銘された創立者肖像レリーフ記念碑を設置している。加えて、大学のブランド力強化を目的とした「明治大学広報ブランドブック」を学生及び教職員向けに配付しており、「明治大学のブランドを築く」や「Meiji University Brand Story」において、構成員一人

基準1 理念・目的

ひとりが大学のビジョン・方針を理解し、大学の目指すべき方向を認識させるため、本学の理念や建学の精神を掲載している（資料1-8）。

また、建学の精神は、キャンパスのグローバル化に伴い、外国語版ホームページ（英語・中国語・韓国語）でも掲載し、日本語を含む10か国語で展開しているWEBページである「ALL ABOUT MEIJI」にも創立者の紹介とともに、建学の精神に触れ、国外にも広く公表している（資料1-9【ウェブ】）。今後はコンテンツを更新し、建学の精神や大学の目的などをよりわかりやすく様々な言語で発信するよう検討している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1	将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を見据えた中・長期の計画等の策定
--------	---

<将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定>

<教学における中・長期の計画>

「建学の精神」を頂点として、全学の歩むべき「理念」と「使命」を定め、これらに基づき学則等に「本学の目的」を明示しており、これらの下に2011年5月に「明治大学グランドデザイン2020」を大学ホームページで公表している（資料1-10【ウェブ】）。グランドデザインは、10年後の「将来像（ビジョン）」とそれを実現するための「重点施策」を示したものである。この将来像（ビジョン）の実現に向けて、毎年度、学長が教学の重要課題をまとめ、教学全体の中期方針・計画として、「教育研究年度計画書の策定とその推進について（学長方針）」（以下、「学長方針」という。）を公表し、各学部等が「教育・研究に関する年度計画書（長・中期計画書および単年度計画書、重点項目）」を策定する指針としている（資料1-11【ウェブ】，1-12）。

建学の精神、理念、使命に基づき、教学全体の10年後の将来像（ビジョン）と重点施策であるグランドデザインを定め、実現に向けて「学長方針」を策定し、各学部等が行動計画・重点戦略を策定していく階層的な計画策定の仕組みは、本学の特色として、今日に定着している。2019年12月には、創立150周年（2031年）を見据えた次期グランドデザインとなる「明治大学グランドデザイン2030」を公表しており、2020年度期首にはじまる「学長方針」は、「グランドデザイン2030」を受けた中期計画として方針を示し、これに従って各学部等が「教育・研究に関する年度計画書」として具体的な行動計画を策定している（資料1-13【ウェブ】）。これらの「教育・研究に関する年度計画書」をもとに、学長は「学長、理事ヒアリング」を開催し、各学部長等から年度計画の政策目的や背景について意見交換を行う。意見交換の結果は「学長スタッフ研修」において全学の政策を検証し、各学部等の「年度計画書」（以下、「学部等年度計画書」という。）をとりまとめ、予算管理要領に基づき、学部長会において承認した後に、大学全体の「教育・研究に関する年度計画書」（以下、「大学年度計画書」という。）として、理事長に提出する（資料1-14）。理事会では、この教育・研究計画をもとに事業計画及び予算計画を策定している。

2020年4月から新体制となり策定を開始した「2021年度学長方針」については、教学中期計画として、学長任期の4年間を見据え、各学部等の目標となる全学的に取り組む中期計

基準1 理念・目的

画（基本計画）と、学長室として推進する単年度計画（重点戦略）を分け、「学長方針」の改善を図っている（資料1-5）。この「2021年度学長方針」では、「教育研究のイノベーションと大学のレジリエンス確立に向けて」をテーマに、大学を取り巻く環境変化に対応して教育・研究のイノベーションを促進し、その実現のための高度なレジリエンスを創出することを目指している（資料1-15）。特に、教育・研究システムの国際通用性を高める具体的な施策としては、海外大学と連携した共同開講プログラムの開設や、学部・研究科の枠組みを越えた共創・学際研究の推進など、新たな時代に即した人材育成や研究拠点の形成を具体的に示しており、「明治大学教育研究振興基金」を活用しながら、着実に実現することを示している（資料1-16）。

<将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定>

<法人における中・長期の計画>

明治大学では、教育と研究のあり方は学長の専決事項としている。学長の下で構想される活動と運営の方針は、各学部・研究科等から出される個別の要望を踏まえており、その活動と運営を支える財務基盤を法人が担うという形態で運営している。そこで、今後の学校経営の在り方として、教学と法人がそれぞれの長期的な展望を共有し、一体的な基本政策の策定及び推進を行い、教育研究の充実と経営面のより一層の調和を図るため、2011年に、本法人及び設置学校における長期的なビジョン（目標・戦略課題）である「学校法人明治大学長期ビジョン（以下「長期ビジョン」という。）」を策定した（資料1-17【ウェブ】）。

長期ビジョンは、将来にわたり、明治大学が「新しい知の創造」及び「時代の要請に応える人材の育成」の拠点であり続け、世界に大きく飛翔するため、現在に至るまでの明治大学の歩みを振り返るとともに、可能性を見極め、創立150周年を見据えて、当面する今後10年間の強化の方向性及び理念について定めたものである。将来に向けた大きな方向性・到達すべき目標として、「世界へ-国際人の育成と交流のための拠点 世界で活躍する強く輝く「個」を育てる教育研究の実現」という長期ビジョンを策定した。

また、長期ビジョンを着実に実現するために「学校法人明治大学中期計画（以下「中期計画」という。）」を策定し、2014年度から2017年度を「第1期中期計画」、2018年度から2021年度を「第2期中期計画」と位置づけている（資料1-18【ウェブ】）。

「中期計画」については、第2期（2018～2021年度の4カ年計画）の2年目を迎え、2019年度末には第2期の「中間総括」を実施し、2020年3月の理事会において承認した（資料1-18【ウェブ】）。また、2019年度末には、次期長期ビジョン及び次期中期計画に向けた策定体制について協議を行い、法人の長期ビジョン及び中期計画の策定・遂行・検証を行うとともに、それらの相互連携を強化することを目的として、2020年度に新たに長・中期計画策定委員会を設置した（資料1-19）。

2018年度から始まった第2期中期計画は、8つの項目について可能な限り指標、目指す水準を設定し、年度ごとに進捗状況を把握することとしている。また、大学の全機関における年度計画並びに事務部署における業務目標管理のための部門目標及び部署目標を中期計画と対応する形で策定することで計画の実現性を高めている。なお、各年度の事業計画及び予算編成は、中期計画に基づいて策定しており、着実に実現している。審議に際しては、教学の長期ビジョンである「グランドデザイン2020」をはじめとして、学内の各委員会、機

関等において検討されてきた成果を適切に反映させている。

<認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定>

2014年度に認証評価を受審し、適合と認定されたが、努力課題及び総評における指摘があった。このような結果を受け、2015年度に自己点検・評価として、「大学評価結果等の総括」を行い、自己点検・評価評価委員会（以下、評価委員会という）による評価結果及び学長による改善方針が示された。これらについて、第3期改善アクションプラン（3カ年計画）として、2015年度から2017年度までの間で改善計画を立て、毎年度進捗管理を行った（資料1-20）。この制度を活用し、前述した指摘事項について、計画的に改善を図り、その結果を2018年7月に大学基準協会へ「改善報告書」として提出した。2019年度5月に、大学基準協会から「改善報告書の検討結果」を受領し、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」である旨報告があった。

（2）長所・特色

<ビジョン（グランドデザイン2030）実現のために階層化された教学政策体系>

創立150周年を見据え、建学の精神、本学の理念・使命を再確認するとともに、10年後の将来像（ビジョン）とビジョンを実現するための重点施策を示した「グランドデザイン2030」を2019年12月に策定した（資料1-13【ウェブ】）。「グランドデザイン2030」のコンセプトは、「前へ『個』を磨き、ともに持続可能な社会を創る」であり、本学の果たすべき役割として「権利自由・独立自治」の建学の精神を体現した人材の育成と知の創造を通して新たな課題に挑戦することとしており、建学の精神、理念、使命に基づく10年後の本学の将来像（ビジョン）とこれを実現するための重点施策を示すものと位置づけている。「グランドデザイン2030」は、①教育、②学生支援、③研究、④社会連携・社会貢献、⑤大学運営の5つの区分に分けてそれぞれのビジョンと重点施策を示している。

以上のように、本学の政策体系は、ミッション（建学の精神、理念、使命）の下に、ビジョンとしてのグランドデザインを示し、ビジョンの実現に向けた戦略として、毎年度の計画を学長が「学長方針」として各学部等に示しており、各学部長等が毎年度作成する「中・長期計画書」、「単年度計画書」、「実行計画書（予算計画を含めた重点項目）」の指針となっている（資料1-11【ウェブ】）。ビジョン実現に向け、学長の下で計画が戦略として重点化され、さらに各学部等で計画を具体化する政策推進マネジメントシステムが機能している。また、グランドデザインは、長期ビジョンに反映されている（資料1-13【ウェブ】）。

「グランドデザイン2030」はパンフレットで教職員に配付するとともに、本学ホームページにおいても特設サイトを作成し、広く公表しており、学内外に対する本学の建学の精神、理念、使命の浸透にも大きく貢献している。

<学長のリーダーシップに基づく教学マネジメント推進体制と改善プロジェクト>

グランドデザインには、10年後のゴールに照らして、評価指標として「入学者出身高校地域比率」「留学生比率」「留学経験者比率」「受入研究費」「生涯学習講座受講人数」「生涯学習講座数」「eラーニング科目数」「外国語による科目比率」「女性教員比率」「外国

基準1 理念・目的

人教員比率」を定めている（資料1-13【ウェブ】）。さらに、評価基準となる数値をスーパーグローバル大学創成支援事業や世界大学ランキングの実績データなどを参考に具体的に示し、達成状況を意識しながら、ビジョン達成に向けてマネジメントができる政策体系となっている。

「グランドデザイン2030」の公表後、2020年5月に策定を開始した「2021年度学長方針」については、グランドデザインの達成を目指すと同時に、「学長方針」に基づき作成される各学部等の「教育・研究に関する年度計画書（長・中期計画書および単年度計画書、重点項目）」の様式も抜本的に見直し、各学部等には、「学長方針」として示した基本方針（戦略）を具体化することを求めることとした（資料1-5,15）。このことにより、グランドデザインに示したビジョンを全学として、また各学部等としても、それぞれの立場でビジョン実現に向けて計画を具体的に推進する体制が整備された。特に、全学横断的な課題を推進するために、学長任期の4年間を見据え、各学部等の目標となる全学的に取り組む中期計画（基本計画）と、学長の下で推進する単年度計画（重点戦略）に分け、学長のリーダーシップの下で全学的な教学課題の解決に向けた計画の明確化を図っている。

学長の下で推進する重点戦略では5つの施策に絞っている。重点戦略は、2020年3月から4月にかけて、自己点検・評価結果などに基づき、学長室専門員を中心に、本学の課題を分析し、問題点の改善に向けては、プロジェクトチーム（学長政策課題プロジェクトチーム）を設置し、学長任期4年間の中での確実な計画推進を目指している（資料1-21）。

（3）問題点

なし。

（4）全体のまとめ

本学は、創立以来の揺るぎない建学の精神を頂点として、全学の歩むべき理念と使命を定め、これらに基づき、学則等に大学、大学院、専門職大学院の目的を明示している。この目的を踏まえて、各学部・学科、各研究科・専攻は「人材養成その他教育研究上の目的」を明文化している。これらはいずれも本学の有する特徴や個性を明らかにするものであると同時に、学校教育法に定める大学の目的にも沿い、高度の研究機関として、また、学術文化の研究機関として、ふさわしい内容を有している。なお、大学の理念・目的と学部・研究科の目的との連関については、毎年度、各学部等において、社会情勢や学生の学習実態に即して検証している。

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は、学内刊行物の他、ホームページにも掲載し、教職員、学生、社会に広く公開し、周知している。

本学は、建学の精神・理念・使命に基づき、教学全体の10年後の将来像（ビジョン）と重点施策であるグランドデザインを定め、実現に向けて「学長方針」を策定し、各学部等が行動計画・重点戦略を策定していく階層的な施策を設定している。これらの施策は法人が策定する「長期ビジョン」、「中期計画」及び年度ごとの「事業計画」、予算編成に適切に反映され、教育研究の充実と経営面の調和を図っている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1	<p><u>下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>内部質保証に関する大学の基本的な考え方</u> ・ <u>内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割，当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担</u> ・ <u>教育の企画・設計，運用，検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）</u>
--------	--

<内部質保証に関する大学の基本的な考え方>

本学の理念・目的，教育目標及び各種方針の実現に向けて，恒常的に改善・改革を促進するため，2013年3月に自己点検・評価全学委員会（以下「全学委員会」という。）において，「内部質保証の方針」を定めた（資料2-1,2）。2021年1月31日の全学委員会において，教育プログラム自己点検・評価の導入等，自己点検・評価方法の見直しに伴い，同方針について改定を行った。同方針には，内部質保証に関する基本的な考え方，組織体制と役割分担，PDCA サイクルの運用プロセス，関係校規を明示している。内部質保証に関する基本的な考え方として以下の7つの方針を定めている。

本学の理念・目的，教育目標及び各種方針の実現に向けて，恒常的に改善・改革を促進するため，以下のとおり，内部質保証の方針を定める。

(1) 階層（レベル）ごとに実施する内部質保証

内部質保証とは，大学が自律的にPDCA サイクルを回して，教育等の質を高めていくことであり，本学では，全学レベル，ミドルレベル，マイクロレベルの3つのレベルにおいて，内部質保証を行う。

(2) 各レベルの定義

全学レベルとは，「『教育・研究年度計画書』の策定とその推進について（学長方針）」の単年度計画（重点戦略）を起点とし，ミドルレベルとは各学部等の教育プログラムにおける3つのポリシーを起点とし，マイクロレベルとは，各教員の授業計画（シラバス）を起点として，PDCA サイクルを回すことである（資料1-12）。

(3) 全学的マネジメントの下で実施する内部質保証

3つのレベルの内部質保証は，全学的マネジメントの下で行うこととする。全学的マネジメントとは，学長の直接的・間接的コントロール下にあることを指す。実際の全学的マネジメントを行うのは，直接，学長の下にある学部長会，学長室（副学長及び学長室専門員）及び全学委員会，さらに，教務部長（教務担当副学長）を通じて，間接的に学長の下にある教務部委員会などである（資料2-3～6）。

(4) 内部質保証の推進に責任を負う組織

本学における内部質保証におけるPDCA サイクルの見直しや機能強化などの推進について

基準2 内部質保証

は、全学委員会が行う。

(5) 教育研究情報の適切な把握とその活用

本学における内部質保証の実効性並びに評価の客観性を高めるために、IR データ、学生に対する調査、すなわち「大学における学びに関するアンケート」（以下、学びアンケートという）及び「授業改善アンケート」等から得られたデータ、学外の第三者を委員に含む評価委員会からの提言を取り入れる（資料 2-7, 2-8【ウェブ】）。

(6) 自己点検・評価結果の公表

内部質保証を通じて得られた点検・評価の結果については、大学ホームページ等を通じて学外に公表し、学内に対しては、内部質保証について理解と情報共有を図るために、ニューズレター等を必要に応じて発行する（資料 2-9, 10【ウェブ】）。

(7) 認証評価機関からの指摘について計画的な改善活動の実施

認証評価機関からの指摘について、改善を進めるため、中期目標・計画を定め、目標指標により実績を評価する『改善アクションプラン（3カ年計画）』を実施する（資料 1-20）。

<内部質保証の全学的な手続きの明示>

内部質保証の方針に基づき、3つのレベルで内部質保証を実施する。3つとは全学レベル、ミドルレベル、マイクロレベルであり、その概要は以下のとおりである。

全学レベルの内部質保証においては、グランドデザインを踏まえた「学長方針」の「教育・研究年度計画書」が起点となる（資料 1-10【ウェブ】、1-12）。この年度計画書は、学長スタッフ（副学長及び学長室専門員）が作成し、学部長会で審議・承認して、全学の各部署で実施される。実施した部署が点検・評価し、その結果を学長の指示の下、学長室専門員がさらに点検・評価し、学長スタッフ会議で確認の上、「学長による改善方針」を作成する。加えて、各分野の担当副学長が発展方策（NEXT PLAN）を示している（資料 2-11）。このようにして作成された「学長方針自己点検・評価報告書」は、「全学委員会」の下にある「全学評価部会」が全学的な観点から検証を行っている（資料 2-12）。

ミドルレベルの内部質保証においては、各学部等が教育プログラムに関する全学の3つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー））を踏まえた3つのポリシーを起点として、各学部等がそれぞれの教育プログラムを実施する（資料 2-13【ウェブ】）。教育プログラムを実施するにあたり、全学的な観点からの方向性の統一や学部間等の調整、教育プログラムの支援については、教務部長が委員長である教務部委員会がこれを行う。各学部等の点検・評価については、自己点検・評価学部等委員会（以下、「学部等委員会」という）が点検・評価し、その結果については、全学委員会がピアレビューを行う（資料 2-14）。

全学レベルとミドルレベルでなされた自己点検・評価の結果については、学外の第三者を含む評価委員会がさらに点検・評価を行い、その提言は、次回の「学長方針」の年度計画書及び教育プログラムの作成に活かされる。

マイクロレベルの授業計画（シラバス）を起点とした内部質保証においては、教務部委員会が作成要領を策定したシラバスに基づき、各教員が授業を実施する（資料 2-15）。教務部長がセンター長である教育開発・支援センターが設計した授業改善アンケートを授業の履

基準2 内部質保証

修学生が回答し、その調査結果を教員にフィードバックし、次期の授業の改善に活用している（資料2-8【ウェブ】、2-16）。

本学における3つのレベルの内部質保証において、「学長方針」の年度計画書は、予算と連動させた「予算管理要領」に規定されており、自己点検・評価とその結果の活用については、「自己点検・評価規程」に規定されている（資料1-14, 2-2）。

本学における3つのレベルの内部質保証において、全学的マネジメント、すなわち学長のリーダーシップによる運営を重視しており、内部質保証の実施において、直接的、間接的に学長のコントロールが効く体制になっている。

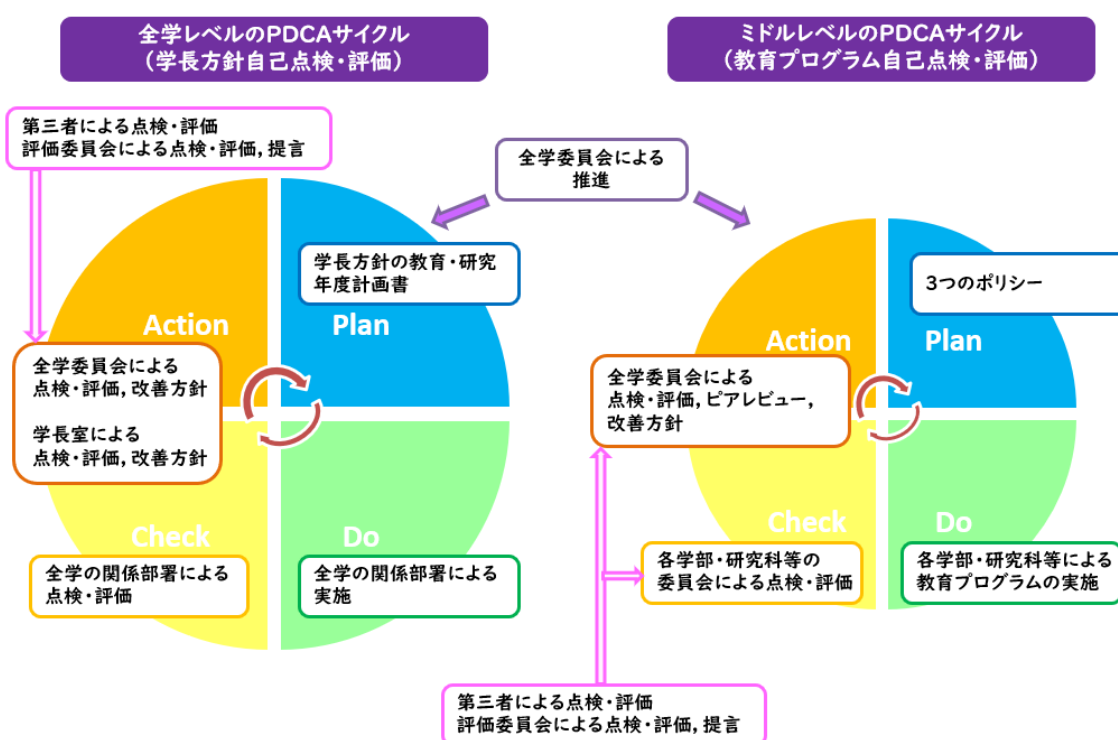


図1 本学におけるPDCAサイクル概念図

基準 2 内部質保証

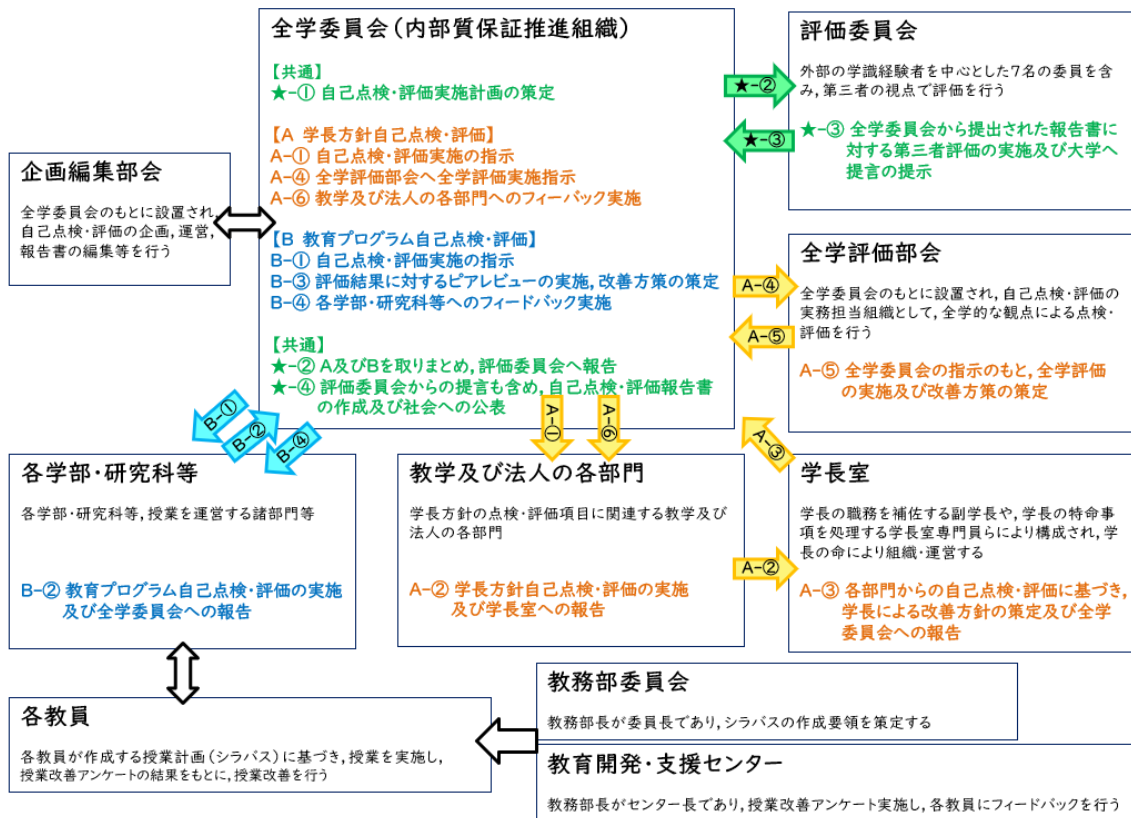


図 2 自己点検・評価規程に基づく自己点検・評価体制図

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割，当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担>

「内部質保証の方針」に基づき，内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として，全学委員会を置き，また，学長の下で，「学長方針」を作成し，その実施結果を点検・評価するとともに，その結果を次期の「学長方針」に活かすという役割を担う組織として学長室(学長スタッフ会議)を設置している(資料 2-1)。これらを含め，本学の内部質保証に関わる組織等は，以下のとおりである(図 2)。

(1) 自己点検・評価全学委員会(全学委員会)

学長を委員長とし，理事長が指名する常勤理事，教務部長及び学生部長，専任教職員で構成している。内部質保証システムの基本方針，自己点検・評価の実施計画を決定すると同時に，全学的な自己点検・評価を行う。さらに，自己点検・評価の結果に基づく改善策を策定し，「自己点検・評価報告書」を公表する(資料 2-9【ウェブ】)。なお，自己点検・評価の実務担当組織として，教務部長を部会長とし，全学的な観点による点検・評価を行う「全学評価部会」と，全学委員会の下に，学長室専門員，副教務部長等で構成し，自己点検・評価の企画・運営，報告書の編集等を行う「企画編集部会」を，委員会内規にて設置している(資料 2-17)。

(2) 学長室

学長の職務を補佐する副学長や，学長の特命事項を処理する学長室専門員らにより，定例の「学長スタッフ会議」の他，「学長スタッフ研修会」等を開催し，教学諸課題の協議を行

っている（資料2-4,5）。

学長室及び学長スタッフ会議は、規程に基づく組織・常設会議ではないが、学長の掲げる政策遂行あるいは諮問事項について、企画提案、情報共有を図りながら、自由に協議を行い、政策を創造する場であり、学長の命により組織、運用されている。

主たる任務は、学長の政策推進であり、特に、各学部等が作成する学部等年度計画書の策定指針となる「学長方針」の草案を起草し、学長へ提案している。提案にあたっては、「自己点検・評価報告書」及び「評価結果（大学に対する提言）」の報告を受け、評価結果を確認しながら協議を行っている（資料2-9【ウェブ】）。また、同方針に基づいて各学部等が作成し、学長へ提出された「各学部等年度計画書」の内容を確認し、「大学年度計画書（「教育・研究に関する年度計画書」）」を取りまとめている（資料2-18）。必要に応じ、学長スタッフ会議の下に、改善事項や特定課題について「プロジェクトチーム」や「ワーキンググループ」を設置し、集中的・専門的に協議している。

また、全学委員会の審議・決定に基づき、「学長方針」の「教育・研究年度計画書」の実施部署による点検・評価の結果を、さらに点検・評価することで、「学長による改善方針」を作成し、次期の「学長方針」の作成に活かしている（資料2-11）。「学長による改善方針」を含む「学長方針」の点検・評価の結果については、全学委員会に報告し、同委員会において内容を精査している。

（3）自己点検・評価学部等委員会（学部等委員会）

各学部、大学院研究科及び付属機関並びに点検・評価項目に関連する教学及び法人の各部門にそれぞれ設置している。全学委員会の定める方針、計画に則り、各学部・研究科等、授業を運営する諸部門等については、教育プログラム自己点検・評価を実施し、全学委員会に報告している（資料2-14）。「学長方針」の点検・評価項目に関連する教学及び法人の各部門は学長方針自己点検・評価を実施し、学長室に報告している（資料2-11）。

（4）自己点検・評価評価委員会（評価委員会）

理事長を委員長とし、学長、理事長が指名する常勤理事、学部長、大学院長及び専門職大学院長等の他、学外者を中心とした7名の学識経験者を加えて構成している。客観性、妥当性を確保するため、「自己点検・評価報告書」を第三者の視点で評価し、学外者の意見を基に、「大学への提言」として評価結果を全学委員会に報告する。

（5）学部長会および教務部委員会、大学院委員会

学部長会は、学長が議長となり、本学の円滑な運営と改善の推進を図るために設置された審議機関である（資料2-3）。本大学全体に関わる教育・研究計画に関する事項、制度の立案に関する事項、校規の制定・改廃に関する事項などを審議承認する権限を有しており、同承認を得て、学長が議案を決定している。

教務部委員会は、教務部長が議長となり、教育の充実及び向上を目的として、各学部教務主任等からなる審議機関である（資料2-6）。同委員会では、本大学全体に関わる教務に関する事項や、教務に関わる校規の制定・改廃の立案に関する事項を審議承認する権限を有しており、授業計画方針の策定や、シラバス作成のガイドライン、各学部の3つのポリシーの改訂にあたっての調整などを通じ、全学的な教育の質保証を推進している。大学院では、大学院委員会が同様の役割を果たしている。

なお、教務部委員会の下には「総合的教育改革関連施策検討WG」を設置し、教務事項関連に関する改善への取り組みを協議している（資料2-19）。

（6）内部質保証システムの運用を支援する組織等

本学の教育研究活動等の各種情報について、学部等の政策立案業務、内部質保証活動等の支援を行うため、学長の下に「IR運営委員会」を設置している（資料2-20）。学長指名の副学長を委員長とし、副教務部長、情報基盤本部長等で構成し、IRデータベースから各種データを全学及び学部等委員会に提供することにより、エビデンスベースでのより精度の高い自己点検・評価が行なわれている。また、教務部に「教育開発・支援センター」を置き、教務部長をセンター長として、授業改善アンケートや新任教員研修など全学的なカリキュラム及び授業改善に向けた取り組みを推進している（資料2-8【ウェブ】、2-16）。

なお、事務部門としては、全学の計画と評価に関わる諸組織（全学委員会、学長室、学部長会）の事務局は教学企画部が担っている。同部には計画策定を担当する教学企画事務室と、評価とIRを担当する評価情報事務室を置き、相互に連携することで、教育研究に関するPDCAサイクルを機能させ、大学運営全般にわたる内部質保証システムを支援している。

<PDCAサイクルの運用①：重層的な評価と評価結果の活用プロセス>

本学の内部質保証システムでは、学長のリーダーシップが重視されており、全学委員会が中心的な役割を担っている。この委員会を通して、学部及び大学院研究科その他の組織における教育の質保証に関わる取り組みの支援や取り組み状況の確認、取り組み結果の検証、改善策の提案を行う。その報告をもとに、中長期にわたって改善活動が必要な事項は、大学として次年度の「学長方針」に盛り込むことで予算と連動させながら計画的に改善が図られるように措置し、すぐさま改善が必要な事項は、各部門において必要な措置を講じて更なる改善と向上を図る仕組みとなっている。PDCAサイクルのうちC（評価）を起点として説明した場合、次のプロセスで内部質保証システムを運用している。

（1）全学委員会は、自己点検・評価の基本計画を立案し、自己点検・評価の対象となる範囲、分野、項目等を決定し、当該年度の自己点検・評価基本方針を策定し、全学に周知する（資料2-21）。

（2）各学部、大学院研究科及び附属機関等に設置した学部等委員会は、全学委員会における審議・決定に基づき、当該部門の自己点検・評価（学長方針評価及び教育プログラム評価）を主体的かつ具体的に実施する（資料2-11, 14）。学部等委員会は、その結果に基づき各組織の課題に対する改善策や向上策、新たな計画等を策定、実行するとともに、自己点検・評価結果の内容を学長方針自己点検・評価は学長室に、教育プログラム自己点検・評価は全学委員会にそれぞれ報告する。

（3）学長室は、「学長方針」の点検・評価項目に関連する教学及び法人の各部門から提出された自己点検・評価結果に基づき、その課題に対する改善策（学長による改善方針、副学長による発展方策）をまとめ、それらの内容を全学委員会に報告する。

（4）全学委員会では、学長室及び各学部等委員会における点検・評価結果、評価結果に基づく課題などについて共有した上で、学長方針自己点検・評価については、全学評価部会が分担し、また、教育プログラム自己点検・評価については、全学委員会が分担し、各組織の点検・評価の妥当性について全学的な観点から評価を行う。

基準2 内部質保証

(5) 全学委員会は、これらの自己点検・評価報告書を取りまとめて自己点検・評価報告書を作成する。総合的な評価結果について、各学部等委員会へフィードバックし改善を促すと同時に、同報告書を、評価委員会に提出する。

(6) 評価委員会は、全学委員会から提出された自己点検・評価報告書の妥当性を客観的に評価し、「大学への提言」として、その評価結果を全学委員会に報告する。

(7) 全学委員会は、評価委員会からの評価結果を付して当該年度の自己点検・評価報告書を学内外に公表する（資料2-9【ウェブ】）。

(8) 理事長及び学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると認めた事項について、速やかに、有効かつ具体的な措置を講ずるとともに、次年度の学長年度計画書や予算案に反映する。なお、全学委員会のもとに設置した企画編集部会において、全学委員会の定める基本方針に基づき、自己点検・評価活動の企画・実施・調整、報告書の編集及び大学評価（認証評価）に関わる事項を協議している。

<PDCA サイクルの運用②：評価結果から計画・予算策定のプロセス>

本学の内部質保証システムの運用にあたって、評価結果を活用した次期計画の策定におけるプロセスは次のとおりである。

(1) 学長は、全学委員会から「自己点検・評価結果」及び「評価結果（大学に対する提言）」を受領し、学長スタッフ会議に報告する。

(2) 評価結果等を参考に、学長スタッフ会議において、「学長方針」の草案を起草する。

(3) 学長は、学部長会において「学長方針」を提案し、承認を得る。学長は、学部長会の承認にしたがい、同方針に基づき、各学部長、各大学院長、各機関長へ「学部等年度計画書（長中期計画・単年度計画）」及び「重点項目」の策定を依頼する。

(4) 学長は、学長スタッフ会議において、「学長方針」に基づいて、学長の下で推進する「重点戦略」を策定する。

(5) 学長は、各学部長等から「学部等年度計画書（長中期計画・単年度計画）」及び「重点項目」の提出を受けた後、学部長等への予算ヒアリングの実施や、学長スタッフ会議、学長スタッフ研修会などにおいて各学部の計画内容の妥当性を協議し、計画の調整を行う。

(6) 学長は、全学的観点により調整された、「学長方針」及び「各学部等年度計画書」からなる「教育・研究に関する年度計画書」を学部長会に提案し、承認を得た後に、理事長に提出する（資料2-18）。理事会では、同計画をもとに事業計画及び予算計画を作成する。

(7) 学長は、「重点戦略」について、戦略目標の達成に向けた活動を推進するため、学長室専門員に対して特命事項を命じたり、あるいは改善プロジェクトの編成を命じたりする。2020年度は、5つの「重点戦略」に対応した5つのプロジェクトを設置し、その他懸案事項については、学長室専門員が担当制により特命事項にあたっている（資料2-22）。



図3 評価結果から計画策定の重点化・具体化のプロセス

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1	内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備
評価の視点2	内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備とメンバー構成>

「内部質保証の方針」に基づき、内部質保証の推進責任者である学長を委員長とし、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として全学委員会を置き、全学的な運営方針の起草や改善プロジェクトを推進する組織として学長室は学長スタッフ会議を開催している（資料2-1,2）。

全学委員会は、2005年度に自己点検・評価の前提となる基本的事項及び基本計画を審議・決定し、総合的な自己点検・評価を実施することを目的に設置され、以下の任務を行うこととしている（資料2-2）。

- (1) 自己点検・評価の前提となる本大学の理念、将来構想及び改善方針に関すること
- (2) 自己点検・評価の基本計画に関すること
- (3) 自己点検・評価の対象となる範囲、分野、項目等に関すること
- (4) 自己点検・評価の組織及び体制に関すること
- (5) 自己点検・評価の結果に基づく検証に関すること
- (6) 自己点検・評価の結果に基づく改善策の策定に関すること
- (7) 自己点検・評価にかかわる報告書の作成及び公表に関すること
- (8) 自己点検・評価の結果に基づく認証評価申請に関すること

基準2 内部質保証

(9) 前各号の他、自己点検・評価に関し全学委員会が必要と認めた事項

全学委員会のもとに、企画編集部会、全学評価部会が置かれ、これらの組織を中心として、学長室、評価委員会及び学部等委員会等により、内部質保証の全学的な体制を構築している。これらは「自己点検・評価規程」及び「自己点検・評価 全学評価部会及び企画編集部会設置内規」に規定している（資料2-2,17）。

また、学長スタッフ会議は、規定に基づく常設会議ではないが、学長の掲げる政策の遂行あるいは学長の諮問事項について、企画提案、情報共有を図りながら、自由に協議を行い、政策を創造する場であり、学長の命により組織、運用される。主な任務は、学長の政策推進を補佐することであり、協議事項は、教務、学務、研究、国際、人事、施設計画など多岐にわたるが、PDCA サイクルに関連する主な協議事項は以下のとおりである。

(1) 各学部等が作成する年度計画書の策定指針となる「学長方針」の草案を起草し、学長へ提案すること

(2) 上記の提案にあたって、「自己点検・評価報告書」及び評価委員会による「評価結果（大学に対する提言）」、さらに、前回の同方針の実施結果の点検・評価から得られた「学長による改善方針」の報告を受け、その評価結果を作成に活かすこと

(3) 同方針に基づいて各学部等が作成し、学長へ提出された「各学部等年度計画書」の内容を全学的な観点から確認し、「教育・研究に関する年度計画書」をとりまとめること

(4) 同方針に基づき、学長の下で推進すべき「重点戦略」を起草し、「学長方針」（重点戦略）を提案すること

(5) 「学長方針」（重点戦略）を推進するために、課題を担当する学長室専門員の選任、あるいは課題推進に関わる「プロジェクトチーム」の編成など推進体制を整備、進捗状況を共有すること

学長スタッフ会議の構成員は、2020年度については、学長及び10名の副学長、11名の学長室専門員、大学院執行部からのオブザーバーから構成されている。

学長スタッフ会議で起草された各種政策は、学長から「学部長会」、あるいは教務部長から「教務部委員会」等に提案され、審議承認された後、全学的な政策として推進されており、学長のリーダーシップを補佐する体制として機能している。

加えて、全学的な自己点検・評価として、学長方針自己点検・評価を実施し、その結果に基づき各組織の課題に対する改善策や向上策、新たな計画等を策定、実行するとともに、自己点検・評価結果の内容を全学委員会に報告している。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1	学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2	方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3	全学的マネジメントの下でミドルレベル（教育プログラム）及びマイクロレベルにおけるPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4	学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5	学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的

	な実施
評価の視点6	行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点7	点検・評価における客観性、妥当性の確保

<3つのポリシー策定のための全学的な基本方針>

本学では、全学委員会のもと、2019年5月28日開催の同委員会において、「明治大学における3つのポリシー策定の基本方針」を制定し、2019年度中に見直しを図った（資料2-23）。この策定方針では、基本方針（ポリシーのあるべき姿）を4点定めただけで、「明治大学の教育目標及び3つのポリシー」に基づき、もともと学部単位、研究科課程単位で定めていたものから、各学部は学科単位、各研究科は専攻・コース単位へ3つのポリシーを一貫性・整合性あるものとして策定することを明記した（資料2-13【ウェブ】）。

各学部・研究科において見直した3つのポリシーは、全学委員会、教務部委員会（学部分）、大学院委員会（研究科分）でそれぞれの委員会における委員長の下で全学的観点からの調整、確認を経たうえで、2020年度から全学的に運用するとともに、大学ホームページなどで広く公開している（資料2-13【ウェブ】）。このことにより、学位授与方針については、各学位単位における学修成果が明確に示されたほか、入学者の受入方針については、学士課程（各学部）が導入する入試形態において、入学選抜の評価方法と学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性・多様性・協働性」）との関係性を体系図として明示している。さらに、2020年度中に3つのポリシーを社会一般に対して分かりやすく明示するため、一体イメージ化を図り、大学ホームページを通じて公開する（資料2-24）。

<全学的マネジメントによるミドルレベル（教育プログラム）及びマイクロレベルにおけるPDCAサイクルを機能させる取り組み>

本学の内部質保証のうち、教育プログラム（ミドル）レベルについては、全学の3つのポリシーを踏まえた各学部・研究科等の3ポリシーが設定されている（資料2-13【ウェブ】）。学部・研究科等がそれぞれの教育プログラムを実施するにあたり、教務部委員会が全学的な観点からの方向性の統一や学部・研究科間等の調整、教育プログラムの支援を行う。教育プログラムを実施した結果の点検・評価は、学部等委員会が点検・評価する（資料2-14）。

教育プログラムの点検・評価にあたっては、各学部・学科及び研究科並びに授業を運営する諸部門を対象とし、3つのポリシーを基盤とした内容を評価基準、評価項目としていることを特色としている。全学委員会では、2018年度から、教育プログラム（学位プログラム）を中心とした内部質保証システムの確立や、学修成果の測定に基づく改革サイクルを機能させる評価を重視する姿勢（「第3期認証評価「大学基準」）を参考として、教育の有効性について着目し、その改善に役立てることを目的に、新たな評価項目、評価指標、評価様式を提供している。具体的には、学生に対して「学びアンケート」を毎年、実施することによって学修成果の達成度を測定し、IRデータベースを活用することで、従来の評価においては単年度における実績評価となっていたところ、各評価項目において経年推移によるグラフや図を用いるよう改善し、エビデンスベースにより、実績の評価の他、達成度の評価がで

基準2 内部質保証

きるよう支援している（資料 2-7,14）。また、2020 年度に実施した教育プログラム自己点検・評価においては、「教員・教員組織」に関する項目を追加し、各学部・研究科の教員組織の適切性やFDの実施状況等についても、自己点検・評価を実施した（資料 2-25）。

具体的なプロセスとしては、全学委員会で策定した「自己点検・評価実施要領」に基づき、教育プログラムの自己点検・評価を原則として2年に1回行う（資料 2-26）。学部等委員会は、当該年度の教育活動及びIRデータに基づく教育実績、「学びアンケート」の集計結果を複合的・総合的に検証・分析したうえで、自己点検・評価を行う。この結果は、「教育プログラム自己点検・評価報告書」にまとめられるが、各報告書では、前回自己点検・評価結果からの改善状況を示すと同時に、自己点検・評価結果について「学部・学科総括（自己点検・評価全学委員会委員長（学長）への報告）」を記載し、評価結果について組織として責任をもつことを明確にした上で、全学委員会に報告し、学部等の評価結果を全学的に共有している（資料 2-14）。

学部等が実施した教育プログラム評価結果については、全学委員会がピアレビューを行う（資料 2-27）。全学委員会は、各学部等から選出された委員を含むが、ピアレビューとは、委員が自分の所属以外の学部・研究科等の点検・評価を行うことであり、これによって、学内における第三者的な視点での評価、すなわち客観性の高い評価が可能になる。全学委員会では、ピアレビューの結果を審議・承認する。ピアレビューの結果は、該当する学部・研究科等に送付され、次期の教育プログラムの参考資料として活用している。

学部・研究科等による点検・評価及びピアレビューを含む全学委員会の点検・評価それぞれの結果については、学外の第三者評価を受けるために、評価委員会による点検・評価を受ける。この委員会による提言も各学部・研究科等に送付され、次期の教育プログラムの参考資料として活用している（資料 2-9【ウェブ】）。

なお、授業レベルの自己点検・評価は、すべての授業を対象とした授業改善アンケートをもとに実施している（資料 2-8【ウェブ】）。その結果を学部長及び各教員にフィードバックし、大学ホームページを通じて、学生に公開するとともに、各教員における授業の検証・改善、次年度の授業計画の立案、シラバスの見直しに活用することを求めている（資料 2-8【ウェブ】）。

以上のように、本学では、3つのレベルでの「全学レベル」「教育プログラム（ミドルレベル）」「授業レベル」での内部質保証の取り組みが行われており、それぞれが有効に機能することで本学の内部質保証システムが保たれている。

<行政機関からの指摘事項に対する適切な対応>

新設学部・研究科や学科・専攻の設置に伴い文部科学省から付される留意事項に対しては、「設置計画履行状況報告書」により、適切に対応している。なお、文部科学省が2014年度に公表した「設置計画履行状況等調査の結果等について」において、本学は総合数理学部に関して「現象数理学科及び先端メディアサイエンス学科の入学定員超過の改善に努めること」との助言が付されていたが、2016年度には完成年度を迎え、改善意見なしであった（資料 2-28【ウェブ】）。

基準2 内部質保証

また、設置計画履行状況報告書として、2017年度の5月に「理工学研究科」「先端数理研究科」の2つの組織、計6専攻の報告書を文部科学省に提出し、当該報告書は明治大学ホームページにおいて掲出している（資料2-28【ウェブ】）。

<認証評価機関からの指摘事項に対する適切な対応>

2014年度に認証評価を受審し、適合と認定されたが、努力課題及び総評における指摘があった。このような結果を受け、2015年度に自己点検・評価として、「大学評価結果等の総括」を行い、評価委員会による評価結果及び学長による改善方針が示された。これらについて、全学委員会では、「第3期改善アクションプラン（3カ年計画）」として、2015年度から2017年度までの間で改善計画を立て、年度計画書や予算と連動させながら計画的な改善を支援し、毎年度進捗管理を行った（資料1-20）。この制度を活用し、前述した指摘事項について、計画的に改善を図り、その結果を2018年7月に大学基準協会へ「改善報告書」として提出した。2019年度5月に、大学基準協会から「改善報告書の検討結果」を受領し、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」である旨報告があった。

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

全学委員会が作成した自己点検・評価報告書について、客観性、妥当性を確保するために、評価委員会による評価を行っている。評価委員会は7名の学外学識経験者を含めた委員構成で、学外者の意見を基に、「大学への提言」として評価結果を取りまとめている。この委員会は、大学役職者と学外有識者の合同委員会で、相互の立場で意見交換や現状確認を行い、改善に有意な提言を立案している（資料2-9【ウェブ】）。

また、その他の学外者の意見を取り入れる方法として、理工学部の機械工学科、機械情報工学科、建築学科（建築・都市学専攻国際建築都市デザイン系）の3学科（専攻）及び農学部農学科の「食糧生産・環境コース」（3年次よりコース制）の教育プログラムは、日本技術者教育認定機構（JABEE）による審査・認定を受けている（資料2-29,30【ウェブ】）。第三者機関による認定を積極的に受け入れることで、教育の質を保証している。

専門職大学院グローバル・ビジネス研究科では、2012年度に、アジア太平洋諸国のビジネススクールネットワーク機関であるAAPBSに入会するとともに、ブリュッセルに本部を置く国際機関である欧州経営開発財団（EFMD）にも同時に入会し、各機関の定例会に参加してきた。グローバル戦略の強化策としては、国際組織の会員になることにより、グローバルスタンダードでみたビジネススクールの水準を理解し、容易に海外のビジネススクールに関する情報が入手でき、また海外の大学と国際交流イベントを企画できる力を確保することを展望している。2017年度には、EFMDのビジネススクール国際認証であるEPAS（EFMD Programme Accreditation System）の実地調査を受審し、その結果2018年2月20日に日本で初めて国際認証を取得した（資料2-31【ウェブ】）。

<内部質保証に関する理解・情報の共有>

教職員の計画策定や評価業務が大学全体のPDCAサイクルの一部を構成していることを周知する目的として、毎年、自己点検・評価ニューズレター「じこてん」を発行し、学内教職員へ配布するとともに、点検・評価に関する説明会や委員会の補助資料として活用して

いる。第17号（2019年12月18日発行）では、「学修成果を可視化するための3ステップ」「カリキュラムマップとツリーの策定」を特集した。これまでに発行している「じてん」は、本学ホームページで学外へ公表している（資料2-10【ウェブ】）。

本学では「教育プログラム自己点検・評価報告書」の導入などの質保証や、評価結果に基づく改善プロジェクトの推進においてIRデータの活用を進めている（資料2-32）。

<新型コロナウイルス感染症に関する対応について>

2020年2月25日に理事長を本部長、学長及び総務担当常勤理事を副本部長とする「新型コロナウイルス感染症対応緊急事態本部」（以下、緊急事態本部）を立ち上げた（資料2-33）。また同日、教学における喫緊の諸課題を抽出し、各種課題に対する施策を協議・実行するため、学長の下に「新型コロナウイルス教学対策協議会」（以下、「教学対策協議会」という。）を設置した（資料2-34）。2020年10月20日までに16回の教学対策協議会を開催し、オンライン授業への移行や、学生支援策、活動制限指針レベルの作成等、教学における課題について対応策を検討し、方針を決定した（資料2-35,36）。教学対策協議会にて決定した方針に基づき、教務部委員会や学部長会、理事会にて審議が必要な事項については、審議を行い承認した。また、緊急事態本部にて承認が必要な事項については都度緊急事態本部を開催するのではなく、本部長、副本部長確認のうえ、緊急事態本部の決定とした。

なお、教学対策協議会では、文部科学省からの通知、学部長会、教務部委員会等における意見交換の内容、2度行った学生向けアンケートの結果などを踏まえ議論を行い、対応を決定した（資料2-37～41）。また、学生支援策を検討する際には学生や父母からの意見を参考に検討を行い、オンライン授業の改善に際しては学生向けアンケート結果の内容を精査し、教員に対して授業改善の依頼をする等の対応を行った。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2	公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点3	公表する情報の適切な更新

<本学における情報公開の状況について>

情報公開として、本学のホームページにおいて、学校教育法施行規則等の一部改正に伴う教育情報に関する内容を「教育情報の公表」で公開している（資料2-42【ウェブ】）。法人経営に関わる内容や本学が目指す将来像として、「事業計画書、事業報告書、財政状況」、「グランドデザイン2020」等についても各ページで公開している。特に財務状況については、監査法人及び監事の監査を行うことにより、正確性、信頼性を確保している。

また、教育研究活動としては、授業の概要・到達目標、授業内容、準備学習の内容、成績評価の方法などの情報からなる各学部等のシラバスをはじめとして、留学制度・海外研修制度やキャリア教育など様々な教育活動を公開している。さらに、授業改善アンケートの集計結果についても公開し、教育研究活動の透明性を担保している（資料2-8【ウェブ】）。

自己点検・評価結果については、全学委員会が自己点検・評価報告書を作成し、評価委員会による評価結果「大学への提言」、 「明治大学データ集」等とともに毎年度ホームページで公開している（資料2-9【ウェブ】）。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点2	点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点3	点検・評価結果に基づく改善・向上

<全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価>

PDCAサイクルの有効性を評価する責任主体は、「全学委員会」である。全学委員会は、毎年度、自己点検・評価の基本方針の策定し、全学的な自己点検・評価を実施するほか、内部質保証システムの改善を行っている（資料2-21）。

具体的には、従来、各学部等が作成する年度計画書において、自ら設定する「目標・計画」と活動実績を比較し、その達成状況について、自己点検・評価を行っていたが、2018年度より、教育に焦点をあて、3つのポリシーを起点とした「教育プログラム自己点検・評価」を導入し、教育の質保証を重視する方向へと転換を行った（資料2-14）。2018年度に施行版として実施し、2020年度からは本格的に実施している。また、「教育プログラム自己点検・評価」の導入に併せて、同じく、教育・設備環境など、教育の質保証において重要な指標である「学びアンケート」について、これまで回答率の低さが大きな課題であったが、アンケート実施方法を見直し、2018年度では、9339人（28.8%）であった回答率が、2019年度では29,838人（94.3%）の学生からの回答があり、大幅に改善された（資料2-7）。この「学びアンケート」については、毎年度、設問の妥当性を検証し、より有効に活用できるよう改善を行っているほか、2020年度からは、アンケートの集計結果について、全学委員会による全学的視点からの評価を実施し、改善のための提言を付し、各学部・研究科等にフィードバックを行っている（資料2-43）。その他、2019年度からカリキュラムマップ及びツリーの策定を行うなど教育の質保証に資する改善を継続的に行っている。

<点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用>

エビデンスに基づく評価を重視するため、「明治大学データ集」を整備するとともに、IRデータを活用している（資料2-44）。IR運営委員会が、数値を用いた評価フォーマットや分析視点の設定を支援し、従来、単年度データと記述が中心であった「学部等自己点検・評価報告書」から、経年推移データとグラフや図を活用した「教育プログラム自己点検・評価報告書」に改訂し、エビデンスに基づく評価を実現している。また、併せて、前述の通り、全学生を対象に実施している「学びアンケート」の回収率を大幅に改善することで、エビデンスとしての精度を高めている。これらのデータを活用し、正確な情報に基づいた点検・評価を行うことが可能となっている。

<点検・評価における達成度指標の導入とPDCAサイクルの明確化>

自己点検・評価において使用するフォーマットについても、見直しを行っている。実施内容・実績を記載する項目に、実施状況についての5段階での達成度指標を取り入れることで、数値による自己点検が可能となった。併せて、自己評価として4段階の指標を取り入れることにより、達成度による数値的評価に加え、どの程度効果があったかという質的評価も可能となっている。加えて、学長による改善方針を示すことで、PDCAサイクルが1枚の報告書で完結しており、明確に示されることで、自己点検・評価に対する意識向上にも繋がっている（資料2-11）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学の内部質保証システムは、「点検・評価」を「年度計画・予算システム」と連動させることを方針として掲げている。自己点検・評価について、全学委員会委員による点検（コメント）を行った上で、学長室専門員が評価結果を分析して「学長の改善方針」を策定し、さらに評価委員会によって評価結果（提言）が作成される「重層的な評価システム」によって、評価の質を高めている。この仕組みは、自己点検・評価結果を、年度計画に活用しやすくなるよう、改善点の重点化と具体化を図るためのものである。また、「評価委員会による評価結果（大学への提言）」は、自己点検・評価規程第17条により、理事長及び学長に具体的な改善措置を講ずることを義務づけ、「評価結果の活用」を校規に担保している点にある（資料2-2）。これらの重層的な評価システムとPDCAサイクルは、大学構成員に「評価結果を次年度の改善・改革につなげる仕組み」として定着している。

（2）長所・特色

<全学的な教学マネジメントを推進するための重層的な内部質保証体制>

「明治大学の内部質保証の方針」に則り、毎年度「自己点検・評価基本方針」を定め、全学内部質保証推進組織である「全学委員会」を中心として、PDCAサイクルを機能させている。

全学レベルの教学諸課題に対するPDCAサイクルについては、10年後の将来像を示したグランドデザインを踏まえて、学長が学部長会に提案する「学長方針」が各年度のPDCAサイクルの起点となる。「学長方針」に示された方針に基づいて、各学部等では「年度計画書」を作成し、年度計画書に沿って、学部等の運営及び教育研究等の諸活動を実施する。「学長方針」に示された活動は、全学の関係する部署が実施し、実施結果を点検・評価する。この結果については、「全学委員会」の審議・決定に基づき、学長室において、検証がなされ、「実績評価」及び「達成度評価」の観点から改善方策、すなわち「学長による改善方針」が作成されている。「学長による改善方針」は次期の「学長方針」において参考とされる。その後、「全学委員会」の下にある「全学評価部会」が全学的な観点から検証を行っている。したがって、全学レベルにおいては、「全学委員会」と学長室を軸として、全学的課題のPDCAサイクルを部門レベルのPDCAサイクルと連関を図りながら、2段階において自己点検・評価を行う体制となっている。

また、学部等の教育プログラム（ミドル）レベルの内部質保証については、「学部等委員会」において、特に3つのポリシーの達成度の検証を主眼とした「教育プログラム自己点

検・評価」を行ったうえで、これに加え、「全学委員会」が学部等によってなされた自己点検・評価に対して、全学委員会委員によるピアレビューを実施し、更なる点検・評価、提言を行っている。したがって、学部等のレベルにおいても、質保証のために2段階でチェックしている。

これらに加え、外部評価委員を含む「評価委員会」が、これら自己点検・評価及び内部質保証システムの妥当性を客観的に評価している。評価委員会からは、本学の自己点検・評価活動の見直しや、内部質保証システムの改善に関する「評価委員会による評価」が提出され、本学の内部質保証システムの妥当性を担保している。

これらを含めた報告書を作成し、ホームページに公表している。また、自己点検・評価、提言は学長室、各学部・各部署等にフィードバックされ、質の改善に活かされている。評価委員会の提言についての改善・改革進捗状況も、全学委員会により把握・確認している。

内部質保証における本学の長は、重層的な評価システムを規定化し、毎年度、機能させていることにある。内部質保証推進組織の責任者は、学長であり、自己点検・評価の妥当性を評価する「評価委員会」の責任者は理事長であることから、内部質保証システムに関する全学的なマネジメントが行われている。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

本学の内部質保証に関する全学的な方針及び手続は、全学委員会が定めた「内部質保証の方針」において、内部質保証に関する基本的な考え方、組織体制と役割分担、PDCA サイクルの運用プロセス、関係校規を明示している。

この方針に基づき、学長のリーダーシップ、すなわち全学的なマネジメントを重視し、全学委員会を、本学の内部質保証の推進に責任を負う組織と位置づけている。全学委員会は、学長を委員長とし、理事長が指名する常勤理事、教務部長及び学生部長、専任教職員で構成して、自己点検・評価の前提となる基本的事項及び基本計画を審議・決定し、総合的な自己点検・評価を実施することを目的に設置されている。また、全学的な運営方針の起草や改善プロジェクトを推進する組織として学長室は、学長の政策立案のために、学長スタッフ会議を置き、副学長及び学長室専門員、学長スタッフ事務局統括者である教学企画部長等が、政策の企画・立案と遂行を支援するとともに、全学的な自己点検・評価を実施している。

本学の内部質保証を有効に機能させ、本学の理念・目的の実現に向けた教育活動を行うための3つの方針は、全学委員会において「明治大学における3つのポリシー策定の基本方針」として制定された。これに基づき、全学と各学部・研究科ごとの3つのポリシーを一貫性・整合性あるものとして整備している。なお、本学の内部質保証活動は、方針に基づき、全学委員会のマネジメントのもと、全学レベル、教育プログラム（ミドル）レベル、授業レベルの3層構造のPDCA サイクルから構築している。全学委員会が作成した自己点検・評価

基準2 内部質保証

報告書は、理事長を委員長とし、大学役職者と学識経験者からなる評価委員会において、評価の客観性・妥当性が検証され、評価結果が「大学への提言」として、全学委員会に報告され、必要に応じた改善策が講じられるようにしている。このように、評価を重層的に行うことで改善点の重点化が図られるとともに、次年度の年度計画・予算編成に反映させることで、内部質保証の実効性を高めている。

本学は、社会の負託を受けた自律的な組織であることに鑑み、グランドデザイン、教育研究活動、自己点検・評価報告書、財務、その他の諸活動の状況等を積極的に本学ホームページに公開するとともに、一部は刊行物の発行も通じて、社会に対する説明責任を果たしている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1	大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
評価の視点2	大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3	教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<大学の理念・目的と学部・研究科及び附属機関との適合性>

本学では、理念・目的に照らして附属研究機関及び附属施設を設置しており、大学として法令上必要な施設については、学則第64条にその設置を規定している（資料1-2【ウェブ】）。また、設置する学部、研究科及び附属機関は「明治大学の教育研究に関する基本組織と共学運営体制」に示すとおりである（資料3-1【ウェブ】）。本学は、建学の精神である「権利自由・独立自治」、理念である「『個』を強くする大学」、使命である「知の創造と人材の育成を通し、自由で平和、豊かな社会を実現する」を継承し、「グランドデザイン2020」に基づいた教育、研究、社会連携、国際連携、学生生活支援、大学の社会的責務における各重点施策を実現するにふさわしい改革を推進するための教育研究組織を整備している（資料1-1, 10【ウェブ】）。そして、これらの諸政策の企画立案及びその推進、点検・評価を円滑に行うための責任体制を明確化すべく、「研究・知財戦略機構」「国際連携機構」「社会連携機構」の3つの機構を設置するなど教育研究組織の見直しを進めてきた。近年では情報化、国際化に応じた学部の新設や、学際領域・先端研究領域といった既存の学問分野を融合させた総合数理学部を2013年4月に開設した。さらに、完全英語教育のグローバル・ガバナンス研究科を2014年4月に設置し、2017年度から先端数理科学研究科の専攻を増設し3専攻となり、理工学研究科も4専攻の再編をおこなった。2020年5月現在、10学部、16研究科を駿河台、和泉、生田、中野の4キャンパスに設置する総合大学へと進化を遂げている。その他、後述するとおり、必要に応じ、組織を新設している。

組織の改廃は、理事会の議決をもって決定する。学長は、教学組織の適切性を確認するために、年度初めの学長スタッフ会議にて、「明治大学の教育研究に関する基本組織と教学運営体制」を更新し、教育情報の公開にあわせて、大学ホームページにも公開している（資料3-1【ウェブ】）。

<組織の新設>

○レインボーサポートセンターの設置

本学の建学の精神において掲げている「権利自由」の精神に基づき、学内におけるすべての教育研究活動が、人権尊重の精神の下に、あらゆる多様性を受容し、差別や偏見による人権侵害が生じることのないよう多様な性に配慮した施策の推進を図るために、2018年11月に「明治大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」を公表している（資料3-2【ウェブ】）。

この宣言の基本理念に基づき、2019年12月に「多様な性に配慮した教育研究のあり方に係る基本方針」を制定した（資料3-3【ウェブ】）。

これらを受け、性の在り方にかかわらず、すべての学生が適正に教育研究その他の活動を行うことのできる環境の整備、並びに、あらゆる多様性を受容・尊重できる価値観を有する人材の育成に資することを目的として、2020年2月1日付で「レインボーサポートセンター」を設置し、あわせて「レインボーサポートセンター規程」を制定した（資料3-4）。

また、レインボーサポートセンターの正式な開設に先立ち、プレオープンイベントとして、「絵本を通して考える多様な性のあり方～自分らしさを語り合おう～」を2019年12月12日に実施した（資料3-5）。加えて、2020年3月12日に「レインボーサポートセンター開設記念対談-多様な性に配慮した教育研究のあり方-」を実施し、対談の様様を大学ホームページに掲載した（資料3-6【ウェブ】）。

○スポーツ推進本部の設置

本学の体育会の活動を、大学スポーツを通じた人材育成活動として位置づけ、その強化、発展のための全学的な支援体制を確立することにより、卓越した能力及び高い倫理観を兼ね備えた人材を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とし、2019年9月にスポーツ推進本部並びに本部のもとにスポーツ推進センターを設立した（資料3-7）。大学スポーツを取り巻く環境は、近年劇的に変化しており、体育会各部における一層のガバナンス強化が喫緊の課題となっている。本学のスポーツブランドの一層の強化を図るため、これまで以上に法人と教学とが一体となり、スピード感のあるスポーツ推進政策を策定・実行することが求められている。そのため、スポーツ推進本部の設置と同時に体育会ガバナンスに関する諸施策として、従来は内規によって根拠づけられていた体育会を、新たに規程をもって設置根拠とし、体育会の位置づけ、目的等を明確に示すべく体育会規程を策定するとともに、体育会各部の部則の整備を行った（資料3-8）。また、今後の本学スポーツ推進戦略の指針を内外に示す目的で「スポーツ推進ステイトメント」及び「スポーツ振興の基本方針」を策定した（資料3-9【ウェブ】）。基本方針には、「スポーツを通じた教育」「スポーツを通じた社会貢献」「スポーツにおける多様性の尊重」等を掲げている。この基本方針に基づき、今後進めるべきスポーツ政策戦略案を検討し、大学スポーツに求められている社会の要請に迅速に対応していく。

例えば、既存のスポーツ特別入試、スポーツ奨励奨学金、強化費配分等の各制度について再検証し、これらの制度の更なる充実を図るとともに、より柔軟に課題に対応できる制度へと改変し、各部及び学生のニーズに応えるための検討を進める。特に、スポーツ特別入試における、男女のバランス及び障がい者受け入れについては、全学支援体制の確立及び各運動部の理解醸成と体制整備に向けて検討を進めていく。

○心理臨床センター精神科医療部門の設置

臨床心理学的諸問題に関わる相談・援助活動及び精神医学的諸問題に関わる診療・相談活動並びにこれらに関する調査・研究を行うことにより、社会貢献を図るとともに、心理相談及び精神科医療に関する実習機関として臨床心理学領域の高度専門職業人（臨床心理士及び公認心理師）の養成を行い、本大学の教育・研究に資することを目的として、心理臨床セ

ンターを設置している（資料3-10）。心理臨床センターは、学内においては大学院学生（文学研究科臨床人間学専攻臨床心理学専修）の臨床心理士養成に関わる臨床心理実習の場として、また学外に向けては心の問題を抱えた人たちに開かれた心理相談の場として15年間の活動実績を積み重ねてきた。さらに、2018年度から文学部心理社会学科臨床心理学専攻及び大学院文学研究科臨床人間学専攻臨床心理学専修において、心理職初級国家資格である公認心理師の養成カリキュラムも始まり、医療領域における臨床実習の充実が求められることとなった。

そこで、これまでの心理相談部門の実績をもとに、2021年1月に精神科医療部門（明治大学子どもこころクリニック）を開院し、2部門からなる総合的な心理臨床センターとする。これにより、多様化・複雑化する児童・思春期の心の問題に対して心理臨床と精神科医療を連携させた支援を行うこととなり、これまで本学では無かった医療分野においても社会貢献を果たすことが可能となる見込みである（資料3-11）。国内の大学においては稀有な事例であり、特長ある取り組みといえる。

開院後3年間は、様々なアプローチを試して診療体制を構築しながら、地域社会に質の高い医療を提供するとともに、今後は、そこで得られた知見を社会（学会発表やセミナーなど）に発信していくことを目指していく。加えて、公認心理師及び臨床心理士養成の臨床実習機関としての役割をより充実させ、社会に貢献できる臨床心理分野における高度専門職の育成を目指していく。

**点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1	適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
評価の視点2	点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、「学長方針」における基本方針（長中期計画書）として掲げられている重点戦略（単年度計画書）の各項目について、毎年度、総合的に点検・評価を実施している（資料2-11）。

具体的には、それぞれの計画について、担当部署が活動実績に基づき、自己点検・評価を実施した結果をもとに、学長の指示の下、学長室専門員がさらに点検・評価し、学長スタッフ会議で確認の上、「学長による改善方針」として示されるとともに、各分野の担当副学長が発展方策（NEXT PLAN）を示している。これら一連のPDCAサイクルをもとに、学長室は「学長方針自己点検・評価報告書」を作成し、全学委員会に報告している。

これらの報告書は、全学委員会のもとに設置されている全学評価部会によって、全学的な観点から検証が行われている（資料2-12）。このように学長室と全学委員会による重層的な検証に基づいたPDCAサイクルが機能することで、上述のとおり、レインボーサポートセンターやスポーツ推進本部の設置が実現し、今後の実質化に向けた検討が始まっている。

（2）長所・特色

なし。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

本学の教育研究組織は、「グランドデザイン2020」に基づいた教育、研究、社会連携、国際連携、学生生活支援、大学の社会的責務における各重点施策を実現するにふさわしい改革を推進するための教育研究組織を整備し、各組織の責任体制を明確に定めている。また、近年では情報化、国際化に応じた学部の新設や、学際領域・先端研究領域といった既存の学問分野を融合させた研究科の新設等、更なる進化を遂げている。

全学的な自己点検・評価結果に基づき、レインボーサポートセンターやスポーツ推進本部の設置が実現するなど、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みも適切に行っている。

第4章 教育課程・学修成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①: 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1	課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与するが学位ごと）及び公表
--------	---

<学位授与方針の適切な設定及び公表>

「明治大学の教育目標及び3つのポリシー」において、全学的な教育上の指針となる3つのポリシーを明示している（資料2-13【ウェブ】）。さらに、「明治大学における3つのポリシー策定の基本方針」において、基本方針制定にあたっての理念、基本方針（ポリシーのあるべき姿）、3つのポリシーの策定単位、それぞれの方針の構成・記述内容を明確にした（資料2-23）。大学全体としての学位授与方針を「明治大学は、教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、教養と専門分野の知識及び問題発見・分析・解決能力を身につけ、多角的な見方と主体的な判断のもとに行動ができる能力を修得した学生に学位を授与します。」と定め、本学ホームページで公表している（資料2-13【ウェブ】）。

この全学の方針に基づき、全ての学部において、学位プログラムごとに、「目指すべき人材像」と「そのための具体的到達目標」で構成された学位授与方針を設定している。学位授与方針の策定においては詳細なガイドラインを設けている（資料2-23）。「目指すべき人材像」は学則別表9、大学院学則別表4に定める「人材養成その他の教育研究上の目的」と関連しており、「そのための具体的到達目標」では学習成果と課程修了の要件を定めており、適切に設定されている（資料1-2,3【ウェブ】）。

例えば、法学部の学位授与方針は以下の通りである（資料2-13【ウェブ】）。

法学部では、「目指すべき人物像」として、「建学の精神「権利自由」・「独立自治」を自由な精神に基づく自治の精神と捉え、この精神を生かすような「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を目指しています。法は、社会と人間関係の一つの結節点であり、実社会においても日々生起する人々の利害関係を調整して紛争を解決し、または紛争を予防する機能を果たしています。法を理解するためには、その基礎にある社会と人間についての洞察と深い理解が必要です。そのため法学教育は、裁判官や検察官、弁護士等の法曹を養成するばかりでなく、国際性豊かな批判的精神に富む市民の養成をも目的としています。」と定め、具体的に次の5項目を掲げている。

- (1) 国内外の取引やビジネス法務などの場で活躍する人材
- (2) 国際機関、NGO、海外企業や国際取引に関わる人材
- (3) 知的財産権管理や情報セキュリティなどにかかわる情報社会の場で活躍する人材
- (4) 国家公務員、国会職員、裁判所職員および地方公務員などの法律専門職に従事する人材
- (5) 裁判官、検察官、弁護士などの法曹実務家

基準4 教育課程・学習成果

また、「そのための具体的到達目標」として、「法とは何かということ、人間の行動と社会のありようから学び、それによって、利害関係を調整して紛争を解決・予防するための優れた能力、具体的には以下の5点に重点を置き、これらを涵養することを学習成果の到達目標とします。この到達目標を達成するうえで「5つのコース制」を採用し、各コースを特色づける法律関係科目の他、総合教養科目、情報科目、外国語科目、保健体育科目等、幅広い科目を設置し、学生自身の将来の進路に応じた能力を育成しながら、各科目群から所定の単位をそれぞれ修得し、取得単位128単位の基準を満たし、かつ本学学則に定める期間に在学した者へ学士（法学）の学位を授与します。」と定め、具体的に以下の5項目の到達目標を掲げている。

- (1) 法的素養（論理的思考力、判断力および表現力）
- (2) 国際性豊かな批判的精神
- (3) 幅広く深い教養
- (4) 事実を冷静に直視し把握する能力
- (5) これらを統合して自由自在に使いこなすことのできる知的能力

これら学位授与方針の見直しは、各学部・研究科において定期的に行い、見直しを行った場合には、学部では教務部委員会、研究科においては大学院委員会に報告し、全学的な観点から確認している。なお、各学部・研究科の3つのポリシーについては、基準2において前述のとおり、2019年度に全学委員会のもと、「明治大学における3つのポリシー策定の基本方針」を制定し、見直しを行っている。

点検・評価項目②: 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1	下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点2	教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<教育課程の編成・実施方針の適切な設定及び公表>

大学全体としての教育課程の編成・実施方針を「学位授与の方針に掲げる知識・能力などを修得するために、「教養科目」、「専門科目」及びその他必要な科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等、多様な形態の授業を適切に組み合わせたカリキュラムを展開します。また、大学での学習のための導入教育を行います。学習成果については、各科目の成績評価及び各種調査等により、到達理解度を測ります。」と定め、本学ホームページで公表している（資料2-13【ウェブ】）。この全学の方針に基づき、全ての学部において、学位プログラムごとに、「教育課程の理念」「教育課程の構成」「教育課程の特長」の3項目で構成された教育課程の編成・実施方針を定めている。「教育課程の理念」において目指す方向性を示し、「教育課程の構成」において、教育内容と教育方法に関する基本的な考え方を示し、「教育課程の特長」において、特色を説明している。

大学院においても、各研究科において教育目標や学位授与方針を踏まえて「教育課程の編成・実施方針」を策定している（資料2-13【ウェブ】）。

基準4 教育課程・学習成果

例えば、情報コミュニケーション研究科博士前期課程では、教育課程の編成・実施方針を「教育理念・目標である、新しい学際性・学域横断性に基づいた教育研究を実現するために、以下に示す方針に基づきカリキュラムを編成しています。」とし、以下の2項目を通して、大学院学生に専門的な知識を教授し、また、指導教員と副指導教員の連携による指導を行うとしている。

(1) 本研究科が目指す学際性は、社会科学・人文科学の融合を基盤とした上で、自然科学との協働を構築し得る教育・研究環境によって保証されます。このため本研究科で設けられる講義科目群は、社会、文化、人間の3つの伝統的研究領域をもとに、情報、メディア、コミュニケーションの3つの専門領域にわたり横断的に配置され、先進的な学際空間が形成されています。

(2) 知識を応用し総合的に問題解決や政策立案ができる能力を育てるための、基礎的なリテラシーやスキル、特定の研究分野で要求される技能の習得や資格の取得を支援するための研究サポート・プログラムを設置します。

これら教育課程の編成・実施方針の見直しは、各学部・研究科において定期的に行い、見直しを行った場合には、学部では教務部委員会、研究科においては大学院委員会に報告し、全学的な観点から確認している。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性>

2019年5月28日開催の全学委員会において、「明治大学における3つのポリシー策定の基本方針」を制定し、その基本方針に基づいて「3つのポリシー見直しチェックリスト(各項目のガイドライン)」を策定した(資料2-23, 4-2~4)。また、大学院については「大学院3つのポリシー見直し指針について」を示している(資料4-5)。学位授与方針を踏まえ、どのようなカリキュラムを編成し、教育を行うか具体的に示すことを共通指針としている。また、「次期認証評価に向けた内部質保証推進担当者説明会」を開催し、3つのポリシー策定上の注意点を説明している(資料4-6)。さらに、全学委員会において、各学部における3つのポリシー見直し進捗状況を報告し、各ポリシーの連関について確認、意見交換を行った(資料4-7)。具体的な策定は、各学部教授会、各研究科委員会を責任主体として、両方針は連関して審議され、学部では、各学部教授会で変更の承認を経た上で、教務部長(教務担当副学長兼務)が委員長となる全学的な審議機関の教務部委員会に報告することとなっている。2020年度には、全ての学部・学科において、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを作成し、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との連関をより明確に示している。

大学院及び専門職大学院では、各研究科において「教育目標や教育課程の編成・実施方針」を踏まえて、「学位授与方針」を策定している。また、各研究科における「学位授与方針」の適切性の検証の際には、相互の連関についても考慮している。

点検・評価項目③: 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1	各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</u> ・<u>個々の授業科目の内容及び方法</u> ・<u>授業科目の位置づけ（必修，選択等）</u> ・<u>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</u> <p><u><学士課程>初年次教育，高大接続への配慮，教養教育と専門教育の適切な配置等</u></p> <p><u><修士課程，博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</u></p> <p><u><専門職学位課程>理論教育と実務教育の適切な配置等</u></p> <p><u>教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり</u></p>
評価の視点2	<p><u>学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</u></p>

<各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置>

本学は、各学部・研究科が責任主体となり、教育課程の編成・実施方針に基づき、前年度の履修状況や教員の研究時間の確保、1科目あたりの教育の質向上、アクティブ・ターム等の柔軟な学年暦の実現などを目的とした授業時間数の削減方針に基づく検証のもと、各学位課程においてふさわしい授業計画を策定し、必修科目や選択必修科目等を考慮した上で、教育課程を体系的に編成している（資料4-8）。また、前述のとおり、本学では教育課程の編成・実施方針において、「教育課程の理念」「教育課程の構成」「教育課程の特長」を示しており、教育課程との整合性を明確にしている。各学部・研究科が開講する科目の一覧や授業時間割、カリキュラムの概要は、各学部のシラバス及び大学ホームページに示し、学生への理解を促している（資料4-1【ウェブ】）。その他、本学では教養科目と専門科目の両方を、学部の教育課程の一環としてバランスよく配置しているが、学部の教育課程を補完するために、各学部の学生が共通で履修できる科目として、総合講座、情報関係科目等の全学共通の科目及びグローバル人材の育成に関わる科目等を設置している（資料4-1【ウェブ】）。

2018年度には、本学が開講する全ての授業科目について科目ナンバリングの付番、2019年度にはその英語版の作成が完了し、それぞれホームページで公開している（資料4-9【ウェブ】）。2020年4月からは、全学的な教育支援システムであるOh-o! Meijiシステムにて、シラバスと併せて科目ナンバリングを表記するとともに科目ナンバリングによる授業検索により、学生が各科目の履修水準や学問分野を参考にした履修設計も可能となった（資料4-9【ウェブ】）。

○初年次教育及び付属明治高校との高大連携

初年次教育については、各学部において、新入生ガイダンスを実施し、履修相談の機会を設けるとともに、専門基礎科目を必修科目として設置する、初年次演習科目を設置するなど、それぞれ行っている（資料4-1【ウェブ】）。例えば、理工学部においては、それぞれの基礎専門科目を設置するほか、学科混合で行う学部共通科目を導入し、他学科の学生と触れあう機会を設けている。毎年4月には、「新入生の日」行事を開催し、専任教員の研究紹介、校歌の練習、小グループでのオリエンテーション、大学院学生との懇談など、本学並びに学部・

学科の一員としての自覚を養うとともに、新入生の仲間づくり、単位履修など大学生活の留意点を教員と確認する場として機能している（資料4-10）。

また、全ての学部の学生を対象とする全学共通総合講座において、初年次教育に関する講座として「図書館活用法」を設置している（資料4-1【ウェブ】）。図書館活用法は、図書館の蔵書、施設、サービス内容を知り、図書や読書の意義を理解することにより、図書館を積極的かつ目的に応じて適切に利用できるようになる（図書館リテラシー）、さまざまな情報、文献、資料の種類や特徴を理解し、目的に応じて適切な方法で検索、入手、利用できるようになる（情報リテラシー）、入手した情報、文献、資料を適切に利用し、レポート、論文やプレゼンテーション資料などを作成できるようになる（学術リテラシー）ことを到達目標とし、初年次教育として、多くの学生が履修している。その他、各キャンパスの図書館において、図書館リテラシー教育として「ゼミツアー」を実施している（資料4-11）。これは授業の1回を使い、図書館の利用方法、文献の探し方、入手方法を実習形式で修得するものである。また「レポート準備講座」や「各種データベースの利用講座」も図書館を主体に随時開催している（資料4-12）。さらに、キャリア支援教育として全学共通総合講座「キャリア講座Ⅰ」「インターンシップ概論」等の科目を初年次から段階的に配置し、学生の進路選択に資する内容となっている（資料4-1【ウェブ】）。

本学付属明治高校3年生を対象に本学で履修した授業科目を一定の条件のもとに、本学入学後の単位として認定できる「プレカレッジプログラム」を実施している（資料4-13）。また、本学の教員を付属明治高校に派遣する「高大連携講座」では、各学部が入門的講座を開講しており、高校2年生の総合学習（週2時間）として位置づけられ、大学での受講能力の養成と学習意欲の喚起につながっている（資料4-14）。さらに「特別進学指導講座」として、付属高校3校（明治高校、中野高校及び中野八王子高校）の1年生及びその保護者を対象とし、各学部長から学部の教育内容の説明を行っている（資料4-15）。その他、付属高校生を対象とした学部公開授業を実施するなど、明治大学及び学部概要について理解を深めることにより、文系・理系のクラス選択、志望学部選択に寄与している（資料4-16）。

○教養教育と専門教育の適切な配置等

教養教育は、各学部に教養教育的科目を配置すると同時に、学部間共通科目運営委員会等が全学共通の科目を配置している（資料4-1【ウェブ】）。教養教育的科目の領域は、文化、歴史、現代社会、自然科学、外国語、体育等が含まれ、特に教育目標である「国際的に通用する多彩な個性」を育成するため、海外研修を含む授業科目を学部科目及び全学共通科目として開設している。

専門教育的科目は、各学部の特徴を生かし、初年次においても専門基礎的な科目を演習科目として設置している学部が多い。商学部の「特別テーマ実践科目」、経営学部の「フィールドスタディ科目」、農学部の「ファームステイ研修」、国際日本学部の「国際実践科目」等、社会や地域の現場に学ぶ産学連携型学習や、課題解決型学習（Problem-Based Learning）の科目を配置している。多くの学部で基礎的科目と専門的科目での学習を踏まえ、卒業論文、卒業研究・制作を置いている（資料4-1【ウェブ】）。

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

基準4 教育課程・学習成果

修士課程及び博士課程においては、各研究科を責任主体として、全ての研究科において、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育課程を設置しており、各研究科においては、それぞれ取得する学位にふさわしい能力を有した修了生を輩出している。科目履修によるコースワークと論文指導、実験・研究調査指導等の研究指導を中心としたリサーチワークを有機的に結び付けた体系的なカリキュラム編成により、研究科によっては専修・コース制によってより分かりやすく履修体系を明示し、また博士前期課程・修士課程及び博士後期課程のそれぞれに研究科間共通のコースワークを配置し（研究科間共通科目、プロジェクト系科目）、研究者又は高度専門職業人として必要な能力を育成している（資料1-3【ウェブ】）。なお、大学基準協会「2014年度大学評価（認証評価）結果」において、理工学研究科及び農学研究科の博士後期課程のカリキュラムに対して、「リサーチワークとコースワークの組合せが適切でない」という指摘を受けた。このため、両研究科では博士後期課程カリキュラムを検証し、2017年度中に同指摘に対応するためのカリキュラム改正を行った。

○理論教育と実務教育の適切な配置等

専門職大学院において、その設置理念に基づき、理論と実務を架橋した教育を行うことを基本としつつ、少人数教育、双方向的・多方向的な授業、事例研究、現地調査などの実践的な教育方法をとっている（資料4-1【ウェブ】）。また、カリキュラムのコア科目を担当する専任・特任教員に加え、実務の第一線で活躍している（または直近まで活躍していた）者を客員教員や兼任教員として多数任用することで、実践的で高度な教育を提供している。加えて、ゲスト講師制度を設けており、学生の理解をより深めるため、当該科目の内容に直接的に関連した、学識及び実務経験を有する人材をゲスト講師として招き、より実践的な授業を提供している（資料4-17）。また、グローバル・ビジネス研究科ではビジネス分野の一流の実務家やコンサルタントを特別招聘教授として任用し、集中講義を行っている。

○教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

各教育プログラムはそれぞれ3つのポリシーに基づく自己点検・評価を実施している。それらを全学委員会において委員がピアレビュー（所属する機関以外の教員が、点検・報告書から、教育の質保証の取り組みやPDCAサイクル等が有効に働いていることを客観的に確認し、その結果を当該組織にフィードバックすること）をすることで、全学（マクロレベル）による、学部・研究科等（ミドルレベル）の教育活動に対する改善事項等をフィードバックする仕組みを構築している（資料2-14）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか

評価の視点1	<p>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <p>・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</p> <p>・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授</p>
--------	--

	<p><u>業内容とシラバスとの整合性の確保等</u></p> <p>・<u>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</u></p> <p>・<u>適切な履修指導の実施（学士課程）</u></p> <p><u><学士課程></u></p> <p>・<u>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</u></p> <p><u><修士課程、博士課程></u></p> <p>・<u>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</u></p> <p><u><専門職学位課程></u></p> <p>・<u>実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施</u></p> <p>・<u>各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり</u></p>
--	---

<各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置>

○各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

単位制度の実質化への工夫として、「全学版シラバス作成の手引き」（資料 2-15）において、準備学習（予習・復習等）についての指示を明確化するように記載し、各教員にシラバスへの反映、授業運営における工夫を依頼している。また、各学部で年次毎（学部により学期毎）の履修登録上限を設定し、予習・復習時間等学生の適切な学習時間の確保に努めている（資料 4-1【ウェブ】）。

教職科目など資格課程で開設している授業科目などの一部の科目については、各学部で定める履修上限単位数に含めていない。これは学生の多様な学習機会を損なうことなく、専門のカリキュラムと資格取得のための要件とを標準修業年限内で両立するための措置である。各学部で定める履修上限を超える単位の実質化を確保するため、資格課程ガイダンス及び職員やティーチング・アシスタント（TA）による履修相談で計画的な履修を指導するとともに、教職課程履修者には3年次に自身の学修状況を把握できるよう、教育実習の担当教員を通じて「取得要件単位確認票」を配付している（資料 4-18）。さらに、2020年7月27日開催の全学委員会において、過去2ヵ年度間（2018・2019年度）の各学部・学年別における履修上限単位数を超えた学生数（割合）をIRデータから抽出し、各学部に対して、履修上限単位数や履修上限に含まない科目の見直しのほか、大学基準協会の示す単位の実質化を図る措置として、教育課程上の配慮、成績評価の厳格性の確保、授業時間外に必要な学習の促進等の取り組みを依頼している（資料 4-19, 20）。

○シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

学部においては、学年のはじめに、「授業の概要・到達目標」「授業内容」「履修の注意」「準備学習（予習・復習等）の内容」「教科書」「参考書」「成績評価の方法」を統一的に記

載したシラバスを学生に周知している（資料4-1【ウェブ】）。シラバスの記述内容を全学的にシラバス作成の標準化と電子データ化を行い「Oh-o!Meiji システム」の「クラスウェブ」から公開、閲覧を可能としている。シラバスの記載項目は「教務部委員会」が全学的な責任主体となって決定し、その記載と内容点検は、各学部において実施されている。シラバス作成にあたり教務部では、以前は「シラバス作成にあたってのガイドライン」、「フォーマット」を作成し、各学部ではそれに基づきシラバス作成要領を個別に作成していたが、内容の統一を図るため、2016年度からは、「全学版シラバス作成の手引き」を作成し、教務部委員会を通じて全学部共通の要領として配付した（資料2-15）。それに伴い、シラバス記載項目も一部整備を行い「準備学習（予習・復習等）の内容」については、新たに必須項目とした。

授業内容がシラバスと合致しているかは授業改善アンケートにおける調査項目となっており、各授業担当者にフィードバックされることから、シラバスに基づいた授業実施に繋がっている（資料4-21, 22）。

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生の主体的参加を促す授業については、2017年度からの「50分単位でのモジュールを取り入れた1コマ100分6講時制の授業時間割」に向けて、学内で研修会を開催するとともに、2017年1月には、それまで学内で取り組まれてきたアクティブ・ラーニングに関わる技法、手法を集めた事例集「授業における教育効果を高めるための工夫（アクティブ・ラーニング等）事例集」を刊行し、これを教務部委員会のもと、各学部教授会において、全教員に配付する取り組みを行った（資料4-23, 24）。その際には、教授会において内容の報告と意見交換を行うなどのFDを実施した（資料2-14）。事例集は、「語学系・体育系授業」「教養系授業」「自然科学系専門授業」等、7つの事例に分類し、42の授業における取り組みを紹介している。

アクティブ・ラーニングをさらに拡充させるため、2019年度には、教育開発・支援センターにおいてアクティブ・ラーニング等紹介動画コンテンツ集（「Teaching Tips at MEIJI」）の作成を企画し、その中で本学の教育改革、教育制度の紹介、様々なアクティブ・ラーニング手法の紹介、アクティブ・ラーニング支援機器及び設備の紹介を、短編動画の形式で本学の教員がいつでも見ることができる仕組みを構築する計画である（資料4-25, 26, 4-27【ウェブ】）。2020年度中の公開を目標に各コンテンツの作成を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、延期となっている。

○適切な履修指導の実施（学士課程）

学生の履修指導は、学期開始時に学部毎に履修ガイダンスを実施し、学部における特色ある科目・取り組みや履修モデルの紹介等を行っているほか、各学部事務室において、常時、学生からの履修相談に対応している。その他、商学部では担当科目に関連する学生の質問や相談に、専任教員が個別に応じるオフィスアワー制度、政治経済学部では新学期開始前の履修届の提出時期に、特に新生の履修や学習の仕方など、専任教員が履修上の事柄に関して直接相談に応ずるアカデミック・アドバイザー制度など、学部独自の取り組みも行っている（資料4-28, 29）。また、全学的には、科目ナンバリング、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーを提示することにより、学習分野や難易度を周知し、学修の便宜を図っている（資料4-9【ウェブ】）。

基準4 教育課程・学習成果

○授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

教育方法の特長として、各学部において少人数教育（ゼミナール教育等）を取り入れている（資料4-1【ウェブ】）。そのことによって、2019年度の学部における全設置科目14,545科目のうち講義科目（メディア授業含む）9,503科目（65.3%）、演習科目3,894科目（26.8%）、実技科目511科目（3.5%）、実験科目318科目（2.2%）、実習科目319科目（2.2%）と、演習科目の割合は25%を超えている（資料4-30）。講義科目についても60人未満の講義が約78%を占めている。具体的には、各学部における3・4年次のゼミナールの他、法学部における初年次からの専門基礎的な演習科目である「法律リテラシー基礎」の設置や、商学部における教養系と専門系の2種類のゼミに所属する「ダブル・コアゼミ（2年次以上）」、政治経済学部における「教養演習・基本演習（1・2年次配当）」などが挙げられる（資料4-1【ウェブ】）。

また、基準6「教員・教員組織」において後述のとおり、専任教員数について、専任教員一人あたりの学生数を独自に定めるなど、教育効果を十分にあげ、学力水準の維持向上を図るため取り組んでいる。

○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

大学院の教育方法は、指導教員による研究指導の他、少人数の講義・演習科目によって構成されている（資料4-1【ウェブ】）。また、研究科・専攻によっては、実験・実習による授業がある。

履修単位数の上限設定は行っていないが、大学院学生は大学院学則第24条第2項に基づき、指導教員の指導の下で研究計画を立て、履修科目を決定しているため、上限についての設定を設けずとも、適切な科目（単位数）を履修している（資料1-3【ウェブ】）。

各研究科においては、課程別に「学位取得のためのガイドライン」を定め、これを当該研究科のホームページやシラバス等において明示している（資料4-1【ウェブ】、4-31）。「学位取得のためのガイドライン」では、「学位取得までのスケジュールや方法」及び「学位論文審査基準」等について示しており、指導教員による個別の履修指導の他、新入生・在学生ガイダンスにおいて説明を行っている。「学位論文審査基準」については、「学びアンケート」において、認知度について確認を行っている（資料2-7）。

○実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

専門職大学院においては、その設置理念に基づき、研究者と実務家教員により、理論と実務の架橋教育を行っており、講義と演習の二つの形態をとっている（資料4-1【ウェブ】）。実務基礎科目、ケーススタディ及びワークショップなどの実践的な手法を学ぶ科目を多数設けることで、理論と実践の融合に取り組んでおり、実務家の兼任講師やゲスト講師の招聘などにより、実務教育の充実化を図っている（資料4-17）。また、ガバナンス研究科では、公共政策の現場を訪問して視察や講義を受けることでより実践的な学びを促すフィールドトリップを主に留学生を対象に数多く実施している。学生が計画的かつ適切に科目履修することを促すため、履修単位数の年間上限設定を各研究科ともに設けている（資料4-1【ウ

基準4 教育課程・学習成果

ウェブ】)。研究指導は法務研究科を除く3研究科で行っており、会計専門職研究科では「会計専門職研究科修士論文作成のためのガイドライン」を2015年度に策定し、修士論文に求められる要件から、研究指導体制、論文審査の概要までを公開している(資料4-32【ウェブ】)。

新型コロナウイルス感染症に関する対応について、以下の通り、実施した。

教学における喫緊の諸課題を抽出し、各種課題に対する施策を協議・実行するため、教学対策協議会を設置した(資料2-34)。2020年10月20日までに16回の教学対策協議会を開催し、オンライン授業への移行や、学生支援策、活動制限指針レベルの作成等、教学における課題について対応策を検討し、方針を決定している。

オンライン授業の実施を決定したことに伴い、まず3月27日に事務職員に向けて第1回のオンライン授業説明会を開催した(資料4-33)。続いて、4月8日には第2回のオンライン授業説明会を含んだ臨時の教務部委員会を開催し、その中で教員向けに学年暦の変更計画、オンライン授業の実施方法、手順等の説明及びオンライン授業マニュアルの説明を行い、オンライン授業の構築に向けた全学での意識共有を行った(資料4-34)。第2回の説明会にあわせて、全学的な教育支援システム(Oh-o! Meiji システム)のグループ機能を用いて、全教員が参照できるオンライン授業マニュアルを公開した(資料4-35)。このオンライン授業マニュアルでは、学長からの協力依頼に始まり、授業に関する注意事項、オンライン授業の各種実施形態(「資料・課題提示型」、「オンデマンド配信型」、「リアルタイム配信型」)の3形態の説明、実施形態ごとの教材作成マニュアル及び参考動画、必要な機器、サポート体制、著作権等の説明からなり、初版公開以降も都度改善点を踏まえて更新を重ね、教員に案内している。一方、学生に対してはオンライン授業受講マニュアルも作成し公開している(資料4-36)。また、当マニュアルに基づき、各学部等において、Zoomの利用説明会実施、オンデマンド教材の収録サポートを行う等の取り組みも行われおり、また全学的には教材作成支援についてメディア支援部を中心にサポート体制を構築している。

春学期の学年暦については、感染拡大状況を鑑みながら、5回にわたり変更を行った。最終的には春学期については、大半の授業において、オンラインでの実施となった。

オンライン授業についての教育改善の取り組みとして、基準6で後述のとおり、「オンライン授業に関する学生アンケート」を2回実施するなど、教育の維持・向上に努めている(資料2-37~41)。

点検・評価項目⑤: 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1	成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・ 既修得単位の適切な認定 ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・ 卒業・修了要件の明示 ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
評価の視点2	学位授与を適切に行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</u> ・<u>学位授与に関わる責任体制及び手続の明示</u> ・<u>適切な学位授与</u> ・<u>学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり</u>
--	--

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

学士課程において、単位数については大学設置基準に則り、学則第19条において、各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準と定め、周知統一を図っている（資料1-2【ウェブ】）。学部の卒業要件は各学部のシラバス、便覧等に明示している（資料1-6, 4-1【ウェブ】）。履修した授業科目の成績評価は、各学部のシラバスにおいて、授業ごとに成績評価の方法について明記し、学則44条にS（100～90）、A（89～80）、B（79～70）、C（69～60）を合格、F（59～0）を不合格とすることを定めている（資料1-2）。またS、A、B、C、Fの各評価に対し、4・3・2・1・0のGP（Grade Point）を与えるGPA制度を採用し、各学部便覧に明示している。本学のGPA制度については、成績の指標として様々なところで活用されている。しかし、その運用実態を見ると、各学部でその数値に開きが生じている。そのため、2019年12月10日の教務部委員会において、GPA格差を是正するため、現在3学部のみで設けていた履修取り消し制度について、2021年度を目途に全学部を導入することとするなど、GPAを統一する方向性で改善の取り組みを行なっている（資料4-37）。

本学では、半期履修制を導入し、半期ごとに学業成績を評価している。他学部や他大学の授業科目の履修は、学則第20条において60単位を超えない範囲で認めている（資料1-2【ウェブ】）。

留学による単位認定は学則第28条の2により60単位を超えない範囲としている。留学先大学において取得した単位を、本学の単位として認定する際には、成績証明書、シラバス等に基づいて審査し、本学における単位認定基準を満たすことを確認したうえで単位を認定している（資料4-38）。

成績評価は各科目担当者が行っている。厳格で公正な成績評価を実現するために全教員に「教員ハンドブック」を配付するなどして、成績評価の原則を示している（資料1-7）。学生に対しては、成績評価の基準を学部便覧に記載するとともに、シラバスの「成績評価の方法」を明示している（資料1-6, 4-1【ウェブ】）。成績評価の方法・基準と結果の整合性については、毎年度実施する「授業改善アンケート」によって確認することができる（資料2-8【ウェブ】）。アンケート結果は、個々の教員にフィードバックするとともに、全体の集計結果をホームページに公開している（資料2-8【ウェブ】）。学生が成績通知表に記載された成績評価に関する疑義を申し出た場合には、学部毎に定めたルールに基づき審議等を行い、対応している。

大学院においては、大学院学則第23条で「必要単位数」を、第26条から第30条までで「試験及び成績評価」を規定している（資料1-3【ウェブ】）。成績評価では、GPAを算出し、個々の学生の学修到達度をはかる指標の一つとしている。また、成績評価の基準は大学院便覧に明示している（資料1-6）。履修科目登録については、研究テーマに基づき、指導教員

基準4 教育課程・学習成果

による指導・助言のもとで、適切に行われている。単位の認定は、授業への参画度、レポートなど総合的に成績評価を行っている。課程修了の要件についても、教育目標に適合した在学习期間、単位数が定められている。優秀な大学院学生が早期に研究者として自立する機会を与える目的で、標準修業年限短縮制度を大学院学則第32条に定めている（資料1-3【ウェブ】）。この制度に関して、各研究科においては、学力や研究計画の審査、論文提出までの中間成果報告などの内規を定め、厳正に運用している。

○成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学則に規定している成績評価基準に基づき、個々の教員が成績評価を行っている。各教育プログラムが実施する自己点検・評価で、学年別GPA等についてIRデータを活用し、詳細に点検・評価を行っている。また、後述するように教育の質保証の観点から、教育プログラム毎に定められた目標達成度が学生の自己評価に基づいて行われており、それらの結果の適切性は全学委員会で全学的な見地から検証されている。

なお、2020年においては、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、春学期の定期試験の実施方法の変更を決定した。具体的には、「対面形式での筆記試験は実施しない」とし、学業成績を考査するための「定期の試験」の代替として、「定期試験に代わる試験または課題」や学期中の小テスト・レポート課題、学修履歴（授業参加状況等）等を各教員のもとで任意に組み合わせ、考査する方式に変更することを決定し、学生に成績評価方法の変更について周知を行った（資料4-39）。

<学位授与を適切に行うための措置>

○学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

博士課程・修士課程における学位授与は「大学院学則」第31条から第36条に基づき行われている（資料1-3【ウェブ】）。学位論文の受理、審査プロセスは「明治大学学位規程」に定められている（資料4-40）。これらの規程に則り、各研究科では「学位（修士・博士）取得のためのガイドライン」を策定し、授与学位名、修了要件、学位請求プロセス、論文に求められる要件（学位論文審査基準）、学位審査の概要（論文審査、可否判定プロセス）等を明示している（資料4-31）。同ガイドラインは、シラバスやホームページで公表するとともに、その内容については、年度始めに行うガイダンスにおいて大学院学生に説明している。

2019年度の修士学位取得者は678名（参考：2017年度610名、2018年度725名）、博士学位（課程）取得者は49名（参考：2017年度49名、2018年度45名）であった（資料4-41）。

学位論文審査基準については、大学基準協会『2014年度大学評価（認証評価）結果』において「一部の研究科において、大学院設置基準に示された課程の目的の文言と同趣旨の文言が記されているのみの場合もある」との指摘を受けたことを踏まえて、2015年度中に全研究科において「学位論文審査基準」の検証・見直しを行った。2016年度についても、2016年10月3日の大学院委員会において、「学位取得のためのガイドラインは、今後も年に1回以上検証を行い、その結果を各研究科委員会で報告する」よう、改めて依頼した。各研究科

はカリキュラム改正等と連動してガイドラインの見直しを行い、研究科委員会で審議のうえ、その改正を大学院委員会で報告するという厳正で適切なプロセスで運用している。

専門職学位課程における学位授与は、明治大学専門職大学院学則及び明治大学学位規程に基づき行われている（資料1-4【ウェブ】，4-40）。各研究科では学位授与方針を定め、便覧、ガイドブック及びホームページ等で周知している。専門職学位の授与の要件は所定の在学期間を満たし、所定の単位数を修得し、修了した者に授与するものとされており、論文等の審査の合格を修了要件とするかは研究科に委ねられている。ガバナンス研究科及びグローバル・ビジネス研究科では修士学位（専門職）請求論文の審査の合格を修了要件としている。

○学位授与に関わる責任体制及び手続の明示

学士課程では、明治大学学則第2条の2に修業年限及び在学年限を、同44条に学業成績の評価基準を、同第45条に学位授与について規定しており、各学部では教育目標に沿った学位授与方針を踏まえ、同学則別表1に卒業要件を規定している（資料1-2【ウェブ】）。学生には、学部便覧で卒業要件を明示している（資料1-6）。卒業判定は、各学部において、成績判定の後、学部教授会規程第7条に定められた「卒業判定教授会」において行われており、学生には書面にて結果を通知している（資料4-42）。3年または3.5年の早期卒業制度は、法学部、商学部、経営学部、情報コミュニケーション学部、国際日本学部および理工学部応用化学科で行われている（資料1-6）。

2020年度に卒業した学生は7,071名であった（資料2-42【ウェブ】）。2016年4月入学者のうち、標準修業年限内に卒業した者は6,141名（83.9%）であった。なお、2019年4月入学者のうち2020年3月までに退学した者（除籍も含む）は103名（1.4%）であった（資料4-43）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1	各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点2	学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・Oh-o!Meiji ポータルサイトへの学修成果の可視化への取り組み
評価の視点3	学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発>

学士課程においては、「学びアンケート」によって学修成果の達成度を測定している（資料2-7）。これまで回答率の低さが大きな課題であったが、アンケート実施方法の工夫により、2018年度は、9,339人（28.8%）であった回答が、2019年度は29,838人（94.3%）からの回答があり、大幅に改善された。アンケートでは、教育プログラムごとに、学位授与方針に掲げている学修成果に対して、入学時と比較してどの程度身につけているかについての学生による自己評価を行っている。これらの集計結果は表やグラフ化し各学部・研究科等に

フィードバックするとともに、教育プログラム自己点検・評価報告書に表やグラフを挿入して、学修成果とカリキュラムの分析について詳細に点検・評価を行っている（資料 2-14）。

また、「学びアンケート」に加えて、教育プログラムごとに独自の学修成果の測定方法を定めている（資料 2-14）。例えば、理工学部機械工学科では、学位授与方針に定める学習・教育目標（学修成果）を、(A) 技術者意識の涵養、(B) 工学基礎および専門知識・技術の習得、(C) 実践力の養成の3つの大項目と具体的な要件を示す9つの小項目から定めている。学習・教育目標小項目の達成は、科目の成績及び所定の評価で判定し、大項目の達成はその中の小項目の達成で判定している。全ての大項目の達成は、卒業条件と等しく設定されている。さらに、学習・教育目標の達成を超えた積極的な学習・研究の研鑽によって、社会へ貢献する専門的なプロジェクトを推進する創造的技術者・研究者へ成長できるレベルとしている。学生は、「学習・教育目標を達成するための主な授業科目の流れ」に基づき、履修計画を立て、自らの達成度が示された「達成度通知表」を定期的に受け取り、「学習教育目標達成点検シート」を用いて、自分自身の達成度を確認している（資料 4-44～46）。達成度はポイントで評価され、卒業時には全員が一定以上の基準に到達する仕組みとなっている。

大学院においては、「学びアンケート」及び論文審査等によって、学修成果を測定している。学位授与方針に掲げている学修成果に対して、「学修成果の評価方法」定め、学位論文審査基準の項目並びにアンケートの設問項目との関連を示すなど、明確に示している（資料 4-47）。

今後の取り組みとして、可視化した学修成果を学生ポートフォリオと連動させることにより、学生の主体的な学びの促進と教育の質保証を支援する学修ポートフォリオシステムの構築を目指している。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用 学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点2	点検・評価結果に基づく改善・向上

学士課程の教育課程の適切性の検証については、各学部教授会が責任主体であるが、全学的な調整機関として教務部長が責任者を務める教務部委員会が、教育課程の改廃を含めた検証主体となり、スクラップ&ビルドを基本とする方針を定め、その手続きを定めている。手続きは、毎年度11月の教務部委員会において教育課程の変更手続きに関するスケジュールについて各学部にも周知される。授業科目を改廃する場合には、「カリキュラム改正理由書」とともに「学則別表新旧対照表」を教務部委員会に提出し、全学的な見地から慎重に審議、承認している（資料 4-48）。改正理由、改正内容を教務部委員会において審議する際は、当該学部から提案・説明し、質疑を行ったうえで承認するなど、教務部委員会が各学部の教育課程の改善に対する適切な検証プロセスとして機能している。これらの取り組みは、学長方針自己点検・評価報告書を通じて、全学委員会に報告している（資料 2-11）。

各学部・学科及び研究科においては、それぞれに設置している学部等委員会のもとで、全

学委員会で策定した「自己点検・評価実施計画」に基づき、「教育プログラム自己点検・評価報告書」による自己点検・評価を2年に1回行っている（資料2-14）。学部等委員会は、各部門において、当該年度の教育実績及びIRデータベースと「学びアンケート」を紐づけて検証・分析したうえで、自己点検・評価を行い、報告書を作成し、全学委員会に報告している。特に「学びアンケート」において、教育プログラム毎の学位授与方針に基づいて、学生自らが達成度を評価することで、学習成果を測定している（資料2-7）。アンケートの結果は集計し、集計結果にくわえ、全学委員会による全学的視点からの評価を実施し、改善のための提言を付し、各学部・研究科等にフィードバックを行っている（資料2-43）。

全学委員会は報告された報告書について、全学委員会委員によるピアレビューにより内容について検証し、改善点を示して、フィードバックを行っている（資料2-27）。

なお、授業レベルの自己点検・評価は、教育開発・支援センターのもと、すべての授業を対象とした授業改善アンケートに基づき実施している。その結果を各教員にフィードバックし、各教員における授業の検証・改善、次年度の授業計画の立案、シラバスの見直しに活用することを求めている（資料2-8【ウェブ】）。

点検・評価項目⑩：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。

評価の視点1	メンバー構成の適切性
評価の視点2	教育課程の編成及びその改善における意見の活用

＜教育課程連携協議会のメンバー構成＞

本学専門職大学院では、2019年4月の専門職大学院設置基準の一部改正に伴い、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、各研究科にそれぞれ教育課程連携協議会（以下、「連携協議会」という。）を設置している（資料4-49, 50）。各研究科の連携協議会は、専門職大学院設置基準に定められた要件を満たす本学教職員及び有識者によって構成されている（資料4-51, 4-52【ウェブ】）。

＜教育課程の編成及びその改善における意見の活用＞

各研究科に設置された連携協議会は、定期的開催（2019年度実績：ガバナンス研究科1回、グローバル・ビジネス研究科1回、会計専門職研究科2回、法務研究科1回）され、各研究科におけるカリキュラム編成などの教育課程や入試制度の在り方、教員組織の編成、その他の課題等について協議し、その結果について各研究科教授会に報告し、それぞれの教育課程の改善を図っている（資料4-53）。今後も、教育の質保証と併せ、資格試験合格率の向上や入学定員の充足など、研究科ごとの課題解決に向けて、検討を続けていく。

（2）長所・特色

＜学びの質保証の取り組み＞

従来は、学部・研究科課程単位で定めていた3つのポリシーについて、各学部は学科単位、各研究科は学位プログラム単位で一貫性・整合性のあるものとして策定することを目的とし、全学委員会のもと、2019年度に「明治大学における3つのポリシー策定の基本方針」を制定した。この策定方針に基づき、2019年度中に各学部・研究科の3つのポリシーの見

直しを実施した（資料 4-2～4）。これにより、各学位プログラム単位において求める学修成果を明確に示したことをはじめ、全学的方針及び学部・研究科それぞれの方針と連関した統一感のある方針となった。全学委員会を中心に、各学部・研究科との連携を図りながら、3つのポリシーの連関について確認するとともに、継続的な意見交換を行っている。

このように見直した学位授与方針を反映して、より一層、体系的なカリキュラムを整備するために、2019年度に全学委員会のもと、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリー策定の基本方針を定め、全学的に策定することとした（資料 4-54～56）。専任教職員（実務担当者）を対象に策定に向けた説明会を開催するなどの支援を行った結果、2020年度にすべての学部において、これらの策定が完了した。今後、学習成果の可視化に向けて、活用を検討する。

同じく学習成果の可視化の取り組みの一環として、「学びアンケート」を実施してきた（資料 2-7）。これまで回答率の低さが大きな課題であったが、アンケート実施方法の工夫により、2018年度では、9339人（28.8%）であった回答率が、2019年度では29,838人（94.3%）の学生からの回答があり、大幅に改善された。アンケートでは、教育プログラムごとに、学位授与方針に掲げている学修成果に対して、入学時と比較してどの程度身につけているかについての学生による自己評価を行っている。これらの集計結果は表やグラフ化し各学部・研究科等にフィードバックするとともに、教育プログラム自己点検・評価報告書に表やグラフを挿入して、学修成果とカリキュラムの分析について詳細に点検・評価を行っている（資料 2-14）。教育プログラム自己点検・評価報告書は全学委員会委員によるピアレビューを実施し、各学部・研究科にフィードバックしている（資料 2-27）。これらのデータと IR データベースを連関して分析することにより、学生の学習成果としてはもちろん、各学部等における FD での利活用を含む教育改善、さらには全学委員会による全学的視点からの評価を実施し、改善のための提言を付し、関係部署にフィードバックを行うことによる全学的な教育改善につなげていく。

<総合的教育改革の実質化>

教育力を飛躍的に向上させる抜本的な改革に繋げるため、8つの骨子からなる「総合的教育改革」を推進している（資料 4-57）。2017年度には、総合的教育改革を実質化させるべく、教務部委員会のもとに「総合的教育改革関連施策等検討 WG」を立ち上げ、以下の取り組みを行っている（資料 2-19）。

2017年度より「50分単位でのモジュールを取り入れた1コマ100分6講時制の授業時間割」及び「各学期14週の授業期間を7週ごとに区分した2学期4ターム制学年暦」を導入した（資料 4-58）。その効果として、法令に定める1単位あたり必要な授業時間数を全授業で等しく確保できたこと、また限定的ではあるが、クォーター科目の設置が進められ、従前の学年暦の際にあった留学時の支障となる部分を改善する動きがみられるようになったこと、将来的な学部間連携（横断）教育、遠隔授業の拡充を見据えた全キャンパス統一の学年暦、授業時間割が整備できたことなどがあげられる。ただし、50分単位のモジュール制については、モジュール単位での授業（例えば週2回実施で1コマ100分）という形では現状活用されておらず、時間割編成の柔軟化が必要である。

また、カリキュラム体系化と国際通用性向上のため、科目ナンバリングを全学的に導入し

た(資料4-9【ウェブ】)。効果として、科目ナンバリングを利用した授業検索が可能になったこと、カリキュラム点検に活用できるようになったことその他、シラバスにも科目ナンバーを表示することで、海外との学生交流における科目履修、単位互換などでも活用可能となった。科目ナンバリングの利用によって科目ごとの学問分野、履修水準が明示されているが、教育課程全体との関係において学習の順次性や学問分野ごとの体系性をより明確に示す必要がある。

教員の研究時間の確保、1科目あたりの教育の質向上、アクティブ・ターム等の柔軟な学年暦の実現などを目的に、授業時間数及び授業科目数の段階的削減に取り組んでいる(資料4-8)。2019年度よりカリキュラム規模の適正化を実現するため、履修者の少ない授業の改善を図る「全学的な授業科目の開講基準について」、専任教員による他大学出講時間の上限を定めた「他大学出講に関する学部長会申し合わせ」を整備し、教育の質的充実に向けた取り組みを始めている(資料4-59,60)。また、各教員の責任担当時間の削減に向けて、年度別にコマ数削減の目標値を学部別に定めると同時に、カリキュラム改定作業時と合わせて、実際の削減値も示すことで、着実に計画を実行できる見通しを示した(資料4-61,62)。この方針に沿って、2018年度以降、授業コマ数削減を実現している。この取り組みは、従来、各学部委ねられていたカリキュラムの運用を、全学的に目標と計画を一体化して、各学部が連携しながら運用する仕組みであり、教育の質を向上させる取り組みの一つと考えている。

<グローバル展開>

2020年3月現在、55カ国・地域の354大学と協定を締結しており、うち44カ国・地域の260の大学と学生交流のある協定を締結している(資料4-63【ウェブ】)。学部・研究科で先行して実施をしているデュアルプログラム等留学プログラムを全学プログラムにするなど、学生の留学機会の拡大に努めている(資料4-64【ウェブ】)。

2017年度に交換留学生を対象とした日本語教育のカリキュラム改正を行い、学習効果を高めるため1クラスあたりの履修定員を調整する等、留学生の生活・教育環境の整備を行っている。学生派遣を支えるインフラ整備として、危機管理及び留学相談体制の見直しを行うとともに、2020年度派遣海外研修プログラムの追加及び単位認定プログラム増加に向けた整備を継続して行っている(資料4-65【ウェブ】)。実践的英語力強化プログラムについて、留学準備プログラムとしての効果を高めることを目的に、その内容の見直しと留学へのロードマップを示し、2018年度から「留学志望者対象英語プログラム」として実施を行った(資料4-66【ウェブ】)。

大学院では2019年5月現在で、文系を中心として、462名の留学生が在籍しているが、さらに組織的な国際交流の展開が活発化しており、その取り組みの効果が認められると同時に留学生受け入れの体制整備も進んでいる。例えば、各研究科のカリキュラムを補完し、研究成果の英語による発信能力及び国際的・学際的の能力を涵養することを目的とし、研究科間共通科目を設置している(資料4-1【ウェブ】)。その中でも、英語による口頭での研究成果の発表方法及びコミュニケーション能力涵養のための「学術英語コミュニケーション」、英語論文作成技法等の涵養のための「英文学術論文研究方法論」を開講している。2007年度の同科目開設当時は、5クラス110名であったものが、2019年度には36クラス

238名となり、国際交流展開に寄与している。

各研究科の取り組みとして、経営学研究科の博士前期課程では、希望者はグローバルコースに登録することで、経営学研究科の学位に加え、協定を結んでいるマレーシア工科大学（マレーシア）やウソン大学（韓国）の学位を取得できるダブルディグリー・プログラムを実施しており、双方の学生の交流による国際化はもとより、教育・研究の活性化にも寄与している。この他に、理工学研究科の博士前期課程では、建築学専攻の国際建築都市デザイン系において、2013年度より、完全英語教育プログラム（イングリッシュ・トラック）を開設し、2019年5月現在で、52名の大学院学生が在籍しており、海外で活躍できるプロフェッショナルを育成している。また、2019年度より新たに「大学院博士後期課程国際共同研究推進プログラム」を実施し、4名の大学院学生の海外との研究機関との中長期の共同研究に対して助成を行い、成果の報告も受けている（資料4-67）。

今後は、オンライン授業の特性を生かした国際交流の試みなども検討していくことで、更なる発展を図る。また、本学の半数以上の学部で早期卒業制度を導入しているが、大学院進学やダブルディグリー取得といった学生のメリットを考慮すると未導入の学部も検討を進める必要がある。

（3）問題点

＜アクティブ・ラーニングの普及＞

アクティブ・ラーニングの普及について、これまで冊子媒体での普及を図るなどの取り組みを行ってきたが、効果が一時的であった。新たな取り組みとして、2019年度に新たにアクティブ・ラーニングの各種手法や学内におけるアクティブ・ラーニング支援機器、設備、また本学の教育制度やFDにつながる取り組み等を紹介し、これらを教員に周知、普及させることを目的とした短編動画集「Teaching Tips at MEIJI（仮称）」を作成することとし、2020年度中の完成に向けて取り組んでいる（資料4-26）。ただし、これらのツールを全ての教員に対して浸透させるため、全教員の参加を必須とするFDの実施など、新たな取り組みが求められる。

＜アクティブ・タームの創出＞

アクティブ・タームの創出については、近年の海外大学へのサマーセッション、サマースクールへの派遣プログラムの増加や、協定留学等の出発前、帰国後の履修への課題意識から、2019年度から国際日本学部において時間割の一部に「7週完結型授業（以下クォーター授業）」を導入する形で試行実施が行われた（資料4-68）。

国際日本学部での試行実施の結果より、他学部への普及を図ったが、クォーター授業導入に関わる労力から、他学部ではほとんど検討が進んでいない現状である。また、国際日本学部においても、試行実施の結果、課題が見えてきたため、2020年度も引き続き、試行実施を継続することとなった。

クォーター授業の導入については、そのメリットの理解は得られているものの、学生の履修の利便性の観点から、各学部が組織的に時間割を編成し、ゾーニング等の工夫を取り入れる必要があり、この点が普及のネックになっている。その理由として膨大な授業コマ数の時

間割調整が困難なことがあげられ、授業コマ数の削減、メディア授業の活用等を今後も推進し、授業時間割にある程度のゆとりをもたらすことが必要である。

(4) 全体のまとめ

本学は、「明治大学の教育目標及び3つのポリシー」において、全学的な教育上の指針となる3つのポリシーを明示している。さらに、全学委員会が策定した「明治大学における3つのポリシー策定の基本方針」において、基本方針制定にあたっての理念、基本方針（ポリシーのあるべき姿）、3つのポリシーの策定単位、それぞれの方針の構成・記述内容を明確にした。この方針に基づき、授与する学位ごとに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明確に定め、便覧等の刊行物や大学ホームページに積極的に公開している。

本学は、各学部・研究科が責任主体となり、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程においてふさわしい授業計画を策定し、必修科目や選択必修科目等を考慮した上で、教育課程を体系的に編成し、実施している。学士課程では、教育課程の編成・実施方針において、「教育課程の理念」「教育課程の構成」「教育課程の特長」を示しており、教育課程と専門科目の整合性を明確にしている。さらに全学共通の科目を設置し、学部や文理の枠を越えた学際的講義を積極的に提供することにより、幅広い学問的視野や問題発見能力、判断能力を培うこととしている。修士課程及び博士課程においては、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育課程を設置している。また博士前期課程・修士課程及び博士後期課程のそれぞれに研究科間共通のコースワークを配置し（研究科間共通科目、プロジェクト系科目）、研究者又は高度専門職業人として必要な能力を育成している。専門職大学院において、その設置理念に基づき、理論と実務を架橋した教育を行うことを基本としつつ、少人数教育、双方向的・多方向的な授業、事例研究、現地調査などの実践的な教育方法を採用している。

成績評価及び単位認定は、学部・研究科ともに学則等の規定に則り、GPA制度を採用している。各教育プログラムではIRデータを活用して詳細な分析を行い、全学的な見地から適切性を検証している。

学位授与については、学部・研究科が定めた規程に則り、適切に審査を行っている。博士課程・修士課程における学位授与は「明治大学大学院学則」に基づき行っている。学位論文の受理、審査プロセスは「明治大学学位規程」に定めている。これらの規程に則り、各研究科では「学位（修士・博士）取得のためのガイドライン」を策定し、授与学位名、修了要件、学位請求プロセス、論文に求められる要件（学位論文審査基準）、学位審査の概要（論文審査、可否判定プロセス）等を明示している。専門職学位課程における学位授与は、明治大学専門職大学院学則及び明治大学学位規程に基づき行っている。各研究科では学位授与方針を定め、便覧、ガイドブック及びホームページ等で周知している。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握するため、学士課程においては、「学びアンケート」によって学修成果の達成度を測定しているほか、教育プログラムごとに独自の学修成果を定めている。大学院においては、「学びアンケート」及び論文審査等によって、学修成果を測定している。今後の取り組みとして、可視化した学修成果を学生ポートフォリオと連動させることにより、学生の主体的な学びの促進と教育の質保証を支援する学修ポートフォリオシステムの構築を目指している。

基準4 教育課程・学習成果

教育課程及びその内容，方法等については，各教育プログラムにおける自己点検・評価を全学委員会が全学的見地から検証し，改善課題等をフィードバックすることで適切性を担保している。なお，学位授与方針の見直しは，各学部・研究科において定期的に行い，見直しを行った場合には，学部では教務部委員会，研究科においては大学院委員会に報告し，全学的な観点から確認している。

今後の課題として，アクティブ・ラーニングの一層の普及と総合的教育改革の実質化に不可欠なアクティブ・タームの創出が挙げられる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①: 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点2	下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学前の学習歴, 学力水準, 能力等の求める学生像 ・ 入学希望者に求める水準等の判定方法

<入学者の受入方針の適切な設定>

本学は、「明治大学の教育目標及び3つのポリシー」において、全学的な教育上の指針となる3つのポリシーを明示している（資料2-13【ウェブ】）。さらに、「明治大学における3つのポリシー策定の基本方針」において、基本方針制定にあたっての理念、基本方針（ポリシーのあるべき姿）、3つのポリシーの策定単位、それぞれの方針の構成・記述内容を明確にした（資料2-23）。「明治大学の入学者受入方針」には、「教育目標に定める人材を育成するため、高等学校等における学習を通して、確かな基礎学力を身につけた学習意欲の高い人、とりわけ、本学の教育目標を理解し、世界の課題に関心をよせ、その解決にむけて挑戦する意欲のある人を受け入れます。そのために、多様な選抜方法を実施します」と明示し、この全学的な方針に基づき、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）の構成・記述内容を、各学位課程別に定めている。入学者の受入方針の策定においては詳細なガイドラインを設け、学士課程においては、求める学生像、入学に際して求められる基本的な知識の水準等について明示するとともに、学力の3要素と入学者選抜における評価方法との関係を各学部の入学試験形態別に示している（資料2-13【ウェブ】、2-23, 4-4）。

例えば、総合数理学部の入学者の受入方針は以下の通りである。

求める学生像として、直感では理解できない複雑性に富んだ問題を抱える現代社会において、“モノや構造を支配する原理”を見出す数理科学を用いて、自然や社会、人間に対して新たな価値を生み出し、大きな変化（イノベーション）をもたらすことができる人材が求められています。総合数理学部は、「社会に貢献する数理科学の創造・展開・発信」を理念に掲げ、幅広い好奇心と健全な社会常識をそなえ、普遍的かつ強力なツールである数理と情報についての知識と技術をもって現代社会の諸問題に対処し、国際的に活躍できる人材の育成を目標にしています。このような理念と目標を実現するため、次のような学生を求めています。

(1) 本学の建学の精神「権利自由、独立自治」に基づき、世界を見据えて自らの使命、役割を自覚し、他者との連携・共生をはかりながら、自らの「個」を確立できる学生

(2) 社会や自然における事象に広く関心を有し、数理科学の探究に挑戦する意欲を持つ活力にあふれる学生

(3) 人とかかわりに積極的な姿勢を有し、人と社会に豊かさをもたらす新しい概念・価値観を生み出していこうとする意欲のある学生

基準5 学生の受け入れ

また、入学志願者に求める高校等での学習への取り組みとして以下を示している。

総合数理学部における学習は、数理科学と情報技術の習得を基盤にします。どの科目も入学後に基本から丁寧に教授されます。高等学校では、特に数学の基礎をしっかりと習得することを望みます。「どうしてこの方法で解けるのか？」と理由を納得することや、「どうしてこのような概念が必要なのか？」と批判的に学習することも心がけて下さい。余裕があれば、理論構成などの「物語性」や「背景」に親しむことにも努力してください。また、グローバル化が加速する現代において今後ますます重要となる英語については、高校での内容を確実に習得することが大学での発展的な学習につながります。

大学院の入学者の受入方針についても、各学位課程においてそれぞれの研究科が求める学生像、事前に修得しておくべき知識等の内容・水準等を明記し、公表している（資料 2-13【ウェブ】）。専門職大学院の各研究科（法務研究科を除く）においては、「受験者に求められる資質」「対象とされる受験者」「教育の方法」「入学試験における留意点」の4項目で構成し、法務研究科（法科大学院）においては、「本法科大学院の理念と求められる人材」「対象とされる受験者」「入学試験における留意点」の3項目で構成している。

入学者の受入方針の制定と見直しは、各学部・研究科において学部教授会・大学院研究科委員会等により、必要に応じて行っている。ポリシーの見直しを行った場合には、各学部は教務部委員会、各研究科は大学院委員会に報告し、全学的な確認を行っている。

<入学者の受入方針と学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針との整合>

各学部の入学者の受入方針は、「求める学生像」及び「入学志願者に求める高校等での学習への取り組み」で構成している（資料 2-13【ウェブ】）。「求める学生像」において、学部の教育方針・教育目標と求める学生像との関連を明示している。大学院についても、課程ごとに、人材養成の目的と求める学生像との関連を明確にしている（資料 2-13【ウェブ】）。また、「3つのポリシー策定の基本方針」において、3つのポリシーは、それぞれ一貫性・整合性のあるものとして策定することを明示している（資料 2-23）。加えて、2020年度には、各学部（学科）の3つのポリシーの一体イメージ画を作成し、3つのポリシーそれぞれの連関はもとより、「建学の精神」をはじめとした本学のミッション及び学部（学科）の「人材養成像」「教育目標」との連関について示し、学内外へ周知を図っている（資料 2-24）。

<入学者の受入方針の適切な公表>

これらの入学者の受入方針は、大学ホームページの各学部・研究科ページの他、「教育情報の公開」、「一般選抜要項」において公開し、受験生をはじめ、広く社会に公表している（資料 2-13, 5-1【ウェブ】）。加えて、「大学ガイドブック」にも「入試ガイド」の項に関連するウェブページ URL を記載することにより、周知に努めている（資料 5-2【ウェブ】）。入学者の受入方針を具体的に説明する工夫として、学部別入試の入試問題はオープンキャンパスや各地で開催される進学相談会などで閲覧に供し、具体的に学ぶべき内容を示している。例えば、情報コミュニケーション学部及び国際日本学部においては、受験生向けに「出題のねらい」をホームページに公開しており、試験科目ごとにどのようなことを学んでおく必要があるのかを分かりやすく公開している（資料 5-3, 4【ウェブ】）。

点検・評価項目②: 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1	学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2	授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3	入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点4	公正な入学者選抜の実施
評価の視点5	入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<入学者の受入方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定（学部）>

各学部教授会では、入学者の受入方針を踏まえ、入試別入学者選抜方法（試験科目等）を決定し、公正かつ適切に入学試験を実施している。本学の学部入学試験制度は、「一般選抜」「総合型選抜」「学校推薦型選抜」（2020年度入試までは、それぞれ「一般入試」「特別入試」「推薦入試」）に区分されている（資料5-2【ウェブ】）。入学定員の約7割を一般選抜で募集しており、残りの約3割を総合型と学校推薦型で募集している。

一般選抜は、「学部別入試（2020年度入試までは「一般選抜入試」）」「全学部統一入試」「大学入学共通テスト利用入試（前期・後期日程）」（2020年度入試までは「大学入学試験センター試験利用入試（前期・後期日程）」）で構成している。総合型は、「A0入試」「自己推薦特別入試」「外国人留学生入試」「スポーツ特別入試」等の多岐にわたる入試制度を設け、多様な価値観や様々な学習履歴をもった学生を受け入れている。例えば、政治経済学部では、ダブルディグリー・プログラムや、デュアルディグリー・プログラムを始めとして、様々な留学プログラムを展開している。これらのプログラムに即応できる知性と語学力を併せ持った学生を広く募集し、国際社会の様々な分野で先導的な役割を果たし得る人材を育成するため、2017年度より、従来は帰国生を対象としていた「帰国生入試」を拡大し、広く国内外の受験生を対象とした「グローバル型特別入学試験」を導入している（資料5-5【ウェブ】）。

学校推薦型選抜は、「指定校推薦入試」と「付属校推薦入試」で構成され、指定校推薦入試については9学部で実施している。一般選抜に関しては各学部の教授会で検討の上、入学センター運営委員会で全学的に審議・決定されているが、学校推薦型選抜に関しても、学部間での情報共有を進め、各学部の入学者の受入方針を考慮しつつ、標準化できる部分を随時検討する仕組みづくりを模索している。標準化への足掛かりとして、2019年度に各学部で様々であった出願期間等を統一することを決定した（開始年度は2021年度入試）。今後、高校側の負担軽減を図り、推薦しやすい環境の醸成につなげていく。

なお、学生募集や入学者選抜の方法の策定について、入学者の受入方針に基づき過年度の入学試験状況に鑑みながら、学部別入試は各学部教授会で検討のうえ、教務部長を委員長とした入学センター運営委員会にて全学的に審議・決定しており、全学部統一入試を中心とした全学に関わる検討事項については、入学センター運営委員会で審議・承認している。一方、総合型及び学校推薦型は学部教授会ごとに審議・承認している。

<入学者の受入方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定（研究科）>

大学院の入学試験については、各研究科で教育研究上の目的及び入学者の受入方針を踏

基準5 学生の受け入れ

まえ、入学者選抜方法（入学試験種別、試験科目等）を決定し、「大学院入学試験実施要領」等に基づき、公正かつ適切に入学試験を実施している（資料5-6）。

通常の一般選抜の他、外国人留学生を対象とした「外国人留学生入学試験」、社会人を対象とした「社会人特別入学試験」、学部教育との連携を重視した「学内選考入学試験」「3年早期卒業予定者入学試験」などを実施し、開かれた大学院として、多様な学生の受け入れを行っている（資料5-7,8）。なお、入試選抜方法の変更等がある場合、5月と12月の明治大学学生募集・入試委員会において、各研究科から報告している。

専門職大学院においても、各研究科で教育研究上の目的及び入学者の受入方針を踏まえ、実施している。主に一般選抜を行っており、書類選考、筆記試験、面接等を通じて採点し、研究科教授会で合否判定を行うことで、公正かつ適切に入学試験を実施している。

特色のある入学試験として、会計専門職研究科では、2015年度入学試験より、より優秀な人材の確保を目的として特別奨学生入学試験を導入した（資料5-9【ウェブ】）。この入学試験制度では、出願要件を公認会計士短答式試験合格者に限定することで、入学試験制度と入学者選抜の適合性を図っている。さらに2019年度入学試験から、それまでの自己推薦入学試験も取り込む形で一般選抜の方式を見直し、「A方式」「B方式」「C方式」の3つの方式に区分することにより、対象とする受験生に最も見合った入学試験形態に変更した（資料5-10【ウェブ】）。ガバナンス研究科では「イングリッシュ・トラック」を設置し、外務省がODAの一環で実施する人材育成プログラム等の外国人留学生を受け入れ、2020年度6月現在、10か国から48名の外国人留学生が学んでいる。さらに2019年度からODAプログラム以外の一般からの志望者の選抜も開始している（資料5-11【ウェブ】）。

<授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供>

授業料及びその他の費用や経済的支援に関する情報提供として、入学時及び入学後4年間の費用や各種奨学金に関する情報を、本学ホームページの「入試要項」及び「大学ガイドブック」において、受験生に提供している。「大学ガイドブック」は冊子としても、受験生等に配付している（資料5-1,12【ウェブ】）。

<入学者選抜の運営体制>

入学者選抜の運営について、入学試験の実施に関わる業務を総合的に管掌し、入学試験制度の改革・改善及び学生募集の企画・広報を行うとともに、学部等関係部署に関わる入学試験業務の支援・調整等を行い、当該業務の効率化・一元化を図ることを目的として、学長を統括責任者、教務部長をセンター長とする入学センターを設置している（資料5-13）。アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるために、多様な入学者選抜方法を実施しているが、その中で入学センターは、入学センター運営委員会を組織し、教学関係の全学的な委員会である教務部委員会や学部長会の他、各学部等と連携を図りながら入試運営を行っている（資料2-3,6）。入学センター運営委員会は、入学試験制度の改革・改善及び学生募集の企画・広報を行うとともに、各学部等関係部署に関わる入学試験業務支援・調整等を行っている。教務部長を入学センター長、副教務部長を副入学センター長とし、教務部委員会との連携が図れる組織となっている。また、各学部の教務主任1名が運営委員を兼務しており、各学部との連携も意識した体制を構築している。

基準5 学生の受け入れ

入学試験制度に関わる検証については、学部別入試及び高大連携に関連する付属校を含む指定校入試等は、各学部が検証を行い、必要に応じて改廃・変更を行っている。全学部統一入試に関する検証は、学長を委員長とした「全学部統一入学試験実施委員会」において必要な検討事項を総合的に審議し、前年度の課題の解決を図っている（資料 5-14）。例えば、2019 年度においては、過年度の雪害を受けて、交通遅延等が発生した際の繰下げパターン表を改めた。また、全学部統一入試制度は、地方の受験者層の獲得を目的として実施しており、過去 5 年間平均して、一般選抜全体の 17～20%にあたる約 20,000 名の志願者があるが、関東以外の地方出身の志願者は、一般選抜全体においては 22%のところ、全学部統一入試においては約 28%と地方出身の志願者を一定数確保している。検証に必要な情報は入学センター事務室で収集している。検証結果等の学内での周知については、入学センター長が入学センター運営委員会及び教務部委員会にて報告し、教務主任を通じて各学部教授会で周知している。

入学試験本部体制については、全学的に一般選抜実施要領に基づき、一般選抜では、当該学部の学部長を試験本部長とした学部執行部を中心とし、入学センター長及び副入学センター長も加わった本部体制を構成し、厳正に実施している（資料 5-15）。一般選抜実施要領は、入学センターにて原案を作成し、関係各部署による確認後、教務部委員会及び学部長会での審議を経て作成をしている（資料 2-3, 6）。全学部統一入学試験本部体制は、統一本部長を学長、統一入学試験副本部長を入学センター長とし、全国各地試験場本部等との連絡・調整および指示を行う。なお、各地区の試験場本部には本部長をはじめ各種責任者を配置し、適切な責任体制を明確にしている。

出題については、一般選抜では、各実施学部において学部長を責任者とする出題委員会で入学試験問題を作成し、各学部教授会で合否判定を行っている。全学部統一入学試験では、入学センター長を委員長とする全学部統一入学試験出題委員会で入学試験問題を作成し、各学部教授会で合否判定を行っている。

大学院では、大学院委員会のもとに、「本大学院に対する認知度を高めるための企画・広報活動を行うことにより、多くの志願者を獲得し、優秀な入学者を確保する。」「入学試験にかかる事項を報告・検討し、情報共有・研究科間の調整を図ることにより、公正かつ適切な入学試験を実施する。」を目的とする「大学院 学生募集・入試委員会」を設置している（資料 5-16）。全研究科共通で「大学院入学試験問題作成・管理体制」「大学院入学試験実施要領」及び「大学院入学試験監督要領」を定めており、厳格な体制の下で入学試験を実施している（資料 5-6）。入学者選抜の方法は、研究科によって異なるが、主に書類審査、筆記試験、小論文、面接試問等により、合否を決定している。また、各研究科は「入学者受入方針」に基づき、公正かつ適切な入学試験を実施するための内規・要領等を定めている。「大学院 学生募集・入試委員会」では、年 2 回問題点を検証している（資料 5-17）。

<新型コロナウイルス感染症に関する対応について>

受験機会の確保及び安全な受験環境の提供について、以下の通り、対応を行った。

受験生の受験機会の確保として、新型コロナウイルス感染症罹患者（疑いのある者を含む）や当日 37.5 度以上の発熱がある者並びに大学入学共通テスト特例追試験受験者に対する救済措置の設定（検定料返還措置を含む）するほか、総合型選抜、学校推薦型選抜については、

基準5 学生の受け入れ

公平性及び感染防止の観点から、日程の後ろ倒し、出願資格・出願書類への配慮や選考方法における代替措置等を講じるなど、対応を行っている（資料 5-18～21）。

また、安全な受験環境の提供として、試験教室の収容定員調整、休憩時間の10分延長による試験時間割変更、食堂での食事提供中止等を実施し、受験生のマスク着用必須化、試験監督者のフェイスシールド着用等、運用の見直しを行った（資料 5-22～24）。

上記についての決定の過程は、まずは入学センター執行部にて対応・対策を協議し原案を作成し、その後、入試に関する事項を検討する機関である入学センター運営委員会で審議、案件によっては各学部教授会に審議依頼をした（資料 5-25）。また、より上位の機関での審議が必要と判断した案件については学部長会に付議することで、複数の機関で検討を行うなど、十分な審議を行った。審議に際しては、受験生への受験機会の確保と安心して受験できる環境が両立できるよう多角的な視点で検討を行うとともに、他大学とも情報交換を行い、受験生に過度の負担がかからないよう他大学と共通する対応も取り入れるなど、受験しやすい特別措置とする等の配慮も行っている。

<公正な入学試験の実施>

公正な入学試験のための取り組みとして、学部別入学試験では、合否判定の方法について、「一般選抜要項」に明記しているほか、入試ガイドの「入学試験 Q&A」においても、合否判定の基準や受験する際の注意事項を明示している（資料 5-2【ウェブ】）。また、全学部統一入試は、実施後速やかに大学ホームページにおいて、正答を公開している。得点開示については、学部別入試及び全学部統一入試では、受験者のうち不合格者に限り実施しており、選抜基準の透明性を確保している。入学試験結果に関しては、入学ガイドにおいて合格者数などを開示し、透明性の確保に努めている（資料 5-2【ウェブ】）。合格者判定については、学部別入学試験では、各学部が合否判定を行うが、いずれも入試科目の総合点で判断しており、科目ごとの基準点（合格最低点）は設定しておらず、また、性別年齢等の属性による恣意的な判定基準を排除するなど、大学として統一した対応を取っている。

大学院では、全研究科共通で「大学院入学試験問題作成・管理体制」「大学院入学試験実施要領」及び「大学院入学試験監督要領」を定め、入学試験を実施している（資料 5-6）。入学者選抜の方法は、研究科によって異なるが、主に書類審査、筆記試験、小論文、面接試験等により、合否を決定している。また、各研究科は「入学者受入方針」に基づき、公正かつ適切な入学試験を実施するための内規・要領等を定めている。

2021 年度 I 期入試においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン形式を採用するなどして、選考を実施した。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

公平な入学試験実施のため、「大学入学者選抜実施要項（文部科学省高等教育局長通知）」に留意し、一般選抜要項において「受験および修学における配慮について」の項目を設け、配慮の申し出を受け付けている（資料 5-1【ウェブ】）。志願者の障がいレベルや入学試験実施・入学後の配慮要望について、当該志願者に不利益が被らないよう最大限考慮し、志願学部における受験及び在学中の修学対応等の確認・審議を行ったうえで対応している。

<入試業務の着実な遂行を目的とした事務組織の改編>

受験人口の減少、頻繁に変化する学内外の入試制度への対応、またそれに伴い多様化・複雑化する入試業務の着実な遂行等を目的として、これまで、教育支援部、教務事務部など、複数部署において担っていた入試関連業務を集約し、適切な人員配置、業務の合理化、タイムリーな業務遂行、新規業務への早期取り組み等を実現するため、2019年4月に新たに入学センター事務部を設置した。業務の合理化については実現したものの、多様な業務に対する入試広報事務室の要員不足などの課題もみられるため、今後、改善に向けて、取り組む予定である。

<入試広報活動、学生募集における教職員の取り組み>

2020年度入試の実施状況は、推薦入試志願者を除く一般入試及び特別入試の志願者合計で10万5,798名であった(資料2-44表21)。2007年度から14年連続で10万人以上の志願者を得ている。これら関心の高まりの理由の一つとして、様々な学生募集活動が挙げられ、本学では入試広報事務室が、以下のような学生募集活動の取りまとめを行い、本学教職員が分担し、受験生、保護者、進路指導担当教諭へ本学の特徴や入試制度、求める学生像などを説明している。

○アドミッションアドバイザー活動、学生募集に関わる研修会の開催

全国で開催されている受験生・高校生向けの進学相談会、大学説明会、入試説明会への派遣者を、本学ではアドミッションアドバイザー(以下、「AA」という。)と呼んでいる(資料5-26)。

AAは、本学職員で構成され、担当事務局が「初級者向け」、「経験者向け」に分かれて研修会を開催し、入試情勢の最新の状況を共有するとともに、前年度の学生募集活動の報告と、当年度の学生募集計画についての共通認識を図っており、2019年度は専任職員の4分の1にあたる161名が担当した。AAは、専用の学内ネットワークサービス「Data BRAIN」で、個々の活動報告を行い、全学のAAがその内容を共有し、例えば高校訪問にあたり前年度の状況を確認すること等が可能となっている。AAからの報告は、「報告書」として蓄積され、入学センターにおける学生募集に関する検証に役立てられ、前年度の実績に基づき費用対効果の観点から、進学相談会や大学説明会の派遣先の選定を行っている(資料5-27)。その検証結果は、毎年5月と10月に開催する「AA研修会」で情報共有している(資料5-28)。2019年度は、志願者数減少傾向が強い都道府県をピックアップし、該当エリアについては高校における説明会や進学相談会に積極的に参加するとともに、定められた予算内で有効な広報を実施するため、遠方については主に高校訪問の集約・見直しを行った。

○オープンキャンパス

本学のキャンパス、教育・研究内容、学生や教職員の姿を多くの高校生・受験生に見てもらい、本学の志願に繋げる機会として、2019年度に駿河台キャンパスでは8月上旬に計3回、生田及び中野キャンパスでも同様に計2日ずつ実施し、計7日間で総勢61,554人もの参加者があった。入学センターと学生が共同で企画し、キャンパスツアー、模擬授業、学部

基準5 学生の受け入れ

の概要説明、学生生活紹介等を実施した。なお、来場者にアンケートを実施しており、そのうち受験生の志願率は61.6%と前年比0.9ポイント増加した（資料5-29）。

一方で、安全面及び参加者の満足度向上のために導入したオープンキャンパスの事前参加登録制により、来場できない受験生が増加するなど、課題もある。今後の課題解決のために、WEBオープンキャンパスの実施など検討を行う。

○首都圏及び地方校対象の高校教員説明会

6月の第一土曜日に、当該年度の入試概要・変更点、教育内容を直接かつ正確に提供することを主たる目的とし、本学に一定数以上の志願者がある首都圏の高校、地方重点校及び学部が希望する高校の進路指導担当教諭を招待し、本学の入試概要及び変更点等の情報提供を行っている。高校生への進路指導に役立ててもらい、本学にマッチした生徒の志願に繋げる狙いがあり2019年度は321校から参加があった。

○学外で実施する進学相談会

大学への進学希望者を対象として、新聞社・ラジオ・テレビ局等の主催により、代理店が年間を通じ全国各地において開催する進学相談会を積極的に活用している。本学は受験生、高校1・2年生、父母、高校の教諭などステークホルダーに対し、大学の特長、学部・学科の内容、キャンパス、入試制度などについて、正確に情報提供を行い、本学への興味関心を更に高め、志願に結びつけることを目的として参加しており、AAを派遣している。2019年度は全国107か所で実施し、高校3年生及び既卒生のアンケート提出者のうち実際に受験した者の割合は52.8%であった（資料5-30）。

○教員が出張して講義を行う出張講義

主に高校1・2年生を対象として、大学進学を動機付けさせることを目的に、本学の教員が全国の高校へ赴き模擬授業を実施している。派遣に際しては、学部の指定する高校など、一定数以上の志願者がある高校及び一定数以上の合格者がありながら入学手続き率が低い高校を対象としている。2019年度は77件実施した。

○高校や予備校での大学説明会

受験生や高校1・2年生を対象として、大学の特長、学部・学科の内容、キャンパス、入試制度などについて、正確に情報提供を行い、本学への興味関心を更に高め、志願に結びつけることを目的として、年間を通し、AAが全国の高校を訪問し、高校生に対し、本学の特長や入試制度など全般的な説明を行っている。2019年度は148校の高校を訪問した。受験生のアンケート提出者のうち、実際に受験した者の割合は68.8%だった（資料5-31）。また予備校での実施については、主に10月と11月にAAが全国の予備校を訪問し、主に入試制度や傾向と対策の説明を行っている。2019年度は65件実施した。実施時期が入試の実施時期に近いこともあり、受験生のアンケート提出者のうち実際に志願したものの割合は89.1%と非常に高い出願率であった（資料5-32）。

○海外入試広報

基準5 学生の受け入れ

留学生のための海外入試広報として、特に志願者が多い東アジア地域及び本学がバンコクに設置している明治大学アセアンセンターを拠点とした広報活動が展開できる東南アジア地域を中心に入試広報活動を行っている。志願者が特に多い韓国では、2019年6月にソウルで単独説明会を実施するなど、積極的な広報活動を展開している（資料5-33）。国内においても日本語学校において、進学説明会を実施している。これらの活動について、毎年度末、国籍別志願者数、日本語学校別志願数等を検証し、留学フェア及び進学説明会参加地域等の選定を行うとともに、アセアンセンターを積極的に活用して入試広報を実施する等効率化への配慮も行っている。その結果、外国人留学生入学試験における志願者数は2016年度の849名から2020年度は1,626名と大幅に増加している（資料2-44表21）。

その他の入試広報活動の1つとして、地方出身者の入学を推進するため、2019年度からSMART進学相談会（上智大学・明治大学・青山学院大学・立教大学・東京理科大学）を実施した（資料5-34）。2019年度は兵庫県と新潟県で開催し、5大学で連携し東京の大学で学ぶことの意義を発信しつつ、各大学の魅力をPRした。2020年度以降もエリアごとの戦略的な広報活動を実施していく。他方、優秀な人材を確保するための取り組みとして、2019年度は全国の受験生約27000名に、本学の研究力や国際力を前面にPRしたダイレクトメールを送付した。

<新型コロナウイルス感染症に関する対応について>

入試広報活動について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、2020年3月からは対面でのイベントの開催・参加ができないことを受け、2020年4月3日開催の入学センター事務部部内会議において、「コロナウイルス拡大に伴う入試広報活動の代替策について」を提案し、各種対面イベントの代替策の検討を行った（資料5-35）。

各種対面イベントの代替策として、2020年5月17日に本学ホームページ「入試総合サイト」に大学説明動画を配信し、2020年6月6日には他大学に先駆け、本学独自での「Zoomオンライン相談会」を開催した（全8回開催）。その他、本学ホームページ「入試総合サイト」への大学説明関係や入試説明関係動画等配信（全62本/2020年10月23日現在）やZoomを用いたオンライン大学説明会、オンライン入試説明会を開催している。

また、2020年8月3日からオンラインオープンキャンパス「明治大学オープンキャンパス@home」の特設サイトを開設し、2020年8月21.22.23日の3日間で「@home大相談会（Zoom）」を開催するなど、積極的に受験生への情報発信を行った。

さらに、広く情報発信を行うべく、SNSにも注力している。従来から運用している入学センター公式メールマガジンに加え、2020年度は入学センター公式Twitterを開設し、定期的な情報発信を行っている。現在は入学センター公式LINEの開設に向け調整を進めている。

なお、オープンキャンパスなどイベントをオンライン化した結果について効果検証を行い、今後新型コロナウイルス感染症が収束した以降の各種イベントのあり方や開催方法等について検討を進めている。

点検・評価項目③: 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1	入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <学士課程> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学定員に対する入学者数比率 ・ 編入学定員に対する編入学生数比率 ・ 収容定員に対する在籍学生数比率 ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 <修士課程, 博士課程, 専門職学位課程> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容定員に対する在籍学生数比率 ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
---------------	--

<学部における入学定員及び収容定員等について>

入学者数の適正管理については、教育の質保証や教育環境向上の観点から、適正数を各学部・研究科において、過去の入試結果も考慮しながら随時検討している。

学士課程における入学定員に対する入学者数比率の5年平均は1.00倍、収容定員に対する在籍学生数比率は1.02倍となっており、学部ごとに見ても、年度により多少の増減はみられるものの、概ね、適正に管理している（資料 大学基礎データ表2）。

<大学院における入学定員及び収容定員等について>

大学院及び専門職大学院における収容定員の管理については、入学者数の観点からだけでなく、適正な研究指導実施の観点から、教員ごとの指導学生数も考慮して入学試験を実施している。特に大学院は、収容定員の規模が小さいため、在籍学生比率を調整するのが困難な面があるが、概ね適正に管理している。しかし、収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科博士前期課程では0.34、先端数理科学研究科博士後期課程では0.26と低い（資料 大学基礎データ2）。今後は、入学者が定員を下回っている研究科においては、学内進学者を確保するよう学部との連携を強め、更なる広報活動を実施すると同時に、大学院全体としても、新たに作成したパンフレットの学部生への配付やホームカミングデーでの大学院紹介ブースの設置、日本語学校での説明会実施など、多岐にわたる広報活動を行う（資料 5-36）。

点検・評価項目④: 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2	点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性については、「学長方針」における基本方針（長中期計画書）を実現するための重点戦略（単年度計画書）「意欲ある学生の安定的な確保」に基づき、毎年度、点検・評価を実施している（資料 2-11）。重点戦略は、「時代の要請に対応する入試改革」「付属校との連携」の2つの計画で構成されている。それぞれの計画について、担当部署が活動実績に基づき、自己点検・評価を実施している。例えば、「時代の要請に対応する入試改革」において、「学長方針」に基づき、2019年4月に学長の下に、入試改革担当副学

長を座長とし、入学センター長、各学部長、学長室専門員、入学センター運営委員で構成される「入試改革検討ワーキンググループ」を設置し、入試制度を検討した結果、大学入学共通テスト利用入試を新たに導入することを決定し、ホームページ上で公表した（資料 5-37【ウェブ】）。また、「付属校との連携」については、「学長方針」に基づき検討した結果、高大接続や生徒の学部選択を意識して、高校1年生に対する「特別進学指導講座」、2年生に対する「高大連携講座」、3年生に対する「プレカレッジプログラム」「公開授業」を体系的に実施した（資料 4-13～15）。これらの点検・評価の結果をもとに、学長室専門員による「学長による改善方針」として示すとともに、各分野の担当副学長が発展方策（NEXT PLAN）を示している。これら一連のPDCAサイクルをもとに、学長室は「学長方針自己点検・評価報告書」を作成し、全学委員会に報告している。これらの報告書は、全学委員会のもとに設置されている全学評価部会によるピアレビューが実施され、全学的な観点から検証が行われている（資料 2-12）。このように学長室と全学委員会による重層的な検証に基づいたPDCAサイクルが機能している。

（2）長所・特色

<アドミッションアドバイザー制度>

全国で開催されている受験生・高校生向けの進学相談会、大学説明会、入試説明会への派遣者を、本学ではAAと呼んでいる。AAは本学職員で構成され、2019年度は専任職員の4分の1にあたる161名が担当した。

志願者獲得のための本学のアピール活動が大きな目的ではあるが、既に本学を志願している受験生・高校生の疑問・不安を解消し、入学後のミスマッチを生じさせないように、丁寧な対応が必要であり、そのためには学部の教育内容だけでなく、施設・留学・奨学金等、大学全般についての理解が必要な業務となる。そのため、AA間での相談・説明内容に差が出ないように、また、誤った情報を提供しないよう、統括部署の入学センター事務局による業務用資料の作成・配付の他、年2回の説明会の実施、派遣業務報告書のWebシステムでの共有化など、AA全員で情報を共有する方策が取られている。今後は、年に2回実施しているアドミッションアドバイザー研修会において、教育関係法規研修会（大学入学資格関係）を開催することで、全体のレベルアップを図っていく。

AAは教学の部署のみならず、法人部門の職員も公募により担当することができるため、職員の資質向上にも寄与する制度となっている。特に新入職員は配属先に関わらず、新入職員研修制度の一環としてAAを担当することで、職員として資質向上の機会とするだけでなく、AAの数的な体制強化、また、高校生に近い世代が本学の代表としてアドバイザー業務を行うことで、高校生に親しみやすい体制が構築できることから質的向上が期待できる。

2019年度はこのAA制度を活用し、進学相談会107件、高校での説明会148件、予備校での説明会65件と、全国の受験生・高校生の進学・受験の支援をすることができ、14年連続志願者数10万人超の一助となっている。

（3）問題点

＜大学院における収容定員充足状況＞

大学院における問題点として、大学基準協会が示す収容定員に対する在籍学生数比率を満たしていない研究科が、法学研究科博士前期課程（0.34）、先端数理科学研究科博士後期課程（0.26）となっている。

法学研究科では、定員充足率を改善させるべく、法学研究科内の常設の委員会である「カリキュラム・FD等検討委員会」において、入試制度及び入試広報についての検討を継続的に行っている。新型コロナウイルスの影響により外国人留学生の志願者が減ることが見込まれるため、一般入試（特に学内選考による内部進学）の志願者を増加させる方策等を引き続き検討する。

また、学内進学者の確保のため、法学部1～3年生を対象に大学院模擬授業「チャレンジ法学研究科」を実施しており、早期から大学院進学を意識させ、進学希望者の増加と優秀な学生の確保を目指している。さらに、2019年度から学部学生向けに法学研究科のPRを目的としたリーフレットを作成し、法学部と連携を密にし、学部の必修科目及び専門演習の授業の際に告知活動を展開するなど取り組んでいる。

先端数理科学研究科博士後期課程は、2017年度に博士前期・後期課程において単一専攻から3専攻へと2つの専攻を同時に増設しており、実態として増設した2専攻については、2019年度から博士前期課程修了生が進学してきたことになり、完成年度を迎えていない中での充足状況となっている。

（4）全体のまとめ

基準4で述べたとおり、本学は、「明治大学の教育目標及び3つのポリシー」において、全学的な教育上の指針となる3つのポリシーを明示している。さらに、全学委員会が策定した「明治大学における3つのポリシー策定の基本方針」において、基本方針制定にあたっての理念、基本方針（ポリシーのあるべき姿）、3つのポリシーの策定単位、それぞれの方針の構成・記述内容を明確にした。この全学的な方針に基づき、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）の構成・記述内容を、各学位課程別に明確に定めている。これらは、大学ホームページの他、「一般選抜要項」において公開し、受験生をはじめ、広く社会に公表している。また、AA制度をはじめとする入試広報活動の拡充により、本学及び各学部の3つのポリシーの他、施設・留学・奨学金等を周知する機会を多数設定している。

学生募集及び入学者選抜における適切な制度・体制整備と公正な実施については、学部への対応として、入学センターを設け、各学部等関係部署に関わる入学試験業務の支援・調整を行い、各学部教授会では入学センターと連携し、入学者の受入方針を踏まえ、入試別入学者選抜方法（試験科目等）を決定し、公正かつ適切に入学試験を実施している。本学の学部入学試験制度は、「一般選抜型」「総合型」「学校推薦型」に区分し、多岐にわたる入試制度を設け、多様な価値観や様々な学習履歴をもった学生を受け入れている。大学院委員会のもとに「大学院 学生募集・入試委員会」を設置し、厳格な体制の下で入学試験を実施している。専門職大学院においても、各研究科で教育研究上の目的及び入学者の受入方針を踏まえ、特色ある入学試験を実施している。大学全体として、合理的な配慮に基づいた公平な入

基準5 学生の受け入れ

学者選抜を実施するとともに、授業料及びその他の費用や経済的支援に関する情報提供を適切に行っている。

適切な入学定員の設定と収容定員に基づく在籍学生数の適正な管理については、学部では入学者数、在籍学生数ともに大学基準協会の基準を満たしており、適正な水準にある。一方、大学院においていくつかの研究科で基準を満たしていない状況にあり、改善に取り組んでいる。

学生の受け入れの適切性については、「学長方針」に基づき入学センター等の担当部局が行う自己点検・評価の他、各教育プログラムが自己点検・評価を実施している。これらを全学的な見地から検証し、必要な措置を講ずるとともに、次年度の方針や予算編成に反映させることで、ミドルレベルと全学レベルが関連したPDCAサイクルが機能している。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1	<u>大学として求める教員像の設定</u> ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
評価の視点2	<u>各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針</u> (<u>分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に関わる責任所在の明確化等</u>)の適切な明示

<大学として求める教員像及び教員組織の編制に関する方針の設定>

本学の求める教員像及び教員組織の編制方針は、教員任用規程第3条に基づき、本大学の将来構想及び教育研究計画に配慮した教員の任用を円滑に推進するため、毎年度、「教員任用計画の基本方針」において定めている（資料 6-1, 2）。「教員任用計画の基本方針」は、「学長方針」における基本方針（長中期計画書）を実現するための重点戦略（単年度計画書）「教学運営体制の整備」に基づき定められ、学部長会において審議、承認されることで、各学部等に周知される（資料 1-12, 2-3）。この基本方針には、各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢、教員の連携のあり方等についても明示されている。これら、求める教員像及び教員組織の編制方針を受けて、各学部等では「教育・研究年度計画書」において、各学部等の教員像及び教員組織の編制方針を定め、教員任用計画の策定などの基本方針としている（資料 6-3）。

点検・評価項目②: 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1	<u>大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数</u>
評価の視点2	<u>適切な教員組織編制のための措置</u> ・ <u>教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性</u> ・ <u>各学位課程の目的に即した教員配置</u> ・ <u>国際性、男女比</u> ・ <u>特定の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮</u> ・ <u>教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置</u> ・ <u>研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置</u> ・ <u>教員の授業担当負担への適切な配慮</u> <u><専門職大学院></u> <u>実務家教員の適正な配置</u>
評価の視点3	<u>学士課程における教養教育の運営体制</u>

<教育研究に関わる教員組織>

教員の組織的な連携体制と教育研究に関わる責任を明確化するために、さまざまな委員会組織等を配置・整備している。大学は学長によって代表され、副学長、教務部長、学生部長等、学長補佐として学長室専門員長及び学長室専門員を置いている。また、大学院には大学院長が責任者となり、大学院長を補佐する大学院教務主任とともに大学院執行部を構成している。専門職大学院には専門職大学院長を置いている。

教学の意思決定機関として、各学部教授会、また本学の重要事項を審議する機関として「連合教授会」があり、各学部等からの議案を審議するために「学部長会」を設置している（資料 2-3, 6-4）。さらに、大学全体の将来構想やキャンパス計画の策定を目的とした「将来構想委員会」、教育の充実及び向上を目的とし、日常的な教務事項を審議するための「教務部委員会」、学生生活の充実及び向上を目的とした「学生部委員会」を設置し、日常的な大学運営の基礎を形成している（資料 2-6, 6-5, 6）。また、特に大学院に関する教育の充実及び向上を目的とした「大学院委員会」、専門職大学院には「専門職大学院委員会」を設置している（資料 1-3, 4【ウェブ】）。

各学部には、学部長の他、学科長、教務主任、一般教育主任等の役職者を置き、執行部を構成し、教授会を運営している（資料 4-42）。また、各研究科は、研究科長の他、研究科長を補佐する大学院委員、専攻主任の役職者からなる執行部を形成し、研究科委員会を運営している（資料 1-3【ウェブ】）。専門職大学院各研究科は各研究科長が議長となり、研究科教授会を運営している（資料 1-4【ウェブ】）。

教育に関する横断的な組織として、和泉キャンパスに課程を置く 6 学部（法学部、商学部、政治経済学部、文学部、経営学部、情報コミュニケーション学部）の特長を生かしながら、和泉キャンパスにおける教育・研究の充実を図ることを目的とした「和泉委員会」が設置されている（資料 6-7）。同委員会は、主として和泉キャンパスに研究室をもつ教員から構成され、学長の承認を経て、理事会において任命される和泉委員会委員長を責任者として、各学部の一般教育主任などで構成している。

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

<適切な教員組織編制のための措置>

大学の教員任用は、「教員任用計画の基本方針」に基づき国際公募を原則としており、学部・学科のそれぞれにおいて、大学設置基準に定める必要教員数及び必要教授数のいずれも充足している（2020年5月1日現在）（資料 6-2, 大学基礎データ表 1）。

また、近年は女性教員や外国人教員の任用も促進され、学部所属の専任教員 883 名のうち女性教員、外国人教員はそれぞれ 176 名（19.9%）、53 名（6.0%）に増加している（資料 2-44 表 24, 25）。さらに、実務家教員の任用を制度化したことにより、社会からの教員の受け入れも増加している。また、全学共通総合講座をはじめとしたオムニバス形式で運営する授業科目にあたっては、国内外各分野の第一線で活躍する社会人をゲスト講師として招聘するなど、多彩な教育を可能としている。

専任教員の年齢構成については、専任教員の定年年齢を満 70 歳と定めており、途中退職者数も多くはないことから、全体的に高齢化する傾向にはある。そのため、各学部等は任用に関する基本的な考え方として、講師、准教授を任用することに配慮している（資料 大学

基礎データ表 5)。

本学では、「学校法人明治大学教職員給与規程」において、1 週あたりの専任教員の責任担当時間を「教授は10時間、准教授は8時間、講師は6時間」と定めている。各学部・研究科の担当授業時間の平均は、文系に比べ、理系では実験・実習等の影響で理工学部・農学部・総合数理学部が比較的多くなっている。また、各資格の担当授業時間の平均の差があまりなく、准教授及び講師の資格を持つ教員の授業負担が軽減されていない（資料 6-8）。このような状況から、専任教員の研究時間の確保をするため、2018年7月25日の学部長会において、各教員の責任担当授業時間の削減に向けた授業時間数削減の方策が示された。方策として、具体的な数値目標を示し、段階的に削減することとし、継続的に取り組んでいる。（資料 4-8）。

教員の任用数については、2018年度の収容定員変更を受け、学部の専任教員数の適正化を図るため、2019年5月22日の学部長会において、任期付きを含む専任教員一人当たりの学生数（スチューデント・レシオ、以下「SR」という。）の見直しを行った（資料 6-9）。2020年5月現在の各学部のSRは、文系学部では44名前後（ただし文学部は38名）、理系学部では28名前後となっており、SRの設定は教育環境の適正化に効果を上げている。

総科目数に対する専任教員における担当科目の比率（専兼比率）について、専門教育科目の必修・選択必修科目では82%となっており、概ね専任教員が担当している状況である（資料 大学基礎データ表 4）。一方、教養科目における兼任講師依存率が比較的高くなっており、兼任講師に対する教育の質を確保するため、学長が示す「教員任用計画の基本方針」において、「カリキュラムにおける兼任講師への依存率の適正化を図るよう努め、任用計画を立案すること」が掲げられている。

大学院に関しては、大学院学則第8条において、教員について「大学院における授業及び研究指導は、本大学の学部及び専門職大学院に所属する教員が担当すること」を規定している（資料 1-3【ウェブ】）。これにより、大学院16研究科は、基本的に学部所属の教員から構成され、研究科・専攻のそれぞれにおいて、大学院設置基準に定める必要教員数及び必要研究指導教員数、研究指導教員における必要教授数のいずれも充足している（資料 大学基礎データ表 1）。本学の大学院及び研究科には、任期付教員として、特任教員及び客員教員が所属している。特任教員は、多様な教育・研究プロジェクトを展開するため、研究科間共通科目や各研究科が独自の取り組みで設置した授業科目等を担当している。客員教員は、研究科間共通科目の学際系総合研究や研究科の専門科目を担当し特色ある教育を行う業務の他、外部研究機関との連携協定に基づき大学院学生の研究指導等を行う場合がある。

専門職大学院についても、専門職大学院設置基準に準拠し、研究者教員と実務家教員のバランスを取りつつ必要教員数を満たしている。

< 学士課程における教養教育の運営体制 >

学士課程における教養教育の運営体制については、学部毎に適切に整備し、各々の学部に教養教育的科目を配置している。

各学部に設置される共通科目（教育の情報化推進本部、日本語教育センター、資格課程委員会及び学部間共通外国語教育運営委員会のそれぞれが運営する授業科目を除いた学部間共通科目）の授業計画の立案及びその円滑な運営を図るため、教務部委員会の下に、専門部

会として学部間共通科目運営委員会を設置している（資料6-10）。全学共通総合講座は、学部設置のカリキュラムを基礎としながら、なお学部や文理の枠を越えた学際的講義を学生に積極的に提供することにより、幅広い学問的視野や問題発見能力、判断能力を培うことを主眼としている。本学教員に加え、広く学外からその分野の専門家を講師として招聘し、初年次教育・リベラルアーツ講座、キャリア教育講座、国際社会講座、時事講座、ビジネス・専門実務講座、明治大学講座を開設している（資料4-1【ウェブ】）。

情報関係科目は、教育の情報化推進本部を主体とし、情報に関する基礎的な知識と、情報技術を活用するために必要な情報機器の基本操作を習得し、各学部の教育におけるリテラシーを教授している。また、情報モラルを理解したうえで、情報化が進展する社会へ積極的に参画できる能力を養うことを目標としている（資料4-1【ウェブ】）。

点検・評価項目③：教員の募集，採用，昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1	教員の職位（教授，准教授，助教等）ごとの募集，採用，昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点2	規程に沿った教員の募集，採用，昇任等の実施

<教員の募集，採用，昇任等の適切な実施>

教員の募集・任用・昇格に関する諸規程は、全学として「明治大学教員任用規程」の他、関連校規（「特任教員任用基準」、「客員教員任用基準」、「兼任講師任用基準」、「明治大学 RA、TA 及び教育補助講師採用規程」等）を整備・制定している（資料6-1, 11～14）。また、教員任用および昇格審査における審査対象業績の取り扱い等について、「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」を定め、全学共通事項として適用している（資料6-15）。さらには、これら全学的な諸規程を踏まえ、学部・研究科によっては内規を定め、適切に教員の募集・任用・昇格を行っており、専任教員だけでなく、任期付き専任教員（特任教員）の採用等、柔軟な教員組織の編制も可能としながら、透明性を担保した人事手続きをとっている。

専任教員任用について、毎年度、副学長（総合政策担当）が前年度の任用状況を踏まえた教員組織の見直しを行い、「教員任用計画の基本方針（原案）」を作成し、学長（学長スタッフ会議）に答申している。この基本方針は任用前々年度の1月の学部長会において審議しており、検証結果を踏まえた計画策定がルール化され、適切に機能している（資料2-3）。各学部等はこの方針に基づいて、「任用計画書」を作成し、副学長（総合政策担当）による「各学部長等への人事ヒアリング」を4月に受ける。そのヒアリングを受けて、任用前年度の4月又は5月の学部長会及び理事会で任用計画を決定することにより、計画的な教員任用を行っている。2018年度には、従前より課題となっていた特任教員及び客員教員制度を見直し、刷新した（資料6-16）。任用のプロセスについては、各学部等が前述の任用計画に基づき、承認された「主要科目（分野）」について公募等を行い、書類審査、授業内容に関するプレゼンテーション、面接審査等を実施し、科目適合性を審査して教授会（研究科委員会）で決定する。各学部等の審査結果は、学部長会において再度審議され、理事会が承認する。

専任教員の昇格について、本学の諸規程や各学部等で定める内規に基づき、各学部等における審査委員会等において審査している。任用審査と同様に、各学部等の昇格審査結果は学

部長会において再度審議され、理事会の承認を得る。特に「学部長会における教員の任用および昇格審査基準」では、研究上の業績に加え、教育上の実績および職務上の実績についても評価し判定することが明記されている（資料6-15）。

大学院研究科の専任教員は任期付教員（特任教員）を除いて学部に所属する兼任教員のため、専任教員の任用は原則として、各所属学部に専任教員採用人事権がある。また、昇格審査についても、原則、専任教員は所属学部において審査を行う。よって、大学院の各研究科は専任教員（助手のみ）、特任教員、客員教員及び兼任教員についてのみ採用人事権がある。しかし、大学院の授業を担当する際には、大学院担当に相応しい研究・業績があるか、また、研究指導を行うに十分な人間的資質があるか否かについて、資格審査が行われ、担当教員の質保証が維持されている。各研究科では、大学院の課程における授業担当資格及び研究指導担当資格の判定に際し、取扱内規に基づき、任用手続きと同様、専任教員の履歴書及び業績書等の提出を求め、教育研究業績や指導力などについて審査している（資料6-17）。審査手続きは、各研究科の人事審査委員会等及び研究科委員会で審議した後に、大学院委員会において審議している。なお、大学院が独自に任用する研究科間共通科目などを担当する特任教員及び客員教員については、個別研究科の科目担当とは異なる資質等が必要となるため、内規に基づき大学院人事審査委員会を設置し、この委員会が適切性の審査を行っている。

専門職大学院における専任教員（特任教員含む）の任用・昇格基準は、大学全体の基準「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」に基づいて行っており、適切性と透明性が担保されている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2	教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

＜ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施＞

全学的なFD活動の推進組織として、「教育理念及び教育目標を実現するため、全学的な教育支援体制に係る諸施策の立案及びその推進を図るとともに、組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を行うことによって、効果的な教育活動の実践を支援・促進し、もって本大学の教育の発展に寄与すること」を目的とした「教育開発・支援センター」を設置している（資料2-16）。

教育開発・支援センターのもと、「授業改善アンケート」の実施を中心とした授業改善に取り組んでいる。同アンケートは、全専任教員（特任を含む）に1科目以上の実施を必須とし、毎年春学期と秋学期に各1回実施しており、2019年度は、アンケート実施対象教員865名中711名が実施し（実施率82.2%）、春学期は2,500科目、延べ99,292名の学生から回答があり、秋学期は2,374科目、延べ81,748名の回答があった（資料2-8【ウェブ】）。アンケートの集計結果は個々の教員の他、当該学部長宛にフィードバックしているものの、授業改善への取り組みは個々の教員に委ねられている。また、「授業改善アンケート」の設問項目や活用法について、教員に事後アンケートを行っており、アンケート結果に基づき、見直しを行っている（資料6-18）。全体の集計結果については、本学ホームページに掲載し、公表を行

っている（資料2-8【ウェブ】）。なお、アンケート実施科目事前調査において、該当する担当授業がないと申告した教員には、全国私立大学FDフォーラム（JPFF）が提供する「実践的FDプログラムオンデマンド講義」の受講を案内している（資料6-19）。

また、教育開発・支援センターでは、「新任教員研修会」を年2回開催しており、専任及び特任の新任教員を対象に、主に教務部長及び副教務部長が講師を務め、本学の教学運営体制、沿革、研究、入試業務、就職・キャリア支援及びFD活動等についてレクチャーを行っている（資料6-20）。「新任教員研修」終了後には、「人権教育・啓発専門員会」共催により、ハラスメント、学生相談についての研修を実施している。2019年度は、第1回に50名（100%）、第2回は41名（82%）の出席があった。なお、本研修会の参加者には自由記述のアンケートを実施しており、その回答内容を集約し、次の研修会プログラムの検討の参考にしている。

各学部においては、それぞれの学部固有のFD研修会を実施している。教育開発・支援センターは、FD研修会の結果を取りまとめ、教務部委員会において各学部FD研修会の実施状況一覧を報告して、学部間での情報共有を図っている（資料6-21）。

例えば、文学部では、FD研修会として、2019年度は、発達障害をもつ学生に対する理解を深めるため、外部講師を招聘し「発達障害を持つ学生の理解と支援」というテーマで教授会冒頭に実施した。また、兼任講師を交え、専攻を越えた授業改善について話し合いを行う「教育懇談会」、また懇談会とは別に学科・専攻・セクション等で部門会議を実施しており、専任・兼任講師との意見交換や情報共有の場を設け、より良い授業運営を目指している。また、教育懇談会の開催に合わせて、教員の資質向上のためのFDとして、植村直己賞を受賞された冒険家の外部講師を招き、「グレートジャーニー—地球を這って見たこと考えたこと—」という題目での講演会を実施した。その他、キャンパス・ハラスメント防止委員会主催研修会として、弁護士の外部講師を招き「職場内の人間関係におけるハラスメント防止の注意点～パワーハラスメントを中心に～」というテーマで、講師が過去取り扱った事例をもとに、今後の授業内外における学生対応等に役立てるなど、多彩なFDを実施している（資料2-25）。

研究科においても、「修了予定者を対象としたアンケート」の他、大学院全体のFD研修会として、大学院教育懇談会を実施している（資料6-22）。2019年度は、「大学院学生の指導について（学生相談室の視点から）」「大学における教育・研究と著作権」の2つのテーマで実施した。また、各研究科において、それぞれ固有のFDを実施している。例えば、政治経済学研究科では、授業内容の改善や教育の技術・方法の向上を図るため、2013年度よりFD講演会を実施している。2019年度は、「英国大学院の学生指導法—OxfordとLSEの留学経験から—」を実施した（資料6-22）。

専門職大学院においても同様に、授業評価アンケートのフィードバックに加え、研究科固有のFDを実施している。例えば、法務研究科では、FD研修会として「司法試験結果を踏まえた今後の明治大学法務研究科の教育のあり方」をテーマに議論を行った（資料6-23）。

研究活動の活性化の取り組みとして、研究推進部において、科学研究費助成事業をはじめとした外部資金申請の説明、各種研究費の使用法、支援制度、検品制度や研究倫理等の説明を、各学部教授会等や新任教員説明会において実施している（資料6-24）。その他にも、科研費使用法のガイダンス、科研費使用説明会を各キャンパスで実施している。特に研究費の使用については、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）、独立行政法人日本学術振興会の実地検査及び会計検査院実地検査における指摘に対応

すべく、検品室の設置をはじめ、これらの説明会、ガイダンス等を実施することで、教員の理解・意識は向上している。さらには、科学研究費助成事業に関する学内セミナー、応募手続き説明会、研究計画調書の書き方セミナーを各キャンパスで公募前（7月）及び募集時期（9月）にあわせて開催した。また、これらの説明会資料は大学ホームページにも掲出している（資料6-24）。さらに、主に理系分野の研究成果を活用した社会貢献の一環としての産学連携活動についても、教員にパンフレット等により周知し、活性化を図っている。

2017年度からは、世界大学ランキング向上や国際的な共同研究の活性化を目的とし、エルゼビア・ジャパン株式会社の研究データベース「Scopus」と研究データ分析ツール「SciVal」を導入しており、2019年度には、2回にわたって学内説明会を実施し、約60名の教職員が参加した。また、2019年度には研究者の研究情報を集約し、世界へ発信する研究業績・発信管理データベースである「Pure」を導入し、公開している（資料6-25, 26）。

また、本学教員と海外大学教員との学術交流の端緒となり得るものとして、既存の「外国人学識者招聘プログラム」等を再編・統合し「研究者交流支援制度（Researcher Mobility Grant）」を運営している（資料6-27）。教員のモビリティ向上と教育研究活動の発展を加速するため、2019年度以降はそれまでの予算規模を単年度430万円から860万円に増大した。国際化推進のための全学的なFDの取り組みのひとつとして、英語による専門科目の教授法をテーマとした国際FD研修プログラムを2009年度から継続的に実施している（資料6-28）。2019年度までに延べ70名以上の教員が受講している（資料6-29）。2015年度以降、同研修では、カリフォルニア大学アーバイン校から講師を招聘し、英語による授業の教授法やクラス運営法の他、学生とのコミュニケーションや効果的な質問の内容・方法などアクティブ・ラーニングによる教授法を体系的にそして方法論として学び、英語に限らず日本語の授業にも活用できるメソッドを学ぶ機会となっている。なお、受講した各教員には報告を求めており、その内容を大学ホームページに掲載することで本研修の意義や魅力を効果的に広報している（資料6-30【ウェブ】）。

<新型コロナウイルス感染症に関する対応について（学部）>

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、オンライン授業を実施するにあたり、以下のFDを実施した。

オンライン授業の実施を決定したことに伴い、まず2020年3月27日に事務職員に向けて第1回のオンライン授業説明会を開催した（資料4-33）。続いて、2020年4月8日には第2回のオンライン授業説明会を含んだ臨時の教務部委員会を開催し、その中で教員向けに学年暦の変更計画、オンライン授業の実施方法、手順等の説明及びオンライン授業マニュアルの説明を行い、オンライン授業の構築に向けた全学での意識共有を行った（資料4-34）。第2回の説明会にあわせて、全学的な教育支援システム（Oh-o! Meijiシステム）のグループ機能を用いて、全教員が参照できるオンライン授業マニュアルを公開した（資料4-35）。このオンライン授業マニュアルでは、学長からの協力依頼に始まり、授業に関する注意事項、オンライン授業の各種実施形態（「資料・課題提示型」、「オンデマンド配信型」、「リアルタイム配信型」の3形態）の説明、実施形態ごとの教材作成マニュアル及び参考動画、必要な機器、サポート体制、著作権等の説明からなり、初版公開以降も都度改善点を踏まえて更新を重ね、教員に案内している。

オンライン授業についての教育改善の取り組みとして、「オンライン授業に関する学生アンケート」を2回実施した。

第1回のアンケートは、学生が抱えている問題点の把握及びオンライン授業の学期中の改善を目的として、2020年5月23日から27日までの期間で実施し、在学生の約30%にあたる9,676名から回答を得た。得られたアンケート結果については、集計結果を速やかに学生に公開し、またその後さらに詳細分析を行ったうえで、学生に向けては、本学のオンライン授業の改善方策を示しフィードバックを行い、教員に向けては、アンケート結果から得られた課題をもとに授業改善依頼を行った（資料2-37～41）。

オンライン授業に関する学生アンケートの実施期間終了後、続けて個々のオンライン授業単位での授業評価アンケートを実施した。アンケート実施科目数は2,838科目、回答数は87,567件と、例年の授業改善アンケートと同規模の実施ができた。学生の回答直後から教員が個々の科目の回答結果を確認できるだけでなく、全体分析を行い、また主催学部ごとに切り分けたアンケート結果データを学部等に提供し、授業改善に活用した。

第2回オンライン授業に関する学生アンケートでは、第1回のアンケートによるフィードバック後の授業改善状況及び学生が継続して抱えている問題点の把握を主な目的として、春学期の授業期間終了後に実施し、在学生の約23%にあたる7,230名から回答を得た。このアンケートでは、第1回のアンケート結果との比較から授業や学生の問題点の改善状況を確認し、さらに必要となる改善点を明らかにした。それらの結果について、教務部委員会等を通じて、秋学期に向けた更なる改善に向けての検討材料として活用し、結果は速やかに学生に公表している。また、このアンケートでは、秋学期に对面授業を望むか、次年度以降にオンライン授業を活用した授業運営を望むか、といった質問項目も設けており、その後の授業運営方針の検討にあたっての検討資料としても活用している（資料2-41）。

<新型コロナウイルス感染症に関する対応について（大学院）>

大学全体で実施した調査やアンケートの他に、大学院学生全体に対し、Oh-o! Meijiシステムを利用して、独自の状況調査や、要望事項のアンケートを実施した。

<新型コロナウイルス感染症に関する対応について（専門職大学院）>

専門職大学院についても、「オンライン授業に関する学生アンケート」の結果に基づき、各研究科において、FD委員会等を開催し、課題解決に向けた意見交換を行った（資料6-31）。例えば、ガバナンス研究科では、FD委員会での議論に加え、2020年8月に研究科主催でオンライン交流会をZoomで開催し、学生からオンライン授業に関する課題を直接聴取するなど、課題解決に向けて取り組んでいる。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

教員の教育研究活動等の業績評価については、専任教員データベースを通じて各教員の教育活動、研究活動、研究業績（論文・著書・学会報告など）を公開することで、学内外の評価を受けるように努め、常に充実した教員情報を公開するよう取り組んでいる（資料6-26）。教育活動に関しては、2020年度はオンライン授業の導入事例を教員データベースに掲出することを「全学委員会」にて報告し、各学部選出委員が教授会にてアナウンスを行った

ことにより、記載欄の充実を図った（資料6-32）。2019年度の業績は著書・論文1,241件、学会発表765件、展覧会・演奏会・競技会等15件、研究課題・受託研究・科研費496件、受賞学術賞9件となっている。

学術情報のオープンアクセスについては、「機関リポジトリ」のシステムが普及しており、2019年度末の段階で約15,000件の論文が登録され、公開している。専任教員には毎年、前年度に関する「特定個人研究費報告書」の提出を義務付け、1年間の研究業績についての報告を受けている（資料6-33）。また、特任教員・客員教員には年次成果報告書等の提出を義務付けている（資料6-34）。2017年度からは、世界大学ランキング向上や国際的な共同研究の活性化を目的とし、エルゼビア・ジャパン株式会社の研究データベース「Scopus」と研究データ分析ツール「SciVal」を導入しており、また、2019年度には研究者の研究情報を集約し、世界へ発信する研究業績・発信管理データベースである「Pure」を導入し、公開しており、教育研究業績の管理・発信をしている。

評価については、政財界、学界、法曹界などあらゆる分野で堅実に実績を積み重ねるOB・OGの校友組織である「連合駿台会」により、本学の学術研究上の特に優れた成果に対して、「連合駿台会学術賞」、「連合駿台会学術奨励賞」を授与する制度があり、本学教員の研究活動を客観的な視点から評価している（資料6-35）。また、本大学の研究の国際化の向上に寄与した教員に対しても、「願晴る」研究振興資金により、研究サポートツールを利用したエビデンスに基づく評価を行い表彰している（資料6-36）。さらに、外部資金獲得者に対して、在外研究や特別研究の調整枠を使用して、研究に専念できる制度（研究時間の確保）を導入している（資料1-16, 6-37）。

点検・評価項目⑤: 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2	点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、「学長方針」における基本方針（長中期計画書）を実現するための重点戦略（単年度計画書）「開かれた大学運営を実現するための体制整備」等に基づき、毎年度、点検・評価を実施している（資料2-11）。教員組織に関する重点戦略は、「教学運営体制の整備」の「本学の求める教員像及び教員組織の編制」の他、各項目に跨っており、「教育改善（FD）の推進」、「男女共同参画の推進」等が該当する。それぞれの計画について、担当部署が活動実績に基づき、自己点検・評価を実施している。その結果をもとに、学長室専門員による「学長による改善方針」として示すとともに、各分野の担当副学長が発展方策（NEXT PLAN）を示している。これら一連のPDCAサイクルをもとに、学長室が「学長方針自己点検・評価報告書」を作成し、全学委員会に報告している（資料2-11）。

また、2020年度に実施した教育プログラム自己点検・評価において、「教員・教員組織」に関する項目を追加し、各学部・研究科の教員組織の適切性について、自己点検・評価を実施している（資料2-25）。これらの評価結果については、全学委員会委員によるピアレビューを実施し、各学部・研究科にフィードバックを行っている。

これらの報告書は、全学委員会のもとに設置されている全学評価部会によるピアレビューが実施され、全学的な観点から検証が行われている。このように学長室と全学委員会による重層的な検証に基づいたPDCAサイクルが機能している。例えば、男女共同参画の推進の一環として、女性教員比率の向上について検討し、教員任用の公募要領への女性研究者の積極的な応募を促す旨の明記及び教員が利用できるライフイベントと研究の両立支援制度の導入し、女性研究者の応募者数増加を図った。このようにミドルレベルと全学レベルが連関したPDCAサイクルが機能している。

(2) 長所・特色

<教育の質向上のための教員組織の継続的な改善>

教育効果を十分に上げ、学力水準の維持向上を図るため、2008年12月に教員組織の編制方針を具体化する全学的な評価指標の一つであるSRを全学的に定め、また、2019年度には、収容定員の増加に伴いSR指標の見直しを行うなど、計画的な教員組織の改善と教育環境の向上に取り組んでいる(資料6-9)。上記の継続的な取り組みの結果、大学設置基準上必要な専任教員数を29.3%(189名)上回り、SRを指標とした改善が行われている。

特に任期付き専任教員(特任教員)については、2017年度に制度改正を行い、専任教員の退職補充枠又はSRに基づく適正専任教員数の範囲内で任用できる「先端的、学際的又は総合的な教育研究」を展開する特任教員(新1号特任教員)を創設し、柔軟な教員編制が可能となった。特任教員の増員により、国際連携機構における外国人留学生への日本語学習支援の充実及び留学希望学生への英語学習アドバイジングなど留学支援体制の強化、研究拠点として特別推進研究インスティテュートの活動が活性化されるなど、教育・研究の多方面に効果が示されている。

また、2019年度には助教の特定強化枠10名が新たに設けられるなど、SRの改善と教育研究の充実が実質的に図られている。

<男女共同参画の着実な推進と、より高い目標設定>

本学では、2009年に教職員が就労する環境において男女共同参画を推進することを目的として、「男女共同参画推進委員会」を設置し、「子育て」「介護」「人権」「ダイバーシティ・マネジメント」など多岐にわたる議論により課題等を明確にし、組織運営の意思決定への女性の登用増加、意識改革・啓発活動、及び国際的な取り組みとの協働の必要性を提言してきた。その後、2014年、文部科学省平成26年度科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業(一般型)」に採択され、これを機に、2015年2月に男女共同参画推進委員会を発展的に改組した「男女共同参画推進センター」を設置し、その下に「女性研究者研究活動支援事業推進本部」を位置づけ、センターによる迅速な意思決定、推進本部による具体的な実施という体制を構築し、男女共同参画及び女性研究者研究活動支援を精力的に推進してきた(資料6-38)。

2016年には、男女共同参画を推進するための指針として、「男女共同参画を促進するための教育・研究体制の構築」「ワーク・ライフ・バランスの積極的な推進」「次世代の女性研究者育成」など、6つの基本方針からなる「明治大学男女共同参画推進基本計画」を策定

し、取り組んでいる（資料 6-39）。

具体的な取り組みとしては、研究とライフイベントの両立支援制度について、「研究サポーター制度」を運用している（資料 6-40）。過去の利用実績や既利用者からのアンケート調査結果の分析に基づき、2018 年度に利用者の利便性向上及び支援制度拡充を目的とした制度改定の検討を行い、2019 年度より、「保育費補助制度」は廃止し、「研究サポーター制度」については、育児対象の子の年齢を未就学児から小学校三年生に引き上げるとともに、配偶者の就労条件を緩和した。研究サポーター制度の利用者に対するアンケート調査の結果、論文数や外部資金獲得件数等の増加、研究時間の確保に有効と回答した研究者が大半をしめており、有効に機能していると考えられる（資料 6-41）。

また、男女共同参画に対する理解の促進を目的として、2020 年 1 月 8 日に学外講師を招聘し、学内講演会「誤解の多い働き方改革：生活改革との好循環を」を実施した。講演会には、SD 活動の一環として、法人役員、大学役職者をはじめ多くの教職員が参加し、活発な質疑応答がなされた（資料 6-42）。また、教職員が男女共同参画やワーク・ライフ・バランス等について考え、意見交換を行う場の提供を目的として、和泉キャンパスにおいてランチ交流会を開催した。学内講演会及びランチ交流会の参加者アンケートを分析した結果、男女共同参画に対する理解が促進されていることが確認できた。

これらの取り組みのもと、女性教員比率について、2020 年 5 月現在 19.9%となり、「明治大学男女共同参画推進基本計画」及び本学の一般事業主行動計画施行前で掲げた数値目標 20%にはわずかに届いていないものの、これらの計画施行前の比率から 2.5%増加した。

今後は、「グランドデザイン 2030」において、2030 年までに女性教員比率の数値目標を 30%に定めたこと鑑み、戦略的人事に関する具体的な施策を講じる必要がある（資料 1-13【ウェブ】）。学長指名の教員役職者においても女性の登用を積極的に行うために必要な施策（適正な人数の試算やポストの検討）に取り組み、全学レベルだけでなく、学部レベルにおいても教員役職者に女性の登用を積極的に行うための施策を検討していく。

（3）問題点

<学生視点に基づいたミクロレベルの教育改善の推進>

全学の FD の取り組みとして、「授業改善アンケート」を実施しており、実施率は 82.2%と多くの教員が取り組んでいる。アンケートの結果は事務局で集約した後、各教員の他、当該学部長宛にフィードバックし、各教員における授業の検証・改善、次年度の授業計画の立案、シラバスの見直しに活用することを求めている。しかし、これらの検証・改善に関する取り組みについては、全学及び各学部等の関り・支援は行われておらず、教員個人に委ねられている。この対応策として、授業改善アンケートの結果を踏まえた工夫、改善等をシラバスに掲載し、これを組織的な FD につなげていくことについて、検討を始めている。

（4）全体のまとめ

本学の求める教員像及び教員組織の編制方針は、毎年度、「教員任用計画の基本方針」において明確に定めている。この方針に基づき各学部等では「教育・研究年度計画書」におい

基準6 教員・教員組織

て、各学部等の教員像及び教員組織の編制方針を定め、教員任用計画の策定などの基本方針としている。本学の教員任用は、「教員任用計画の基本方針」に基づき国際公募を原則としており、学部・学科のそれぞれにおいて、大学設置基準に定める必要教員数及び必要教授数のいずれも充足している。採用に際しては、教育研究の成果向上に資する組織編成となるよう、教員の年齢構成、国際性、男女比等に配慮している。また、教員の組織的な連携体制の構築と教育研究に関わる責任所在を明確化するため、さまざまな委員会等を配置・整備している。

教員の募集、採用、昇任等については、全学的な規程・基準を定め、本学が教員に求める教育研究上の能力を明確化している。全学的な諸規程を踏まえ、適切に教員の募集・任用・昇格を行っており、専任教員だけでなく、任期付き専任教員（特任教員）の採用等、柔軟な教員組織の編制も可能としながら、透明性を担保した人事手続きを行っている。

全学的なFD活動の推進組織として、「教育開発・支援センター」を設置し、「授業改善アンケート」の実施を中心とした授業改善や新任教員研修会を開催している。また、研究推進部において、研究活動の活性化を目的とした研修活動も活発に行っている。

教員組織の適切性については、「学長方針」に基づき担当部局が自己点検・評価を実施している。その結果をもとに、学長室専門員が改善方針を策定し、各担当の副学長が発展方策（NEXT PLAN）を示している。これら一連のPDCAサイクルをもとに、学長室が「学長方針自己点検・評価報告書」を作成し、全学委員会に報告している。これらを全学的な見地から検証し、必要な措置を講ずるとともに、次年度の方針や予算編成に反映させることで、ミドルレベルと全学レベルが連関したPDCAサイクルが機能している。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①: 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1	<u>大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示</u>
--------	--

<大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示と周知>

学生支援については、「グランドデザイン 2020」において、人材育成の主対象である学生によりよい環境を提供し、各キャンパスの特色を活かしながら、快適な学生生活を過ごせるようなアメニティに優れたキャンパス環境を実現するとともに、それらのキャンパス環境を基盤にして、さまざまな支援機能、プログラムにより充実した学生生活を送れるよう、6つの重点施策を明示している（資料 1-10【ウェブ】）。グランドデザインの実現に向けた中・長期的な指針である「学長方針」の基本方針（長中期計画書）として、学生生活支援の方針を「Students First! ～『他者』のために前へ」とし、「学生生活全般の支援、スポーツの振興を強化し、すべての学生が充実したキャンパスライフを送ることができる環境を整えている。また、学生の就職支援を一層充実させるとともに、そのための体制を強化します。」と定め、教職員に周知している（資料 1-12）。

グランドデザインは大学ホームページを通じて、学生、教職員をはじめ、広く社会に公表している（資料 1-10【ウェブ】）。また、これらの方針に基づいた学生支援について、学生に案内するため、主として新入生を対象に「キャンパスハンドブック」を配付しているほか、社会人としての自立の意味や社会生活における行動規範を説明する「学生生活ガイダンス」の実施や「新入生応援 BOOK」の作成・配付を行っている（資料 7-1）。

点検・評価項目②: 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1	<u>学生支援体制の適切な整備</u>
評価の視点2	<u>学生の修学に関する適切な支援の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学生の能力に応じた補習教育、補充教育</u> ・ <u>正課外教育</u> ・ <u>留学生等の多様な学生に対する修学支援</u> ・ <u>障がいのある学生に対する修学支援</u> ・ <u>成績不振の学生の状況把握と指導</u> ・ <u>留年者及び休学者の状況把握と対応</u> ・ <u>退学希望者の状況把握と対応</u> ・ <u>奨学金その他の経済的支援の整備</u>

基準7 学生支援

	・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3	学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
評価の視点4	学生の進路に関する適切な支援の実施 ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点5	学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点6	その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

< 学生支援体制の適切な整備（修学支援） >

学生への修学支援は、教務部長を責任者として、4名の副教務部長と教務部を構成し、学習支援推進委員会の下で運用されている。学習支援推進委員会の目的は、「明治大学学習支援推進委員会設置要綱」第1条において、「明治大学の各学部における教育理念の実現と教育目標の達成のため、本大学の学生に対し、個々人に合わせた多様な学習支援を実施し、これを全学的に推進すること」と定められ、「学習支援室」の運営等の大学全体の修学支援を担っている（資料7-2）。

< 学生支援体制の適切な整備（生活支援） >

学生への生活支援は、学生部長を責任者として、5名の副学生部長、各学部から選出された学生部委員及び学生支援部の事務職員から構成される学生部が責任主体となり、学生部委員会の下で運営されている（資料6-6）。学生部委員会の目的は、「明治大学学生部委員会規程」第1条において、「明治大学における学生生活の充実及び向上並びに学部長会の円滑な運営に資すること」と定められ、学生生活の支援に関わる事項について審議するとともに、連絡及び調整等、支援に必要な事項について迅速に対応できる体制をとっている。なお、同委員会には、多様な背景をもつ学生への対応や大学院学生の対応のため、学生相談室長及び大学院教務主任が、オブザーバーとして参加している。幅広い事項に対応するため、副学生部長は、担当キャンパス及び担当業務（奨学金、課外、保健、厚生施設、学生相談、レインボーサポートセンター、スポーツ振興）を定めている。その他、学生部委員会の下には、経済支援関係では奨学金委員会、正課外活動支援関係ではM-Navi委員会が常設されている（資料7-3, 4）。

また、学生相談については学生相談室長、キャンパス・ハラスメントについてはキャンパス・ハラスメント対策委員会委員長を置き、「学生相談室」、「キャンパス・ハラスメント相談室」が、学内諸機関と連携しながら独立した責任と権限をもって、安定した学生生活を

過ごせるよう支援している（資料7-5【ウェブ】）。

<学生支援体制の適切な整備（進路支援）>

学生への進路支援は、学生部長をセンター長として「就職キャリア支援センター」を設置し、運用している（資料7-6）。同センターの目的は、「明治大学就職キャリア支援センター規程」第1条において、「明治大学は、本大学の学生に対する就職支援及びキャリア形成支援を推進することにより、学生の職業観及び職業に関する知識・技能を涵養し、及び主体的に進路を選択できる能力の育成を図り、もって社会に有用な人材を輩出すること」と定められている。事務部門として駿河台・和泉キャンパスは就職キャリア支援事務室、生田キャンパスでは生田就職キャリア支援事務室、中野キャンパスでは中野教育研究支援事務室（就職担当）が、就職支援とキャリア形成支援を体系的かつ一貫して行う体制を整備している。

新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急事態宣言の発令に伴い、学生の大学への入構を禁止したこと、職員も在宅勤務が推奨されていたことから、これまでの窓口及び電話での各種相談の受付体制をオンラインに切り替え、大学ホームページから問い合わせや相談内容を受付ける「お問い合わせフォーム」の運用を開始している。2020年10月1日までに全学で約12,000件の問い合わせに対応している（資料7-7）。

当フォームは、選択した問い合わせ項目により、各所管部署に自動転送される仕組みであるが、管理部署である教務事務室において全ての問い合わせを参照することが可能であり、2週間に1度程度、これらの全件データを学生の所属学部等で切り分け、それらを当該部署に提供することで、実際に学生や父母が、その時期にどのようなことで困っているのか、どのようなことが分かりにくいのかといったことの把握とFAQへの活用、また、どのようなことを改善すれば不満や心配を解消できるのか等の検討に活用している。実際にこのお問い合わせフォームからの声をもとに教学対策協議会や教務部委員会で検討し、全学的な改善を図った事柄も多い。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

○学生の能力に応じた補習教育、補充教育

2005年7月に各学部における教育理念の実現と教育目標の達成のため、個々人に合わせた多様な学習支援を実施し、これを全学的に推進することを目的として、教務部委員会の下に、学習支援推進委員会を設置している（資料7-2）。学生の能力に応じた補充教育として、文系1・2年生のキャンパスである和泉キャンパスに「和泉学習支援室」、生田キャンパスに「理工学部学習支援室」と「農学部学習支援室」、中野キャンパスに「中野学習支援コーナー」を設置し、TAによる基礎的科目及び基本科目を中心とした学習支援の他、レポート作成指導、論文指導、進学相談等を行っている（資料7-8, 7-9【ウェブ】）。また、外国人留学生に対しては、各キャンパスに設置する国際交流ラウンジにTAを配置し、日本語学習全般の支援を行っている。さらには、特別入試による入学者を対象とした「入学前教育」、「フォローアップ講座」等も行っている。

スポーツ特別入試入学者については、入学前に一定の大学入学レベルに到達することを

基準7 学生支援

目的に、全学部横断型プログラム「eラーニング『大学入門講座』」として英語と国語の受講を課し、各学部では予備校等の学外教育機関と連携し、独自課題(小論文, 課題レポート, 数学, TOEIC®受験等)を課している(資料7-10)。入学後の支援策としては、スポーツ特別入試入学者対象の語学科目を設置することで、必修である語学の授業において、当該の学生が部活と勉学を両立できるよう支援をしている。

○障がいのある学生に対する修学支援

本学の建学の精神「権利自由, 独立自治」を踏まえ、障がいのある学生に対する修学支援について全学を挙げて取り組むことを目的として、2018年度に「明治大学障がい学生支援に関する規程」及び「明治大学障がい学生支援基本方針」を定めるとともに、「障がい学生学習支援チーム」を改称し、「障がい学生支援室」を設置している(資料7-11, 7-12【ウェブ】)。同規程で規定されている障がい学生支援推進委員会には、委員として各学部, 大学院の教務主任が参加しており、各部署等における支援の実状や課題を共有し、それを受けて障がい学生支援室が中心となって全学的な支援の改善・向上を図る仕組みを機能させている(資料7-10)。障がい学生支援室は、学内外の関係機関と連携した支援の推進、本学の支援事例の蓄積と情報提供、支援実施方法や使用書類等の共通化、サポート学生の募集と育成、教職員からの相談対応や啓発活動を担っている。2019年度にこれらの支援を必要とし申請した学生は、春学期23名, 秋学期26名であった。主な支援内容は、視覚障がい学生に対しては、学内環境整備(点字ブロックの敷設, 建物内の壁に誘導板の貼り付け, 教室等表示を点字テプラで作成・貼付, フロア案内の触地図作成等), 教科書・参考書のテキストデータ化など、聴覚障がい学生に対しては、ノート・パソコンテイク, 支援機器の貸出, 音声認識ソフト誤変換修正対応など、肢体不自由の学生に対しては、車いす用機の貸出, 精神・発達障がい学生に対しては、履修相談, 板書への対応(ICレコーダーや撮影の許可), 座席配慮, 生活リズム・スケジュール管理の指導など対応を行っている。2019年11月には、障がいのある学生の教育研究活動支援の促進のため、「明治大学障がい学生支援推進資金」を設定し、集まった寄付金は障がいのある学生の修学支援のための機器・物品の購入やサポート学生等の人的支援等の強化などに活用されている(資料7-13, 14)。

○学習の継続に困難を抱える学生への対応

成績不振の学生については、学期または年次ごとに各学部で定められた基準に基づき、修学指導を行っている(資料1-6)。修学指導は、各学部便覧に記載しており、各クラス担任等と対象学生による2者面談や父母も含めた3者面談等で行われ、単位修得状況をもとに、学習状況、履修状況や学生生活状況などをヒアリングし、改善を促すなどの指導を実施している(資料1-6, 7-15)。「クラス担任」とは、学生の所属する学部の専任教員が、履修科目(主に語学など)で振り分けされた学生のクラスを担当として学習上の問題や学生生活の心配ごとの相談役を担うもので、ゼミナールや研究室の担当教員とともに修学支援を行っている。

留年については、留年者の比率は、1~4年生では全学部生の約3.19%(2019年5月1日付学生数30,703名中979名)であった(資料 大学基礎データ表6)。退学については、2019年度退学者は369名であり、全学部生に占める退学・除籍率は1.2%であった。留年・休学・退学

基準7 学生支援

の手続きは、該当学生本人・保証人連署の願い出により行われる。これらの手続きに当たっては、各学部において、必要に応じて、クラス担任である専任教員及び学部事務室の専任職員による相談・指導が行われている。

留年者に対しては、通常の在学生とは別に、留年者向けのガイダンスを実施している。また、学部事務室の専任職員による履修相談・指導の他、アカデミック・アドバイザーによる履修相談や、オフィスアワーによる学習相談の機会を設けている（資料4-28, 29）。さらに、毎年5～7月に、全ての都道府県において、父母懇談会を開催し、父母に対し学生の成績を開示するとともに、希望者には学修上の相談を行っており、地方在住の父母の相談にも数多く対応している（資料7-16【ウェブ】）。

○学生に対する経済的支援

本学の奨学金制度は、「学業奨励」、「経済支援」、「学生生活支援」を目的とし、給付型奨学金に重点をおいた16の奨学金を設置している。奨学金事業は、学校法人明治大学の教育研究経費、及び明治大学校友会、明治大学連合父母会、並びに企業・個人等の寄付金等を財源とし、その財源ごとに個別に奨学金を設置していることにより、目的を同じくする奨学金が複数存在している。限られた資金を有効に活用し、奨学金を希望する学生を幅広く対象とするために、目的別に整理統合した奨学金制度の再編等を図ることで、より効果的な制度を構築できると考えている（資料7-17, 18, 7-19【ウェブ】）。

新たな奨学金として、2020年度より、経済的困窮者及び地方出身者の入学時及び入学後の経済支援を目的とし、入学前に採用を決定し、入学諸費用から授業料年額1/2を減免する入試前予約型給費奨学金制度である「おゝ明治奨学金」を導入している（資料7-20）。2020年度の申請者数は352名と多数の申請者があり、経済的な不安を抱える受験生が安心して本学に入学できる仕組みとして機能しており、経済支援の強化に資する仕組みとなっている。申請者全体に占める首都圏外からの申請者の割合（74%）が、在学生全体に占める首都圏外の在学生の割合（29%）に比べて明らかに高く、地方出身者への経済支援の拡充に資する仕組みとなっている。

その他、自由と人権を重視する建学の精神を具現化する特色ある学生支援の取り組みとして、2011年4月よりUNHCR難民高等教育プログラム（RHEP）を実施しており、学士課程の正規学生に対して原則4年間、学費免除と毎月の生活費助成を行っている（資料7-21）。当該学生が本学の大学院に継続して進学した場合、進学後も同様の経済支援をする奨学金制度を2020年度より導入することを決定しており、他大学と比して充実した支援を行っている。このような国際機関と連携した学生支援活動は、難民や人権に関わる様々な活動を通じて国際社会への貢献に寄与するという波及効果をもたらしており、高く評価される点である（資料7-22【ウェブ】）。

また、新型コロナウイルス感染症に対する経済支援として、以下の奨学金に関する対応を実施した。

文部科学省が実施する「学びの継続」のための学生支援緊急給付金について、2020年6月から9月にかけて3度の募集を行い、本給付金の推薦者3,004名に対し、総額3億3,280万円の給付を決定したほか、本学独自のコロナ対策経済支援として、「明治大学緊急学生支援金」

基準7 学生支援

の助成を給付対象者5,326名、総額5億3,260万円の給付を行った（資料7-23,24）。

奨学金以外の経済支援として、以下の4点について、実施している。

第一に、家計急変者や経済困窮者を対象とし、2020年5月7日の授業開始までにオンライン授業を受講する環境を整えることができない学生に対し、PC及びWi-Fiルータの無償貸与を行った。予算については、教育研究振興基金より支出することとし、同日に同基金運営委員会を開催し、予算措置を決定した。申請を受け付けた結果、PC248台、Wi-Fiルータ296台の無償貸与を行った（資料7-25）。

第二に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う支援に加えて、今後の新たな感染症の流行や不測の災害による被害に備えるとともに、その被害を受けた学生の支援や教育活動を維持するための支援を目的として「学生・教育活動緊急支援資金」を設定した（資料7-26）。

第三に、オンライン授業に関する学生アンケートを実施した結果、オンライン授業を受講するにあたっての問題点として、自宅の通信環境、印刷環境について問題があるという学生が多数いることが判明したため、印刷環境・通信環境支援を希望する学生に対して10,000円を助成することとした。予算については、新たに設置した「明治大学学生・教育活動緊急支援資金」より支出することとした。申請を受け付けた結果、16,521名へ助成を行った。

第四に、秋学期の原則オンライン授業継続を受け、授業の質の向上を目的とした授業形態の運用方法変更により、通信費の負担が増すことが想定されたため、秋学期オンライン授業支援として、一人40,000円の助成を行った。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

○学生の相談に応じる体制の整備

学生の相談に応じる体制として、全てのキャンパスに「学生相談室」を設置し、メンタルヘルスや心理相談のみに特化しない「よろず相談所」を標榜し、学生生活における多様な悩み・問題の相談を受けている。2019年度においては、初回面談を行う専任職員（臨床心理士有資格者を含む）をはじめ、学生の個別相談を実際に担う教員相談員、有資格嘱託相談員（精神科医、カウンセラー、弁護士など）で対応を行っている（資料7-27）。全キャンパスへの英語対応カウンセラー配置に加え、2019年度からは、中国語対応カウンセラーの配置を2キャンパス（駿河台・生田）から3キャンパス（駿河台・和泉・生田）に配置し、留学生が相談しやすい環境整備を拡充している。

また、発達障がい及び精神障がいのある学生や多様な背景を持つ学生の修学支援や就労支援など多様な相談対応に寄与するため、各学部事務室、障がい学生支援室、就職キャリア支援センターなどと日常的に連携しており、さらに今後は新しく設置されたレインボーサポートセンターとの連携も行う予定である（資料3-4）。

2019年度は、学生相談室相談件数は7,675件、相談者は1,289名であった。学生の不安や悩みを全学的に共有するために、年に2回、教員相談員が各学部教授会にて相談統計報告を実施している。また「教職員のための学生相談ハンドブック2015改訂版」を全教職員に配付することによって、学生相談室のコンサルテーション機能の認知度が高まり、2019年度は800件を超えるコンサルテーションに繋がった（資料7-28）。相談室の利用促進、予防的カウンセリングのために、教員相談員の待機時間を活用した「ランチアワー」の設定や啓発講演会等の実施、その他、留学生増加に合わせた英語による案内冊子の作成や新入生の導入期教育

基準7 学生支援

の一環として『新入生応援BOOK』の作成など、様々な取り組みを行っている。

新型コロナウイルス感染症への対応として、入構制限期間中（2020年4月8日～5月30日）についても、学生相談室では、4キャンパス学生相談室機能を駿河台キャンパス学生相談室へと集約し、電話対応の受付を継続した。4月中は「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行下における過ごし方について」など、学生に向けたメッセージ配信を行った（資料7-29）。5月21日には遠隔相談を開始し、これまでに535名（対応件数2,729件）が利用している（資料7-30）。

また、学生相談室主催で、これまで、対面で実施されていた行事を、すべてオンラインに切り替え実施している。オンライン行事実施の目的としては、学生相談室で遠隔相談を実施しているという情報を、ひとりでも多くの学生に届けるための広報活動の一環ということが前提としてあるが、コロナ禍という特殊な状況の中、自粛によるストレスを解消する方法を発見する又は発散することも大きな目的として掲げている。

これらの行事・セミナーは、総23回、延べ約370人が参加している（資料7-31）。講師は教員相談員、カウンセラー、外部講師など多岐に渡っている。少人数で開催する座談会形式の行事では、オンライン授業の改善点の議論や夏休みの過ごし方について意見交換などを行っている。一方、多数が参加するセミナー形式のイベントでは、ストレスコーピングについての講演や、オンラインでも実施できるマインドフルネスと呼吸法について学びを深めるなどした。学部1年生限定での開催行事もあり、今後は留学生を対象としたオンライン講座も予定している。参加者からは、「オンライン授業が続く中で、繋がりが見えづらい中、同じように悩んでいる学生がいることが励みになる」などの意見があり、実施工事全体の満足度は約85%である。これらの取り組みは、学生相談室・遠隔相談の周知のみならず、学生同士の繋がり、教員との繋がりを保つことに効果的である。

○学生の心身の健康及び安全・衛生への配慮

学生の心身の健康への配慮として、各キャンパスに診療所を設置している。各診療所では、毎年4月に全キャンパスで学生定期健康診断を実施しているほか、学生、教職員の診察及び健康指導を実施している（資料7-32【ウェブ】）。加えて、1年生の多いキャンパスでは、飲酒に関する知識普及としての集団教育を実施するなど学生の健康、安全に関する取り組みを行っている。2019年度に学生は延べ2,584名、教職員は延べ216名が診療所を利用した。

また、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、各診療所で実施している定期健康診断について、学生及び教職員の安全を最優先し感染拡大を防止する観点から、全学生をWEB問診に切り替えた（資料7-33）。なお、健康診断証明書が必要な学生については、新入生、教育実習生等の正課教育受講生、就職活動生など、大学が認めた場合については、大学が指定する外部医療機関で受診し、費用は大学負担することとした。

○ハラスメント防止のための体制の整備

本学は、人権尊重の精神の下で大学の諸活動を適正に運営するため「明治大学人権委員会規程」を制定し、人権侵害や差別を防止する諸施策を立案・実施している（資料7-34）。キャンパス・ハラスメントの防止については、同規程第7条に基づき、キャンパス・ハラスメント対策委員会を設置し、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」及

び同規程第5条に基づく「明治大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」に従って行われている（資料7-35）。2019年度のキャンパス・ハラスメント対策委員会は、学外の専門委員（学識経験者等）を含む24名で構成されている。また、相談受付窓口として、「キャンパス・ハラスメント相談室」を駿河台キャンパスに設置している（資料7-5【ウェブ】）。この他、学生、教職員等別に「相談受付窓口」をホームページで明示している。また、2019年11月より外部機関と契約し、メール又はFAXで気軽に相談できる「なんでも相談窓口」を設置した（資料7-36【ウェブ】）。2019年度に寄せられた相談件数は60件であった。学生からの相談は、学生相談室との連携が必要なケースが多いため、ハラスメント対策委員会副委員長に学生相談事務長が指名されている。また、相談対応に際し、精神的配慮がより必要な場合が多いことから、必要に応じて産業医（メンタルヘルス）の専門家による支援も導入している。相談内容は多岐にわたり、複雑化した事例も増えてきていることから、今後は、関係部署との連携を強化していく必要がある。

ハラスメントへの予防対策としては、同対策委員会が発行する「ハラスメントのないキャンパスへ」（日本語・英語）を学生及び教職員等に配付し、隔年に発行する「キャンパス・ハラスメント対策委員会活動報告書」は教職員に配付している（資料7-37【ウェブ】）。さらに、人権委員会の下に設置された人権教育・啓発専門委員会が、「全学総合講座」において人権に関する授業と、人権講演会を実施している（資料4-1【ウェブ】、7-38）。また、FD活動の一環として、学部等が実施する研修等におけるハラスメント防止の啓発やSD活動の一環として、職員研修では、新入職員を対象とした「ハラスメント予防研修」を実施するなどハラスメントの防止、予防を図っている（資料7-39）。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

○キャリア教育とインターンシップの実施

本学におけるキャリア教育は、キャリア形成関係の授業科目とインターンシップを中心に、学生が自ら進路選択できる能力を得られるよう初年次から段階的に指導している。キャリア形成支援科目については、学生の職業観の醸成及び主体的な進路選択能力の育成を目的とし、各業界の第一線で活躍している社会人を講師として招聘している。キャリア形成支援科目は、全学総合講座として、駿河台キャンパスで「キャリア講座Ⅰ」、和泉キャンパスで「キャリア講座Ⅱ」、生田キャンパスで「キャリア形成支援講座Ⅰ・Ⅱ」、中野キャンパスで「業界理解ワークショップ型キャリア支援講座」「産学連携型キャリア講座」の科目を設置している（資料4-1【ウェブ】）。2019年度は上記の6講座を開講し、履修者数は618名であった。これらのキャリア形成科目は、学部の枠を超えて履修が可能であり、就職キャリア支援センター等が授業計画、成績評価を行っている。

インターンシップについては、就職キャリアセンターで3つの基本理念を定めている。第1に就業体験を通じた学習目的の明確化と学習意欲の喚起、第2に高い就業意識を持った職業人や創造的人材の育成、第3に産業界や地域社会との交流と相互理解である。この基本理念のもと、本学では「ALL MEIJIインターンシップ」、「学部実施型インターンシップ」、「自己開拓型インターンシップ」の3つの制度を実施している（資料7-40【ウェブ】）。

「ALL MEIJIインターンシップ」は、所属する学部学年不問で参加でき、就職キャリアセンターにて受入企業・団体の開拓、学生のマッチング等を行っている。インターンシップを

基準7 学生支援

希望する学生の増加に応えるべく、受け入れ企業・団体の開拓、事前・事後教育の強化、マッチング率の向上、受入企業・団体との連携強化等の学生派遣体制の強化を図った。企業担当者によるプログラム説明会の開催等の諸施策により2019年度は応募者1,099名に対して、受入企業・団体数245、派遣者703名となった。今後もインターンシップ希望者の増加が見込まれることから計画的な実習の実施が必要になっている。「学部実施型インターンシップ」は、商学部、政治経済学部、文学部、理工学部、農学部、経営学部、情報コミュニケーション学部、国際日本学部において、インターンシップ（実習）を学則別表1に記載し、卒業に必要な単位として認定を行っている。「自己開拓型インターンシップ」は主に官公庁等の各団体が主催するインターンシップであり、参加希望の学生に対し、応募手続きやマナー講座の実施等のサポートを行っている。

○学生のキャリア支援を行うための体制の整備

就職支援・指導については、学生の授業に配慮しつつ学生が納得した進路選択ができるような相談体制を構築している。就職活動で直面している問題や進路選択全般について「フェイス・トゥ・フェイス」の相談を重視しており、2019年度は年間17,490件の面談に応じている。理系学部では学校推薦制度があり、理工学部では就職指導委員会、農学部では就職支援委員会を設置している（資料7-41）。2019年度秋学期から新就職キャリアシステム（M-Career）を導入しており、求職登録から求人検索、就職活動報告書の閲覧、個別面談予約などワンストップでのサービスをしている（資料7-42）。なかでも、過去8カ年にわたる卒業生が採用選考の内容を詳細に記録した「就職活動報告書」は本学独自の資料であり、「就職活動報告書アンケート」から最も多くの学生が利用した資料として高い評価を得ている（資料7-43）。2019年度就職キャリア支援行事について、3年生は6月にプレ就職・進路ガイダンスを皮切りに、9月下旬から全学部を対象とした就職・進路ガイダンスを実施、引き続いて業界研究セミナー・仕事研究セミナー、ES対策講座・SPI対策講座等を実施した（資料7-44）。また、1月と2月に企業の人事担当者を学内に招いた業界研究会を実施した。3月以降には例年どおり学内企業説明会を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、すべて中止することとなった。

大学院学生（博士前期課程）・専門職大学院学生に対する支援強化として、研究科就職ガイダンスや研究科別個別相談会（グループ相談会）など、様々な就職活動支援が行われている（資料7-45, 46）。大学院では特に、研究支援・就職支援の充実を図り、人材育成機能を強化することなどキャリア全般の支援を目的として設置した「キャリアパス推進委員会」を、年2回実施し、「キャリアサポートプログラム」として研究職支援を中心に年々取り組みを充実させ、学生個々のキャリア像に基づいた、研究の実質化を進めている（資料7-47, 48）。なお、上記の他、企業開拓・来訪企業への院生採用の依頼と情報提供等も実施し、採用拡大につなげている。

新型コロナウイルス感染症の対応として、就職キャリア支援センター主催の対面型支援行事はすべて中止することとし、オンラインによる支援を実施した。2020年4月3日に3年生向けの進路・就職ガイダンスⅠの公開を皮切りに、各種支援行事をすべてオンラインで実施し、これまでに49件の支援行事を行い、配信している（2020年9月30日現在）（資料7-49）。

基準7 学生支援

また、学生相談対応については、Zoomによるオンライン相談を実施している。オンライングループ相談会は、4年生を対象に計16回（延べ参加人数1,510名）、3年生を対象に計8回（延べ参加人数1,798名）実施するなど、コロナ禍においても積極的に進路支援を行っている。

<博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供は、どのように行われているか>

2003年度より、大学院博士前期課程・博士後期課程の大学院学生のために、研究補助業務従事者RA（リサーチ・アシスタント）及び教育補助業務従事者TA制度を発足した（資料7-50）。TA制度は、学部・大学院の教育補助業務に一定期間従事するもので、学部や大学院教育におけるきめ細かい指導の実現と、大学院学生が将来教員や研究者になるためのトレーニングの機会を提供することを目的としている。RA制度は、研究支援体制の充実、強化を図り、若手研究者としての研究遂行能力を育成することを目的としたもので、大学院学生にとっては自らの研究活動の水準を高める良い機会となっている。

博士前期課程在籍者は、学部及び専門職学位課程のTA、博士後期課程在籍者は学部・博士前期課程・専門職学位課程のTA及びRAへの応募資格があり、いずれも対象が大学院学生であることを考慮して、業務内容が研究活動に支障のないよう十分配慮している。同様に、将来、大学等の各機関において研究者となることが期待される者で、修士の学位又はそれに準ずる能力を有し、かつ、博士の学位を取得することを目的として本大学院博士後期課程に在学している者を助手として任用している（資料6-18）。大学院学生の中には、経済的に不安定なため、進学を断念せざるを得なかったり、学業に専念できなくなったりする場合があるが、この制度を通じて一定の報酬を支給し、大学院学生を経済的に支援している。豊富な研究業績や企業での実務経験を持った本学の教員から直接、教育や研究手法を学ぶことができるこれらの制度は、本学の特色のひとつとなっている。また前述した「キャリアサポートプログラム」においても近年研究職に就けた若手研究者との懇談など、研究職支援関連を中心に年々取り組みを充実させ、学生個々のキャリア像に基づいた、研究の実質化を進めている（資料7-48）。

さらに、博士の学位を取得している者又はこれに準ずる能力があると認められる者を、教育補助講師として採用し、授業担当教員の指示を受けながら、授業補助、教材作成、レポート添削等の教育補助業務に従事させるとともに、学生の自主学習の相談、指導等の業務に従事させ、在籍者だけでなく修了者の支援の一つとしている。

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>

○M-Naviプログラム

M-Naviプログラムは、「基礎学力」や「専門知識」に加え、それらをうまく活用していくための「社会人基礎力」の育成をするために考案された体験型正課外教育プログラムである。学生支援として、自己啓発、他者理解のきっかけとなる場を提供することにより、学生生活の下支えと高度化を図ることを目的としている（資料7-51, 53, 7-52【ウェブ】）。

本プログラムは学生部を中心とした教職員、学生委員が協働する「M-Navi委員会」が企画・運営をしている。2019年度は教職員委員15名、学生委員41名（1年生～3年生）で構成し、「期待される効果」ごとにカテゴリー分けし、多様なプログラムを展開している（資料7-54）。

基準7 学生支援

新たに加わったカテゴリーである「国際」の企画も含め20プログラムを実施し、延べ参加人数は938名であった。その中でも、M-Naviプログラムの趣旨・目的に沿って、学生委員のみで企画・準備・運営する「学生委員独自プログラム」は、活動にあたり、組織体制やプログラムの検証、見直しを行うなど、PDCAサイクルを通じて、学生の社会人基礎力の向上に繋がっている（資料7-55）。具体的には、組織体制の見直しとして、新たに「支援部」を設置し、学生委員会内でのノウハウを共有するなど円滑な組織運営を目指し、活動している（資料7-56）。

新入生への入学前の総合的な学生支援として、新入生が大学生活への不安を払拭し、充実した学生生活を送るためのヒントを学び取る機会の提供を目的に、新学期開始前の3月下旬に「新入生M-Navi1日交流プログラム」を実施している。教職員も参加し、学部を超えた学生間でのレクリエーションやグループワーク、学部単位の懇談を通じて、新しい大学生活への不安の払拭、友人を作るきっかけ、愛校心の醸成につながっている。この新入生向けプログラムは、例年、定員600名に対し、1,000名を上回る応募があり（2017年度は1,325名、2018年度は1,355名）、教職員や在学生が一体となって新入生を迎える学生支援の代表的な活動となっている（資料7-52【ウェブ】）。

M-Naviプログラムは開始から10年を迎え、多面的な視点からプログラム企画内容や運営体制等の課題を検証し、学生の学生による支援活動（ピア・サポート活動）のあり方を明確にして改善を図ることで、本プログラムを通じて、学生の大学への帰属意識や社会人基礎力を涵養するとともに、多様な学生が出会い、仲間との協働作業によって、学生自らの成長と自己実現に向けた活動に資する支援として強化していく。

なお、2020年の新型コロナウイルス感染症に対する対応として、対面形式で実施予定だった企画をオンライン企画に変更し実施し、本学野球部選手との交流会などを行った。

○部活動等

本学の体育会は、大学スポーツを通じて自立的で高い倫理観を備えた、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的としており、1905年に5団体の運動部が創設されて以来、現在は46団体を擁するまでに発展し、これまでオリンピックをはじめとする多くの国際的なアスリートを輩出してきた。

本学では、これまでも八幡山をはじめとした施設・設備整備やスポーツ推薦入試の導入、経済的な支援や表彰制度などの導入により、体育会に対する様々な支援を行ってきた。2019年には、体育会の活動を、大学スポーツを通じた人材育成活動として位置づけ、その強化、発展のための全学的な支援体制を確立することにより、卓越した能力及び高い倫理観を兼ね備えた人材を育成し、広く社会に貢献することを目的として、2019年にスポーツ推進本部を設立した（資料3-7）。スポーツ推進本部では、本学スポーツ推進戦略の指針を内外に示す目的で「スポーツ推進ステイトメント」及び「スポーツ振興の基本方針」を策定した（資料3-9）。基本方針には、「スポーツを通じた教育」「スポーツを通じた社会貢献」「スポーツにおける多様性の尊重」等を掲げ、多様な「個」を磨き、自ら切り拓く「前へ」の精神を堅持し、社会のあらゆる場面で協同を進め、時代を変革していく人材を育成することを宣言している。また、「明治大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」に基づき、性差等のあらゆる障壁を取り払い、スポーツを楽しむことのできる環境を整備し、学生の自主性を

重んじ、平等に個々の人権が守られる自由闊達な体育会活動を促進することについても盛り込んでいる（資料3-2【ウェブ】）。

競技力向上支援策として、2008年に強化活動助成費、2009年にスポーツ特別入試を導入している。また、体育会学生を対象とした新入生オリエンテーションを毎年開催し、体育会OBによる基調講演やグループワークを行い、明治大学に所属する学生アスリートとしての心構えを説いている（資料7-57）。年度末には、当該年度の優秀団体及び個人を表彰する「スポーツ表彰」を実施し、2019年度は16団体と77個人を表彰した（新型コロナウイルス感染症の影響により、表彰式は中止）（資料7-58）。2012年度から発行している体育会カレンダーは、新規ファン層の開拓、イメージアップ等による大学ブランディングに貢献している。

また、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、緊急事態宣言が発動されて以降は活動を完全中止としていたが、宣言解除後、2020年6月15日開催の新型コロナウイルス教学対策協議会にて、体育会活動の一部再開が了承された。そのことを受け、大学から活動再開のガイドラインを示すとともに、各部から感染症対策やケガ・熱中症対策等を盛り込んだ計画書を提出させたうえで、スポーツ推進本部で厳格に審議し、各部活動の再開を許可している（資料7-59, 60）。

各部に対しては、アルコール消毒液等の感染対策品の配付を行ったほか、一部PCR検査への助成等を行い、各部の安全な活動の支援を行った。

本学のサークル活動は、大学公認サークル350団体に約20,000名の学生が参加している（資料7-61【ウェブ】）。サークル活動への支援として、助成金の支給や部室・教室・体育館・グラウンド・音楽練習室等の学内施設及び備品の貸出、課外施設の改修などを行っている。サークル活動の安全性向上・活性化や幹部学生のマネジメント力の向上を目的として、「サークル幹部員講習会」（リーダーシップ講習会、マネジメント講習会、引継講習会、組織活性化講座、いずれも2019年実施）を実施し、年間1回以上出席を義務付けている。併せて、サークルの活動における各種リスク低減のため、夏と冬に注意喚起説明会を実施し、出席を義務付けている。2019年度に実施したアンケートでは、参加者の89%が講習会に満足し、93%がスキルを習得できたとの回答を得るなど、効果があがっている（資料7-62）。

また、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、2020年3月28日の外出自粛要請発令後、学生に対し、サークルを含む諸活動の自粛要請及び学内施設貸出制限の強化を実施した（資料7-63）。その後、2020年9月4日の新型コロナウイルス教学対策協議会にて、秋学期以降の公認サークル対面活動再開に関する方針が承認されたことを受け、公認サークルに対し、学生部長名の文書で対象となる活動や大学への申請方法を通知した。以降、学生部が定めた手続きを踏み、厳正な審査のうえ、許可を得たサークルに限り、対面活動を再開している（資料7-64, 65）。

新入生が課外活動に参加できない状況を鑑み、5月と9月に本学の公認団体である和泉、生田、中野各キャンパス新歓実行委員会によるオンライン新歓を行い、それぞれ255団体、209団体が参加した（資料7-66）。2020年9月11日には、学生支援部において「学生会館 ONLINE」企画を実施した。この企画は、学部・学年、サークル等既存の枠を越え、オンラインの強みを生かしたコミュニティ形成を目的として、オンライン上の交流の場を「学生会館」に見立て、興味あるコンテンツや共通の趣味を通じた学生同士のつながりを支援する企画であり、136名の学生が参加した（資料7-67）。

基準7 学生支援

2020年度大学祭（明大祭，生田祭）について，同年6月29日開催の学生部委員会で，新型コロナウイルス感染拡大を受け，従来の対面での実施を中止することを決定した。大学側と明大祭，生田祭の両大学祭実行委員会で協議し，オンラインで開催とすることとし，11月1日から3日で実施した。

○ボランティア活動

ボランティア活動への支援として，「学生に対するボランティア活動の支援を全学的に推進することにより，学生の社会性及び自主性を涵養し，もって社会に有用な人材を育成すること」を目的として，学長の下に学生部長をセンター長とした明治大学ボランティアセンターを設置している（資料7-68）。ボランティアセンターは，各キャンパスに設置され，2019年度は，防災，福祉，国際，サイエンスなど，計38件のプログラムを実施したほか，地域の団体や行政等とも連携を取りながら，学生団体や学生有志による様々なボランティア企画や相談などに対しても支援を行っている。多くの学生がこのような企画に参加し，ボランティア活動を活発に行うことで，学生の社会連携・社会貢献に繋がっている（資料7-69【ウェブ】）。

ボランティアセンターにおいて企画されたイベントや，学生団体・学生有志に対する支援等については，各キャンパスのボランティア活動支援分科会にて審議，了承の上で実施するとともに，同分科会に実施報告を行っている。これら一連の活動について，同分科会から年2回開催されるボランティアセンター運営委員会に報告され，ボランティアセンター活動報告書を作成し，適切な支援が実施されているか同運営委員会において定期的に検証している（資料7-70）。

2020年度については，新型コロナウイルス感染症の影響から，ボランティアセンターでのオンライン開室（ボランティアに関する相談や質問受付），オンラインによるボランティア企画（折り紙を作り，障がい者施設へ送る，小学生向け科学教室，語学講座など）を行った（資料7-71）。

<その他，学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

○留学生への支援（修学，生活，進路）

留学生への支援策の一つとして「留学生ガイドブック」を発行している（資料7-72【ウェブ】）。大学の基本的な情報はもちろんのこと，外国人留学生における学内での諸手続きや大学が紹介している奨学金に関する情報を一冊にまとめたほか，学内で必要な情報だけではなく在留資格の手続きといった日本で生活する上で必須の情報から，緊急時の医療機関や相談先をまとめた情報など日本国内での生活に役立つ情報が掲載している。日本語版，英語版を作成し，新入生に窓口で配付しているほか，大学ホームページからダウンロードして閲覧することも可能で，利用者の便宜を図っている。その他，「学生相談室あんない」の英語版にあたる『Guide to the Student Counseling Room』を作成し，留学生ガイダンスで配布の他学生相談室入口に配置し，利用を促している。

留学生への支援や留学生同士の親睦および留学生と日本人学生の交流を促進するために，4キャンパスそれぞれに国際交流ラウンジを開設している（資料7-73【ウェブ】）。ここでは，TAによる留学生の日本語学習や日本での生活支援を行っている。和泉キャンパスの国際

基準7 学生支援

交流ラウンジでは、国際交流団体キャンパスメイトによる留学生と日本人学生交流を図る国際交流イベントの開催や、日本人学生と外国人留学生との学生間の交流や学び合いの機会を増やすことを目的とした「English Cafe」も開催しており、留学生が充実した留学生活を送れる支援を行っている（資料7-74【ウェブ】）。また、留学生担当の国際教育センターのTAは、留学生の日本語学習支援（レポートチェック、ゼミ発表準備、資料・教材等の読解支援など）を国際交流ラウンジで行っている。日本語科目は日本語教育センターが開講する留学生共通日本語と各学部が開講する日本語を設置し、学修の便宜を図っている。大学院に所属する留学生の学習・研究成果の向上や生活環境への適応を支援するため、国際教育センターが、本学大学院学生を採用しチューター業務を委嘱している（資料7-75）。チューターは留学生の専攻に関連のある学生が委嘱されており、一定の条件を満たした大学院学生に対して、日本語や日常生活の支援に留まらず、専門分野に関わる学習面を支援する体制も整えている。

大学院独自の取り組みとして、外国人留学生専用として、日本語論文添削の他、自主学習の相談・指導等に従事する教育補助講師を通年で4名、さらに学位論文の執筆時期には短期で3名追加採用し、年間を通じての支援を実施している。この他に、外国人留学生に対し、日本語教育の面から手当てすることにより、日本語論文の質を高めることを目的として、複数キャンパスにおいて、外部講師による連続講座（全11回・春秋各2講座開講）を実施している。

平成26年度文部科学省スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」のタイプB「グローバル化牽引型」に採択された明治大学の取り組み「世界へ！MEIJI8000-学生の主体的学びを育み、未来開拓力に優れた人材を育成-」の目標に向けて、「主体的学びを育むグローバル・キャンパス」実現のために、留学生との実践的交流による“国内”異文化体験を提供する国際混住寮（Meiji Global Village：全216戸）を2019年春、和泉キャンパス隣接地にオープンし、初年度には30か国から総勢145名がMeiji Global Villageに入寮した（資料7-76,77【ウェブ】）。近接する和泉インターナショナル・ハウス（留学生用61戸、研究者用8戸）とともに、和泉地区は本学留学生の一大居住区となっている。交換留学生の受け入れを行うとともに、混住寮としての機能性を高めるため、留学生をはじめとする寮生の生活面でのサポートや寮生同士の交流を促進させるための「レジデント・アシスタント制度」を導入し、入寮生からレジデント・アシスタント（RA）及びジュニア・レジデント・アシスタント（Jr. RA）を採用している（資料7-78【ウェブ】）。「レジデント・アシスタント（RA）」「ジュニア・レジデント・アシスタント（Jr. RA）」として寮生活を送りながら、共用空間での各種活動を有機的に展開する機会を与えている。国境を越えた学生による学生支援制度を通じて、主体的に学び、考え、行動し、多様な価値観の中で、新たな未来を切り拓くグローバル人材の育成を目指している。さらに、2022年4月竣工予定の和泉キャンパス新教育棟建設と合わせて、移転を予定している和泉キャンパス国際交流ラウンジについて、ラウンジ活動の活性化を図るため、学生支援関係部署間で連携を図りながら、具体的な施設レイアウトなどの調整を進めている。

留学生に対する経済的支援策の一環として「明治大学私費外国人留学生奨学金」、「授業料補助制度」を整備しており、2019年度は、私費外国人留学生奨学金160名、授業料補助852名にそれぞれ支給した（資料7-79【ウェブ】）。さらに、2015年度から4か年の第1期外国人留学生に対する経済的支援策において、本学が海外から優秀な留学生を獲得できるよう、

基準7 学生支援

「私費外国人留学生特別助成金」及び「グローバル選抜助成金」制度を整備し、2019年度は、特別助成金10名、グローバル選抜助成金1名を採用した（資料7-79【ウェブ】）。2019年度からの4か年について、第2期外国人留学生に対する経済的支援策として、第1期支援の実施結果を検証し、「募集広報を意識した、新入学年時における助成制度の充実」、「渡日前に助成金支給の決定ができる制度の一部変更」、「重点地域の明確化（ASEAN地域対象）」、「勉学意欲向上を狙った成績連動型制度」の4点に考慮した計画を策定し、実施している（資料7-80）。

留学生への進路支援として、留学生向けの就職支援プログラムを展開している。本学には2019年5月現在で、学部生1,174名、大学院学生462名の留学生が在籍している。受け入れ留学生を順調に増やしてきた一方で、これからは有為な人材を育成するための低学年からのキャリア支援、また「出口」である就職支援が一層重要となる。本学留学生の就職率は約50%（2019年時点）となっており、日本全体でみた同就職率約36%（2018年2月独立行政法人日本学生支援機構調べ）よりは高いパーセンテージで推移している。しかし、本学一般学生の就職率約97%に近づけるべく、留学生に特化した「留学生向け就職・進路ガイダンス」「留学生向け筆記試験対策講座」「留学生向け業界研究講座」など、様々な就職支援プログラムを毎年検討しながら展開している（資料7-81）。同様に、大学院でも、「キャリアサポートプログラム」の中で、留学生に特化した各種支援講座を実施している（資料7-82）。

新型コロナウイルス感染症についての留学生及び海外留学に対する対応について、国際連携機構のもと、2020年1月29日から9月23日まで10回にわたる国際教育センター会議を中心に、国際連携機構が主催する関係会議において検討を行ってきた。2020年10月1日現在の対応状況は以下の通りである。

○留学生の受け入れ

正規外国人留学生について、全学的なオンライン授業の導入に伴い、入国制限により渡日できない外国人留学生においても、オンライン授業での対応が可能であった。新入外国人留学生対象のオリエンテーションについて、オンラインでの実施に切り替え、その他の各種行事等についても中止・延期の判断と合わせて、オンラインでの配信に切り替えた。また、奨学金や在留資格に関わる申請手続きについても、可能な限り学内ポータルシステムを利用したオンライン申請を行い、書類提出が必要なものについては郵送対応とし、渡日できない学生に不利益が生じないようにした。在学生在が、新型コロナウイルス感染症に伴い入国ができないことにより休学を選択する場合、休学在籍料の減免措置の検討を要望した。

大学間交換留学生については、2020年4月及び9月受け入れの大学間協定留学について、4月受入学生は原則として渡航の中止または延期を求め、それでも渡航を希望する学生については入国制限に抵触しないこと、健康状態に問題がないことを確認ができる者のみ受け入れを行い、15名の学生が来日した。また、9月受け入れについては、全て中止することとし、代替措置としてオンライン授業の受講案内を行った。

その他、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、従来実施してきた大学説明会等が中止となる中、国際教育センターでは、初めての試みとして、留学生のための明治大学オンラインフェスタを2020年7月25日に開催した（資料7-83）。本学に関心を持つ留学生の疑問や不安を解消し、本学への留学に対する意識を高めることを目的として開催された本イベントでは、

基準7 学生支援

大学説明会をはじめ、経営学部と総合数理学部の所属教員による模擬授業、現役留学生によるトークショー等、さまざまなプログラムが用意され、延べ620名の留学生が参加した。また、協定校を中心として海外大学の学部または大学院に在籍している学生向けに日本語短期研修プログラムを開講しているが、2020年度日本語短期研修プログラム（夏期）については中止し、2020年度日本語短期研修プログラム（冬期）については、オンラインプログラムとしての開講を検討中である。

○学生の海外派遣について

渡航中である2019年秋出発の1年間の大学間協定留学学生及び2020年春出発大学間協定留学学生23名については、3月下旬時点で早期の一時帰国または留学期間短縮を検討するように要請を行った。そのことと合わせて、帰国判断の一助として、次の2点（単位認定及び助成金支給）に関しての案内も行った。

単位認定について、一時帰国中に、留学先大学のオンライン授業受講での成績についても、単位認定の対象とし、一時帰国中で再渡航を迷っている場合、ある一定の時期まで、本学における授業履修と並行して留学先大学におけるオンライン授業を受講することを認め、最終的な留学継続または中止の判断を行った段階で、一方の履修成績情報を活かせるよう配慮を行った。

また、留学期間短縮等による外国留学奨励助成金の支給について、所定の基準に基づき、渡航した留学期間に対して支給を行うこととした。なお、渡航後、新型コロナウイルス感染症の影響により留学を取り止めたことにより、留学が完了しなかった場合（留学取消）でも、復学帰国の学籍異動処理を行える場合、当該渡航期間に対応した助成金申請を認めることとした。

新たに派遣する学生について2020年4月以降に派遣を予定していたプログラムについては、全ての派遣を中止することとした。協定留学を予定していた学生に対しては、留学期間の繰り延べ（半年または1年間）及びオンライン授業による授業が実施される大学については、協定留学の制度を利用して協定校のオンライン授業の受講を認め、修得した単位について所定の手続きの上、認定可能とするなど、配慮を行った。なお、留学中止にあたり、査証申請に関わる費用が発生している場合、一部のプログラムについては補助を行った。

その他行事・イベントについては概ね中止としたが、英語学習アドバイザー・オフィスアワー、留学相談（カウンセリング）、学生留学アドバイザーや海外留学相談イベントについては、Zoomなどを活用し、オンラインでの対応を行った（資料7-84, 85）。今後は、感染拡大状況を鑑み、オンラインを中心に送出し・受け入れ行事・イベントなどを行っていく予定である。

○難民や新興国出身学生への支援

自由と人権を重視する建学の精神を具現化する特色ある学生支援の取り組みとして、2011年4月より国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日事務所との間で「難民を対象とする推薦入学制度に関する協定」によって、政治的・経済的事情により高等教育への受け入れが制限されてきた難民を正規学生として毎年受け入れ、原則4年間、学費の免除をしたうえで、月額10万円の生活費助成を行っている（資料7-86）。受け入れた学生については所属学部指

基準7 学生支援

導の下、他の学生と同様に、安定した学習に資するよう配慮している。なお、2016年度から5年間協定を行ったが、引き続き支援を行うため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日事務所と国連UNHCR協会との3者による協定を結びなおした。本プログラムは難民という国際問題の解決に向け、国際社会貢献として年間約1,500万円程度を支援しているものであるが、その波及効果として、難民映画祭の運営ボランティアに日本人学生が参加する等難民支援の輪が広がり、また難民や人権を学ぶ英語コース「国際協力人材育成プログラム」が設置される等、教育プログラムにも波及している（資料7-87【ウェブ】）。具体的には「難民高等教育プログラム（RHEP）」による学生受け入れの大学院への拡大、難民アシスタント養成講座の共催、第11回国連グローバル・コンパクト日中韓ラウンドテーブルユースプログラムへの参加等に加えて、リバティアカデミーでは移民、難民問題を考えるためのオープン講座を開講しており、様々な活動を通じて、国連アカデミック・インパクト（UNAI）10原則を積極的に推進し、国際社会への貢献を進めた（資料7-88, 89, 7-90【ウェブ】）。

また、明治大学が取り組んでいる持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた各取り組みを紹介するウェブページを作成し、取り組み内容の周知を図っている（資料7-22【ウェブ】）。

○海外留学希望者への支援

2017年度から留学経験学生のアドバイジング制度「学生留学アドバイザー」制度を開始している。学生留学アドバイザーは、これから留学をしようと考えている学生に対してのアドバイジングに留まらず、「海外留学フェア」における留学相談や体験報告、「オープンキャンパス」における留学体験報告等、さらには自主的な留学促進イベントの実施とその活動の幅を広げており、留学経験者によるピアサポート組織の受け皿とするための調整を進めた。また、国際連携機構では、2012年度に「明治大学学生外国留学奨励助成金」制度を創設し、本学で規定する外国留学である、協定留学（本学の協定校への留学）及び認定留学（協定校以外の高等教育機関等への留学）をする学生に対し、選考の上支給する「給付型助成制度」を開始し、留学授業料助成として本学の授業料を上限に、留学経費助成として年額30万円を上限に助成できるようにしている（資料7-91）。さらに、優秀な海外トップユニバーシティへの留学を促進するために設けた「明治大学学生海外トップユニバーシティ留学奨励助成金」制度について、2019年度は助成対象を13大学15プログラムに拡大させ、学生に米国・英国等のトップユニバーシティで学ぶ機会を提供した（資料7-92）。2019年度は海外トップユニバーシティ留学奨励助成金に39名（S:5名、A:34名）、外国留学奨励助成金に163名（うち21名に授業料助成）を支給し、海外派遣制度の改善を図り、経済的不安を軽減する取り組みに努めている。加えて、グローバル化・ボーダーレス化が進む社会での活躍を志す学生を支援することを目的に、国際化サポート資金を原資として、2018年度より「国際化サポート海外留学奨励金」を創設した。同制度では、国際教育センターが実施する短期海外留学プログラムに参加する学生を対象に最大70,000円を支給するもので、2019年度は194名が受給した。

点検・評価項目③: 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
--------	---------------------------

評価の視点2	点検・評価結果に基づく改善・向上
--------	-------------------------

学生支援の適切性については、「学長方針」における基本方針（長中期計画書）として掲げられている「『Students First! ～『他者』のために前へ』を実現するための重点戦略（単年度計画書）」に基づき、毎年度、点検・評価を実施している（資料2-11）。重点戦略は、「学生生活支援の充実」「明大カレッジスポーツのリブランディング」「就職支援の充実」の3つの柱に細分化した計画で構成されている。それぞれの計画について、担当部署が活動実績に基づき、自己点検・評価を実施している。その結果をもとに、学長室専門員による「学長による改善方針」として示すとともに、各分野の担当副学長が発展方策（NEXT PLAN）を示している。これら一連のPDCAサイクルをもとに、「学長方針自己点検・評価報告書」を作成し、全学委員会に報告している（資料2-11）。

これらの報告書は、全学委員会のもとに設置されている全学評価部会によるピアレビューが実施され、全学的な観点から検証が行われている（資料2-12）。このように学長室と全学委員会による重層的な検証に基づいたPDCAサイクルが機能している。「学長方針」に基づき現行の体制や制度を検証した結果、新しい奨学金制度の創設（「おゝ明治」）や学生参加型プログラムへの支援拡充、スポーツ推進本部設置等、数多くの改善・向上を実現している。

（2）長所・特色

<学生の多様性に配慮した修学支援体制の整備>

本学の建学の精神「権利自由，独立自治」を踏まえ、障がいのある学生に対する修学支援について全学を挙げて取り組むことを目的として、2018年度に「明治大学障がい学生支援に関する規程」及び「明治大学障がい学生支援基本方針」を定めるとともに、「障がい学生学習支援チーム」を改称し、「障がい学生支援室」を設置している。同規程で規定されている障がい学生支援推進委員会には、委員として各学部，大学院の教務主任が参加しており，各部署等における支援の実状や課題を共有し，それを受けて障がい学生支援室が中心となって全学的な支援の改善・向上を図る仕組みを機能させている。2019年11月には，障がいのある学生の教育研究活動支援の促進のため，「明治大学障がい学生支援推進資金」を設定し，集まった寄付金は障がいのある学生の修学支援のための機器・物品の購入やサポート学生等の人的支援等の強化などに活用している（資料7-93）。

以上のように，障がい学生支援室を軸にした障がいのある学生に対する全学的な支援体制が整備されていることは本学の特長である。

また，学長の強いリーダーシップの下，多様な性に配慮した教育研究環境の整備について全学を挙げて取り組むことを目的として，2019年度に「多様な性に配慮した教育研究の在り方に係る基本方針」及び「レインボーサポートセンター規程」を定め，「レインボーサポートセンター」及び「レインボーサポートセンター運営委員会」を設置している。大学の組織の一つとしての多様な性に配慮した修学支援のためのセンターの設置は，他大学ではほとんど例がなく，人権と平和を探究する本学の特色ある学生支援である。レインボーサポートセンターの開設に先立ち，多様な性に配慮，支援する拠点を設置したことを学内外に認知させることを目的として，2019年12月にプレオープンイベントとして，「絵本を通して考

える多様な性のあり方～自分らしさを語り合おう～」を実施した。続いて2020年3月に「レインボーサポートセンター開設記念対談-多様な性に配慮した教育研究のあり方-」を実施し、対談の様相を大学ホームページに掲載した。2020年9月開催のレインボーサポートセンター運営委員会において、相談体制（相談受付、コロナ禍におけるオンライン相談の運用や注意事項確認）について整備し、10月下旬から多様な性に関する相談業務について受付を開始することとしている。

（3）問題点

なし。

（4）全体のまとめ

本学の学生支援に関する方針は、「グランドデザイン 2020」及びグランドデザインの実現に向けた中・長期的な指針である「学長方針」に明示し、公表している。

本学では、修学支援・生活支援・進路支援・その他、学生の要望に対応した学生支援（留学生及び留学希望者への対応等）、それぞれに適切な組織体制を整備し、さまざまな取り組みを行っている。「社会人基礎力」の育成をするために考案された体験型正課外教育プログラム（M-Navい プログラム）は、教職員と学生委員が一体となり運営しており、本学の特徴的な取り組みの一つに挙げられる。

また、学生の多様性に配慮した修学支援体制として、「明治大学障がい学生支援に関する規程」及び「明治大学障がい学生支援基本方針」を定めるとともに、「障がい学生支援室」を設置したほか、多様な性に配慮した教育研究環境の整備について全学を挙げて取り組むことを目的として、「多様な性に配慮した教育研究の在り方に係る基本方針」及び「レインボーサポートセンター規程」を定め、「レインボーサポートセンター」及び「レインボーサポートセンター運営委員会」を設置するなど、安定した学生生活を送ることを支援する体制を構築している。

学生支援の適切性については、「学長方針」に基づき担当部局が自己点検・評価を実施している。その結果をもとに、学長室専門員が改善方針を策定し、各分野の副学長が発展方策（NEXT PLAN）を示している。これら一連のPDCAサイクルをもとに、学長室が「学長方針自己点検・評価報告書」を作成し、全学委員会に報告している。これらを全学的な見地から検証し、必要な措置を講ずるとともに、次年度の方針や予算編成に反映させることで、ミドルレベルと全学レベルが連関したPDCAサイクルが機能している。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①: 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示
--------	---

<大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示>

教育研究環境整備に関する方針として、本学は「グランドデザイン 2020」において、教育のビジョンとして「地域、文化、世代、障がいを超えた多様な人々が学び合う教育環境」を、国際連携のビジョンとして「グローバルコモンとして、国や文化が異なる人々が学び合い、知を創造するための場とサポート機能」、学生生活支援のビジョンとして「キャンパス以外でもいつでもどこでも学び、交流できる環境としてユビキタスキャンパス機能」を提供すること、また「各キャンパスの特色を活かしながら、快適な学生生活を過ごせるようなアメニティに優れたキャンパス環境」とすることを示した（資料1-10【ウェブ】）。この方針を踏まえ、理事会は2011年11月に「長期ビジョン」を策定し、教育研究環境整備に関して、(1)「個」を強め、社会と世界をリードする人材育成の拠点、(2)知の創造と開かれた学問の拠点、(3)世界を結ぶヒューマンネットワークの拠点、(4)学術・文化を世界に発信する拠点としていくことを方針として掲げている（資料1-17【ウェブ】）。

これらの方針は大学ホームページにおいて公開し、また、毎年度、検証し策定される「学長方針」に反映され、「学長室だより」によって教職員で共有し、各学部等の年度計画書策定の指針としている（資料8-1）。「学長方針」の基本方針（長中期計画書）として、研究に関する方針を「共創による明治大学の研究のブランド化」とし、「本学の研究ブランドを確立するため、グローバルな共創的研究拠点を育て、「明治大学といえば、この研究」と呼ばれる研究を増やしていくとともに、そのための体制を強化します。」と定めている（資料1-12）。また、キャンパス構想の方針を「長中期的ビジョンに基づいたグランドキャンパスデザインの策定」とし、「各地区の喫緊の施設整備課題に対応しながら、長中期的展望のもとに、創立150周年を見据えて、全キャンパスのグランドデザインを策定します。」と定め、教職員に周知している（資料1-12）。

点検・評価項目②: 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1	施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備
--------	--

評価の視点2	教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み
--------	--------------------------------

<キャンパス整備>

本学の校地は、千代田区にある「駿河台キャンパス」、杉並区にある「和泉キャンパス」、神奈川県川崎市にある「生田キャンパス」、中野区にある「中野キャンパス」等からなり、大学設置基準上必要な校地・校舎面積を充足している（資料 大学基礎データ表1）。

施設設備整備計画については、理事会のもとに設置している教育研究施設計画推進委員会において、大学全体における本法人の地区計画・教育研究施設整備計画の策定及び推進を行うとともに、駿河台、和泉、生田及び中野の各キャンパス並びにその他の用地における本法人の地区計画・教育研究施設整備計画の策定及び推進を行っている（資料8-2）。具体的な教育研究施設計画については、中期計画に反映しており、定期的に進捗状況をチェックするとともに、適宜見直しを実施している。2019年度は第2期中期計画の『中間総括』を実施し、進捗状況及び達成度を確認したことにより、第2期の最終年度（2021年度）に向けて取り組むべき事項について再確認した（資料1-18【ウェブ】）。

<学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮した施設・設備の整備>

本学が有している4つのキャンパスについて、「グランドデザイン2020」において、それぞれの特性として、駿河台キャンパスは「「世界に開かれた大学」から「世界に発信する大学」へ」、和泉キャンパスは「教養教育と初年次教育の拠点キャンパスをめざして」、生田キャンパスは「知を創造し発信するガーデンキャンパス」、中野キャンパスは「国際化、先端研究、社会連携の拠点としてのキャンパス」として位置づけている（資料1-10【ウェブ】）。各キャンパスの教室においては、一部を除いて、プレゼンテーション設備を完備し、建物内では無線LANが利用できる環境を整備している。また、各キャンパスには図書館や自習室の他、ラウンジにオープンPCや情報コンセントを設置するなど、学習スペースも確保しており、自主的な学習を促進している。

駿河台キャンパスでは、学部学生が主に学ぶ「リバティタワー」、主に情報教室が配置された「12号館」、専門職大学院学生及び社会人が利用する「アカデミーコモン」、大学院学生、研究・知財戦略機構及び国際連携機構の拠点となる「グローバルフロント」があり、教育、国際連携及び学生生活支援の各ビジョンを満たす施設・設備等を整備している（資料8-3,4【ウェブ】）。「リバティタワー」は大教室やゼミナール教室など多様な授業に対応する教室、スポーツホール、図書館、学部事務室、学生食堂などを設置している。また、文系学部3・4年生、大学院学生、専門職大学院学生の教育においてゼミナールや研究指導が中心となるため、少人数教室を多数設置しているのが特徴である。サブゼミの教室貸出しにも対応しており、学生だけで自主的にゼミ活動を行うことができる。近年、サブゼミ活動に熱心な学生も多く、半期の通し予約制度を導入するなど、逼迫している教室環境の中でも最大限学生の活動場所を確保できるよう努めている。生涯学習の拠点である「アカデミーコモン」には1,200名収容のホールが設置され、地下には博物館が設置されている。「グローバルフロント」は、研究・知財戦略機構、国際連携機構の拠点であるとともに、本学の人文・社会系の大学院学生の共同研究室が設置され、その活動を1か所に集約させた地下1階地上17階の建物であり、本学の国際的な研究拠点として整備されている。

和泉キャンパスには、文系学部の1・2年生及び大学院学生が学ぶキャンパスとして、初年次の導入的講義に対応した大教室から、少人数教育に対応した演習室・小教室まで、各学部及び大学院のカリキュラムを実現するための教室環境が整っている(資料8-3,5【ウェブ】)。教室数の不足や教育施設の老朽化、さらには社会の激しい変化に対応し、総合的な知の基盤である「教養教育」を展開する“場”の創出を目的として、2022年春の「和泉キャンパス新教育棟(仮称)」竣工に向けて工事に着手している。教室の運用面においては、変化していく各学部のカリキュラムに対応するために、和泉委員会の下に設置している和泉教育環境整備推進専門部会での調整ルールの整備及び教育設備の充実に関する「教育の情報化推進本部への要望」等について、検討を行っている(資料8-6,7)。また、同キャンパスには、正課体育の施設として、体育館及び屋外施設(グラウンド、テニスコート、ゴルフレンジ)を設置しており、授業のみならず、課外活動(体育会、体同連、サークル等)でも利用している。

生田キャンパスには、理工学部・農学部の1～4年生及び大学院学生が在籍している。理系学部のキャンパスということもあり、おおよそ400室の実験実習室があるほか、農学部の2つの圃場も有している。生田キャンパスは教室と研究室・実験室が融合した建物が多く、同じ建物の中で授業と研究を行うことができるのが特徴である(資料8-3,8【ウェブ】)。農学部の実習施設である黒川農場は、キャンパス近隣の小田急線沿線に設置され、年間を通じた実習科目の設置が可能となったほか、社会人学習(リバティアカデミー)の施設としても利用されている。その他施設として「平和教育登戸研究所資料館」、生産物の高付加価値化を図るための研究活動と人材育成を目的とした「植物工場基盤技術研究センター」、本学の技術シーズ・知的資源を活用した新技術・新事業の創出等を目的とした「地域産学連携研究センター」を設置している(資料8-9～12【ウェブ】)。

中野キャンパスには、国際日本学部・総合数理学部及び大学院学生が在籍している。高層棟と低層棟から形成されており、体育の授業を実施する多目的室、実験室、研究室の他、ラーニング・ラウンジ、クロスフィールドラウンジ等の学生ラウンジ、プレゼンスペース、ファカルティラウンジ等を有している(資料8-3【ウェブ】)。中野キャンパスは2013年に開設されたこともあり、施設・設備ともに充実している一方で、国際日本学部及び総合数理学部の定員増や先端数理科学研究科に専攻が増えたこともあり、教室、実験室、研究室、図書館はもとより、売店、食堂、課外活動スペース等、全ての施設について、数・スペースが不足しており、課題となっている(資料8-13【ウェブ】)。

また、学生の主体的学習を支援するため、駿河台キャンパスにアクティブ・ラーニング教室「New Education Laboratory (NEL)」を整備し、運用している(資料4-27【ウェブ】)。NELには、アクティブ・ラーニングにおいて欠かすことのできないグループ・ディスカッションやグループ・ワーク等を行うことができるよう可動式机・椅子を設置し、また壁面はホワイトボード加工を施している。加えて、TV 会議システムによる多地点間での遠隔授業を行いやすいように追加のモニターを設置するなど、学生と教員が世界と繋がりながら自由に討議できるように工夫している。TV 会議システムを利用して海外の大学と接続し、双方の学生がプレゼンテーションを行うなど、学生が積極的に学び、活動する環境として利用されている。また、授業自動収録設備も整備されており、これらを活用することで、eラーニング教材の作成や遠隔教育等に利用されている。和泉キャンパスについても、同様に第一校

舎003教室、206教室に設備を備え、2019年11月には、メディア棟ラウンジに、ラーニングコモンズ機能を有した家具什器を導入し、アクティブ・ラーニングを展開する場を創出することで、グループワークや成果発表会が活発に行われている。さらに、2019年度末に中野キャンパスに、2020年度に生田キャンパスにそれぞれ設備を整備するなど、アクティブ・ラーニングの環境整備に努めている（資料4-27【ウェブ】）。

教育研究等環境における新型コロナウイルス感染症に関する対応として、2020年度は以下の通り実施した。

オンライン授業実施環境の整備として、全教員（2,700名分）のZoomライセンス確保、同時接続数2万人に対応可能な動画配信サーバー環境の整備、全学的な教育支援システムである「Oh-olMeiji」の改修、ハードウェア部品の追加など実施している。

その他、学外からの学内ネットワークへ接続するためのVPN接続ライセンスの追加、ネットワーク増強、グループワークを主体とした授業運営の選択肢の1つとしてのTeams利用促進、大容量ファイル配信のためのOneDriveサービス導入など、様々な整備を行っている。

また、秋学期の一部対面授業開始に伴い、対面授業とオンライン授業が授業時間割上混在することから、教務事務部が主体となり、学生が学内でオンライン授業を支障なく受講できるよう環境を整備した。具体的には、オンライン授業の受講スペース用として各キャンパスに感染防止策を施した一般教室の開放を行ない、いずれもオンデマンド型授業の視聴を目的とした発話不可の教室、リアルタイム型授業への参加を目的とした発話可の教室の2種類を用意した（資料8-14）。

当初、コロナ以前の大学内のネットワークキャパシティで、学内でのオンライン授業の同時視聴（Zoom等）負荷に耐えうるかという懸念があり、対面授業の実施対象科目（実施割合）の検討にあたっての制約のひとつともなる状況であったことから、2020年10月よりネットワークキャパシティの増強を行い、事前対策を行った。

<施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保>

施設、設備等の安全及び衛生を維持・向上させるため、「中長期修繕計画」を策定し、毎年度予算化し、計画的に推進している（資料8-15）。教育・研究の更なる向上を目指す改修等については各部署から要望を吸い上げ、計画的な施設維持の観点から、管財部にてチェックし、更なる改善に努めている。

有形固定資産の管理については、「学校法人明治大学固定資産・物品管理規程」第3条において、「教育研究の効果を上げるため常に良好な状態において維持するとともに、経済性に留意し、有効適切に管理するよう努める」ことを原則としている（資料8-16）。管財部長が総括管理責任者となり、担当常勤理事の命を受けて管理業務を統括し、この下に各キャンパス管理責任者を置き、資産登録台帳等を作成することにより、維持管理をしている。

施設維持の管理方式として、設備・清掃及び警備の各業務を、駿河台・和泉・生田キャンパスは個別管理方式、中野キャンパスは総合管理方式により、外部業者に委託している。キャンパス外施設は、関連部署（分任管理責任者等）及び外部業者等と連携をとりながら適切な管理を行っている。

安全衛生管理については、消防設備点検、建築設備定期点検及びその他各種点検を実施し、

法令を遵守した管理を行っている。さらに、ビル管理法に基づく害虫点検・駆除及び空気環境測定も行っている。

生田キャンパスは実験系科目が重要な位置を占めることから高圧ガスの使用頻度が高いため、毎年必ず取扱者説明会を実施し、安全についての啓発活動を行っている。2010年度より薬品管理システムを導入しているほか、「生田安全管理センター」を設置し、業務及び教育研究に起因する事故・環境汚染等の発生の防止を図る体制を整備している（資料8-17【ウェブ】）。

<環境保全活動>

駿河台A地区（リバティタワー、記念図書館・研究棟）を対象として2003年10月に環境マネジメントシステムであるISO14001認証を取得し、継続して維持してきたが、対象地区を拡大し、さらに発展させるため、2014年10月をもってISO14001認証を返上した。それに代わり、2014年11月に「学校法人明治大学環境方針」を全キャンパス対象とするように一部改正し、2015年度から全キャンパスを対象とした明治大学環境マネジメントシステム（MEMS）の運営を開始した（資料8-18, 20, 8-19【ウェブ】）。理事会の下には、明治大学環境保全推進委員会が設置されており、全学的な環境保全活動に関わる計画の策定・推進を行っている（資料8-21）。また、各キャンパスにおいて「明治大学環境展～ECO ACT MEIJI～」を開催し、環境関連ゼミナールの研究発表パネル展示、駿河台キャンパス、和泉キャンパス及び中野キャンパスでは学生を対象にした環境に配慮した施設見学ツアーを実施した（資料8-22, 8-23【ウェブ】）。また、エネルギー使用量、環境保全体制等の具体的な取り組みを大学ホームページに公開し、環境保全活動推進の一助としている（資料8-24【ウェブ】）。2015年度から2018年度までの環境保全活動結果について、理事長レビューを実施した。各キャンパスでの省エネルギー活動の結果として、エネルギー原油換算値は、2015年度から2018年度において前年度比平均3%程度の削減を実現した（資料8-25）。また、省エネルギー法、東京都環境確保条例、川崎市地球温暖化対策推進条例等の法令対応のために、外部業者に報告書作成業務を委託し、計画立案及び順法対応に努めていくとともに、東京都環境確保条例の温室効果ガス排出総量削減義務第3計画期間の27%削減に向けてより一層の活動を進めている。

<バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備>

学生が快適に学生生活を送れるよう、すべてのキャンパスに診療所、学生相談室、食堂施設等を整備している。福利厚生施設については、定期的に学生アンケートを実施し、改善を行うことで、利便性の向上を図っている（資料8-26）。具体的には、食堂における混雑緩和のための座席増設や個人利用者の増加によるカウンター席の設置、提供メニューの見直しなど、学生のニーズに合わせた対応を図っている。また、中野キャンパスにおいては、留学生や外国語能力の向上を目指す日本人学生も多いことから、ラーニング・ラウンジにおける授業の空き時間を利用した活動として、日本語を話したい留学生と外国語（主に英語）を話したい日本人学生を何人かのグループでマッチングする「Conversation Practice Matching（CPM）」という語学交流マッチングを実施するなど学生交流活動を支援している。2019年度は広報活動を強化し、これらの利用者が2018年度の2名から71名に増加した（資料8-27）。

バリアフリーへの対応については、「ランドデザイン2020」の「全学ビジョン 学生生

活支援」において、「バリアフリーに配慮したキャンパスにします」と明示している（資料1-10【ウェブ】）。2000年度以降に新築された施設についてはバリアフリー対応が行われているが、それ以前の建物については、対応が不十分である箇所もみられるため、このビジョンをもとに、今後、引き続き、検討を進めていく。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

学生に対する情報倫理の取り組みとして、ネットワークの仕組みやマナーについて解説する「MIND利用講習会」を提供している（資料8-28【ウェブ】）。学生は、本学ネットワークを利用する前に本講習会の受講が必須となっている。本講習会は、授業や新入生ガイダンスの一環として、またオンラインでも受講可能であり、受講後から、学外へのアクセスや無線LAN接続などが可能となる。

また、本学ネットワークの利用について、学生及び教職員に対し、基準と遵守すべき事項のガイドラインを公開しており、これに違反した場合は、ネットワークの利用停止等の措置を行っている（資料8-29, 30【ウェブ】）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<p>評価の視点1</p>	<p>図書資料の整備と図書利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
<p>評価の視点2</p>	<p>図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置</p>

<図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備>

本学には、各キャンパスに図書館を整備している。蔵書数は、図書2,713,531冊、学術雑誌38,036種、電子ジャーナル15,543種である（資料 大学基礎データ表1）。2019年度の図書館の資料購入予算は約6.5億円であり、「学術専門図書費」「学習用図書費」「逐次刊行物費」「電子資料費」に大枠で分け、図書委員・図書館員による委員会形式の恒常的な選書体制を整え、体系的な資料の収集に努めている（資料8-31）。近年、外国雑誌、電子ジャーナル及び学術情報データベースは毎年価格が大幅に上昇し、これらの既存資料購読維持のための「逐次刊行物費」「電子資料費」に資料購入予算の多くが費やされ、その結果、学生の学習に必要な図書の購入や、教員の新しい研究ニーズに応えるための新規雑誌・データベースの契約が行えない状況が続いていた。2019年度は、「逐次刊行物費」「電子資料費」で契約している、外国雑誌・電子ジャーナル・データベースの契約について、予算に上限を設定した上で、既存の購読資料の契約見直しを行い、新規購読も含め、必要な新規雑誌・データベースの契約を行った（資料8-32）。

<国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備>

本学図書館では、これまで国立情報学研究所（NII）及び大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）と連携し、両者の提供する学術情報サービスや学術コンテンツを学生及び教職員に提供してきた。その例として、NIIが提供する、全国の大学図書館の所蔵資料を検索することができるデータベース「NACSIS-CAT」や、NIIとJUSTICEの共同事業によりナショナルアカデミックライセンスとして利用が可能となった海外電子ジャーナルコンテンツへのアクセスが挙げられる（資料8-33【ウェブ】）。

図書館における他大学との協力については、本学、青山学院大学、学習院大学、國學院大學、東洋大学、法政大学、明治学院大学、立教大学の8学で「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム」を形成し、相互の学生・教職員が各大学の図書館を利用できる体制を構築している（資料8-34【ウェブ】）。2019年度の本学所属者による他大学利用は1,787件で、2018年度（1,929件）より142件減少した（資料8-35）。この他、中央図書館では国立情報学研究所情報資料センター（NII資料センター）との大学院学生レベルの相互利用を実施し、東京医科歯科大学図書館、順天堂大学学術メディアセンター、千代田区立図書館とも図書館相互協力協定を結んでいる。2018年には関西大学、法政大学との3大学協定により、新たに関西大学の相互利用を推進した。和泉図書館では、杉並区図書館ネットワークにより、杉並区立図書館、女子美術大学、高千穂大学、東京立正短期大学との相互利用を実現し、また、杉並区民及び世田谷区民へも和泉図書館を開放している。生田図書館では神奈川県内の大学及び川崎市立の全ての図書館との連携を実現した。このように図書館の地域開放を進め、地域貢献を行っている（資料8-35）。

<学術情報へのアクセスに関する対応>

学術情報のオープンアクセスについては、本学の機関リポジトリである「明治大学学術成果リポジトリ」を中心に展開している（資料8-36）。2007年度に図書委員会の下に「学術・教育成果リポジトリ運営部会」を設置し、各学部教授会の了承のもと、本学の紀要、研究報告書等の著作権処理の手続を実施した（資料8-37）。登録公開論文数は、2019年12月までに15,429件となり、前年より664件の増加となった（資料8-38）。これらはホームページに公開されている。2019年度は、本学において創生された研究成果のより一層のオープンアクセス化を推進するため、「明治大学オープンアクセス方針」を制定した（資料8-39【ウェブ】）。この他、本学が契約する電子資料は、VPN接続や全国の大学等とNIIが連携して構築する学術認証フェデレーション（学認）を通して、学外からもアクセスができるようにし、利用者の利便性を図っている。

<学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備>

図書館の利用者座席数は、学生収容定員の10%を一つの目安としている。2019年5月現在、中央図書館は、学生閲覧室座席数1,280席で、学生数に対する座席数割合が10.5%で基準を満たしているが、生田図書館は、学生用閲覧室座席数716席で、座席数割合が9.8%となり、この基準に若干達していない（資料8-35）。一方、和泉図書館は、新図書館が2012年に開館し、座席数が大幅に増え、今では学生閲覧室座席数は1,088席となり、10.4%となっている。中野図書館は2013年4月1日に開館したが、学生閲覧室座席数は172席しかなく、座席割合は開館初年度の学生数の10%は満たしていたものの、総合数理学部の4学年が揃う2017年から、座席

基準8 教育研究等環境

割合は5.6%と劣悪となり、以降ほぼ横ばいの状態が続いている。そのため、中野図書館は図書館利用者が増加する試験期に、臨時の自習室等を設置して、閲覧席不足を補っている。開館時間については、4キャンパスとも平日は8時30分から22時まで開館しており、年間開館日数は、休日開館も行って年間330日前後開館している（資料8-35）。

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

図書館には、専任職員35名、嘱託職員8名、派遣職員及び業務委託者88名が勤務している。司書及び司書補有資格者は83名で、全体でみると図書館スタッフの約63%が有資格者であり、4つのキャンパスの各図書館に適切に配置している。業務委託者だけを見た場合では約66%となり、7割近くが司書又は司書補資格を有する。今後もカウンター業務及び目録業務において、図書館の専門知識を有する人員の配置を維持していく（資料8-35）。

<新型コロナウイルス感染症に対する対応>

2020年4月8日に大学が入構制限を開始したことを受け、図書館も同日より臨時休館となった。その2日後には、図書館ホームページ上に「学外からも使える電子資料」、「図書館オンラインガイド」の特設コンテンツを公開し、その後も、特設コンテンツの拡充、未契約電子資料のトライアル利用の実施、メールによるレファレンスサービスの実施、郵送による図書の貸出及び資料の複写郵送サービスを実施してきた（資料8-40）。これらのサービス実施により、図書館臨時休館中はもちろん、休館措置解除後も、オンライン授業を中心とした学生、教員の自宅での学習、研究のサポートを行ってきた。

2020年6月1日からは、図書館の臨時休館措置を解除し、利用制限、時間短縮、清掃・消毒体制の確立、カウンターのビニールシートを敷設した上で、平日週3日で限定的に図書館の開館を開始した。限定開館開始当初は、入館者数を抑制するために利用対象者のうち、一部の利用者を来館日時の指定や予約制にするなどの運用を行っていたが、大学の活動制限指針のレベルや東京都・神奈川県感染者数減少を受け、入館運用方法の緩和、開館日時の拡大を行い、10月1日時点では、月曜日から土曜日の8:30から19:00（中央図書館のみ日曜日も10:00から17:00）で、学部学生、大学院学生、教職員その他ほぼ全ての学内関係者の利用が可能となっている。また、利用できるサービスも、6月1日時点では図書・雑誌の貸出及び複写のみのサービスであったが、9月4日以降は座席数の制限を行うとともに、座席の清掃・消毒体制を確立した上で閲覧席の利用サービスも開始した。

これら一連の新型コロナウイルス感染症に関する対応は、2週間に1度開催する図書館スタッフ会議（メンバーは館長、副館長、図書館関係事務管理職）にて決定し、利用者に対しては主に図書館ホームページにて告知するとともに、7月に開催された教員で構成する図書委員会においても報告を行なった。今後の課題は、国内の感染拡大状況がより深刻になった時のサービス対応、現状態での入館時間の拡大や学外者利用の取り扱いである。

<博物館における図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備>

博物館では、教育研究に関する年度計画書「中長期計画」に「国内有数規模の各種収蔵資料を質・量ともに充実させ、調査・研究を進めるとともに、保存・管理及び学術情報公開の態勢を整備し、国際的な視野から教育・研究機会における利活用を促進する」という方針を

基準8 教育研究等環境

定めている。博物館は駿河台キャンパスのアカデミーコモン地下1・2階に設置されており、延べ床面積約2,500㎡は大学博物館の中でも有数の規模である（資料8-41）。2019年度は312日の開館に対し常設展及び各種展覧会に10万6,973名の見学者があり、直近5年間で189%の増加となっている。

博物館には、刑事・商品・考古の3部門に関わる古器物、古文書・古典籍、古地図・絵画、商品標本、考古遺物等、及び写真資料を収蔵している。図書は博物館資料の一部に位置づけられ、刑事・商品・考古の3部門及び博物館学に関連する専門図書を配架している。収蔵資料の総点数は451,116点（2020年3月31日現在）である（資料8-41）。資料は4名の学芸員が中心となり研究調査員によるワーキンググループの協力を得るなどして収集活動に努めている。収蔵資料は資料の特質に応じて最適な条件を設定した収蔵室に保管し、24時間空調による温湿度管理による望ましい保存環境を維持、施設の害虫生息調査及び防除措置を行うなど、資料の保全に努めている。資料の写真及び写真資料は利用促進のためデジタル化を推進している。配架資料は、安全で快適な室内環境を維持し、照明器具・サイン表示を整備した常設展示及び展覧会において公開している。資料の公開は広報活動によって学内外に周知し、見学者の増加を図っている（資料8-41～43）。図書室は、図書125,541冊・雑誌3,004タイトルを配架し、閲覧席16席を備え、書庫兼用の開架書棚に配架して閲覧に供しているほか、収蔵古文書の専用閲覧室を設置し、利用申請に応じて資料を出納している（資料8-41）。図書は図書館で書誌登録されOPAC検索が可能である。

博物館には不特定多数者が来館するため、段差を解消するなどのバリアフリー化を実現し、車イス・点字ブロック・多目的トイレを設置している。施設・設備については中央監視室（専門業者へ業務委託）と協力し、良好な環境の保守・管理に努めている。

<博物館における学生支援>

博物館においては、学内及び他大学から博物館学芸員資格課程における館務実習生を受け入れている。在学生対象の授業として、博物館の収蔵資料、教育・研究活動への理解を深め博物館リテラシーを向上させることを目的とした全学共通総合講座「博物館の現場を実見する」と国際日本学部「文化資料学」を開講し、学芸員4名が講師を務めている（資料4-1【ウェブ】）。

また、商学部教員と連携した特別講義を実施している。在学生による卒業論文その他の研究を目的とする収蔵資料の閲覧（調査）、また、専攻・授業・演習を単位とする展示見学に対応している（資料8-41）。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1	研究活動を促進させるための条件の整備 <ul style="list-style-type: none">・ <u>大学としての研究に対する基本的な考えの明示</u>・ <u>研究費の適切な支給</u>・ <u>外部資金獲得のための支援</u>・ <u>研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等</u>・ <u>ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研</u>
--------	--

究活動を支援する体制

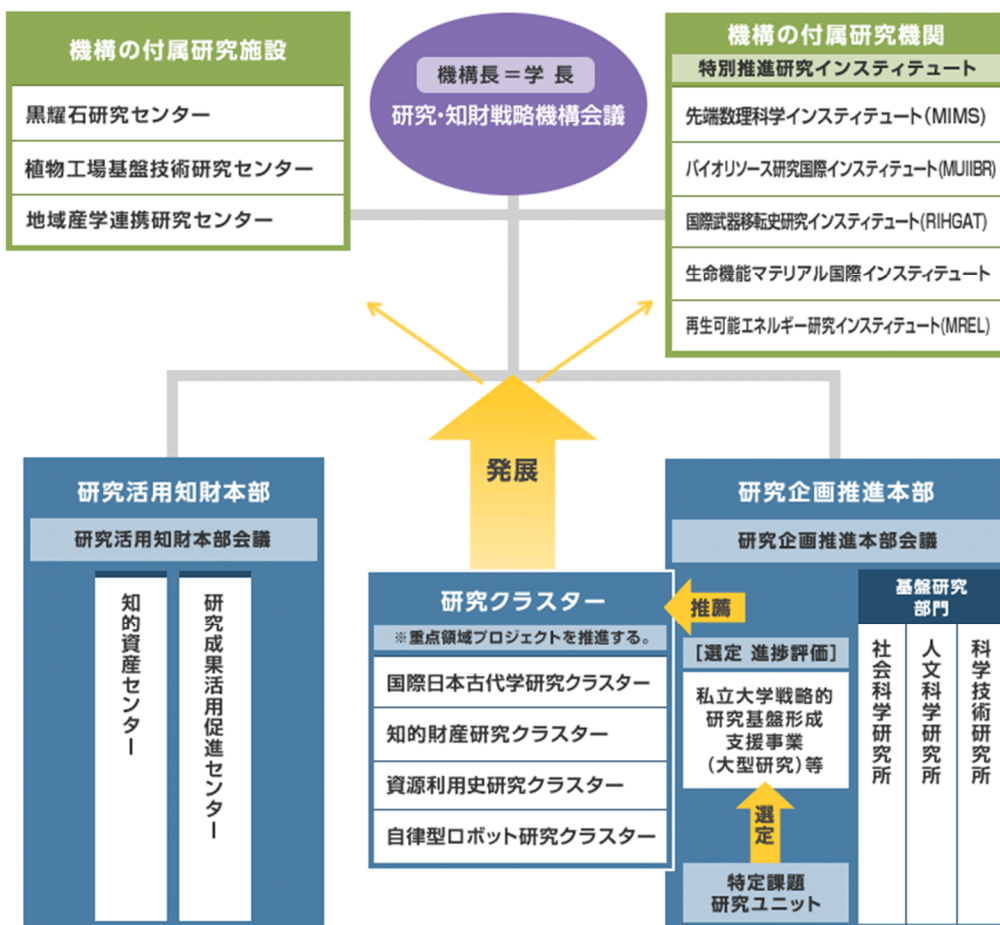
<大学として研究に対する基本的な考えの明示>

グランドデザインの実現に向けた中・長期的な指針である「学長方針」の基本方針（長中期計画書）として、研究に関する方針を「共創による明治大学の研究のブランド化」とし、「本学の研究ブランドを確立するため、グローバルな共創的研究拠点を育て、「明治大学といえば、この研究」と呼ばれる研究を増やしていくとともに、そのための体制を強化します。」と定めている（資料1-12）。

本学の研究は、学長が機構長となる研究・知財戦略機構によって推進している。機構は、本学において世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することを目的とする。同機構の研究企画推進本部は研究政策の企画・立案から実行を担い、研究組織は、基盤研究部門としての3研究所（社会科学・人文科学・科学技術）とボトムアップ型の研究組織である特定課題研究ユニット等から構成されている。この他、研究活用知財本部は承認TL0である知的資産センターを傘下に産学連携活動を推進する（資料8-44）。

明治大学研究・知財戦略機構図

2020. 4.1 現在



本学専任教員は3研究所のいずれかに所属している。特定課題研究ユニットは、本学の専任教員と学内外の研究者等が特定の研究課題について共同研究を推進する制度で最大5年間設置できる（1回更新可）（資料8-45）。特定課題研究ユニットのうち、今後発展が期待されるものは、重点領域プロジェクトを推進する期限付研究組織である「研究クラスター」として組織化できる。毎年度「研究クラスター」は内規等に基づき公募を行い、選定している（資料8-46）。研究クラスターのうち本学の特色を活かした世界的水準の学術研究及び応用研究の推進を期待できるものは、機構の付属研究機関である「特別研究推進インスティテュート」として設置される（資料8-44）。ユニットからクラスターへ、クラスターからインスティテュートへの組織変更は学内外の評価をもとに研究・知財戦略機構会議において決定される。

2020年4月現在、特別推進研究インスティテュートは先端数理科学インスティテュート(MIMS)、バイオリソース研究国際インスティテュート(MUIBR)、国際武器移転史研究インスティテュート、生命機能マテリアル国際インスティテュート及び再生可能エネルギー研究インスティテュートを展開している。付属研究施設に黒耀石研究センター、植物工場基盤技術研究センター及び地域産学連携研究センターを設置している。研究クラスターは、国際日本古代学研究クラスター、知的財産研究クラスター、資源利用史研究クラスター及び自律型ロボット研究クラスターの4つである（資料6-26）。

<研究費の適切な支給>

研究支援制度としては、学内経費による研究振興事業として、基盤的経費としての「特定個人研究費」の他、学内公募型の競争的資金制度である「新領域創成型研究・若手研究」、「国際共同プロジェクト支援事業」、「研究所研究費」によって重点的な支援を行っている。また、大学院において特定研究課題に関して、研究科担当教員が他所属の研究者と共同で行う「大学院研究科共同研究」を支援している（資料6-26）。

○特定個人研究費

本学は個人で課題設定した学術研究の助成として、専任教員全員及び任用時に承認された特任教員に年額35万円を上限とした「特定個人研究費」を支給している（資料6-37）。調査研究に必要な旅費は、「学校法人明治大学専任教職員旅費規程」の定めるところにより支給され、学会出張の助成として専任教職員に対し年2回、研究発表・報告をする場合はこれに加えて1回の旅費を助成している（資料8-47）。国際学会参加渡航費については、「国際学会参加渡航費助成基準」に基づき、国際学会に出席して講演もしくは研究発表（ポスター・セッションを含む）を行う場合または座長を務める場合に年度内2回、総額30万円を上限として、渡航費・宿泊費の助成をしている（資料8-48）。

○新領域創成型研究・若手研究、国際共同プロジェクト支援事業

特定個人研究費を支給するほか、研究基盤を強化するために、若手研究者の育成など目的別に各種競争的な学内研究助成を行っている。科学研究費助成事業への申請準備として、また、学内研究助成において推進される研究として、新領域創成型研究・若手研究及び国際共同研究プロジェクト支援事業がある（資料6-26）。新領域創成型研究は本学の創造的・先端

基準8 教育研究等環境

的な研究課題を対象とし、若手研究は申請時39歳未満の若手教員による研究課題に対して助成を行うもので、2019年度は、前者7件、後者19件を採択した。国際共同研究プロジェクト支援事業は、学内の研究者を中心として海外研究機関との国際的共同研究に関わる事業を推進するもので、2019年度は、10件（Ⅰ型1件、Ⅱ型9件）の研究プロジェクトを支援した。

○「研究所研究費」

基盤研究部門である社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所が運営する公募制の研究所研究費制度を整備している（資料8-49【ウェブ】）。審査を行った上で採択され、毎年度初めの「研究実施計画書」、年度末の「研究実施報告書」から研究成果が報告されている。

○「大学院研究科共同研究」

大学院担当教員が共同で行う研究に対する助成制度として大学院研究科共同研究があり、2019年度は5件が採択され、本学の研究の活性化の一翼を担っている（資料6-26）。

その他、明治大学未来サポーター募金の中に本大学の研究活動の振興・展開に供する資金として、研究サポート積立金があり、機構の特別推進研究インスティテュート、研究クラスターの研究基盤整備をはじめ、各種研究プロジェクトの支援を行っている（資料8-50）。2018年度には、校友からの寄付金をもとに、国際的な研究実績を評価する「明治大学兒玉圭司「願晴る」研究振興賞」を新設した（資料6-36）。教育研究振興基金についても、研究の一層の活性化のための資金として申請し、有効に活用している（資料1-16）。

<外部資金獲得のための支援>

科学研究費助成事業は、2019年度の新規申請344件（2018年度は280件）、新規採択件数109件（同69件）と前年度を上回り、新規・継続を合わせた採択件数は295件（同284件）、内定金額は間接経費を含めて約6億3,427万円（同約5億9,576万円）となった（資料8-51）。

採択件数・金額の伸長のため、各学部等教授会での申請呼びかけ、申請希望者への動画コンテンツの案内や個別添削の実施、研究企画推進本部の主催で科学研究費助成事業の採択研究者を講師としたセミナーの開催（2回）、担当職員による応募手続きに関する説明会の開催（3回）、申請書類作成時における教員・研究者の申請書類の形式・内容チェックとそのフィードバック等、教員・研究者と担当職員との協働作業を行った（資料8-52～55）。また、採択された申請者から承諾を得た研究計画調書を閲覧できるようにすることで、ノウハウを共有する工夫に努めている。

<大学院学生への研究助成と研究施設>

大学院では、学生の研究活動を支援するために各種助成制度を設けている。大学院学生の学会発表を促進するため、日本学術会議に登録されている学会又は国際学会において学術研究の発表を行う場合に、交通費及び参加登録料を助成する「大学院学生学会研究発表助成」制度を設けている（資料8-56【ウェブ】）。本制度の開始当初（2005年度）423件であった助成件数は、2018年度800件を超え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2019年度に

においても674件であった。

また、海外における研究調査などの活動を奨励するため、大学院学生が計画するプログラムを公募し、審査・採択のうえ経費の一部を助成する「大学院学生による公募プログラム」を実施している（資料8-56【ウェブ】）。同プログラムは、国際学会における発表・参加や海外での研究調査を行う「海外研究プログラム」と、アンケート調査経費等の研究調査活動を支援する「研究調査プログラム」の2種類がある。

2019年度には新たに「大学院博士後期課程国際共同研究推進プログラム」を開始し、年間数名の枠で大学院学生の中長期の共同研究に対して助成を行い、初年度の成果報告も受けた（資料8-56【ウェブ】）。

さらに、研究者としての登竜門ともいえる日本学術振興会の特別研究員の採用を支援するための「学振チャレンジ助成金」を新設し、2020年度から助成を開始する（資料8-57）。

この他、外国語能力の向上を図るための「外国語能力検定試験受験料助成（年1回、受験料全額）」、論文の投稿・掲載料を助成する「学術論文投稿・掲載料助成（年1回、掲載料50,000円上限、別刷代10,000円上限）」、外国語による学術論文執筆を奨励するため校閲料の助成を行う「外国語学術論文校閲料助成（年1回、50,000円上限）」、留学予定のある大学院学生を対象とした「留学予定者語学講座受講料助成（在籍期間中1回、50,000円上限）」、研究活動及び論文作成のための「コピーカード助成」を行っている（資料8-56【ウェブ】）。2019年度の助成実績は「外国語能力検定試験受験料助成61件」「学術論文投稿・掲載料助成11件」「外国語学術論文校閲料助成17件」「留学予定者語学講座受講料助成8件」であり、いずれも、大学院学生の外国語能力向上、研究成果の公表のために、積極的に活用されている。

研究スペースについては、文科系の博士後期課程の学生には共同研究室に個人研究用デスクが用意されており、博士前期課程の学生は共同研究室に個人ロッカーが設置されている。また、理科系の大学院学生は生田キャンパスを中心に各自の研究に必要な設備・機器を備えた研究室に所属し、研究を進めている。

<研究室の整備，研究時間の確保，研究専念期間の保障等>

研究室については、一室あたりの面積は、各キャンパスにより異なるものの、専任教員に対して、一人一室の個人研究室（実験を行う教員には実験室も）を整備している。また、助教，特任教員，客員教員には共同研究室を確保している。

研究専念時間を確保する方策として、「在外研究員」及び「特別研究者」を制度化している（資料8-58, 59）。在外研究員制度は、長期8カ月以上12カ月以内、短期3カ月以上6カ月以内で申請することができ、在外研究員には滞在費・旅費等を含めて助成している。特別研究者は、専任教員が就任から継続して5年以上勤務（2回目以降は1回目の翌年度から起算し、継続して6年以上勤務）したものが対象となり、授業その他の校務を免除され、毎年度4月1日から1年以内の期間を研究に専念することができる。また、特別研究者は基盤研究部門である研究所の特別研究者研究費助成を申請することができる（資料8-60）。

2018年12月に、学長室サバティカル制度検討部会が取りまとめた答申を受けて、在外研究員規程及び特別研究者制度規程の一部改正を2019年7月に行い、一部の外部資金を獲得した教員を対象に、回数制限等の制約を外して在外研究員・特別研究者になれるよう調整枠の取

扱いを変更し本学における研究の活性化・国際化を推進している（資料8-61, 62）。

＜ティーチング・アシスタント（TA），リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制＞

本学の教育支援は、教育の質的向上を図るため、助手、教育補助講師、TA、特別嘱託職員がスタッフとして従事している。TA等の教育補助者の採用に関しては、「明治大学RA、TA及び教育補助講師採用規程」に定められており、各学部、研究科等は規定に基づき担当者を採用し、週6時間から12時間の範囲で教育補助業務を担当させている（資料6-14）。2019年5月1日現在、各教育支援スタッフの人数は、助手92名、教育補助講師37名、TA899名が在籍している。TAは各学部においては主に実験、実習、製図、演習等に関わる所定の教育補助業務及び学習支援業務に従事している。全学横断実施の情報基礎科目においては試験を課して一定の能力を有するTA及び特別嘱託職員を採用して授業補助業務を行っているほか、学習支援室では助手と協働して修学支援を行っている。

また、給与については、「RA、TA及び教育補助講師の給与に関する規程」に定められている。（資料8-63）。

教育・研究補助業務従事者時間数は、昨今の本学の財務状況を勘案しつつ、必要な機関に必要な時間数が割り当てられるよう厳格に査定するとともに、教育研究分野の発展も支援すべく、重点項目を見定めて算出している（資料8-64）。具体的には各機関に「計画書」を提出させ、業務1つ1つを精査すると同時に、当該年度の割当時間数と実施時間数を比較し、実施率が低い場合等は当該機関にヒアリングの上、各部署の要求にこたえながらも、適正人数及び適正時間数を算定した結果、2019年度は、前年度比2%減と、経費削減も図っている。

教員の研究活動における新型コロナウイルス感染症に関する対応として、以下の通り、実施した。

2020年4月15日開催の学部長会において、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う2020年度研究・知財戦略機構の事業に係る対応方針について」が承認され、2020年度在外研究の中止、国際共同研究プロジェクト支援事業の募集の中止、新領域創成型研究・若手研究の募集の中止及び講演会・イベント等の延期または中止が決定した（資料8-65）。なお、在外研究については、2023年度までに、改めて実施することを可能とした。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言期間は在宅での研究活動を求めてきたが、5月14日付で文部科学省より「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」出され、学内では6月17日から「明治大学活動制限指針」がレベル2となり「学内での研究活動が、研究環境に留意して許可」となったことに伴い、研究・知財戦略機構として「研究活動再開に向けたガイドライン」を策定し、6月15日開催の教学対策協議会の審議を経て、大学ホームページで公表した（資料8-66）。なお、2020年9月7日から、本ガイドラインを「新型コロナウイルス感染拡大防止と研究活動の両立に向けたガイドライン」に改め、2020年10月7日に改訂を行った（資料8-67）。このガイドラインにより、研究者が研究活動において注意すべき事項が明確になり、感染予防への意識を持ちながら研究を遂行できることとなっている。

点検・評価項目⑤: 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1	<p>研究倫理，研究活動の不正防止に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程の整備 ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備
--------	---

<研究倫理に関する学内規程の整備>

本学では「明治大学研究者行動規範」に基づき、不正行為の防止，研究費の適正使用，人権の尊重及び個人情報保護の保護，研究成果の公開・説明，学術研究の適切なマネジメント，利益相反への適切な対応について定めておるとともに、「明治大学公的資金不正防止計画」に基づき、公的研究費の管理・監査の体制を整えている（資料8-68, 8-69【ウェブ】）。

その他の研究倫理に関する学内規程として、「社会連携ポリシー」，「知的財産ポリシー」，「利益相反ポリシー」，「研究費の適正管理に関する規程」，「研究活動の不正にかかわる通報処理に関する規程」，「技術移転事業等における学外交流倫理に関するガイドライン」，「研究成果有体物取扱要領」，「知的財産権等に関する秘密情報取扱要領」及び「安全保障輸出管理規程」を定め，円滑な活動を推進するとともに，大学又は研究者としての基本姿勢及び遵守すべき事項を定めて実施している（資料8-70, 72【ウェブ】，7-71, 73～78）。また「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」を作成し，研究者等に配付している（資料8-79）。

<教職員及び学生における研究倫理教育と研究倫理に関する学内審査機関の整備>

研究活動における不正行為防止にあたっては，文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に係るガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に基づき，「明治大学における研究費の適正管理に関する規程」を制定し，本学で研究活動を行う全ての研究者及び研究費の管理・運営に関わる業務を行う職員（嘱託職員・派遣職員を含む）等に対して，研究倫理教育及びコンプライアンス教育の定期的な受講，並びに誓約書の提出を義務付け，研究活動における不正防止への意識向上を図っている（資料8-73）。研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講率向上のため，2020年度学内研究費の申請から，本学所定の研究倫理教育及びコンプライアンス教育の修了を申請の要件としている。受講要請年度の未修了者に対して，特定個人研究費をはじめ学内研究資金においても研究費支出処理の留保などの検討も視野に入れており，研究倫理を遵守した研究活動の推進を徹底する方策を検討していく。

学長からの文書の配付及び教授会での周知等を通じ，文部科学省ガイドライン遵守への意識醸成を図るとともに，未受講者に対する受講フォローを徹底した結果，受講率100%を達成した。大学院学生の受講状況については，大学院委員会において年4回の定期報告を行い，未受講者の受講促進の依頼を行っている（資料8-80）。その他，学生向けには，研究倫理教育リーフレットを配付し，研究倫理の涵養に努めている（資料8-81）。また，研究不正通報等の受付窓口を外部の法律事務所に設置し，防止計画推進部署として駿河台キャンパスアカデミーコモン7階に研究倫理オフィスを開設している（資料8-82【ウェブ】）。

また、公的研究費の使用に関わるルールの周知としては、「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」を作成し、毎年度改訂して研究者等に配付している他、学部教授会等で説明会を実施し、変更点、留意事項等の周知を図っている（資料8-79）。公的研究費の予算執行状況を定期的に把握・検証し、管理機能を強化しており、内部監査の結果に基づき、不正防止計画を見直し、不正発生のリスクの最小化のための恒常的・組織的な牽制機能の充実強化を図っている。物品及び役務の発注から検収に関わる体制については、検品室を新設して2013年度から稼働させ、チェック体制を強化している（資料8-73）。

人を対象とした研究等に関する研究倫理審査については、2012年度から「人を対象とした研究等に関する研究倫理委員会」を研究企画推進本部会議の中に設置し、本学の研究プロジェクト・共同研究等の研究等実施責任者（本学専任教員又は特任教員）の申請に基づき、審査を行っている（資料8-83）。また、独自の審査委員会を設置している学部もある。

2019年度には、各学部長等の下に設置されていた動物実験等に関わる現行の委員会を集約し、学長の下で一元的に動物実験等を実施する際の体制を整備し、2020年度には「動物実験規程」を制定、適正な機関管理を行っている（資料8-84）。なお、遺伝子組み換えに関する研究を取り扱う理工学部・農学部においては、遺伝子組み換え実験に関する安全管理規定を個別に設けて運用している（資料8-85）。

これらの研究倫理や研究活動の不正防止に関する取り組みは本学の特長ある取り組みであるといえる。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2	点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、「学長方針」における基本方針（長中期計画書）として掲げられている「キャンパス構想 中長期的ビジョンに基づいたグランドキャンパスデザインの策定」及び「研究 共創による明治大学の研究のブランド化」を実現するための重点戦略（単年度計画書）に基づき、毎年度、点検・評価を実施している（資料1-12）。重点戦略は、それぞれ細分化した計画で構成されている。それぞれの計画について、担当部署が活動実績に基づき、自己点検・評価を実施している（資料2-11）。部局レベルの点検・評価についても、例えば、各キャンパスの教育研究環境については、キャンパスごとに設置されている各委員会において、それぞれ実施されている（資料8-86～89）。

これらの結果をもとに、学長室専門員による「学長による改善方針」として示すとともに、各分野の担当副学長が発展方策（NEXT PLAN）を示している。これら一連のPDCAサイクルをもとに、「学長方針自己点検・評価報告書」を作成し、全学委員会に報告している。

これらの報告書は、全学委員会のもとに設置されている全学評価部会によるピアレビューが実施され、全学的な観点から検証が行われている。このように学長室と全学委員会による重層的な検証に基づいたPDCAサイクルが機能している。「学長方針」に基づき担当部局において現状の点検評価を行った結果、在外研究員規程及び特別研究者制度規程の一部改正を行い、一部の外部資金を獲得した教員を対象に、回数制限等の制約を外して在外研究員・

特別研究者になれるよう調整枠の取扱いを変更したほか、学長主導で全学的な研究フォーラムを開催するなど、国内外に広く研究成果を発信する機会を設け、共創的研究を推進している。

(2) 長所・特色

＜学術情報のオープンアクセス化，研究の発信・共創化の推進＞

学術情報のオープンアクセスについては、本学の機関リポジトリである「明治大学学術成果リポジトリ」が貢献している。2007年度に図書委員会の下に「学術・教育成果リポジトリ運営部会」を設置し、各学部教授会の了承を得、本学の紀要、研究報告書等の著作権処理の процедуруを実施した（資料8-37）。登録公開論文数は、2019年12月までに15,429件となり、前年より664件の増加となった。これらはホームページに公開されている。2019年度には、本学において創生された研究成果のより一層のオープンアクセス化を推進するため、「明治大学オープンアクセス方針」を制定している（資料8-39【ウェブ】）。リポジトリ登録数が増え、本学で創生される学術情報のオープンアクセス化が進んだことで、学生・教員がより多くの学術情報へアクセスしやすくなるとともに、教員の研究成果の可視性が高まり、利用（引用）しやすくなっている。オープンアクセス方針を策定後、紀要以外の論文の登録が28件から52件に増加した。今後は、リポジトリへの論文登録数を増加させるため、学内紀要の包括的登録ができるよう、各紀要の編集委員会・事務局と調整を行う。紀要の包括的登録により、網羅的に論文を収集できるほか、著者が個別にリポジトリへの登録申請を行う必要がなくなり、リポジトリへの論文登録の迅速化が図られる。

また、2017年度からは、世界大学ランキング向上や国際的な共同研究の活性化を目的とし、エルゼビア・ジャパン株式会社の研究データベース「Scopus」と研究データ分析ツール「SciVal」を導入している。また、2019年度には研究者の研究情報を集約し、世界へ発信する研究業績・発信管理データベースである「Pure」を導入・公開しており、教育研究業績の管理・発信をしている。「Scopus」「SciVal」「Pure」の外部データベース及び学内の教員データベースにより、研究業績を可視化・分析・発信するツールが揃いつつあるため、それぞれの機能や特徴を活かしながら、学術・研究成果の体系的な管理・把握に努め、次代に本学の強みとなる先進的・共創的な研究拠点を戦略的に形成していく仕組みを構築していく。

さらに、前述の外部データベースを利用し、研究面で顕著な功績のあった教員を表彰する制度（「願晴る」研究振興基金）を設け、エビデンスに基づく研究実績の積極的な把握と評価を試みている（資料6-36）。2017年度より、学長の下において、明治大学が魅力ある社会をつくるための次の一手を発信し、新しい「知」のあり方を探る「明治大学アカデミックフェス」を開催している（資料8-90【ウェブ】）。本学の教員をコーディネーターとして、文理の枠を超えた多数の研究拠点がシンポジウム等を催し、1,000人以上の学生や研究者が来場している。また、特別推進研究インスティテュート、研究クラスター、特定課題ユニットや基盤研究部門である研究所では、アカデミックフェス以外にも、各種セミナーやシンポジウムを開催し、共創的研究の研究成果を発信している。MIMSに現象数理ライフサイエンス融合部門や自動運転社会総合研究所などの研究の枠やそれぞれの専攻の枠を超えた学際

的な超領域的な研究所が立ち上がっている。これらの研究の発信と共創化の推進は、本学の特長的な取り組みである。

<研究活動の活性化による外部資金採択件数及び内定金額増加>

研究科間の連携強化及び学外研究機関等との共同研究体制の構築により、研究を一層活性化させるため、複数の研究科（大学院・専門職大学院）の教員で応募することを条件とする「大学院研究科共同研究」を実施している。2019年度は、8件の応募があり、人文・社会科学分野2件、自然科学分野1件、学際・複合分野2件の申請を採択するなど、各分野の研究活動の活性化に寄与している（資料8-91【ウェブ】）。

学生の研究については、大学院学生の研究活動を奨励するため、「大学院学生による公募プログラム（海外研究プログラム、研究調査プログラム）」を実施し、数多くの優れた研究計画が提出され、研究の活性化に大きく貢献している（資料8-56【ウェブ】）。採択件数に加え、研究課題や研究先などを大学ホームページに掲載することで、研究活動をさらに促している。

大学院学内GPとして、「教育改革プログラム」「他大学大学院との研究交流プログラム」「海外の大学院との研究交流プログラム」を継続して公募プログラムとして行っており、（2019年度、応募総数：教育改革プログラム4件・他大学大学院との研究交流プログラム3件・海外の大学院との研究交流プログラム6件、全件採択）研究科の既存の授業の枠を超えたプログラムや新たなプログラムの展開に繋がっている（資料8-92）。

本学の専任教員と学内外の研究者等が特定の研究課題について共同研究を推進することにより、本学の学術研究の発展に寄与することを目的としてボトムアップ型の特定課題研究ユニットを設置している（資料8-45）。また、今後更なる発展が期待される研究については、「研究クラスター」「特別推進研究インスティテュート」とステップアップし、研究成果の創出に繋がっている。文部科学省「共同利用・共同研究拠点」に認定されている先端数理科学インスティテュートの「現象数理学研究拠点」が、2014年度から2019年度（6年間）の認定期間中の研究活動に関わる文部科学省の期末評価を受審し、最高評価となるSランクの評価を得た（資料8-93）。さらに、2020年度から2025年度の6年間、共同利用・共同研究拠点としての認定が更新されることになった。

研究面で世界的に顕著な功績を挙げた教員を目に見える形で表彰するとともに、次代を担う研究者にとっての励みとするため、2018年度に新設された「明治大学兒玉圭司『願晴る』研究振興賞」では、国際的な研究実績を評価して、毎年1名ずつ表彰している（資料6-36）。

科学研究費助成事業の採択件数・金額の伸長のため、学部等教授会で研究担当副学長らによる申請呼びかけを行うほか、本学の研究政策の企画・立案・実行を担う研究企画推進本部の主催による科学研究費助成事業の採択研究者を講師としたセミナーの開催（2回）、担当職員による応募手続きに関する説明会の開催（3回）、申請希望者への動画コンテンツの案内といった事前準備、及び申請書類作成時における教員・研究者の申請書類の添削とそのフィードバック等、教員・研究者と担当職員との協働作業といった取り組みを継続的に行っている（資料8-52～55）。また、採択された申請者から承諾を得た研究計画調書を閲覧できるようにすることで、申請のノウハウを共有する工夫に努めている。その成果として、2019

年度の科学研究費助成事業の新規申請 344 件（2018 年度は 280 件），新規採択件数 109 件（同 69 件）と前年度を上回り，新規・継続を合わせた採択件数は 295 件（同 284 件），内定金額は間接経費を含めて約 6 億 3,427 万円（同約 5 億 9,576 万円）へと増加している。

科学研究費助成事業以外の公募事業に関して，主に自然科学系学部の研究者は，自ら応募することが多いが，生田キャンパスに常駐する「知財マネージャー」は，毎年実施しているアンケートをもとに個々の教員が持つ研究テーマと募集中の公募事業等とのマッチングを行い，申請を提案し，申請書類作成の支援を行っている。今後は，若手教員を中心とした支援を充実させるとともに，若手教員比率の上昇策等も検討する。また，外部資金獲得のためのインセンティブ付与をサバティカル制度と連動する形での整備など検討を行っていく。

<MEMS－明治大学環境マネジメントシステム－>

2014 年 10 月の認証登録の期限切れをもって ISO を返上し，2015 年度から，それまでの運用で蓄積されたノウハウを活かした本学独自の環境マネジメントシステム（MEMS）を導入し，環境保全活動を着実に実施している（資料 8-19【ウェブ】）。MEMS に基づいて，全学的な環境保全活動に関わる計画の策定・推進を行うため，理事会の下に「明治大学環境保全推進委員会」が設置されている（資料 8-21）。この委員会は，地球温暖化防止，資源の有効活用，産業廃棄物の削減等の環境保全活動を全学的に進めていくために，環境保全活動に関わる計画の策定・推進，MEMS に関する計画立案及び運営を図ることを目的とし，環境保全活動の積極的な推進及び継続的な環境負荷の低減に努めている。環境保全推進委員会のもとには，「省エネルギー推進専門部会」及び「各キャンパス省エネルギー部会」が設置され，各キャンパスの特性を反映しながら，全学的な環境保全活動に関わる計画の策定・推進を行っている（資料 8-21）。具体的には，年度ごとにエネルギー使用量削減の達成度及び目標を数値化し，照明 LED 化工事，3R（Reduce, Reuse, Recycle）の推進，資料のペーパーレス化等の省エネ対策を実践している。また，環境保全への啓発活動の一環として，各キャンパスにおいて「明治大学環境展～ECO ACT MEIJI～」を開催し，環境関連ゼミナールの研究発表パネルを展示している（資料 8-22）。開催期間中は，駿河台，和泉，中野キャンパスにおいて，学生を対象にした環境に配慮した施設見学ツアーを実施している。これらの活動を通じて，学生及び教職員の環境保全についての意識向上に寄与している。

さらに，各学部・大学院の環境に関する授業科目の実施状況を委員会にて確認し，ほとんどの科目において他学部履修が可能になっている。各部署単位で環境保全活動がどのように実施されているか確認するために，年次計画で内部環境レビューを実施している（資料 8-94）。2019 年度には，駿河台キャンパスの全部署，それ以外のキャンパスではキャンパス単位での実施が完了した。

エネルギー使用量，環境保全体制等の具体的な取り組みを大学ホームページに公開し，環境保全活動推進の一助としている（資料 8-24【ウェブ】）。各キャンパスでの省エネルギー活動の結果として，エネルギー原油換算値は，2015 年度から 2018 年度において前年度比平均 3%程度の削減を達成しており，全学的な環境保全活動は，高く評価される点である（資料 8-25）。なお，省エネ法事業者クラス分け評価制度において，本学は 2015 年度より連続して，「S クラス（優良事業者）」の評価を受けている。

2019 年度にこれらの諸活動を取りまとめ，理事長に報告し，引き続き全学的に環境保全

活動を推進することを確認した。各キャンパスの特性に合わせた対策・実践計画を引き続き策定・推進するとともに、学生や教職員への啓発の充実を通じた省エネ意識の一層の向上を図る。加えて、本学の取り組みの対外的アピールについても一体的に検討する。ホームページは、より分かりやすい表現にするなど工夫し、環境保全活動が身近に感じられるような取り組みを推進していく。学生を対象にした環境に配慮した施設見学ツアーについては、毎年好評を得ているにも関わらず、参加者が少ないため、定期的な実施を検討する。特に、大学全体のエネルギー使用量の約4割を占める生田キャンパスでの施設見学ツアーの実施を検討する。

(3) 問題点

<快適な学生生活を送るためのキャンパス環境整備とバリアフリー化の遅延>

本学はグランドデザインの「全学のビジョン（1）教育」において、「5. 地域、文化、世代、障害を越えた多様な人々が学びあう教育環境を提供します」、 「全学のビジョン（5）学生生活支援」において、「4. バリアフリーに配慮したキャンパスにする」ことを方針としている。

しかし、特に正課外活動に関して、各キャンパスの学生会館・部室棟は、築後40年を超える建物もあり、老朽化が著しく、部室等が不足している状況である。より多くの学生の課外活動活性化・福利厚生面向上を鑑み、学生の安全の確保及び新たなスポーツ・文化活動の練習・成果発表の場、交流と自己表現の場として施設・設備の整備が急務である。老朽化した学生会館・部室等の改善に加え、ステューデントセンターの建設に向け、検討を行う。

また、これらの方針に基づき、2000年度以降新築された校舎は、バリアフリー対応が施されているが、1999年度以前に竣工した校舎では、バリアフリー対応が十分に進んでいない状況がある。施設設備のバリアフリーは、必要性の高い施設から優先的に実施するとともに、全般的な対応は、建物の耐用年数を考慮し、建替更新の際に実施するなど、検討を進める必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学の教育研究等整備に関する方針は、「グランドデザイン2020」及びグランドデザインの実現に向けた中・長期的な指針である「学長方針」に明示しており、これを踏まえ理事会が策定した「長期ビジョン」においても、教育研究等環境整備の施策を定めている。これらは、大学ホームページに公開するとともに、学内刊行物により共有している。

本学は、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場の他ネットワーク環境やICT機器を整備し、活用の促進を図っている。本学ネットワークの利用には、学生には本学主催の講習会の受講を義務付けたほか、学生、教職員にガイドラインを公開し、情報倫理を確立している。

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保を適切に行い、環境保全活動については、「学校法人明治大学環境方針」を制定し、全キャンパスを対象とした明治大学環境マネジメントシステム（MEMS）の運営を開始した。

基準8 教育研究等環境

各キャンパスに図書館を整備し、図書委員・図書館員による委員会形式の恒常的な選書体制を整え、体系的な資料の収集を行っているほか、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツの提供や他図書館とのネットワークの整備等、本学の教育研究活動に大きく貢献している。

本学の研究活動については、「学長方針」に明示し、学長が機構長となる研究・知財戦略機構によって推進している。研究室については、専任教員に対して、一人一室の個人研究室（理系の教員には実験室も）を整備している。助教，特任教員，客員教員には共同研究室を確保している。研究専念時間を確保する方策として、「在外研究員」及び「特別研究者」を制度化している。研究費の支給については、「特定個人研究費」の他、学内公募型の競争的資金制度の整備，外部資金獲得のための支援を実施している。教育研究活動を活性化させ得る環境整備の一環として，大学院学生への研究助成や，助手，TA, RA 等の制度を構築している。

研究倫理や研究活動の不正防止については、「明治大学研究者行動規範」や「明治大学公的資金不正防止計画」をはじめとして学内規程・要領等を整備し，周知するとともに，研究倫理教育と研究倫理に関する学内審査機関を設置し，適切に対応している。

学生支援の適切性については、「学長方針」に基づき担当部局が自己点検・評価を実施しているほか，法人自己点検・評価においても検証を行い，改善・向上に努めている。

喫緊の課題として，キャンパス整備に関する短期計画の遅延及び快適な学生生活を送るためのキャンパス環境整備とバリアフリー化の遅延に対応することが求められている。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①: 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示
--------	--

<大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示>

社会連携については、「グランドデザイン2020」において、教育・研究に加えて大学が果たすべき中核的な役割であり、研究の成果を社会に還元し、地域社会・産業・行政との連携の中で、社会的な課題を解決していくとともに、地域を越えた幅広い年齢層の人々が学びあう場を提供できるよう、3つの重点施策を明示している（資料1-10【ウェブ】）。グランドデザインの実現に向けた中・長期的な指針である「学長方針」の基本方針（長中期計画書）として、社会連携・社会貢献の方針を「明治大学と社会をつなぐ智の架け橋」と位置づけ、「創立者出身地やキャンパス所在地をはじめとする各地域、また、社会のあらゆる分野で活躍する校友や父母とも連携・協力し、次世代を担う人材の育成と生涯教育を通して、より良い社会創生に貢献するため、教育研究の成果を社会に還元する」と定め、教職員に周知している（資料1-12）。

点検・評価項目②: 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1	学外組織との適切な連携体制
評価の視点2	社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3	地域交流、国際交流事業への参加

<学外機関との連携による取り組み>

産官学連携の取り組みは、研究・知財戦略機構の下にある研究活用知財本部における「知的資産センター」及び「研究成果活用促進センター」、また研究・知財戦略機構の附属研究施設である「黒耀石研究センター」、「植物工場基盤技術研究センター」及び「地域産学連携研究センター」が推進している。

研究活用知財本部においては本学の事業計画書並びに文部科学省及び経済産業省が策定した「産官学連携による共同研究強化のためのガイドライン」を受けて策定した「研究活用知財本部の活動に関する本部長方針」を基本的な活動方針とし、当該方針に基づき作成した「研究活用知財本部事業計画」に沿って産官学連携活動を行っている（資料9-1,2）。2019年度は、2018年度に包括的研究連携等に関する協定を締結した企業と当該協定に基づく協定研究を新たに2件実施した（資料9-3）。また、研究成果を社会に還元するためのPR活動の一環として、「先端数理科学インスティテュート」等の成果として得られた知的財産を紹介

する「新技術説明会」を開催し、111社から129名の参加があった（資料9-4）。なお、基盤研究部門の3研究所では、定期的に研究成果の発表の場、社会貢献活動として講演会等を実施しており、地域住民の方々が来校している（資料6-26）。

○知的資産センター

知的資産センターは、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき経済産業大臣・文部科学大臣により承認を受けた承認TLO(Technology Licensing Organization)である（資料9-5）。本学の研究成果等を権利化し、これを学外に技術移転し、そこから得たロイヤリティを研究者・大学に還元することで知的創造サイクルを創出している。事業内容は主として4点あり、「受託研究、共同研究の窓口」「技術移転事業」「産官学連携相談」「産官学連携に関する情報の提供・交流」である（資料9-6【ウェブ】）。一般的に、大学の知的資源や研究成果を企業等のニーズに直に結びつけるのは困難なため、産学連携部門が企業と大学の研究者との仲立の役割を担うことが求められる。そのため、企業向けパンフレットを刊行して産学連携の流れや利用可能な支援メニュー・設備等を解説しているほか、本学ホームページ上で公開している「研究シーズ」は、大学のシーズと産業界のニーズとのマッチングを促進するツールとして情報発信を行い、本学の研究成果に対して外部からのアクセシビリティが高まるよう環境を整えている（資料9-7）。また、企業との交渉の円滑化のため、研究契約の方針や雛形も都度見直しを行っている。企業との連携コーディネートにおいては、教員毎の窓口担当者を設定し、企業に合わせて調整を行った。その結果、民間企業が主となる共同研究実績については、受入件数が2018年度比7%増、受入金額が2018年度比3%増となった（資料9-8）。

知的財産については、活用可能性を見越した特許出願や出願の活用状況を踏まえた知的財産の棚卸作業の継続により、年間の特許出願件が10～20件、特許保有件数が約60～70件と、ほぼ横ばいであるにもかかわらず、過去5年間の特許等のライセンス収入実績は増加基調となっており、技術移転による社会還元が進んでいる（資料9-9）。

○研究成果開発促進センター

研究成果活用促進センターは、研究成果に基づく産官学連携の支援、研究成果を活用した起業支援を行っており、そのためのスペースとして駿河台キャンパスのグローバルフロントに7室の施設を設置している（資料9-10, 9-11【ウェブ】）。ここでは本学教員の研究成果をもとにした創業・ベンチャー育成に必要な支援を行っており、これまでに約20プロジェクトの事業化が取り込まれ、10社程度の会社設立の実績がある。

○黒耀石研究センター

黒耀石研究センターは、2000年度私立大学学術研究高度化推進事業の学術フロンティア推進事業「石器時代における黒耀石採掘鉱山の研究」に基づき長野県小県郡長和町に設置された日本で唯一の黒耀石と人類史に関する研究施設である（資料9-12, 9-13【ウェブ】）。その後も私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「ヒトー資源環境系の歴史の変遷に基づく先史時代人類史の構築」など大型研究を推進してきた。また、同センターは、近接する長和町立「黒耀石体験ミュージアム」の博物館活動の支援の他、町立中学校における黒耀石学習

の支援、黒耀石のふるさと祭りの開催支援等、長和町との地域連携活動を継続的に行っている。また、教育、研究、地域連携の3つの柱を充実させるべく、黒耀石研究センター要綱を改正し、新たに特任教員も任用することとした（資料9-12）。

○植物工場基盤技術研究センター

植物工場基盤技術研究センターは、高機能放電管による照明システムや植物栽培用のクリーンルーム（完全人工光型植物工場）、養液浄化システムのある研究機械室、生産物の品質評価等を行う分析室、菌の計測等を行う培養室、大型栽培チャンバーを設置した環境制御室等が設置されている（資料9-14, 15, 9-16【ウェブ】）。共同研究の成果発表としてシンポジウムの開催、小学生向け体験型学習講座の開講や、川崎国際環境技術展への出展など、アウトリーチ活動も盛んに行っている（資料9-17）。

○地域産学連携研究センター

地域産学連携研究センターは、インキュベーション室10室、試験分析・試作加工装置8台、展示ブース、多目的会議室等を設置しており、これらの利用開放による収益事業等を通じて、中小企業者・個人事業主の新事業・新産業創出支援を主とした地域の産業活性化に貢献している（資料9-18, 19, 9-20【ウェブ】）。特に2019年度のインキュベーション室の入居率は99.17%であり、新規事業・製品開発のための施設ニーズに対応している。他にも、地域中小企業者等に対する事業化支援活動として、知財・経営戦略等に関する経営支援セミナー等を開催している（資料9-21）。2019年度の地域社会に向けた活動事例としては、台風による浸水被害を受けた川崎市の中小企業者に対し、試験分析・試作加工装置の無償利用支援を行った（資料9-22）。

<大学が生み出す知識、技術等の社会への還元>

○リバティアカデミー

本学の知的財産を社会に還元することを目的としたリカレント教育を含む生涯学習拠点であるリバティアカデミーでは、駿河台キャンパスを中心に、和泉、生田、中野を含めた4キャンパスにおいてその特徴を活かした講座を展開し、生涯学習とともに学部・大学院教育と連動させた実践的な学びの機会を提供している（資料9-23）。リバティアカデミーでは、各ジャンル（「教養・文化」「資格・実務・語学」「ビジネスプログラム」）における多様な講座に加え、様々な自治体や企業等と連携し実施する「オープン講座」を多数開講している。「学長方針」における重点戦略として、「生涯学習と実践的学びの充実」、駿河台、和泉、生田、中野の4キャンパス及び黒川農場でその特徴を活かした「リバティアカデミー講座」（教養・文化、ビジネス、スポーツ等）を展開し、生涯学習とともに学部・大学院教育と連動させた実践的な学びの機会を提供します。また、自治体との連携講座を通じて、地域における生涯学習の推進と人材育成に協力します。」と示され、これを実現すべく2019年度は、リバティアカデミー講座を361講座（受講者数は延べ16,676名）、そのうちオープン講座では、自治体連携（後援・共催含む）講座を28講座、企業・団体連携（企画協力含む）講座を7講座、企業・団体からの寄付講座を13講座開講した（資料1-12, 9-23）。また、2019年度はリバティアカデミーが創立20周年を迎える節目の年であることから、総合大学として

の強みを活かした全学部及び大学院・専門職大学院所属教員による「20周年記念オープン講座」を計12講座計画し、4キャンパスで開講した（資料9-23）。

特色ある活動として、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条に基づく履修証明制度を活用した「履修証明プログラム」が挙げられ、女性の仕事復帰・キャリアアップ支援を目的とした半年間集中ビジネスプログラム「女性のためのスマートキャリアプログラム」を開講した（資料9-24）。また、マーケティング・金融財務・マネジメント等、ビジネススキルを総合的に学ぶことができるカリキュラムを用意し、30代・40代の受講生を中心に受け入れ、2019年度においては春期・秋期合計101名に履修証明書を交付した（資料9-24, 25）。その他、2019年度は文京区モデル事業「中小企業人材確保・採用拡大支援事業」への参画や「女性のためのリカレント教育推進協議会」への加盟等、官公庁や他大学からの要請にも積極的に応じた（資料9-26【ウェブ】、9-27）。

今後取り組むべき課題として、地域社会に開かれたリカレント教育を含む生涯学習拠点としての質的向上及び運営体制・財政基盤の強化を図る具体的施策に向けた検討が必要である。具体的には、各自治体との連携講座では、参加者が高齢者及びリピーターに偏っている傾向にあり、若者を含む幅広い世代の参加を促す講座企画や広報について連携地域と協議する必要がある。さらに、リバティアカデミーの持続的運営及び将来的な拡充を図るため、従来の「対面型」講座に加え、「オンライン型」講座を実施し、ポストコロナにおける新たな生涯学習及びリカレント教育を展開する。また、地域連携事業の新たな展開として、地元のNPO法人、事業者、住民組織に加え、学内で独自に社会連携活動を行う団体・個人等、様々な領域で活動する団体等との協働事業を計画し、地域の多様なニーズに幅広い視点をもって対応することで、連携地域における本学・行政を中心としたネットワークの充実と若者を含む幅広い世代の方々の参加を図っていく。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、リバティアカデミーでは2020年度春学期に予定していた対面講座は全て中止とし、秋学期開講講座のオンライン実施に向け、ホームページ及び講座管理システムの改修を実施した。さらに、2021年度以降に向けて、従来の対面型を中心とした講座運営から、オンライン講座（同時双方向型・収録動画配信型）や対面型とオンライン型を組み合わせたハイブリッド講座など、講座運営方法を多様化するため、情報設備の環境整備に着手している。

また、地域連携活動においては、人の往来はできていないものの、Zoomなどのオンラインツールを利用することで継続的に連携を図っている。

○心理臨床センター

心理臨床センターは、大学院文学研究科臨床人間学専攻臨床心理学専修の臨床心理実習機関として公認心理師及び臨床心理士養成のための実地訓練を行うとともに、地域に開かれた心理相談機関として臨床心理学的諸問題に関わる相談・援助活動を行うことにより社会貢献を図っている（資料3-10）。相談・援助活動としては、大学の持つ臨床心理学の知見を活かし、幼児から成人までの様々な年代の心理的な問題を抱えた人々を対象に年間3,000回程度の個別心理面接を行っている（資料9-28）。2019年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で2月下旬より相談活動を縮小したにもかかわらず、個別心理面接は前年度より増加し、3,029回となった。面接回数が増加している背景には、近隣の大学病院を始めとし

た外部の専門機関からの紹介で個別心理面接を求めて訪れる来談者が多く、これは外部専門機関から同センターの相談活動に対する評価や期待の高さを示しているとともに、大学の持つ臨床心理学の知見を社会に還元しているといえる。さらに、社会的課題である学校教員のメンタルヘルス、学校の教育相談体制の構築、児童虐待の支援、LGBTの支援等に取り組むため、集団療法を実施している（資料9-29）。これまで、小学校、中学、高校教員対象の2グループ、スクールカウンセラーを対象としたグループ、児童福祉施設職員対象のグループ、LGBTの子どもと親を対象としたグループに対してカウンセリングを実施し、社会的課題に対する支援体制の整備や支援者のスキルアップにも取り組んでいる。2019年度には、これまでの学校教員のメンタルヘルスへの支援の成果をまとめたシンポジウムも実施した（資料9-29）。心理臨床センターにおける相談・援助活動の充実に伴い、学生の臨床心理実習も充実し、その充実ぶりは大学院志願者の重要な選択要因となり、大学院志願者の倍率の高さや公認心理師及び臨床心理士の合格率の高さにも表れている（資料9-30）。社会的貢献の点でも、大学教育的観点からも、センターは本学の特色ある機関と認知されつつある。

このように、心理臨床センターは、学内においては大学院学生（文学研究科臨床人間学専攻臨床心理学専修）の臨床心理士養成に関わる臨床心理実習の場として、また学外に向けては心の問題を抱えた人たちに開かれた心理相談の場として15年間の活動実績を積み重ねてきた（資料9-31）。さらに、2018年度から文学部心理社会学科臨床心理学専攻及び大学院文学研究科臨床人間学専攻臨床心理学専修において、心理職初の国家資格である公認心理師の養成カリキュラムも始まり、医療領域における臨床実習の充実が求められることとなった。

そこで、これまでの心理相談部門の実績をもとに、2021年1月に精神科医療部門（明治大学子どもこころクリニック）を開院し、2部門からなる総合的な心理臨床センターとする（資料9-32, 9-33【ウェブ】）。これにより、多様化・複雑化する児童・思春期の心の問題に対して心理臨床と精神科医療を連携させた支援を行うこととなり、本学初の医療分野における社会貢献を果たすことが可能となった。医学部等を有しない国内の大学においては稀有な事例であり、特長ある取り組みといえる。

開院後3年間は、様々なアプローチを試して診療体制を構築しながら、地域社会に質の高い医療を提供していくことを目指す。今後は、そこで得られた知見を社会（学会発表やセミナーなど）に発信していくことを目指していく。加えて、公認心理師及び臨床心理士養成の臨床実習機関としての役割をより充実させ、社会に貢献できる臨床心理分野における高度専門職の育成を目指していく。

○アカデミックフェス

学生数約30,000人を超える総合大学としてのメリットを最大に生かし、文系理系の枠を取り去り、新しい「知」をかけ合わせた高次の価値を生み出し、自在にネットワークできる共創的コミュニティの構築を目指すとともに、産官学連携によるイノベーションを起こすことを目的として開催している（資料8-90【ウェブ】）。

<地域社会との連携による取り組み、国際交流事業への参加>

「学長方針」の重点戦略において、「学生の社会的成長を目指した地域連携事業の推進」

を掲げ、社会連携機構における地域連携推進センター（運営委員会）が中心となり、創立者出身地、キャンパス所在地、協定締結地域と連携事業を展開し、地域活性化・地方創生に寄与するとともに、震災等復興活動支援センター（運営委員会）が中心となり、自然災害への支援や震災復興等の社会的課題に取り組んでいる。

○創立者のふるさと活動隊

創立者出身地との連携事業「学生派遣プログラム 創立者のふるさと活動隊」では、公募により集まった学生が、現地での体験を通じて地域の魅力や課題を学び、首都圏の若者ならではの視点からより良い地域づくりのための実践的な活動を行うことを目的にしている。創立者出身の自治体職員をはじめ地域住民や地域団体等との綿密な連携・交流を通じ、学生の社会性や実践力を養うとともに、各創立者出身地の自治体職員を交えた3地域連絡協議会を開催し、次年度以降を見据え、各地域の視点における連携事業のあり方や本学に期待すること等について有意義な議論を行った（資料9-34, 35）。

○明大町づくり道場

社会連携機構公認学生団体「明大町づくり道場」は、キャンパス所在地の千代田区および同区内の事業者や各イベント主催者と協力し、キャンパス周辺の様々な行事運営に携わった。2019年度は、「JAZZ AUDITORIA」や「神田スポーツ祭り」、「神田カレグラランプリ」など、全12の区内イベント（うち2つが中止）に参加し、主催団体等と協働して運営に携わったほか、学生が企画したワークショップを出展し、地域の活性化に寄与した（資料9-36）。

○新地町図書館司書業務研修

連携地域の一つである福島県新地町について、本学では震災復興支援協定（2012年1月～2019年1月）のもと、学生ボランティアを中心とした復興支援活動を行ってきた。2019年2月には、新たに「連携協力に関する協定」を締結している。連携事業として、「新地町図書館司書業務研修」では、司書課程を履修する本学の学生が同町の図書館にて司書業務の実務を学ぶことができる機会を提供している（資料9-37）。

○黒川農場

黒川農場は、2012年4月の開所以来、学生が農作物の栽培管理から加工に至るまで継続した実習教育を受講する環境を提供するとともに、基本コンセプトのひとつである「地域との共生」を実現するべく、社会人対象の農業講座や小中高生による視察の受け入れ、研究成果の地域への還元等に積極的に取り組んでいる（資料9-38【ウェブ】）。

社会人向けに開講している農業講座は「アグリサイエンスアカデミー」と称し、主に農場が有する有機圃場における野菜栽培及び収穫物を使った加工にかかる講義・実習を提供するものであり、開場以来延べ500名以上が参加している（資料9-39【ウェブ】）。2020年度は事業規模を拡大し「有機農業実践講座」「有機農業実践講座アドバンスドコース」「はじめての野菜作り講座」の3講座を開講予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実現しなかった。

また、「収穫祭」「グリーン・ツーリズム」「アグリ・エコファーム」といった交流事業

も実施している。「収穫祭」は、例年11月に地域の市民団体等の協力も得て、圃場での収穫体験、場内見学、農場産農産物等の販売を行うものである。2019年度は約1,500名が来場した(資料9-40)。「グリーン・ツーリズム」は、麻生区との共催で実施し、地域の散策、収穫体験や座談会を通じて農場が所在する黒川地域の活性化を目的とするイベントであり、2019年度は麻生区に住む18組36名の親子が参加した(資料9-41【ウェブ】)。「アグリ・エコファーム」は、麻生区役所地域みまもりセンターとの共催で実施し、黒川農場の見学、野菜収穫体験、加工実習といった活動を通じて交流を図る事業であり、2019年度は親子21組42名が参加した(資料9-42【ウェブ】)。

加えて、地域の小・中学生による見学・職場体験学習、企業・教育機関・官公庁・民間団体による見学も積極的に受け入れており、2019年度は合計で延べ600名を超える来場者があった(資料9-43)。

○多摩区・3大学連携協議会

生田キャンパスの所在する川崎市多摩区とは、多摩区内の専修大学及び日本女子大学とともに多摩区・3大学連携協議会を設置している(資料9-44)。この協議会の枠組みの下で、まず「大学・地域連携事業」として、地域の課題の掘り起こしとその解決、地域の活性化に向けて大学の知的財産と人材を活用した取り組みを実施している。また、各大学の学生の地域参加・理解を通じ、地域の活性化を目的とした「たまなびプログラム」1日商店街として、地域の小学生とともに地域イベントに模擬店を出店参加し、イベントの賑わい創出に貢献している(資料9-45)。さらには、各大学学生団体による成果発表及び各大学PRの場として「多摩区3大学コンサート」を毎年開催し、多摩区民を中心とした来場者から好評を博している(資料9-46)。

○平和教育登戸研究所資料館

平和教育登戸研究所資料館では、常設展示の他、企画展の開催(講演会含む)、国際博物館の日にあわせた講演会と映画上映会、月2回の学内史跡見学ツアーの実施、川崎市等の中学校・高校の団体見学の受け入れ等を実施している(資料8-10【ウェブ】、9-47)。キャリア教育の一環として、市内在住の中学生を対象に「仕事」について学習する機会を提供し、職場体験を受け入れるなど、社会貢献活動を行っている。教育・研究活動としては、学部間共通総合講座の他、市民に向けてリバティアカデミーの講座を生田キャンパスにて春・秋5回ずつ開講した(資料4-1【ウェブ】、9-23)。また、川崎市民と共同で陸軍登戸研究所の調査研究活動を行っているほか、横須賀市自然・人文博物館と共同企画(両館で特別展示及び講演会)を開催し、市民や他館と連携事業を進めている。企画展以外のイベントについては、大学ホームページに随時公開している(資料8-10【ウェブ】)。資料館の活動等については、年1回発行の館報及び年2回発行する資料館だよりで公開している(資料9-48, 49)。

○中野区との連携

中野キャンパスでは、中野区と締結した包括連携協定に基づき、連絡協議会を設置し、連携事業を実施している。2019年度は、中野区シティプロモーション事業「ナカノミライプロジェクト」への協力、学校支援ボランティアの派遣、デートDV講座の実施、なかの生涯学習

大学への講師派遣、オリンピック・パラリンピック事業への協力等、多数の連携事業を実施している（資料9-50）。また、生涯教育事業推進として、リバティアカデミーオープン講座を設置し、地域特性を生かした講座内容にて、中野区立図書館とも連携して講座を開催した（資料9-23）。

○震災等復興活動支援センター

近年、多発する大規模自然災害に対応するため、2018年10月にセンター規程を一部改正し、名称を「震災復興支援センター」から「震災等復興活動支援センター」に改めた（資料9-51）。現在は、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の他、2019年に各地に甚大な被害を及ぼした令和元年台風15号及び台風19号の被災地をセンターの支援対象としている（資料9-52【ウェブ】）。センターが運用している「震災等復興支援ボランティア活動に対する助成金」は、各地で被災地支援に取り組む学生の活動をサポートした（資料9-53）。2019年度は122名が当制度を利用し、なかでも、令和元年台風15号、19号の発生後には、多くの学生が自主的に被災地の情報を調べ、いち早く現地での復興支援ボランティア活動に取り組んだ。これらの情報はボランティアセンター等を経由して震災等復興支援活動センターに寄せられ、速やかに当該地域での復興支援ボランティア活動を助成金の給付対象とした（資料9-54）。

○国際社会への貢献活動

学内における海外機関の拠点について「マレーシア・サテライト・オフィス」、国際機関「太平洋諸島センター」が開設されており、本学の進める国際人材の育成や「国連アカデミック・インパクト」の諸活動において協力関係にある。国連アカデミック・インパクト（UNAI）の活動の一貫として、「難民高等教育プログラム（RHEP）」による学生受け入れの大学院への拡大、難民アシスタント養成講座の共催、第11回国連グローバル・コンパクト日中韓ラウンドテーブルユースプログラムへの参加等に加えて、リバティアカデミーでは移民、難民問題を考えるためのオープン講座を開講した（資料7-89, 9-23, 55）。また、明治大学が取り組んでいる持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた各取り組みを紹介するウェブページを作成し、取り組み内容の周知を図っている（資料7-22【ウェブ】）。

○博物館の社会連携・社会貢献

本学博物館では常設展示室で収蔵資料を公開するとともに、特別展示室において大学の研究成果を公開している。2019年度は特別展1本及び展覧会5本を開催した。博物館が主催する特別展は、展示カタログを刊行し、動画コンテンツをホームページで公開するなど、会期終了後もその成果の拡張を図っている（資料8-41～43）。

博物館の収蔵資料は学内外の研究者の閲覧利用に供するとともに他館の展覧会への貸出し、各種メディア（学校教科書・副教材、研究書、教養書への掲載からテレビの娯楽・教養番組での利用まで）への写真データ提供や撮影依頼への対応など幅広い社会的活用に供している（資料8-41）。2019年度のメディア取材対応16件、資料貸出870点、撮影871点、出版物等への写真掲載は364点であった。

生涯教育活動は、本学のリバティアカデミー講座として2019年度は入門講座1講座、公開

講座2講座を実施した。これに加え、一般市民による「博物館友の会」と共催で講演会6本を実施している（資料9-23）。博物館が支援する同会の学習サークルは現在11サークルあり、生涯学習活動として2019年度現在合計300名が参加登録している。

大学間連携として、2010年度より継続している南山大学人類学博物館との事業交流協定に基づく活動として、2019年度はコレクションを相互の博物館で展示する交換展示会と各館1回の関連公開講座、学芸員資格課程受講生を対象とする特別講義を両校1回ずつ、博物館学についての学術シンポジウムを本学にて開催した（資料9-56, 57）。

また、自治体連携として、収蔵資料の原所在地自治体と研究活動等の地域連携をおこなっている。2019年度は群馬県みどり市の岩宿遺跡発掘に関わる記念行事、長野県長和町への委員派遣、茨城県教育委員会と共同による県内の古墳出土遺物の整理作業・報告書作成及び研究、譜代大名内藤家文書に関わり福島県いわき市教育委員会による調査受け入れと資料写真データ提供、東京都中央区・千代田区を中心とする事業者の団体による江戸アートエキスポへの協賛事業を実施した（資料8-41）。その他、学校連携として大学付属校への出張授業、東京都の要請により中学生職場体験の受け入れを行うなど、様々な取り組みを通じて、本学の研究成果の社会還元を地方に至るまでより幅広く実現している（資料8-41）。

点検・評価項目③: 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2	点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性については、「学長方針」における基本方針（長中期計画書）として掲げられている「社会連携・社会貢献 明治大学と社会をつなぐ智の架け橋」を実現するための重点戦略（単年度計画書）に基づき、毎年度、点検・評価を実施している（資料1-12）。重点戦略は、それぞれ細分化した計画で構成されている。それぞれの計画について、担当部署が活動実績に基づき、自己点検・評価を実施している。例えば、心理臨床センターでは、相談・援助活動の実施状況及び課題については、相談の実施回数だけでなく、相談内容や終結時の様子、外部専門機関からの紹介数などの詳細な統計の分析をもとに、原則週1回開催される担当者会議において検討を行っている（資料9-28～30）。また、それを集約して年2回開催される運営委員会で報告及び審議する過程で運営委員から意見を聴取し、その内容を踏まえてセンター長の下で作成される「自己点検・評価報告書」により検証を行い、「教育・研究に関する年度計画書」に反映している。さらに、年1回発行される「心理臨床学研究」に、相談概況および相談面接の状況を掲載し、これを学内関係者および関係機関に送付することにより、社会連携・社会貢献のあり方について検証する体制を取っている。また、社会連携機構における「自己点検・評価委員会」において、リバティアカデミーの次年度講座企画・運営のための検証や地域連携推進センターの次年度連携事業を企画するための検証などを行っている。

これらの結果をもとに、学長室専門員による「学長による改善方針」として示すとともに、各分野の担当副学長が発展方策（NEXT PLAN）を示している。これら一連のPDCAサイクルをもとに、「学長方針自己点検・評価報告書」を作成し、全学委員会に報告している。

これらの報告書は、全学委員会のもとに設置されている全学評価部会によるピアレビューが実施され、全学的な観点から検証が行われている。このように学長室と全学委員会による重層的な検証に基づいたPDCAサイクルが機能している。「学長方針」に基づき担当部局で現状の点検評価を行った結果、創立者のふるさと活動隊や明大町づくり道場の拡充が実現した。このようにミドルレベルと全学レベルが関連したPDCAサイクルが機能している。

(2) 長所・特色

<国際社会への社会貢献活動の学生教育への波及>

文部科学省国際化整備事業（Global30）の13大学のひとつとして採択されたことを契機に、「開かれた大学」（A University Open To The World）として国際化を推進する一環として、教育・研究の国際化に留まらず、大学として環境、サステナビリティ、貧困、人権擁護などのグローバルイシューの解決に貢献するため、潘基文国連事務総長が訪日時に開催された「国連アカデミック・インパクト第1回会合」（2010年8月）に参加、国際ネットワークの一員としてこれらの課題にコミットメントしていくことを宣言した。その後、米国ニューヨークの国際連合本部で行われた国連アカデミック・インパクト（UNAI）の公式発足式典に参加し、日本におけるAI推進拠点大学としてグローバルイシューへのコミットメントを強めてきた。

国連アカデミック・インパクト（UNAI）の活動の一貫として「難民高等教育プログラム（RHEP）」を実施している。近年では、学生受け入れの大学院への拡大、難民アシスタント養成講座の共催、第11回国連グローバル・コンパクト日中韓ラウンドテーブルユースプログラムへの参加等に加えて、リバティアカデミーでは移民、難民問題を考えるためのオープン講座を開講した（資料7-89, 9-23, 55）。さらに、明治大学が取り組んでいる持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた各取り組みを紹介するウェブページを作成し、取り組み内容の周知を図っている（資料7-22【ウェブ】）。

このような国連などとの学内外の様々な関係機関と協働した国際貢献活動は、難民外国人の受け入れに伴う学生の多様性の確保から派生して、教育プログラムへの展開、さらには平和・正義に関わる本学の学生の目的意識を高める非常に効果のある取り組みであった。また、昨年度の課題としていたSDGs達成に向けた取り組みについて、学内の取り組み状況を整理した上で、広く情報発信することにより、今後のより具体的な取り組み実施につなげることができた。

社会経済的な理由で、日本の大学に通うことが困難な難民のための奨学金制度であるUNHCR難民高等教育プログラムのパートナー大学として、正規学生として毎年度2名を上限として募集している（資料7-88）。受け入れた難民学生に対しては所属学部において、他の学生と同様に指導を行っている。さらに成績の追跡調査を毎年度行い、随時相談を受けることにより4年間での卒業を支援している。これら活動の検証の結果、国際交流サークルの活動や、本学学生がUNHCRのボランティア団体（J-FUN）に参加する等、国際的課題である難民支援の輪が広がっていることが判明している。プログラムの効果検証、改善についても、受け入れ学生の実績（取得単位、GPA等）、受け入れ学部からのヒアリングを通し、分析を行っている他、「UNHCR難民高等教育プログラムパートナー大学会合」において、UNHCRと

基準9 社会連携・社会貢献

受け入れ大学との間で「難民学生入学後のフォローアップ」等について協議し、学力や経済レベル、難民学生についての現状を相互に確認し、改善アクションについて協議し、学生個々の学習を支援し、プログラム全体としての改善を行っている。2019年度については、2011年度の受け入れ開始から16名の卒業生を輩出したうち、大学院進学希望者も2名あったことから、大学院進学者についても継続的にプログラムによる支援を行うよう支援範囲を拡張した。国際平和の構築に寄与する人材の育成などを目的にしており、全学部全学科が募集対象となっている。

これまでの入学者は以下の通りである。

入試年度	学部	学科	入学者数
2011	政治経済学部	政治学科	1
		地域行政学科	1
2012	国際日本学部	国際日本学科	2
2013	政治経済学部	地域行政学科	1
2014	文学部	文学科	1
	政治経済学部	政治学科	1
2015	文学部	文学科	1
	国際日本学部	国際日本学科	1
2016	政治経済学部	政治学科	1
	情報コミュニケーション学部	情報コミュニケーション学科	1
2017	農学部	農学科	1
	国際日本学部	国際日本学科	1
2018	経営学部	経営学科	1
2019	法学部	法律学科	1
	政治経済学部	政治学科	1
2020	理工学部	建築学科	1
	国際日本学部	国際日本学科	1

難民支援をきっかけに広まっている学生および教職員の国際社会へのコミットメントについて、各学部や研究科、教員・学生がそれぞれ個別に取り組んでいるSDGsに関する取り組みを把握し、学内外に分かりやすく公開していく。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

基準9 社会連携・社会貢献

本学の教育研究等整備に関する方針は、「グランドデザイン 2020」及びグランドデザインの実現に向けた中・長期的な指針である「学長方針」に明示しており、周知している。

産官学連携の取り組みは、研究・知財戦略機構の下にある研究活用知財本部における「研究活用知財本部事業計画」に基づき行っている。

本学が生み出す知識、技術等の社会への還元として、リバティアカデミーや心理臨床センターを拡充したほか、イベント(アカデミックフェス)を開催し、積極的に取り組んでいる。

地域社会との連携による取り組みは、社会連携機構における地域連携推進センターが中心となり、協定締結地域と連携事業を展開し、地域活性化・地方創生に寄与するとともに、震災等復興活動支援センターが中心となり、自然災害への支援や震災復興等の社会的課題に取り組んでいる。

国際社会への貢献については、海外拠点を開設し、協力関係を構築したほか、国連アカデミック・インパクト(UNAI)の活動にも積極的に参加している。学内外の様々な関係機関と協働した国際貢献活動は、難民外国人の受け入れに伴う学生の多様性の確保から派生して、教育プログラムへの展開、さらには平和・正義に関わる本学の学生の目的意識を高める非常に効果のある取り組みとなっている。

社会連携・社会貢献の適切性については、「学長方針」に基づき担当部局が自己点検・評価を実施している。その結果をもとに、学長室専門員が改善方針を策定し、各分野の副学長が発展方策(NEXT PLAN)を示している。これら一連のPDCAサイクルをもとに、学長室が「学長方針自己点検・評価報告書」を作成し、全学委員会に報告している。これらを全学的な見地から検証し、必要な措置を講ずるとともに、次年度の方針や予算編成に反映させることで、ミドルレベルと全学レベルが連関したPDCAサイクルが機能している。

第 10 章 大学運営・財政（1）大学運営

（1）現状説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的, 大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1	大学の理念・目的, 大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
評価の視点 2	学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

＜大学の理念・目的, 大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示＞

教学における大学運営については、「グランドデザイン 2020」において、大学の社会的責任は、秩序ある社会を維持していくために、大学が果たすべき社会的責任における諸問題について、積極的に取り組むよう、5つの重点施策を明示している（資料 1-10【ウェブ】）。グランドデザインの実現に向けた中・長期的な指針である「学長方針」の基本方針（長中期計画書）として、大学の管理・運営の方針を「開かれた大学運営を実現するための体制整備」と位置づけ、「過去にとらわれない大学改革を進めるにあたり、組織の枠を超えた開かれた大学運営を実現するための体制を整備する」と定め、教職員に周知している（資料 1-12）。

法人における大学運営として、理事会では、建学の精神に則り、本法人及び設置学校における長期的な目標や戦略課題を示す「長期ビジョン」を策定している（資料 1-17【ウェブ】）。10年後（2020年）の長期ビジョンとして、「世界へ-国際人の育成と交流のための拠点, 世界で活躍する強く輝く『個』を育てる教育研究の実現-」を掲げ、ビジョン実現のために「『個』を強め、社会と世界をリードする人材育成の拠点」等5つの理念を掲げ、これらの理念を具体化するための施策として、「教育」、「研究」、「社会連携・社会貢献」、「国際連携」、「施設設備整備計画」、「財務戦略」、「組織・運営対策」、「明治高等学校・中学校」の領域で8つの基本方針を定めた。この中で特に「施設設備整備計画」、「財務戦略」、「組織・運営体制」は、学校法人としての管理運営方針を明示したものである。この長期ビジョンは、冊子を本学全教職員へ配付し、学外へはホームページに掲載し、公表している。

点検・評価項目②: 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1	<p>適切な大学運営のための組織の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長の選任方法と権限の明示 ・ 役職者の選任方法と権限の明示 ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・ 教授会の役割の明確化 ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
---------	--

	・学生、教職員からの意見への対応
評価の視点 2	適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織の整備>

○学長、副学長及び役職者の権限と選任方法

学長は、寄附行為、連合教授会規則、学長及び副学長候補者の選出に関する要綱などの校規に従って選任される（資料6-4, 10-1-1, 2）。学長候補者選挙は立候補制であり、副学長のうち1名は学長立候補に併せて副学長候補者を指名し、学長と一体として選出される。その他の副学長は、学長の指名による。学長、副学長の任期は、4月1日から4年である。学長の選任手続きは、「寄附行為施行規則」第5条に基づき、理事長から連合教授会への学長候補者の銓衡依頼があり、「学長候補者及び副学長候補者の選出に関する要綱」第3条・第4条により学長選挙運営委員会が設置及び開催されることから始まる（資料10-1-2）。そして、「連合教授会規則」第5条に基づき、連合教授会の開催及び学長候補者の選出を行い、「学長候補者及び副学長候補者の選出に関する要綱」第7条により学長選挙結果を理事長へ回答し、「寄附行為」第24条に基づき評議員会での承認を経て決定する。大学院長等も学則等に設置が規定されている（資料1-3【ウェブ】）。学部長は、大学学則第3条の3に規定され、各学部で定められた選任基準等に従って選出される（資料1-2【ウェブ】）。研究科長は、大学院学則第13条、専門職大学院については専門職大学院学則第14条に規定し、各研究科委員会等において選出される（資料1-3, 4【ウェブ】）。

学長の権限は、学則において、「本大学を代表し、本大学の教育理念に基づき、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定している（資料1-2【ウェブ】）。学長を補佐する体制として副学長と学長室専門員を置いている。副学長の職務は「副学長に関する規程」に規定している（資料2-4）。また学長の命を受け、大学の研究及び教育に関する基本問題の企画及び立案を行うために「学長室専門員規程」による学長室専門員を置いている（資料2-5）。学部長は、学則第3条の3において設置を規定し、学部教授会規程第3条に基づき教授会の議長となるため、同規程第7条に定める学部の長中期計画、人事その他について、学部教授会に対して審議事項の提案権を有し、教学の重要案件を審議する学部長会においても提案権を有している（資料2-3, 4-42）。大学院、専門職大学院も同様に規定され、運用している。

○理事長、理事及び監事等の権限と選任方法

理事長・理事・監事の選任は、「学校法人明治大学寄附行為施行規則」に基づき、評議員会で互選された17名の委員によって構成される銓衡委員会により、理事長、理事及び監事の各候補者が銓衡され、評議員会において理事長及び理事が選任される（資料10-1-3）。監事については、評議員会の議決に基づき、理事長がこれを任命する（資料10-1-3）。

理事長及び理事の業務基準や権限と責任については、「理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」において明確化している（資料10-1-4）。理事長は法人を代表し、その業務を総理する者であり、理事会及び常勤理事会の議長となり、その議事を総括整理する。学務等を担当する理事として教務担当常勤理事、学務担当常勤理事、研究・情報担当理事を置き、所管業務の責任者として、方針及び計画を策定し、適切な業務執行を

行うことで、理事長を補佐している。また、2020年度の私立学校法等の改正にあわせて、本学の寄附行為の改正（2020年4月1日施行）を行い、役員が損害賠償責任を定める（第46条関係）など、責任の明確化を行った（資料10-1-1）。理事（法人）と教学との関係については、教学の施策に対して必要な予算的な裏付けを行うことに資するため、教務担当常勤理事、学務担当常勤理事、研究・情報担当理事等が学部長会へオブザーバーとして出席し、教学政策の情報共有化に努め、法人と教学との連携を図っている。

○学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備、教授会の役割の明確化

学校教育法の一部改正（2015年4月1日施行）に伴い、学長による意思決定や執行等の整備、教授会の役割の明確化について、学則等の諸規則において変更を行った。大学学則及び学部教授会規程において、学長が大学における最終意思決定者とし、教授会は学長が意思決定をするにあたり、審議機関として審議し、意見を述べるものであるとして、教授会の議決事項を、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の議決が必要なものとして学長が定めるもの」の他、「学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項並びに学長から諮問された事項」とし、学長との関係を明示するよう見直しを行った（資料1-2【ウェブ】，4-42）。

教授会（大学院は研究科委員会という）の権限及び責任範囲は、学部については「学部教授会規程」、大学院については「大学院学則」、専門職大学院については「専門職大学院学則」にそれぞれ明文化しており、各々の会議体は定期的（おおよそ隔週）に開催されている。

教授会では、学部の教育・研究に関する事項が審議されている。全学的な教務事項は教務部委員会、学生支援事項は学生部委員会で審議される（資料2-6，6-6）。これら会議は、各学部の教務主任、学生部委員によって構成されている。さらに全学的な重要事項については学部長会において審議され、学長が最終決定のうえ、理事会に付議される。ただし、連合教授会規則に定められた事項については、連合教授会の審議に付される。連合教授会には、連合教授会代議員会を設置し、議題と学部審議の状況に応じて迅速に意思決定している。

○教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

教学に関する全学的な重要事項については学部長会を置き、学長が招集する（資料2-3）。ただし、連合教授会規則に定められた事項については、学部長会の審議・承認を経たうえで、連合教授会の審議に付される（資料6-4）。連合教授会代議員会を設置し、一部の議案については代議員会の議決をもって連合教授会の議決とすることができる。各学部共通教務事項については、各学部教務主任により構成される教務部委員会において審議を行い、学生支援事項は各学部学生部委員によって構成される学生部委員会で審議される（資料2-6，6-6）。個々の学部案件は、教授会で審議する。大学院の意思決定プロセスは、大学院、専門職大学院それぞれに学則を制定している。研究科個別事項は各研究科委員会で審議し、研究科共通事項等は大学院委員会で審議する。専門職大学院も、個別事項は各研究科教授会で審議し、研究科共通事項を専門職大学院委員会で審議する。学部教授会等において承認された事項のうち、校規に学部長会及び連合教授会での審議が規定された事項はそれぞれ付議され、教学側での最終意思決定をする。学部・研究科の設置や学則本則の改正など、校規に理事会及び評議員会での審議が規定された案件は、さらにそれぞれ付議される。

法人に理事をもって組織する理事会を置き、理事長が招集する。また評議員88人をもって

組織する評議員会を置き、理事長が招集する。理事会及び評議員会は寄附行為において規定された組織であり、特に評議員会については寄附行為第24条に議決を必要とする事項が定められている。なお、評議員会の議決を経た後に理事会において審議内容を承認しており、私立学校法に基づき、学校法人の運営における責任は理事会が負うものとしている。理事会の業務基準として「理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」を定めており、学部長会で審議された大学全体に関わる教育・研究計画に関する事項など、本学の教育・研究の充実及び向上を目的とする有効適切な経営管理を行うため、その基本的な施策、方針、計画等本法人の重要事項を審議し、決定することが、理事会の基本業務となる（資料10-1-4）。また常勤理事会の設置を「寄附行為施行規則」に定めて、理事会において決定した基本方針に基づき、その具体的施策に関して協議・決定するとともに、理事会に付議する事項について、事前協議を行っている（資料10-1-3）。

○学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見への対応について、授業に関する意見は「授業改善アンケート」により集約している（資料2-8【ウェブ】）。授業以外の意見については、学びアンケート、学生生活実態調査、卒業生アンケート、新入生アンケート等で集約し、教務部委員会、学生部委員会、学部長会等で共有し、対応している（資料2-7, 10-1-5～7）。

教職員からの意見への対応について、教員は、一般的な大学運営に関して教授会や研究科委員会等に置いて、適宜、意見を述べることができ、案件に応じて学部長会等で聴取のうえ対応している。なお、大学運営に関わる重要な案件については、学長が学部長会懇談会を開催し、学部長・大学院長等から意見を聴取する場合もある。

職員は、日常業務や各部課での会議において管理職に意見を述べ、管理職は意見内容が部課の業務改善や部課間調整により対応できるもの、大学の方針に関わるもの等を適切に判断している。後者に該当する意見や理事会・学長から意見を聴かれたものは、部長職で構成する事務部長会において、適宜、聴取のうえ対応している（資料10-1-8）。

教職員に共通する制度として、「業務改善提案制度に関する内規」を定め、学校法人明治大学及びその設置する学校における教育・研究の充実及び業務の改善のための制度を整備している（資料10-1-9）。

<適切な危機管理対策の実施>

○コンプライアンス

学内の各種業務を、関係法令に基づき適切に遂行するため、所管事項に関する法令については各部署が情報収集し、必要に応じて本学の組織・制度に適合させるための校規の制定・改廃を適時に実行している。

一例として、個人情報の保護については、個人情報保護法に基づき「学校法人明治大学個人情報保護方針」、「個人情報の保護に関する規程」、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」、「学校法人明治大学特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱要綱」を定めている（資料10-1-10～14）。個人情報保護法及びこれら校規に基づき具体的な業務を実行するための「個人情報取扱ガイドライン」を作成し、本学の情報共有サービス（MICS）を通じて公開している（資料10-1-15）。これら校規やガイドライ

ンについては、法改正等に応じて、必要な決裁手続を経て随時内容の改正・更新も行っている。さらに、個人情報保護に関する新入職員向けの研修会（毎年開催）や一般教職員向けの研修会（隔年開催）を通じて、個人情報保護の重要性及び組織としての責務に関する構成員の知識の涵養を図っている。個人情報保護以外の分野についても、教育・研究・情報管理・人権・労務等の法令・モラルに関する情報を各所管部署が収集し、必要に応じて他部署又は全学的に共有することにより、各構成員がコンプライアンスを意識して業務に従事する体制が整っている。また、法的リスクを回避するため、各部署所管業務における法律的な相談事項、契約書の確認等については、本学顧問弁護士による法律相談会を月2回程度開催している。

○防火防災及び緊急事態体制

防火防災体制としては、「学校法人明治大学防火・防災管理規程」及び「学校法人明治大学自衛消防隊組織編成基準」において、防災本部のもと全職員による自衛消防隊を組織し、通報連絡班、消火班等自衛消防隊本部、通報連絡係、初期消火係等消防小隊の任務を規定しており、これに基づいて各種防災訓練を行って災害時に備えている（資料10-1-16, 17）。2016年度には各キャンパスの特性を踏まえた「大規模地震対応マニュアル」が完成し、災害時の対応手順が明確化された。同マニュアルは毎年見直しを行い、必要な改定を実施している（資料10-1-18）。

災害時の協力体制としては、キャンパスが所在する自治体と防災関係の協定を結んでおり、駿河台キャンパスでは、千代田区と「大規模災害時における協力体制に関する基本協定」を、中野キャンパスでは、中野区と「災害時における協力体制にかかる基本協定」を締結し、帰宅困難者用の食料・資機材の備蓄、防災訓練、学生ボランティアの派遣等を行っている（資料10-1-19, 20）。また、和泉キャンパスでは、杉並区と「震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書」を締結し、必要に応じて本学の施設の一部を提供する（資料10-1-21）。さらに、生田キャンパスでは、川崎市と『「明治大学生田キャンパスに建設される新しい大学施設の地域利用に関する覚書」に関する取決書』を締結し、災害用備蓄物資を保管している（資料10-1-22）。なお、各キャンパスでは、キャンパスに所属する学生・教職員の6～7割が3日間過ごせる水準の量の食料を備蓄するとともに、デジタル簡易無線機等の資器材を備えている。

○危機管理広報

大学役員・学部長・法人及び教学部門の管理職を対象に「危機管理広報セミナー」を毎年実施している。これは、危機管理広報事案において基本的な初動対応の仕方と事例について学び、意識向上と緊急時の連絡体制・対応の心得について周知徹底するものである。2019年度は、7月に実施し143名が参加した。テーマは「危機への対応と危機を起こさないための組織づくり」で、実際の記者会見のVTRを見ながら、危機管理案件発生時の組織としての対応の在り方について理解を深めた（資料10-1-23）。

○情報管理における危機管理体制

情報化戦略の推進により、長期ビジョン、グランドデザイン、中期計画の実現を支援する

ことを目的として、2020年3月に情報化戦略協議会において、「明治大学情報化戦略」を策定した（資料10-1-24【ウェブ】）。「情報化戦略」は、ITが果たすべき将来像を情報化ビジョンとして示し、その実現に向けての施策を掲げ、それらを実行していくためのプログラムとロードマップへの流れを取りまとめたものである。この情報化戦略の「基盤系」ビジョンにおいて、「セキュリティおよびリスク対策の継続的強化による安全安心なシステム環境の提供」を目標として掲げている。

これは、セキュリティリスクの危険性が高まる一方で、利用形態が多様化しそれを支援するために、体制とルールの整備化、利用者の教育、柔軟かつ高いセキュリティを維持できる基盤を整備することを示している。さらに、災害・サイバーテロ・パンデミック等の発生時にも、事業継続可能なシステムの構成及びBCP（Business Continuity Plan）を整備することを目指している。

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

2020年2月14日に、新型コロナウイルス感染症への感染及び感染疑いが生じた場合の「対応フロー」及び「ヒアリングシート」を教職員・学生に対して公表し、随時内容の更新を行っている。新型コロナウイルス感染症対応に向けた組織体制として、以下の2つの会議体を組織し、教学で検討された事項を、法人全体として最終的に決定・実行する体制を整備した。

・緊急事態本部

理事長を本部長、学長及び総務担当常勤理事を副本部長として、常勤理事及び関係事務部長を構成員とする組織であり、主に法人所管事項に関わる事項を審議する役割を担う。なお、同本部の設置は、突発的な緊急事態が生じた場合の即応会議体として、常勤理事会等において報告・了承されていた対応フローに基づく措置である。以後の対応は、原則として同本部又は執行部の了承の下で実施された。

・教学対策協議会

学長の下に、関係副学長及び教学関係事務部長を中心とする協議会組織であり、各種学事及び式典、授業実施方法等の教学事項を審議する役割を担う。名称のとおり、校規等に基づく組織ではない協議会であり、議案に応じて適宜追加参加者が加わり、課題等を調整したうえで、予算を伴う措置等については緊急事態本部へ申し送る。

緊急事態本部では、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をレベル0から5までの6段階に分け、それぞれのレベルに応じた各活動の可能範囲を定めた「明治大学活動制限指針」を作成し、4月22日に本学関係者に向けて公表した（資料2-36）。以後、国等の警戒レベルや市中の感染拡大状況に応じて、活動制限レベルを随時更新するとともに、指針についても適時見直しを行っている。2020年7月1日以降は、入構者は非接触型検温機での体温スクリーニングと学生証等のカードリーダー記録を行ったうえで、大学構内への入構を認める体制としている。

点検・評価項目⑩：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1	予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定
--------	--

< 予算編成及び予算執行の適切性 >

各学部等機関における教育研究目的を実践するための具体的な財源確保は、それぞれの教育・研究に関わる中・長期計画を策定し、必要な事業を予算化することから始まる。「学校法人明治大学予算管理要領」において、学長は大学における翌年度の「教育・研究に関する年度計画書及びこれに関する長・中期計画書」を作成し、9月末日までに理事長に提出することを規定している（資料1-14）。上記の計画書提出までの流れとして、学長はまず大学全体の計画をまとめるため、翌年度の教育・研究年度計画を策定するための基本方針となる「学長方針」を5月下旬に提示する。各学部等機関は、「学長方針」に基づき、「教育・研究に関する年度計画書」を6月末に学長へ提出し、7月中に提出された年度計画書及び政策的計画に関して、各学部等機関は大学執行部による「学長ヒアリング」を通じて年度計画について説明を行う（資料2-17）。学長は、この計画に対し、教学における調整及びプライオリティを判断し、「学長の教育・研究に関する年度計画書」として9月末に理事長に提出する（資料2-17）。一方、法人側でも常勤理事が中期計画実現に向けて、所管業務に関わる年度計画書を作成し9月末に理事長に提出する（資料1-14）。その後、10月中旬に理事会から出される予算編成方針に基づき、各学部等機関が次年度の予定経費要求書を11月上旬までに作成し、財務部に提出する（資料10-1-25【ウェブ】）。この予定経費要求書を財務部が取りまとめて整理・分析し、12月に理事長及び学長を含めた理事者による集中的な予算審議を行うことで、次年度予算原案を作成する。

これらの審議を経て、1月の理事会において予算審議査定結果の承認及び次年度予算原案を審議・承認し、3月末に開催される評議員会の議を経て予算案（配分予算）を決定する。以上のとおり、予算編成過程において、執行機関である各学部等機関と、審議機関である理事会・評議員会との役割は明確になっている。予算執行については理事会が責任を負っている。

< 予算執行における透明性の確保 >

法人経営の側面から、予算全体の分析・検証システムは評議員会の下に設置される予算委員会が担っている。評議員会は、理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置し、予算を精査し「（各年度）予算委員会審議報告書」（非公開）を作成している。報告書では、予算案承認の可否に続いて「事業計画の実行および予算の執行にあたって求められる基本姿勢」と「要望事項」を示し、理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は当該年度末に、理事会の意思決定、予算執行結果を報告する仕組みを構築している。なお、2012年度からは「予算委員会審議報告書」に基づき、前期時点における法人・大学各機関が取り組んできた要望事項の対応経過、進捗状況、検討結果等の中間報告を評議員会において行っている。

理事会は、意思決定、予算執行の側面から、評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い、これを評議員会に報告するシステムを取っており、その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。財務部では、月次で各種会計帳票を出力し、予算執行状況の管理、情報提供できる環境を整えている。

期中の各予算主管部署からの予算追加申請は、理事会審議、起案書によるりん議決裁、予

算追加申請（担当理事決裁）の方法で承認を受けたものに予算を措置し、四半期に一度、予算追加された案件の内容を常勤理事会に報告している。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務，教育研究活動の支援，その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また，その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1	<p>大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・ 業務内容の多様化，専門化に対応する職員体制の整備 ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・ 人事考課に基づく，職員の適正な業務評価と処遇改善
---------	---

<事務組織の構成と人員配置の適切性>

事務組織の任務等については，事務組織規程及び事務分掌内規に定めている（資料10-1-26, 27）。2019年4月現在の事務組織は16部・2室から成る58事務室・課体制で構築している。事務管理職として，部長・室長，事務長・課長を置いている。

事務管理職は「職務権限規程」に基づき，担当常勤理事，大学役職者の命を受け，職務を遂行している（資料10-1-28）。人員配置に関しては，毎年，業務量・業務内容を把握するため，各部署が業務分担表を作成し，人事企画課へ提出することとしている。人事異動は，人事部長及び人事企画課長が各部門長にヒアリングを実施の上，部署の現状・要望を把握しながら人員配置を決定している。

事務職員の定員管理については，退職者補充を原則としながらも，将来の一時的な退職者増も見据えた採用計画を実施しており，2019年5月における専任事務職員数は575名となった（資料10-1-29）。また，専任職員以外にも特別嘱託職員を採用し，専門的な技術や資格が必要なキャリア支援や情報メディア関係，学生相談等の業務を担当している（資料10-1-30）。

<職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況>

2009年に職員に求められる人材像として定義した「プロフェッショナル人材」の育成を念頭に，職員人事委員会で毎年，職員採用方針及び研修基本計画，人事異動方針，昇格試験実施要領を策定している（資料10-1-31～35）。採用人数については，理事長からの諮問を受け，職員人事委員会において事務職員採用計画を策定し，理事会で決定している（資料10-1-36）。特に，2017年度に策定した2019年度事務職員採用計画以降は，事務組織の安定的運営のため，将来の一時的な退職者増を見据え，職員数を平準化していく観点から，毎年度13名の採用を原則的な考え方としている。

また，採用活動では，民間企業による活動が全体的に早期化するなか，2020年度新卒採用選考を終え，選考途中の辞退者抑制及び更なる人材多様性の創出といった課題を把握した。これを受け，2021年度新卒採用ポリシーでは，早くから就職活動を行う学生を優秀層と仮定し，早期から本大学との接触機会の創出に努めると同時に，応募者の更なる拡大を通じて人材多様性の向上を目指した（資料10-1-32）。具体的には，企業出展が中心となる就職イベントへの参加やインターンシップの実施，PR動画の作成，また複数回の職員座談会の開催等

を通じて、大学業界に興味・関心の薄い学生もターゲットに積極的な広報活動を展開すると同時に、就職活動の早期化に対応するため、例年よりも内々定までの期間を短縮するなど、前年の選考プロセスの見直しを行った。

また、2019年度から人事部以外の職員が新卒採用にかかる広報活動の一翼を担うリクルートサポーター制度を導入した（資料10-1-37）。この制度は、採用広報活動における学生の満足度・志望度向上を実現するため、少人数、多頻度での取り組みや採用に関わる職員の多様性の確保、採用に対する職員の意識向上を目的としている。座談会・業界研究セミナー等での登壇・参加、採用ホームページの各コンテンツに関する取材・撮影等をはじめ、学生との個別相談、内定者フォローの他、採用広報に関する活動全般を担当している。初年度は、応募資格として新卒入職後10年目までという条件を付したが、2020年度の募集では当該条件を撤廃し、より多くの職員が登録できるよう制度の見直しを行った。将来的には、採用に対する職員一人ひとりの意識を高め、全学的な取り組み体制への展開も視野に、制度の一層の充実を図っていく予定である。

職員の昇格については、資格や選考方法等を定めた「職員昇格基準」に基づき実施しているが、特に、副参事昇格については、理事長からの諮問に基づき、職員人事委員会が試験要領を策定、理事長に対する答申を経て、試験を実施している（資料10-1-38）。試験内容は、業務実績評価、所属長の考課、小論文や面接であり、過去数年にわたる複数の上長の評価や業務実績が反映された評価としている。なお、所属長の考課の標準化を目的として、事前に考課者研修を実施し、評価基準の統一的な運用を図ると同時に、必要に応じて考課の再提出を依頼することで、公正・公平な試験制度となるよう改善を重ねている。

<業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備>

国際化や情報化の進展、またダイバーシティ&インクルージョンの推進等に伴う業務の高度化、専門化に対しては、必要に応じて既卒採用の募集を行い、専門的知識・技能を有する専任職員を新たに採用・配置している。具体的には、2019年度に情報関係1名、知的財産関係2名、2020年度に経理関係1名、国際関係1名、学生相談関係1名を採用・配置した。

また、専任職員が担うことのできない専門領域については、特別嘱託職員を採用・配置することで、組織として機能の高度化を図っていくことを基本的な考え方としている（資料10-1-31）。具体的には、学生相談（カウンセラー）や知的財産の技術移転（産学連携コーディネーター）、診療所における看護業務（看護師）等の専門領域において特別嘱託職員を配置している。その他、必要に応じて既卒採用の募集を行い、専門的知識・技能を有する専任職員を新たに採用・配置するなど、職員体制の整備を図っている。

<教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）>

各学部・研究科及びその他の教学組織に事務組織を置き、職員が教員をサポートしながら教職協働で各組織の業務を遂行している。また、「長・中期計画策定委員会」「全学委員会」「創立140周年記念事業実行委員会」等、多くの委員会の構成員は教員及び職員であり、教職協働を実現している（資料1-19, 2-2, 10-1-39）。

<人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善>

事務職員の人材育成とモチベーション向上を目的に業務実績評価（目標達成度評価を含む）と行動評価制度を組み合わせた人事評価制度を実施している（資料10-1-40）。目標管理制度を導入したことにより、組織の中で職員自身がやるべきことを明確化し、目標達成に向け主体的に業務に取り組む仕組みを構築すると同時に、評価結果は期末手当に反映させることで、職員の目標達成に対する動機づけとして機能している。また、行動評価においては、資格ごとに定義された行動基準と実際の行動を照らし合わせることで、本人と組織が期待する姿のギャップを顕在化させ、更なる自己成長への動機づけとしている。

特に、評価者のスキルは、制度の公平性や被評価者の満足度を向上させるうえで大変重要であることから、毎年、新任管理職を対象に評価者研修を実施すると同時に、評価者との視点合わせを目的に、被評価者に対しても毎年研修機会を提供している。また、2019年度は、人事評価制度の運用開始から10年の節目となったことから、今後の制度改善に向け、2019年夏に実施した「働き方・仕事・キャリア形成に関する意識調査」において、評価制度に関する設問を設け、回答者の4割が現状制度の公平性に疑問を感じていること、また6割は多面評価、いわゆる360度評価の導入を望んでいることを把握した（資料10-1-41）。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1	大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--------	--

<大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施>

職員に求められる人材像として定義した「プロフェッショナル人材」の育成を念頭に、職員人事委員会で毎年策定している職員研修基本計画に基づき、研修制度を体系立てて実施している（資料10-1-33）。具体的には、職員一人ひとりの能力向上と組織全体の力量を高めることを目的に、「第1種研修」（法人主催）、「第2種研修」（外部団体主催）、「大学院在学研修」等を実施し、第1種研修のうち「職場研修」については、職場の課題とその解決策や理事会から与えられた課題の実践等を目的に、毎年全部署が実施している。特に2019年度は、資格・経験年数に応じて求められる役割が異なることを踏まえ、階層別研修（書記補、書記、副参事）の選択型研修において、年齢別に各段階で身に付けておくべきスキル・レベルを明示することで、個人の課題意識に応じて最適な研修メニューを選択できるようにした。あわせて、部署において中核的業務を担う中間指導職の役割意識の向上や新入職員に対するOJT指導の充実など新規取り組みを着実に実施した。

また、2017年の大学設置基準の改正によりSDが義務化されたことも踏まえ、教職が協働して大学運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させる機会として、各副学長が職員に対して教学の現状と課題、政策等についてレクチャーする大学マネジメント研修を実施した（資料10-1-42）。同研修では、2019年4月から一部施行された働き方改革関連法に関する課題と本学の対応についても、あわせて全学的な共有を図った。さらに、法人役員及び全教職員を対象に、男女共同参画推進センター主催による外部講師による働き方改革と女性活躍に関するフォーラムを実施し、多くの教職員が参加した（資料10-1-43）。大学運営に関して、ダイバーシティ・マネジメントの観点から知識を深めるなど、教職協働でのSDも行っている。

さらに、2020年度職員研修基本計画においては、職員のニーズに基づく研修メニューを開発するため、2019年夏に「働き方・仕事・キャリア形成に関する意識調査」を実施し、その結果を踏まえ職員研修基本計画（案）を策定すると同時に、同案に対するパブリックコメントを実施したことで、プロフェッショナル人材の育成に向け、法人としての政策的要請と現場ニーズをバランスさせた研修計画を立案した（資料10-1-42, 44）。

職員の勤務体制における新型コロナウイルス感染症に関する対応について、以下の通り、実施している。

2020年2月25日の緊急事態本部会議における議論の内容等を踏まえ、3月4日以降、新型コロナウイルス感染症への感染予防に関わる特別勤務体制として、時差勤務を奨励してきた。4月8日の政府による緊急事態宣言以降は、臨時的な在宅勤務体制（在宅勤務日数に制限なし）を開始、6月1日より週2日以内の在宅勤務へ縮小、政府の緊急事態宣言終了後の7月1日より通常の勤務体制の開始と、柔軟に対応を行った（資料10-1-45）。

点検・評価項目⑥: 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2	三様監査における監査プロセスの適切性
評価の視点3	点検・評価結果に基づく改善・向上

<三様における監査プロセスの適切性>

○公認会計士による監査

本学における私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査は、明治大学公認会計士会に委嘱して実施している。具体的には、委嘱した公認会計士（以下「会計監査人」という。）がリスクアプローチに基づく標準化された試算、実査等の手続によって、内部監査人同行のもと、財務部門を中心に各事務部署に対して期中（10～12月）及び期末（4～5月）に年間延べ約126人・日の往査を行い、計算書類が学校法人会計基準に準拠して作成されているか、証憑や計算書類が適正であるか監査している（資料10-1-46）。なお、期中及び期末監査とも監査実務終了後、会計監査人監査の適正性、客観性について担保するため、審査人による審査を実施している。また、大学財政の現状及びその会計処理の適正性を確認するため、2019年12月及び2020年5月に会計監査人と学校法人明治大学監事による連携監査を実施し、大学財産等の状況について、連携し、監査手続を行っている（資料10-1-46）。

また、会計監査人の監査指摘事項・指導等の会計監査結果を実務業務に活かすため、2020年5月に財務・内部監査部門が参加する総括報告会を実施した。総括報告会を実施することにより、財務部門及び内部監査部門は、適正な財務・会計処理及び業務処理の指導・改善に向けた情報を収集し、有効な業務指導・業務改善を行うことが可能となり、2019年度及びそれ以降の業務改善に結び付いている。2020年6月に理事会は、当該年度の計算書類について会計監査人から「独立監査人の監査報告書」の提出を受け、計算書類等が本学の経営状況及び財政状態の重要な点において適正に表示されていることを確認、了承した（資料10-1-47）。

○監事による監査

本学は私立学校法第37条第3項に基づき監事3名を置き、監事の業務基準である「暫定監査基準」に基づき、学校法人の業務及び財産の状況を毎年、監査してきた。2019年度は、所要の監事監査を会計監査人と連携監査により実施し、理事会及び評議員会に「監査報告書」を提出した（資料10-1-48, 49）。また、学校法人の業務について、適時、適切に理事会、評議員会及び他の重要な会議に出席し、意見を述べ、さらには、理事と担当業務について意見交換を行う等することにより、学校法人及び理事の業務執行の適正性、適法性、効果性の確保・向上及び財産の状況の把握に役立てている。

なお、2020年4月1日改正私立学校法施行により、監事による「理事の業務執行状況の監査の明確化」、「理事の法令違反行為等の差止め」等が規定化され、監事の理事・理事会に対する牽制機能が強化されることとなった。これに対応するため、学校法人明治大学寄附行為を改正した（資料10-1-50）。さらに大学のガバナンスを一層強化し、監事の職務及び権限等を明確化するため、暫定監査基準を廃止し、新たに監事監査規程を制定した（資料10-1-51）。このような状況に鑑み、監事全員から、監事体制についてもその強化を図るべきであるとして、寄附行為第12条第3項の規定に基づき、当期監事体制において常勤監事を設置するよう申し出があり、常勤監事の候補者として推薦がなされた（資料10-1-52, 53）。それを受けて2020年6月17日開催の理事会にて、常勤監事1名が任命された（資料10-1-54）。監事監査規程第4条に基づき、常勤監事が常勤理事会に出席し意見を述べることができるようになった（資料10-1-50）。そのため理事会開始前に監事3名と専任事務職員による監事会を開催し、常勤監事から常勤理事会での検討内容を伝え、理事会における監事全体での監査をより強化した（資料10-1-55）。

○監査室による内部監査

本学では業務の監査・改善の取り組みとして、「内部監査規程」に基づき、内部監査（業務監査）を実施している（資料10-1-56）。内部監査は、毎年、大学方針や監督官庁等の施策に沿った重点業務・部署を中心に、立案－実地監査－監査報告（改善箇所等の指摘）－現場改善－改善確認－立案のPDCAサイクルに基づき実施し、業務の適法性、目的性、適切性、効率性等の確保・向上に寄与している。また、会計監査人・大学監事とも業務連携のもと、重層的に監査 - 業務改善の取り組みを行っている。内部監査は、事務組織である監査室により行われ、2019年度は、10月～12月の期間に14部署の業務監査を実施した。監査結果は「内部監査報告書」により、理事会に報告している（資料10-1-57）。理事長が特に改善を要すると判断した業務（部署）について、担当理事と協議し、監査室が「改善指摘事項」を作成し、担当理事を通じて該当部署への改善の取り組みを依頼している。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症下における業務運営全般を監査対象として、学校運営全般、授業実施対応、学生支援（経済的支援含む）、勤務管理体制の企画立案及びその推進状況が、法令等に基づき適切かつ速やかに実施できたかについて、10月から12月にかけて所管部署に対し内部監査を実施した（資料10-1-58）。

<大学運営の適切性の点検・評価>

○法人組織の自己点検・評価

法人経営、予算面からの内部質保証システムとして、評議員会に設置される「予算委員会」の役割があげられる。評議員会は、理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置のうえ、予算を精査し「（各年度）予算委員会審議報告書」を作成する。報告書では、予算案承認の可否に続いて「事業計画の実行及び予算の執行にあたって求められる基本姿勢」と「要望事項」を示し、理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は、当該年度末に「（各年度）予算委員会要望事項について（報告）」として、理事会の意思決定、予算執行結果を報告する仕組みとなっている。理事会は、意思決定、予算執行の側面から、評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い、これを評議員会に報告するシステムとなっており、その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。なお、予算委員会は教職員の身分のある評議員と学外有識者の評議員がほぼ半数で構成されており、学外有識者の関与という視点からも重要である。

なお、「法人部門の自己点検・評価」については、2018年度から経営企画部長を取りまとめ責任者として、法人部門に関わる部門・部署目標の自己点検・評価を年2回実施している（資料10-1-59）。2019年度は、各法人部署から法人自己点検・評価報告書が提出された後、6月（2018年度終了後分）及び11月（2019年度春学期分）に法人部門部長ミーティングを開催し、報告書の確認を行った。当該ミーティングには総務担当常勤理事も出席しており、法人自らがPDCAサイクルを回す仕組みが整っている。

○職員人事に関する自己点検・評価

職員人事異動については、理事長からの諮問に基づき、職員人事委員会において過去の実施状況や人員構成等を踏まえ、毎年度、事務・校務職員人事異動方針（案）を策定し、事務部長会における審議を通じて決定している（資料10-1-31, 34）。2019年度人事異動方針においては、職員の人材育成と組織の活性化を目的とし、第一に新卒者は採用後10年以内に3分野（教育現場、教育・研究・学生支援、法人）を経験させること、第二に5年以上の定着者は優先異動対象者とし、10年以上の者は原則として異動させることを基本的な考えとしながら、実際の職員人事については、総務担当常勤理事・人事部長・人事課長・人事企画課長と現場管理職との人事ヒアリング等を踏まえ、各部署の事情や今日的課題を総合的に勘案し、事務組織全体の強化を図る観点から実施している（資料10-1-34）。特に、2018年度は書記昇格者（4年目）を対象にしたOJT研修において、異動の有無によって研修効果等に差が生じるという課題があったことから、2019年4月の異動においては、書記昇格の対象である4年目職員を全員異動させることで、研修プログラムとの効果的連携を図るなど、改善を重ねている。

○事務組織についての自己点検・評価

事務組織の改善については、中期計画に基づき、事務組織のあるべき姿及び個別の事務組織設置・改善に関する検討を行うため、事務部長会の下に「事務組織改善ワーキンググループ」を設置し、実施案を策定している（資料10-1-60）。2019年度は、ワーキンググループを3回開催し、2017年度に実施した事務組織改善の検証を行うとともに、メディア支援事務室とユビキタス教育推進事務室の統合及びスポーツパーク準備室の廃止を決定した。改善後も事務組織が効果的に機能しているかについて、検証を行い、その結果を事務部長会に報

告している。

また、遂行している業務が本学の教育研究活動における発展の一助となっていることを各事務職員が理解・把握するために「部門目標制度」を導入している。部門目標は、毎年度、部長・室長が作成し、それに基づき、部署目標を事務長・課長が作成・周知することにより、所属員が具体的な目標及び役割を設定している（資料10-1-61）。さらに、部門間の業務協力が必要となることも考えられるため、本学の情報共有サービス（MICS）に各部門及び部署目標並びに行動計画を掲載している。

大学全体に関わる政策推進にあたっては、部署の枠を超えた事務職員のプロジェクトチームがある（資料10-1-62）。プロジェクトチームは業務遂行に必要な事項を定め、事務部長会で承認することにより、チームが結成される。

一方、事務組織を構成する職員に対しては、職員研修基本計画に基づく体系的な教育研修、職員一人ひとりの成長を促す人事評価、人材育成と組織活性化のための人事異動等、人事制度全体を通じて、一人ひとりの資質向上に取り組んでいる（資料10-1-31, 32）。

（2）長所・特色

<「情報化戦略ビジョン」の策定に伴う安全安心なシステム環境の構築>

法人では常勤理事（情報担当）、教学では副学長（情報担当）を擁し、理事長の下で、法人役員及び教学役職者が委員である「情報化戦略協議会」により、本学全体の情報基盤の中長期ビジョンを掲げている（資料10-1-24【ウェブ】、10-1-63）。このビジョンは、今後、ITが果たすべき将来像を情報化ビジョンとして示し、その実現に向けての施策を掲げ、それらを実行していくためのプログラムとロードマップへの流れを取りまとめたものであり、現状のITの利用・運用・開発・管理における問題をレビューするとともに、長期ビジョン、グランドデザイン、中期計画で掲げられた将来像、施策でITが果たすべきものを明らかにしている。この情報化ビジョンでは、本学の情報システムをマネジメント・基盤系・コミュニケーション系・教育系・研究系・法人系の6つの領域に分類し、各領域について、ビジョンの詳細及び実現に必要な施策についてまとめており、この方針に沿って情報化政策を推進している。

情報担当常勤理事のガバナンスの下、情報化戦略協議会が各情報機関を取りまとめ、情報化戦略の策定、並びに同戦略の情報化ビジョンを実現するためプログラム全体基本計画を遂行していく体制を整えた。情報化戦略協議会は、この計画の実現を通して長期ビジョン・グランドデザイン・中期計画の実現を支援していく。今後は、情報化戦略協議会の下に設置された専門部会（PMO）を中心に情報化戦略を実現するため、関連部署とプロジェクトを組織し、情報化ビジョンの実現に向け積極的に関与していく。

<常勤監事の設置に伴う監事体制・役割の強化>

2020年4月1日改正私立学校法施行では、監事による「理事の業務執行状況の監査の明確化」、「理事の法令違反行為等の差止め」等が規定化され、監事の理事・理事会に対する牽制機能が強化された。大学のガバナンスを一層強化し、監事の職務及び権限等を明確化するために改正された「寄附行為」に即応するため、1967年に制定されたこれまでの「暫定監査

基準」を廃止し、新たに改正された私立学校法に対応する「監事監査規程」を制定した（資料10-1-1, 58）。監事監査規程第5条に基づき、(1)監査方針(2)監査計画(3)監査方法(4)監査業務分担(5)その他、監事、監査室、会計監査人との定期的な連携等について監事監査計画を作成し、そのうえで常勤監事と非常勤監事の役割分担を明示した（資料10-1-64～66）。

特に、2020年度から常勤監事を設置したことにより、二長へのインタビュー（10月：学長，11月：理事長）を新規で導入し、大学内外の環境変化に伴う教学及び法人におけるガバナンスの観点から監査を実施することとなり、「学校法人の責務」に対する二長の指針を直接的に確認する機会となった（資料10-1-67, 68）。理事会（隔週開催）開始前に監事会（監事3名と監査室事務員）を開催し、常勤監事から常勤理事会（毎週開催）等の審議・検討内容を共有することにより、理事会における監事監査をより強化し、改正私立学校法で謳われている「監事の牽制機能の強化・充実」に寄与している。

また、私立学校法における監事の職務は「理事の業務執行状況を監査すること」であるため、二長に留まらず、「常勤理事の年度計画書」に基づいた業務監査を、必要に応じて常勤理事に対しても行うこととしている。

（3）問題点

なし。

（4）全体のまとめ

大学を適切に運営するため、大学の運営においては、学長をはじめとする所要の役を設け、学部教授会等の機関を設置している。学長や役職者の選任方法や権限等は、関係法令に基づき学内規程を整備し、適切に運用している。学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備、教授会の役割を明確化したほか、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任についても学内規程により明確化している。このことにより、予算編成及び予算執行の適切性・透明性を担保している。

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を整備し、職員の採用及び昇格に関する学内規程等を制定し、適切に運用している。また、業務内容の多様化、専門化に対応するため、職員研修制度の拡充や専門的知識・技能を有する専任職員を新たに採用・配置するなど、職員体制の整備を図っている。法人役員と教職員合同の研修会や、教職協働のSDを実施し、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じている。

大学運営の適切性については、常勤監事を設置したことに伴う監査体制の強化の他、法人組織の自己点検・評価、職員人事に関する自己点検・評価、事務組織についての自己点検・評価を実施し、改善・向上に取り組んでいる。

第 10 章 大学運営・財政（2）財務

（1） 現状説明

点検・評価項目①: 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1	大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
評価の視点 2	当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

<大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定>

長期的に収支均衡を図ることを財政運営の基本とし、中・短期的には資金計画及び事業計画の未達成部分等について随時見直しを図り、期中に発生する重要事項については、必要に応じて理事会及び評議員会の議を経て、補正予算で対応している。また、私立学校法の主旨に則り、大学構成員、関係者及び一般社会への説明責任の観点から、ホームページ等を通じて積極的に財務情報を公開している（資料10-2-1【ウェブ】）。

建学の精神・教育理念に基づく教育研究活動を永続的に発展させること等を目的として、2011年度に制定された「長期ビジョン」を具現化するために「第1期中期計画」（2014～2017年度）、「第2期中期計画」（2018～2021年度）を策定している（資料1-17, 18【ウェブ】）。中期計画策定委員会の下に3つの専門部会が設置され、このうち財務戦略及び施設設備整備計画についての中期計画策定を担う「財務戦略・施設設備整備計画専門部会」の下に、財務理事を座長とする財務戦略ワーキンググループを編成し、財務戦略についての中期計画を策定した（資料1-19）。策定にあたっては、過去の決算実績の推移や、支出の将来予測をもとにした財務シミュレーションを用いている。第2期中期計画の財務戦略では、「永続的に発展できる財務体質の構築」「施設計画と連動した資金計画の策定・実行」「基本金組入前当年度収支差額を指標とした予算編成」を目標としている。中期計画策定後も、財務戦略ワーキンググループを引き続き定期的に開催して、財源確保に向けた諸施策、学費改定も含めた収支改善策の検討を行っている（資料10-2-2）。2020年4月、第2期中期計画は、財務戦略を含めた中間統括をまとめ、外部に公表している（資料10-2-1【ウェブ】）。

<財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

「2019年度決算案について」に示す財務関係比率は2019年度決算値であるが、また同規模他私大の比率は、2018年度実績で青山、立教、中央、法政を比較対象としている（資料10-2-3）。

○事業活動収支計算書関係比率

事業活動収支差額比率は5.7%であり、2013年度以降上昇傾向にある。他大学の実績5.8%～12.2%と比較して低く、本学は更なる改善が必要である。人件費依存率は73.2%であり、2014年度以降下降傾向にあるが、他大学の実績64.6%～71.4%と比較し高い水準にあり、収支圧迫の要因となっているため、改善が必要である。「施設整備計画及び資金計画の方針策定について(2020年2月11日理事会)」において、概ね最大70%を意識することとしている（資料10-2-4）。人件費比率は55.5%であり、他大学の実績51.5%～55.5%と比較し、高い水準にあり、

収支圧迫の要因となっているため、改善が必要である。教育研究経費比率は33.3%であり、他大学の実績31.4%～34.7%と比較し、平均的であると言える。

※人件費の比率計算においては、他大学と同条件とするため、年金掛金収入と年金資産運用収入を人件費から除いて計算している。

○貸借対照表関係比率

内部留保資産比率は14.2%であり、減価償却引当特定資産や中長期修繕引当特定資産（2020年度新設）など、施設の将来計画へ向けて資金積立てを行っているため、上昇傾向にある。しかし、他大学の実績19.4%～33.0%と比較し、内部留保の水準は未だ低いため、継続的に積立てを行う必要がある。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1	大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点2	教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点3	外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

<財政基盤の確保>

2019年度決算では、基本金組入前当年度収支差額は30億6,000万円の収入超過となり、老朽化した施設の更新・修繕に備えて、施設設備のための引当特定資産を52億円積立てている。現状規模の施設の建替え更新のために必要な資金は年間60億円と試算されているため、現状と同水準の教育研究活動を継続しつつ施設の建替え更新に備える点では、一定程度見通せるようになっている。しかし、「グランドデザイン2030」の教学目標達成や教育情報環境整備などを推進していくためには、更なる資金が必要となるため、学費の定額漸増の継続や入学定員の確実な充足、資金運用などに代表される学費以外の収入の増加が求められる状況にある（資料1-13【ウェブ】）。なお、文部科学省の入学定員超過率の厳格化に対応するため、2018年度に入学定員を改定して以降、入学定員の未充足状況が続いている。入学定員充足の重要性を各学部で説明し理解を得ること、入学定員の充足状況によりインセンティブ予算を措置するなどの施策を講じ、学費収入を計画通りに確保するよう努めている。

<外部資金の獲得状況、資金運用等>

○科学研究費助成事業

科学研究費助成事業は、2019年度の新規申請344件（2018年度は280件）、新規採択件数109件（同69件）と前年度を上回り、新規・継続を合わせた採択件数は295件（同284件）、交付内定金額も間接経費を含めて約6億3,427万円（同約5億9,576万円）となった（資料8-51）。支援体制整備の方策としては、外部支援業者による動画コンテンツや個別添削を導入して教員・研究者の申請書作成ノウハウの底上げを図ったほか、科学研究費助成事業採択経験者を講師としたセミナーを2回、応募手続きに関する説明会を3回開催し、情報提供を行った（資料8-

52～54)。その他、申請書類について、担当職員が形式から内容に至るまでのチェック等を通じて、研究者へフィードバックを行い、申請書類のブラッシュアップを支援した（資料8-55）。科学研究費助成事業の採択件数及び内定金額は、ここ数年概ね増加傾向にあるが、申請件数をさらに増やすべく、各学部等の協力も得て、学部長会、教授会、研究科委員会、Ohio!Meijiや案内資料のポスティング等さまざまな手段を通じて申請を奨励している（資料8-51, 54）。このような科学研究費助成事業を中心とした外部資金獲得支援を行っているが、その他の競争的資金への申請支援や、産学連携活動支援によるライセンス料獲得など、研究をもとにした外部資金獲得の施策を進めている。また、2019年度には、産学連携活動を一層進められるようライセンス料の対価としての新株予約権取得について制度化するなど、社会貢献と合わせて学費以外の資金収入の向上を目指している。

○寄付金

本法人で募集している募金制度は、寄付者が5つの使途（奨学、国際化、研究、スポーツ、キャンパス整備）を選択して寄付できる「未来サポーター募金」、学生・院生・生徒の保護者へ教育研究環境の充実・発展に必要な経費として依頼を行っている「教育振興協力資金」、2019年度から募集を開始した周年事業のための「創立140周年記念事業募金」の他、各機関が独自で募集する「各種指定寄付金」がある（資料8-50, 10-2-5～7【ウェブ】）。また、遺贈の案内や寄付者顕彰制度の実施等、大学財政に寄与する大口寄付の獲得に向けた活動も行っている。募金事業については、募金常設委員会において当該年度の募金計画を定め推進している（資料10-2-8）。

未来サポーター募金は恒常的募金として、寄付者が5つの使途を選択できるため寄付者の満足度が高いものとなっている。毎月の明治大学広報また年2回（1月・9月）住所判明校友約34万人へ送付する明治大学広報「募金特別号」での協力依頼また「趣意書」同封などを行うほか、校友会支部長会などを通じて協力依頼を行っている。寄付者へは毎年「未来サポーター募金活動報告書」を送付し、寄付金の活用状況を開示している（資料10-2-9）。また奨学サポート資金を活用した奨学金給付全学生の生の言葉を伝える「感謝のことば」を作成し、寄付者へ送付している（資料10-2-10）。こうした取り組みにより、寄付者との定期的な繋がりを構築し、恒常的募金としての役割を果たしている。2019年度には奨学サポート資金以外の資金寄付者へもこの「感謝のことば（抜粋）」を送付することにより、周年事業募金開始による減額抑制をはかり、未来サポーター募金全体では受入金額前年度比34.3%減であったが、奨学サポート資金は前年度比13.3%増となった。また、スポーツサポート資金については各部OB会による寄付や2019年度より体育会運動部の活躍記事には必ず募金ページへの誘導を行うなどにより、前年度比件数18.9%増、金額10.3%増となった（資料10-2-11【ウェブ】）。

教育振興協力資金は、教育研究環境の充実・発展に必要な経費とし、大学・大学院・付属校の父母を対象に年2回募集している（資料10-2-5【ウェブ】）。加えて、父母会会長会議や全国各地で開催される地区父母会における協力要請、また2016年度より付属校においては新入生保護者に加え、在学生保護者にも依頼対象を拡大するなど、様々な取り組みが確実に寄付受入額増加につながっており、前年度比件数9.6%増、金額17.9%増となった。

創立140周年記念事業募金は、2021年の創立140周年に先駆けて、2019年より開始している。

役員、教職員及び高額寄付者への周知をはじめ、明治大学広報「募金特別号」、ホームカミングデー及び校友全国大会での協力依頼、法人約24,000社に対する募金の呼び掛け、2020年1月には周年募金と恒常的募金の両立させる「創立140周年記念事業募金／未来サポーター募金趣意書」を作成するなど、募金拡大を図っている（資料10-2-12）。独自の顕彰を用意し、本学では初めての試みとなる座席顕彰プレートや教室顕彰プレートなど感謝の見える化に取り組んでいる（資料10-2-12）。2019年度の寄付受入実績は、1,089件（約3億2,700万円）となった。

なお、2020年度については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、社会状況等を鑑み毎年2回保護者へ送付している教育振興協力資金「趣意書」発送は中止し、企業への創立140周年記念事業募金への協力依頼アプローチも控えざるを得なかった。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家計支持者の失業や収入減、学生自身のアルバイトの機会の喪失等に起因する学生の修学継続への支援対応のため、またこうした感染症等への対応として中長期的な視点での学生支援のために「学生・教育活動緊急支援資金」を創設し、主に校友に向け、募金を開始し、2020年8月末時点で2,729件（約3億1,000万円）と、多くの支援を得ている（資料7-26）。

（2）長所・特色

<募金による寄付金の受け入れ>

本法人の募金制度は、寄付者が5つの使途（奨学、国際化、研究、スポーツ、キャンパス整備）を選択して寄付できる「未来サポーター募金」、保護者へ教育研究環境の充実・発展のため協力依頼を行う「教育振興協力資金」、2019年度から募集を開始した周年事業のための「創立140周年記念事業募金」がある。これらの他に各機関が独自で募集する「各種指定寄付金」がある（資料8-50,10-2-5～7【ウェブ】）。

未来サポーター募金は恒常的募金として毎月の明治大学広報及び同募金特別号(年2回)を送付し不断の協力依頼を行い、部内他事務室との連携により校友・父母に対して各会合において協力依頼を行っている。寄付者へは毎年「未来サポーター募金活動報告書」及び奨学金給付学生の生の言葉を伝える「感謝のこぼし」を送付し寄付活用状況報告している（資料10-2-10）。また、スポーツサポート資金は各OB会による寄付に加え、2019年度より体育会運動部の活躍記事には必ず募金ページへの誘導を行うなどにより、前年度比件数18.9%増、金額10.3%増となった。

周年事業募金開始により恒常的募金の減額が危惧されることから、「感謝のこぼし（抜粋版）」の他資金寄付者への送付、「創立140周年記念事業募金」と「未来サポーター募金」を合冊した案内冊子（趣意書）の作成、両募金の払込用紙2段組設計など、また周年募金における座席芳名プレートや教室顕彰プレートなど新たな顕彰制度を設けたことにより、周年毎のリピーター寄付者への恒常的募金のアピールにもつながり、奨学サポート資金は前年度比13.3%増とすることができた（資料10-2-12）。

寄付への感謝を表すため顕彰として「明治大学広報」への芳名掲載、寄付金額に応じた記念品贈呈、寄付者銘板への刻銘及び一定の累計寄付額に応じた賛助員称号を寄付者交流会において授与している。紫紺賛助員以上の方に対しては、大学行事への招待や将来計画等を披露しご意見を伺う場として寄付者アドバイザーボードを開催し大学への理解・協力を

不断に行い、更なる支援に結び付けている。

＜本学の財務状況に対する教職員への理解促進活動＞

大学を構成する基本的な要素「学生数・キャンパス規模・教職員数」の30年間の推移から本学の歩みをまとめた「本学の財政の長期分析 今後の課題と展望について」を財務課が作成した（資料10-2-13）。本資料は、2019年12月4日の理事会にて承認され、2020年1月8日の学部長会において説明した後、全専任教職員へも配付し、本学財政の情報を共有した。なお、教職員には予算編成時、決算後に学内向けの財務状況説明資料を作成し、情報共有を恒常的に行っている。教職員が財務状況を理解し、教育研究活動における重点戦略を推進していくためにも、財務諸表等の計算書類を開示するだけでなく、財務状況について、図表等を用いて説明するこのような取り組みは非常に有用である。2021年度予算要求において、概算要求基準を学部入学定員充足率と連動させる予算編成方法を導入したが、本学の財務状況について共通の認識があったので大きな混乱はなく、一定の理解を得ることができた。

今後も予算編成、決算時に、図表等を用いてわかりやすい財務状況の説明資料配付を継続し、財務情報の公開、見える化を推進することで、教職員が本学の財務状況理解を深め、業務に反映させることが期待できる。

（3）問題点

＜安定的な財政基盤を確保するための更なる整備＞

本学の内部留保（施設の将来計画に向けての資金積立）の水準は、他大学に比べ低水準である。（本学の内部留保資産比率14.2%、他大学実績は19.4%～33.0%）また、本学の人件費依存率は学費収入が増加したことにより、低下傾向（73.6%：2020年度予算）にあるが、同規模私大（68.1%：2018決算）に比較すると未だ高い状況にある。

今後の経営上の課題は、第2期中期計画（中間総括）の通り、事業活動収入の安定的な確保および事業活動支出のスクラップアンドビルドを通じて、将来的に収入超過20億円以上を目標とする予算を編成して、建替更新及び中長期修繕に必要となる60億円の資金計画、「グランドデザイン2030」達成のための教学政策予算を確保することである。

事業活動収入の安定的な確保につながる資金運用を効率的に拡大するための学内環境を整え、効率運用を実施していくことが望まれる。

これらの問題点に対して、収入の柱となる学生生徒納付金収入を計画通り安定的に確保するため、学部執行部への説明、インセンティブ予算の措置を通じて、学部の入学定員充足のための方策を実施し、支出予算を入学定員充足と連動させる予算編成方法の導入等により、収支の更なる健全化、安定化を図る。また、施設整備の資金計画に続き、情報整備の中長期の整備・更新計画をもとに資金計画を策定することで、財政の見通しを明確にする。その他、人件費依存率について他大学との比較分析をすすめ、適正な人件費依存率の目標値を定めて採用計画等に反映させることで、人件費総額の管理を目指す。また、収入多角化実現のために財務戦略ワーキンググループにて資金運用のあり方について検討し、効率的な運

用体制の構築を目指す。

（４）全体のまとめ

「長期ビジョン」を具現化するために「第1期中期計画」（2014～2017年度）、「第2期中期計画」（2018～2021年度）を策定している。中期計画策定委員会の下に「財務戦略・施設設備整備計画専門部会」内に、財務理事を座長とする財務戦略ワーキンググループを編成し、財務戦略についての中期計画を策定し、学内外に公表している。

現状分析や他大学との比較において、本学の教育研究活動の水準を高めるため、さらには施設の建て替え更新に備えるための財務基盤の確立を目指している。募金による寄付金の受け入れは拡充しているが、更なる財務基盤の安定化に向け、経費の節減とともに外部資金の獲得や資金運用等の施策を検討する必要がある。本学の財務状況に対する教職員への理解を促進し、本学運営機能の強化を図る取り組みを推進していく。

終章

終章では、1992年に自己点検・評価を学則に規定して以降、毎年度、積み重ねてきた自己点検・評価の実績に基づき、本学の内部質保証の諸活動を踏まえ、各章の要約を行い、将来に向けた展望について述べる。

1 全体の総括

(1) 理念・目的

「建学の精神」を頂点として、全学の歩むべき「理念」と「使命」を定め、これらに基づき学則等に「本学の目的」を明示している。2019年12月には、創立150周年(2031年)を見据えた次期グランドデザインとなる「グランドデザイン2030」を公表しており、2020年度期首にはじまる「学長方針」は、「グランドデザイン2030」を受けた中期計画として方針を示し、これに従って各学部等が「教育・研究に関する年度計画書」として具体的な行動計画を策定している。建学の精神、理念、使命に基づき、教学全体の10年後の将来像(ビジョン)と重点施策であるグランドデザインを定め、各学部等が行動計画・重点戦略を策定していく階層的な計画策定の仕組みは、本学の特色として、今日に定着している。

(2) 内部質保証

本学の内部質保証に関する全学的な方針及び手続は、「内部質保証の方針」において、内部質保証に関する基本的な考え方、組織体制と役割分担、PDCAサイクルの運用プロセス、関係校規を明示している。

この方針に基づき、全学委員会及び学長室を本学の内部質保証の推進に責任を負う組織と位置づけ、教育研究の向上に取り組んできた。全学委員会が作成した自己点検・評価報告書は、理事長を委員長とし、大学役職者と学識経験者からなる評価委員会において、評価の客観性・妥当性を検証し、評価結果を「大学への提言」としてまとめ、全学委員会に報告して、必要に応じて改善策を講じることとしている。このように、評価を重層的に行うことで改善点の重点化が図られるとともに、次年度の年度計画・予算編成に反映させることで、内部質保証の実効性を高めている。

(3) 教育研究組織

本学は、「グランドデザイン2020」に基づいた教育、研究、社会連携、国際連携、学生生活支援、大学の社会的責務における各重点施策を実現するにふさわしい改革を推進するための教育研究組織を整備している。

2020年5月現在、10学部、16研究科を駿河台、和泉、生田、中野の4キャンパスに設置する総合大学へと進化を遂げている。

(4) 教育課程・学修成果

本学は、「明治大学の教育目標及び3つのポリシー」において、全学的な教育上の指針となる3つのポリシーを明示している。この方針に基づき、授与する学位ごとに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を策定し、公開している。

カリキュラムツリー、カリキュラムマップ等の整備を通じて、教育課程の体系性を高める取り組みを進めてきた。学士課程においては初年次教育及び教養教育と専門教育の適切な配置等、修士課程及び博士課程においてはコースワークとリサーチワークを適切に組み合

わせた教育への配慮等，専門職学位課程においては理論教育と実務教育の適切な配置等，それぞれの学位課程において適切な教育内容を設定している。

また，教育課程の適切性や教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性について，点検・評価を継続的に行い，改善・向上に取り組んでいる。

(5) 学生の受け入れ

本学は、「明治大学の教育目標及び3つのポリシー」に基づき、「明治大学の入学者の受入方針」を策定し，公開している。多様な価値観や様々な学習履歴をもった学生を受け入れるべく，入学試験制度の改善を行ってきた。積極的な学生募集を行い，適切な実施体制のもと，厳正かつ公正な入学者選抜を行っている。

定員管理については，概ね適切な状況にあるが，一部の研究科に課題が残っている。

(6) 教員・教員組織

本学は、「教員任用計画の基本方針」を策定し，本学の将来構想及び教育研究計画に配慮した教員の任用を円滑に推進し，計画的に教員組織を整備している。教員の募集，採用，昇任に関しては，全学的な規程等に基づき，透明性を担保した手続きを行っている。

また，全学的なFD活動の他，学部・研究科が独自に実施するFD活動等，大学全体として多様な取り組みを実践している。

(7) 学生支援

本学の学生支援の方針については，「グランドデザイン 2020」の実現に向けて策定した「学長方針」において明示し，公表している。この方針に基づき，修学支援，学生生活支援，進路支援等について，体制及び制度を適切に整備してきた。とりわけ，本学の建学の精神「権利自由，独立自治」を踏まえた学生の多様性に配慮した修学支援体制は，本学の学生支援の特筆すべき長所となっている。

(8) 教育研究等環境

本学の理念・目的，各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境を実現するため，キャンパスごとの特性を活かし，学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮した施設・設備の整備を推進してきた。その一環として環境保全活動に本学独自のマネジメントシステムを導入し，実施している。

また，教育研究活動に関する各種支援制度を拡充し，促進を図るとともに，研究倫理を遵守するための措置も適切に講じている。

(9) 社会連携・社会貢献

本学の社会連携・社会貢献の方針を「明治大学と社会をつなぐ智の架け橋」と位置づけ，創業者出身地やキャンパス所在地との地域連携，産学官連携，国際交流事業，教育研究成果の社会還元事業等を推進している。

(10) 大学運営・財務

本学の理念・目的，大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため，法人・教学が一体となり，大学を運営する体制を構築している。

財務については，教育研究活動を永続的に発展させることを目的とした財務戦略を策定している。より一層の安定的な財務基盤を確保するための様々な施策を検討している。

2 今後の展望

2011年に学長の下で策定した「グランドデザイン2020」の成果を踏まえ新たに「グランドデザイン2030」を策定した。コンセプトは、「前へ『個』を磨き、ともに持続可能な社会を創る」であり、本学の果たすべき役割として「権利自由・独立自治」の建学の精神を体現した人材の育成と知の創造を通して新たな課題に挑戦することとしている。建学の精神、理念、使命に基づく10年後の本学の将来像（ビジョン）とこれを実現するための重点施策を示すものと位置づけている。「グランドデザイン2030」は、①教育、②学生支援、③研究、④社会連携・社会貢献、⑤大学運営の5つの区分に分けてそれぞれのビジョンと重点施策を示している。2020年度に就任した新学長は、「グランドデザイン2030の実現に向け、任期4年間における本学の向かうべき方向性、全学的な教育・研究計画を長中期的な計画と位置づけ「教育研究のイノベーションと大学のレジリエンス確立に向けて」として明示している。

今回の自己点検・評価では、各基準においてその長所と改善課題が明確になった。ここで明らかになった課題を着実に改善するとともに、学長の長中期的計画に則りグランドデザインの実現に繋げていく。

以 上